

日本福祉用具供給協会
— 20年の歩み —



一般社団法人 日本福祉用具供給協会

日本福祉用具供給協会 20 年の歩み

—目次—

祝辞

厚生労働大臣 塩崎恭久	4
-------------------	---

挨拶

理事長 小野木孝二	5
初代理事長 池田茂	6
第2代目理事長 故 山下一平（福祉用具の日しんぶんの遺稿から転載）	8
第3代目理事長 末島賢治	10

第1章 法人の沿革と概要

第1節 沿革

1. 社団法人日本福祉用具供給協会発足の経緯	14
2. 日本福祉用具事業者協会の平成7年度臨時総会並びに 社団法人日本福祉用具供給協会設立総会の概要	15
3. 設立趣意書	17
4. 社団法人日本福祉用具供給協会設立総会における池田会長挨拶	19
5. 新公益法人制度への移行	20
6. 会員数の推移	21
7. 収入予算・決算額の推移	22
8. 協会年会費改定の推移	23
9. 役員の異動状況	25
10. 運営委員の異動状況	29
11. 事務局職員の異動状況	30

第2節 主な事業の実施経過

1. 発足から10周年まで	31
2. 11年目から20周年まで	39

第3節 座談会

「20年を振り返り今後20年に向けて」	50
---------------------------	----

第2章 事業活動

第1節 調査研究事業

- 1. 老健事業 76
- 2. 福祉医療機構助成事業 83
- 3. 社会福祉振興・試験センター助成事業 87

第2節 教育・研修事業 88

第3節 普及啓発活動 106

第4節 行政機関、関係団体との連携並びに協会組織の充実強化事業 121

第5節 災害時における福祉用具の提供協力に関する協定書の締結 130

第6節 協賛・後援事業 133

第7節 要望書 145

第3章 資料

資料1 一般社団法人 日本福祉用具供給協会定款 218

資料2 現役員一覧 227

資料3 特別委員会等委員一覧 228

資料4 正会員・賛助会員一覧 229

資料5 日本福祉用具供給協会年表 240

特集 福祉用具の日これまで 271

編集後記 290

祝辞・挨拶



祝辞

一般社団法人日本福祉用具供給協会 20 周年に寄せて



一般社団法人日本福祉用具供給協会におかれましては、平成 8 年の設立以来、20 周年を迎えられ、ここに「日本福祉用具供給協会 20 周年記念誌」を刊行されることとなりましたことを心よりお慶び申し上げます。

我が国は人類史上類を見ない超高齢社会を迎え、2025 年には、いわゆる団塊の世代の方々が 75 歳を迎え、75 歳以上の高齢者が 2 千万人を超えるなど介護ニーズはますます増大することが見込まれており、地域包括ケアシステムの推進と介護保険制度の持続可能性の確保の双方に取り組む必要があります。こうした中、福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスについては、機能の維持や重度化の予防により高齢者やその家族が共に住み慣れた地域で生活するための環境整備のために欠かせないものであり、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で重要なサービスの一つであると認識しております。このため、今後も福祉用具貸与・特定福祉用具販売サービスが利用者の自立を支援・促進し、効果的かつ効率的に提供されるよう、利用者本位の支援に取り組んでいくことが極めて重要であると考えております。

貴会におかれましては、これまでも高齢者の自立支援・生活支援及び介護者の負担軽減のために、福祉用具の安定的な供給体制の強化を推進するとともに、その質の向上に向けて取り組まれてきました。

さらには、福祉用具の普及や啓発の促進など様々な事業を通じて、介護保険制度の充実に力を入れてこられたと認識しております。

貴会の皆様方が、これまで培われた豊富な経験と熱い情熱を十分に生かされ、福祉の更なる発展のために、より一層貢献されることを期待するとともに、創立 20 周年を迎えた貴会のますますのご発展をお祈り申し上げます。

平成 28 年 5 月

厚生労働大臣 塩崎 恭久

ご挨拶

20年の歩み発刊に向けて



一般社団法人日本福祉用具供給協会は、本年で20年を迎えることができました。一口に20年と言いましても、この20年にはいろいろな出来事がありました。

全国福祉機器・介護用品レンタル事業者協議会（全レン協）と全国介護用品販売店協会（介販協）との合併から始まり、介護保険制度のスタート、介護保険制度の厳しい見直しなど、協会としても、様々な変化の中で、できる限りの対応をして参りました。

その陰には、歴代理事長の池田茂氏、山下一平氏、末島賢治氏を始め、歴代理事の皆さんや運営委員の皆さん、各エリアの支部長、ブロック長を始め、様々な方々の努力があったからこそ今の協会があるのだと思います。

その20年の歩みをしっかりと記録として残し、次の世代に伝えることは、現執行部の重要な使命と考えます。特に、本年は、2018年の診療報酬、介護報酬の同時改定に向けて、制度の骨格が確定する大事な年となります。

そのような年であるからこそ、この20年の歩みをしっかりと検証し、過去の先人の知恵を少しでも活かしていくことが我々の使命と考えます。

2018年の介護保険制度改定に向けては、介護保険制度の理念である利用者の自立を支え、重度化を予防し、介護負担を軽減するという福祉用具の利用効果を実証する自主事業調査の実施、ケアマネジャー向け署名活動、地方議会への意見書提出など積極的に進めているところです。これらの施策がより大きな効果を発揮するよう、関係省庁への説明・報告、国会議員への要請、介護保険部会委員との意見交換、記者発表会なども推進しております。特に軽度者向け福祉用具の重要性をご理解いただけるよう、できることは何でも行うという思いで取り組んでいるところです。

最後に、この20年の歩みの編集にあたりご協力いただきました関係各位に心よりお礼を申し上げ、20年の歩み発刊に向けての挨拶とさせていただきます。

平成28年5月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長 **小野木 孝二**

ご挨拶



福祉用具の研究開発と普及を強力に推進する「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」が制定された翌年の平成6年6月30日に、当協会の前身である「日本福祉用具供給事業者協会」が設立されました。

同団体の使命は、福祉用具を供給する全ての事業者が一丸となり、厚生省（現厚生労働省）および地方公共団体と力を合わせて、利用者自らが選びやすい供給の方法や、福祉用具の選定ができる体制を整備していくための受け皿となることであり、そのために、シルバーマーク認定レンタル事業者の

組織である「全国福祉機器・介護用品レンタル事業協議会」（全レン協）と、販売店の組織である「全国介護用具販売店協会」（介販協）が、大同団結いたしました。

その後、平成8年5月29日に厚生省より正式に認可を受けて、社団法人（現在は一般社団法人）日本福祉用具供給協会がスタートいたしました。

平成12年介護保険制度が導入される際には、福祉用具貸与サービスを公定価格とするか自由価格とするかで協会の意見が分かれました。私は、将来、よりよい福祉用具や機器の開発を促すためには、企業努力が発揮されやすい自由価格とするべきだと主張し、協会の皆様の賛同を得て、自由価格が採用されました。

そのおかげで、今日のような、福祉用具・機器の目覚ましい発展につながったと思っています。今後の日本は、高齢者の人口がますます増加していくことが確実であり、介護保険などの社会保障制度を維持していくためには財源を確保していくことが大きな課題となります。

現在、様々な議論が行われていますが、ある程度の見直しは必要になってくると思われます。

私は、かねてから、レンタル制度のメリットは、高額な福祉機器でも、利用者の方は、必要な時に使用した期間に応じた使用料を支払うことで比較的安価に利用することができ、また、レンタル事業者も、きちんとメンテナンスを行うことで、適正な利益を上げることができる、という経済合理性にあると思っています。

ですから、低価格な福祉機器については、今後は、レンタルから、特定福祉用具販売に見直していくことが必要になってくると思われます。

また、今後は、財源の問題と併せて、介護に携わる人手の問題（マンパワーの不足）が深刻な問題になってきます。

対応策としては、外国人労働者やロボットの導入などが考えられますが、結局のところ、

在宅においては、相当な部分を老老介護に頼らざるを得ないと思われます。

こうした時に大切になってくるのは、介護をする側に立った福祉機器の開発と導入です。

今までは、どちらかというところ、介護される方の都合に合わせて開発された商品が主でありました。在宅介護における老老介護で、介護労力が軽減され、また、操作が簡単な福祉用具が開発されて、介護保険制度に適用されることが、国にとっても、国民にとっても、そして我々事業者にとってもメリットがある、そのような関係が構築されることを期待しております。

平成 28 年 5 月

社団法人 日本福祉用具供給協会 初代理事長 **池田 茂**

福祉用具は超高齢社会の期待の星



1993年10月1日に福祉用具法が施行されたことにちなみ、2002年、福祉用具関連団体によって「福祉用具の日」推進協議会が創設され、10月1日が「福祉用具の日」と定められました。福祉用具法は、正式には「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律」と呼ばれ、高齢者及び障害者の自立の促進、介護者の負担軽減を図るため、福祉用具の普及・開発の促進を目的に、当時の厚生省と通産省の共管によって制定された法律です。この「福祉用具の日」が創設されてから、今年で10周年を迎えました。例年では、各地域でイベント

出展や、街頭でのキャンペーンなどを通じ、普段、福祉用具にあまり馴染みのない方々に向けた啓発活動を実施しております。

毎年全国で様々なイベントが実施されてきましたが、10年という節目を迎えた今年度は、「福祉用具のある風景」と題して、フォトコンテストを開催しました。全国より幅広い年齢層から、過去最高となる296作品もの応募がありました。その受賞作品を見てみると、高齢者が介護保険で利用できる車いすや歩行器などの他に、義肢・装具を装着してスポーツに打ち込んでいる作品や、子ども用の車いす、手こぎ三輪車など、多彩なラインナップとなっております。

福祉用具は高齢者や障害者の日常生活や社会参加にとってとても大切ですが、特に高齢になって障害を持たれた方に多くみられる傾向として、周囲の目を気にして使うことをためらいがちになりやすいということです。そういったマイナスイメージを払拭するためにも、フォトコンテストをはじめ、「福祉用具の日」を足掛かりとした取り組みを進め、福祉用具を身近に感じていただきたいと思います。福祉用具を必要とする誰もが利用しやすい環境をつくっていくことが我々の重要なテーマのひとつです。

福祉用具の日が制定されて10年、介護保険がスタートして12年目を迎え、新しい分野の福祉用具の開発も進められてきました。2003年に開催した「夢の福祉用具アイデアコンクール」では、足が不自由になられた方が身体に装着するロボットスーツのアイデアが最優秀賞に選ばれました。当時はまさに「夢」の福祉用具だったのですが、今やそれに近い製品が実用化され、現実のものとなっています。介護ロボットのみならず、福祉用具に関する研究は様々な機関で行われており、これから先、我々の想像もつかない便利な福祉用具が開発されてくるかもしれません。

我が国は他に類を見ないスピードで少子高齢化が進んでおり、2050年には65歳以上の高齢者は総人口の40%を超えるといわれています。介護に携わる人材不足も問題となっており、介護の全てを人的サービスでまかなうことはできません。例えるならば、どんなに素晴らしい料理でも、鍋やフライパンからじかに手づかみでは、その良さはそれほど感じられないはずです。おいしくいただくためにはやはりその料理にふさわしい器が必要であり、ナイフとフォークが必要なのです。人的サービスを料理に見立てれば、まさに器は住宅であり、ナイフとフォークは福祉用具と言えるでしょう。そしてそれは人的サービス、つまり料理ができる前にテーブルにセットされていなければいけません。まず環境整備が最初だと思います。そうすれば人的サービスが最高に効果をもたらすことでしょう。

超高齢社会への流れの中でますます福祉用具に注目や期待が集まっていくことは間違いないと確信しております。そのためにも、福祉用具の専門職の育成とともに、福祉用具をより多くの方に使っていただき、希望をもって暮らしていける社会になるよう、今後も普及・啓発活動に尽力していきたいと考えています。

〈福祉用具の日しんぶん 2011 年号〉より

平成 28 年 5 月

社団法人 日本福祉用具供給協会 2 代目理事長

故山下 一平

設立 20 周年を迎えて



月日の経つのは本当に早いもので、本協会も設立 20 年を迎えることになったとの事で、真にお目出度いことです。初代の池田理事長時代が永く続き、平成 12 年には介護保険制度が創設され、業界に神風が吹き、加盟社数も増大し、良くも悪くも玉石混合の状態となった訳です。何の努力も無しにとは言い過ぎかも知れませんが、マーケットが急速に拡大し参入企業がひきもきらずという状態になったのは事実だと思います。制度が出来ても制度の大切さを理解しない企業が多く、その影響からか平成 18 年には要介護 1

以下の利用者への利用制限が始まり、所謂貸しはがし問題という社会現象が起きました。私も自社倉庫だけでなく、貸倉庫にも商品が山積みされていたのを昨日のように思い出します。

当時の池田理事長の御苦勞や御心痛は大変なものであったろうとお察し申し上げます。何とか乗り越えられたのも会員企業の皆様の経営努力の賜物と同時に協会幹部を始めスタッフ一同の各方面への働き掛けや励ましがあったからこそと思っています。

その後 2 代目理事長として（故）山下一平氏が就任され、同時に私も副理事長として補佐する立場になったわけであります。山下さん、否、一平さんと呼んだ方がいいかも知れません。あまりにも短い任期で彼ももっともっとやりたい事が多くあったであろうし、彼にしか出来ない事も数多くあったと思います。今日現在我々を取り巻く環境は設立当時とは様変わりしており、制度ビジネスが抱える諸問題が一気に噴出している状態です。一平さんならどう考え、どの様な手を打つだろうか？などと一人で時々思いをめぐらしている今日この頃です。

私はピンチヒッターとして急遽登板し、何とか小野木理事長にバトンタッチが出来たことは協会のスタッフを始め、会員の皆様の応援のお蔭だと深く感謝しております。とりわけ地方の会社が抱えるハンデを物心両面で支えていただいたフランスベッド(株)の池田社長には本当に感謝いたしております。ありがとうございます御座いました。紙面を拝借して御礼申し上げます。

さて、現在進行中の制度改正問題は我々業界に大きな影響を与える事案であり、日福協会員のみならず同業者が真剣に立ち向かう必要があり、同時に足元を見直す機会とも言えるでしょう。従来から指摘されているように、業界の不透明さ、あるいは介護保険で唯一

自由価格であること、専門相談員の質の担保等々、難問山積みです。

小野木理事長以下協会役員及び会員が一致団結してこの難局にあたり、行動する必要があると考えています。私も微力ではありますが、お手伝いをさせていただきます。

最後に会員の皆様のご健勝と益々のご発展を祈念して、筆を置かせて頂きます。

平成 28 年 5 月

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 3 代目理事長

末島 賢治

第1章

法人の沿革と概要



第1節 ― 沿革

1. 社団法人日本福祉用具供給協会発足の経緯

日本福祉用具供給協会は、全国福祉機器・介護用品レンタル事業者協議会（全レン協）と全国介護用品販売店協会（介販協）の二団体が設立母体である。

全国福祉機器・介護用品レンタル事業者協議会（全レン協）は、平成2年12月シルバーマーク認定レンタル事業者の組織である福祉用具レンタル事業者の団体（会長池田茂氏 加盟48社）として発足した。また、全国介護用品販売店協会（介販協）は、平成5年6月26日介護ショップの福祉用具販売事業者の団体（会長三留泰彦氏 加盟142社）として発足した。この全レン協と介販協が、厚生労働省の指導の下に社団法人化を目的として大同団結し、業界唯一の団体として、平成6年6月30日、日本福祉用具供給事業者協会として発足（会長池田茂氏、副会長三留泰彦氏 正会員293社、賛助会員58社）したのである。その後、約2年間社団法人化に向けた準備を重ね、平成8年5月9日半蔵門の東條会館において、任意団体である日本福祉用具供給事業者協会の解散の決議が行われ、その後社団法人となるべく日本福祉用具供給協会の設立総会が開催された。設立総会は池田会長の挨拶と議案の説明に始まり、名称は「日本福祉用具供給協会」とし、設立趣旨としては、福祉用具の研究開発、適切な福祉用具の普及促進、研修などの充実による業界の質の向上、公的事業の増進効果が挙げられた。さらに実施する事業については、①福祉用具に関する調査研究、②供給事業者に対する教育研修、③福祉用具に関する知識の普及啓発、④行政機関、関係団体との連携及び協力並びに協会組織の充実強化、⑤その他協会の目的を達成するために必要な事業とした。また、役員については、理事長は池田茂氏、副理事長に三留泰彦氏、専務理事に塩入甲氏が、常任理事は鈴木可人、山下利一、佐藤隆雄、郷上勲、加茂政興、大沼俊彦、三井均、小泉宗孝、小沼祥生、保志順一、工藤学、濱井秀敏、河野猛、古荘和文の各氏が選任された。

平成8年5月22日には、厚生省より社団法人許可を受け日本福祉用具供給協会が、正式に社団法人日本福祉用具供給協会となり、平成8年5月29日法人設立登記が完了した。

協会事務所は、日本福祉用具事業者協会として利用していた東京都千代田区三崎町13-2-17の小沢ビルが手狭となったので、今後の社団法人化を見越して平成8年1月8日より、東京都千代田区三崎町3-6-13の寺本ビルの3階に移転した。

2. 日本福祉用具事業者協会の平成7年度臨時総会並びに社団法人日本福祉用具供給協会設立総会の概要

平成8年5月9日日本福祉用具事業者協会の平成7年度臨時総会並びに社団法人日本福祉用具供給協会設立総会が、東條会館において会員総数688社のもとに開催された。岩淵運営委員の開会宣言に続き、設立発起人代表の池田茂氏より開会の挨拶が行われた。その後大脇運営委員より出席会員数の発表があり、会則第48条に定める定足数を満たしているので総会は成立することが宣言され、議長の選出については、会則第24条に基づき池田会長より、東海・北陸支部長の株式会社ヤマシタコーポレーションの山下氏が推薦され、満場の拍手で承認された。

日本福祉用具供給事業者協会の平成7年度臨時総会は、580社（うち委任状提出者508社）の出席を得て開催された。第1号議案日本福祉用具供給事業者協会の解散について、向運営委員代理より、主務官庁である厚生省老人福祉振興課と申請に係る諸手続きを通じ、社団法人としての許可を受ける見通しが立ったとの説明があり、社団法人としての許可があった時には、任意団体としての協会を解散する旨の提案があり、議長による裁決の結果満場一致で承認された。第2号議案日本福祉用具供給事業者協会解散に伴う残余財産の処分については、協会解散に伴う残余財産について、新しく誕生する社団法人日本福祉用具供給協会にその全てを寄付する旨の提案があり、議長により採決の結果満場一致で承認された。

その後、社団法人日本福祉用具供給協会設立総会が565社（うち委任状提出者493社）の出席を得て開催された。第1号議案社団法人日本福祉用具供給協会の設立について、向運営委員代理より、平成7年度通常総会において承認された社団法人許可後の協会の目的、事業に基づき社団法人日本福祉用具供給協会を設立させる旨の提案があった。また、協会の名称については、厚生省の指導もあり、法人認可後の公的機関からの事業を受託していくことを踏まえ、その名称を日本福祉用具供給協会とする旨の提案があり、議長による裁決の結果満場一致で承認された。続いて第2号議案社団法人日本福祉用具供給協会の設立趣意書について、社団法人としての本協会の意義として「財団法人テクノエイド協会との協力による福祉用具の研究・開発」「適切な福祉用具の普及促進」「研修等の充実による福祉用具業界の資質の向上」「公的事業の効果の増進」をその主なものとして、設立趣意書の提案があり、議長による裁決の結果満場一致で承認された。第3号議案の社団法人日本福祉用具供給協会の定款について、定款の概略について説明が行われ、議長による裁決の結果満場一致で承認された。第4号議案寄付財産の受け入れについても、臨時総会において残余財産の処分について社団法人日本福祉用具供給協会に寄付することが承認されたことを受けて、社団法人日本福祉用具供給協会としてこの寄付を受け入れる旨の提案があり、議長による裁決の結果、満場一致で承認された。第5号議案の事業計画及び収支予算については、会計年度が変更になることから、認可後あらためて平成8年度の事業計画及び収支予算を作成する旨の説明が行わ

れ、議長による裁決の結果満場一致で承認された。第 6 号議案の役員の選任については、会則第 13 条第 1 項に基づき、議長より北海道支部長加茂氏、近畿副支部長工藤氏、九州沖縄支部長古荘氏、運営委員戸塚氏、畔上氏の 5 名が推薦され、採決の結果満場一致で承認された。また、選考委員による選考の結果、理事 33 名、監事 5 名、運営委員 9 名の推薦があり議長による裁決の結果、満場一致で承認された。さらに承認された理事により役付理事の選出が行われ、理事長池田茂氏、副理事長三留泰彦氏、専務理事塩入甲氏ほか 14 名の常任理事が議長より公表された。最後に第 7 号議案の設立代表者について、平成 7 年度通常総会に於いて設立代表者として承認された池田茂氏に法人設立の許可申請手続きに関する一切の権限、法人設立認可申請書類について、主務官庁の指示による訂正に関する権限を委任する旨の提案があり、議長による裁決の結果、満場一致で承認され、以上を持って議長より本総会の議事をすべて終了した旨の発言があり、岩淵運営委員が閉会を宣言して総会は終了した。

3. 設立趣意書

（社）日本福祉用具供給協会の設立の意義

1. 福祉用具の研究開発

日本においては、人口構造が急速に高齢化しつつあり、21 世紀においては、4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者であるという超高齢社会の到来が推測されている。特に 75 歳以上の後期高齢者が急速に増加することに伴い、要介護高齢者や虚弱高齢者についても、1993 年においては 200 万人であるところ、2025 年には 520 万人になると推計されている。

このような社会状況の変化に伴い、高齢者が住み慣れた地域や家庭において安心して暮らし続けるための基盤整備として、福祉用具の利用の促進を図ることがますます重要な課題となっているところであり、このため、我が国の産業技術を生かした優れた福祉用具の研究開発及び利用者のニーズを踏まえた適切な福祉用具の普及・利用が促進されるシステムの整備を目指した「福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（以下福祉用具法という。）」が、厚生省と通商産業省との共管の法律として、平成 5 年 10 月に施行されたところである。

また、この法律に基づく指定法人である財団法人テクノエイド協会においては、福祉用具の製造事業者等に対して、福祉用具に関する研究開発の助成等を行っているところであるが、実際の利用者である高齢者等の意見が十分に反映された使い易い福祉用具の研究開発については、その途上にある。

そこで、利用者の意見をくみ上げ、より使いやすく、かつ介護者の負担の軽減や要介護の状態にある者の自立の促進に資するような福祉用具の研究開発に資するべく、営業活動を通じて直接利用者と接触することができる福祉用具の販売及び賃貸の事業者を組織化し、財団法人テクノエイド協会等と協力させつつ福祉用具の研究を進めることは今後、利用者の自立支援及び介護者負担の軽減を図る上で大変有意義である。

2. 福祉用具の普及促進

福祉用具の普及促進については、国の施策として、老人福祉法に基づく日常生活用具給付等事業、政府管掌健康保険・船員保険在宅介護支援事業及び福祉用具普及モデル事業（老人保健拠出金事業）を実施しているところである。

これらの事業は、福祉用具を事業の対象者に対し給付又は貸与するものであるが、福祉用具の納入は民間事業者にて委託されており、特に、政府管掌健康保険・船員保険在宅介護支援事業と福祉用具普及モデル事業については、指定事業者制度を採用しており、

日本福祉用具供給事業者協会の会員であってシルバーマーク認定を受けている民間事業者から福祉用具を納入させる仕組みとなっている。

既にこのような形で公的事業にも協力していただいている同協会を社団法人化し、同協会の体制を整備することは、今後、同協会の協力のもとに適切な福祉用具の普及促進策を進める上で必要とされるところであり、また、同協会における会員である事業者に対する研修等の充実を期待することができるため、福祉用具業界全体の資質の向上が図られることにより、公的事業の効果の増進にも寄与するものである。

4. 社団法人日本福祉用具供給協会設立総会における 池田会長挨拶

日本福祉用具供給事業者協会池田会長挨拶全文

会員の皆様、本日は大変お忙しい中、社団法人福祉用具供給協会の第1回通常総会にご出席をいただき、ありがとうございます。去る5月9日に新たに社団法人として設立発足させるために、旧日本福祉用具供給事業者協会を円満解散し、当日めでたく774社の加盟を受けて、社団法人日本福祉用具供給協会の設立を見ました。そして、5月22日におかげさまをもちまして厚生大臣より社団法人としての許可をいただきました。これもひとえに皆様方のご支援、ご協力の賜物であり、改めて心から厚く御礼を申し上げます。

今日、公益法人の不祥事がいろいろと起きたことから、公益法人のあり方について厳しく問題提起されております。このような背景を受け、本日提出しております議案、平成8年度事業計画及び収支予算、入会条件に関する議案等も、与党行政改革プロジェクトチームの公益法人の在り方等に関する提言に沿ったものであります。予算収支計画では公益事業にかかわる事業への支出は支出総額の50%以上であること。入会条件については規制緩和の障害にならないこと。理事構成の中に学識経験者を就任させること等、その方針に沿った形の内容となっております。よろしくご審議賜りたくお願いいたします。

いよいよ待望の社団法人格を取得、新たにスタートを切ることになりました。スタートにあたり、会員の皆様をお願いを申し上げたいと思います。会員の皆様もご承知のとおり、公益法人は社会的信頼性が一段と求められますが、一方ではその責任もまた大きくなってくる点を自覚することが重要であります。

そこで、一つに、モデル事業にみられるごとく自社企業優先の活動をしたり、シルバーマーク制度の倫理綱領の趣旨に反するような行動を厳に慎み、責任ある行動を行ってほしい。二つ、自社研修制度等の充実化をはかり、サービスの質の向上と社員個々の質の向上をはかり、利用客に対する責任体制を強めてほしい。三つ、一方、業界会員企業サイドにおいても懸案となっている議題もいくつかございます。特に消費税に関わる問題については平成9年度に税率改正があるところ、早急に解決に向けたご指導を賜りたいと思います。

以上、会員各位の責任性と自らの能力を発揮し、サービスの質の向上をする努力を重ね、公益法人としても十分な評価を受けられるよう、会員各位の一層の奮闘をお願いし、ご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

5. 新公益法人制度への移行

平成 18 年 6 月 2 日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等が公布され、平成 20 年 12 月 1 日公益法人新制度が施行された。法律の施行と同時に現行の公益法人は全て法律上「特例民法法人」となり、平成 25 年 11 月 30 日（制度施行から 5 年間）までに移行申請が必要となった。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 46 条により、移行期間内に認定を受けなかった特例民法法人は、移行期間満了の日に解散したものとみなすこととされた。当協会は、平成 23 年 9 月 12 日開催の平成 23 年度第 1 回臨時理事会において一般社団法人に移行することが承認可決され、必要な準備を進め、平成 24 年 8 月 8 日移行申請をし、平成 25 年 3 月 18 日内閣総理大臣より、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律 50 号）第 45 条の規定に基づき、一般社団法人として認可された。これにより平成 25 年 4 月 1 日付で解散の登記及び設立の登記を完了し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 2 項の規定により、移行登記完了届出書を内閣総理大臣並びに厚生労働大臣に提出し、一般社団法人への移行が完了した。なお、平成 25 年 7 月 17 日内閣総理大臣より公益目的財産額の確定通知があり、平成 25 年 3 月 31 日を算定日とする当法人の公益目的財産額については、誤りがないと認められ、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第 33 条第 3 項に基づき、91,995,090 円を当法人の公益目的財産残額とする旨、通知された。また、当法人の公益目的財産残額が零となると見込まれる事業年度の末日は、平成 28 年 3 月 31 日とされた。

（移行の経過）

時 期	事 項
平成 23 年	
9 月 12 日	平成 23 年度第 1 回臨時理事会において一般社団法人に移行することを承認可決
平成 24 年	
6 月 21 日	新定款案を第 1 回理事会及び総会で承認可決
8 月 8 日	内閣総理大臣あて一般社団法人への移行認可申請
11 月 9 日	内閣府公益認定等委員会に諮問
11 月 16 日	同委員会より答申
平成 25 年	
3 月 18 日	内閣総理大臣より一般社団法人への移行認可
4 月 1 日	一般社団法人日本福祉用具供給協会として移行登記
4 月 15 日	内閣総理大臣並びに厚生労働大臣あて移行登記完了届出書提出
7 月 17 日	内閣総理大臣より公益目的財産額の確定通知

6. 会員数の推移

年 月 日	正会員	賛助会員	合 計	備 考
平成 6 年 6 月 30 日	292	58	350	前協会発足
平成 7 年 6 月 30 日	560	67	627	発足 1 年目
平成 8 年 5 月 22 日	696	78	774	法人設立日
平成 9 年 3 月 31 日	747	74	821	設立 1 年目
平成 10 年 3 月 31 日	740	67	807	設立 2 年目
平成 11 年 3 月 31 日	719	65	784	設立 3 年目
平成 12 年 3 月 31 日	693	64	757	設立 4 年目
平成 13 年 3 月 31 日	644	64	708	設立 5 年目
平成 14 年 3 月 31 日	587	60	647	設立 6 年目
平成 15 年 3 月 31 日	557	45	602	設立 7 年目
平成 16 年 3 月 31 日	532	42	574	設立 8 年目
平成 17 年 3 月 31 日	521	40	561	設立 9 年目
平成 18 年 3 月 31 日	519	38	557	設立 10 年目
平成 19 年 3 月 31 日	504	33	537	設立 11 年目
平成 20 年 3 月 31 日	462	29	491	設立 12 年目
平成 21 年 3 月 31 日	403	30	433	設立 13 年目
平成 22 年 3 月 31 日	372	24	396	設立 14 年目
平成 23 年 3 月 31 日	361	22	383	設立 15 年目
平成 24 年 3 月 31 日	346	22	368	設立 16 年目
平成 25 年 3 月 31 日	338	25	363	設立 17 年目
平成 26 年 3 月 31 日	329	24	353	設立 18 年目
平成 27 年 3 月 31 日	322	25	347	設立 19 年目
平成 28 年 3 月 31 日	318	31	349	設立 20 年目

7. 収入予算・決算額の推移

年 度	決算額 (円)	収入予算額 (円)	予算対比 (円)
平成 8 年度	139,851,196	181,410,000	△ 41,558,804
平成 9 年度	169,394,372	147,995,424	21,398,948
平成 10 年度	141,585,001	130,352,146	11,232,855
平成 11 年度	172,717,315	160,044,118	12,673,197
平成 12 年度	142,225,443	145,550,667	△ 3,325,224
平成 13 年度	120,282,871	129,238,471	△ 8,955,600
平成 14 年度	110,010,472	126,343,152	△ 16,332,680
平成 15 年度	115,130,362	107,021,409	8,108,953
平成 16 年度	88,041,052	82,236,685	5,804,367
平成 17 年度	93,794,106	104,629,468	10,835,362
平成 18 年度	116,540,732	123,914,705	△ 7,373,073
平成 19 年度	99,741,567	110,558,000	△ 10,816,433
平成 20 年度	113,746,716	77,600,000	36,146,716
平成 21 年度	111,876,354	113,529,000	△ 1,652,646
平成 22 年度	102,282,647	104,200,000	△ 1,917,353
平成 23 年度	250,348,392	124,486,000	125,862,392
平成 24 年度	103,797,448	92,856,000	10,941,448
平成 25 年度	95,327,462	93,956,000	1,371,462
平成 26 年度	97,906,914	99,591,000	△ 1,684,086
平成 27 年度	109,457,633	104,681,000	4,776,633

(注) 平成 23 年度は、災害福祉用具受託収入 (日赤) 96,059,250 円及び支部ブロック事業収入 10,913,585 円を含む。

8. 協会年会費改定の推移

平成 8 年度

- (1) 正会員 年会費 10 万円（ただし、シルバーマークを取得していない場合は 6 万円とする。）
- (2) 賛助会員 15 万円
- (3) 会費の納入は、毎年度 5 月末日（平成 8 年度は 9 月末日）までです。ただし、新規会員は、入会時に入会金及び年会費を納入するものとする。

平成 10 年度

- (1) 正会員の年会費は 10 万円とする。
- (2) 平成 10 年 4 月 1 日以降の新規入会者の年会費は 10 万円とする。
- (3) 現行年会費 6 万円は平成 10 年度 8 万円、11 年度は 10 万円とする。

平成 13 年度

- (1) 新規入会者の年会費 5 万円
- (2) 福祉用具売上高による年会費
 - 1 千万円未満 5 万円
 - 1 千万円以上 1 億円未満 10 万円
 - 1 億円以上 3 億円未満 12 万円
 - 3 億円以上 5 億円未満 15 万円
 - 5 億円以上 10 億円未満 17 万円
 - 10 億円以上 20 億円未満 20 万円
 - 20 億円以上 25 万円

平成 20 年度

- (1) 新規入会者の年会費 5 万円
- (2) 福祉用具売上高による年会費
 - 1 億円未満 10 万円
 - 1 億円以上 5 億円未満 15 万円
 - 5 億円以上 10 億円未満 25 万円
 - 10 億円以上 20 億円未満 35 万円
 - 20 億円以上 50 万円

平成 27 年度

(1) 新規入会者の年会費 5 万円

(2) 福祉用具売上高による年会費

1 億円未満	10 万円
1 億円以上 5 億円未満	15 万円
5 億円以上 10 億円未満	25 万円
10 億円以上 20 億円未満	35 万円
20 億円以上 50 億円未満	50 万円
50 億円以上 100 億円未満	100 万円
100 億円以上 150 億円未満	150 万円
150 億円以上 200 億円未満	200 万円
200 億円以上	300 万円

9. 役員の異動状況

氏 名	在任期間（平成）	役職名
（理事長）		
池 田 茂	8.5.22～22.3.31	フランスベッド（株）代表取締役社長
山 下 一 平	22.4.1～25.7.13	（株）ヤマシタコーポレーション代表取締役社長
末 島 賢 治	25.8.21～27.6.19	（株）ホームケアサービス山口代表取締役
小野木孝二	27.6.19～	（株）トーカイ代表取締役社長
（副理事長）		
三 留 泰 彦	8.5.22～16.3.31	トータルヒューマンサービス（株）たかひこ代表取締役
工 藤 学	10.3.24～12.3.31	（株）ハピネス代表取締役社長
山 下 一 平	14.3.20～22.3.31	（株）ヤマシタコーポレーション代表取締役社長
末 島 賢 治	22.4.1～25.8.21	（株）ホームケアサービス山口代表取締役
小野木孝二	22.4.1～27.6.19	（株）トーカイ代表取締役社長
星川光太郎	25.8.21～27.6.19	フランスベッド（株）代表取締役副社長
岩 元 文 雄	27.6.19～	（株）カクイックスウイング代表取締役社長
（専務理事）		
塩 入 甲	8.5.22～15.3.20	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
鈴 木 晴 彦	15.3.20～18.3.31	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
北 沢 琢 郎	18.4.1～23.6.30	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
長 井 允 良	23.7.1～26.1.31	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
東 山 文 夫	26.6.23～27.6.19	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
本 村 光 節	27.6.19～	（社）日本福祉用具供給協会事務局長
（常任理事）		
大 沼 俊 彦	8.5.22～14.3.31	（株）蔵王サプライズ代表取締役社長
小 沼 祥 生	8.5.22～10.3.24	ワタキューセイモア（株）業務企画室長
加 茂 政 興	8.5.22～12.3.31	（株）秋山愛生館取締役シニア事業室長
工 藤 学	8.5.22～10.3.24	（株）ハピネス代表取締役社長
小 泉 宗 孝	8.5.22～20.3.31	（株）東京民間救急サービス取締役
郷 上 勲	8.5.22～10.3.24	（株）ケーディエス代表取締役
河 野 猛	8.5.22～20.3.31	（株）トーカイ代表取締役社長
佐 藤 隆 雄	8.5.22～18.3.31	（株）ジェー・シー・アイ代表取締役社長
鈴 木 可 人	8.5.22～10.6.19	（社）シルバーサービス振興会常務理事
濱 井 秀 敏	8.5.22～12.3.31	日本基準寝具（株）代表取締役専務
古 莊 和 文	8.5.22～14.3.31	（株）シロヤパリガン代表取締役社長
保 志 順 一	8.5.22～14.3.31	（株）ホシ薬局代表取締役
三 井 均	8.5.22～22.3.31	真中（株）専務取締役
山 下 利 一	8.5.22～10.3.24	（株）ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長
村 田 清 和	10.3.24～14.3.24	ワタキューセイモア（株）取締役副社長
山 下 一 平	10.3.24～14.3.30	（株）ヤマシタコーポレーション 代表取締役専務
	11.3.16～14.3.20	（株）ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長
山 崎 有 三	10.3.24～16.3.31	パシフィックサプライ（株）取締役特販事業部長

氏 名	在任期間（平成）	役職名
毛 利 智 之	10.3.24～24.3.31	(株) エンパイヤー ホームヘルスケアサービス部長
	24.4.1～24.6.21	(株) アル 代表取締役
長 橋 茂	10.6.19～21.3.18	(社) シルバーサービス振興会 常務理事
池 田 啓 子	14.4.1～16.3.31	(株) 特殊医療 代表取締役社長
小野木孝二	14.4.1～22.3.31	(株) トーカイ 代表取締役社長
北 村 透	14.4.1～24.3.31	(株) シルバーホクソン 取締役会長
新 開 昌 伸	14.4.1～20.3.31	麻生メディカルサービス (株) 代表取締役社長
中 澤 肇	14.4.1～18.3.31	(株) ハ神製作所 代表取締役社長
柴 橋 和 弘	18.4.1～24.3.31	(株) 柴橋商会 代表取締役
阿 部 京 三	18.4.1～22.3.31	(株) かんきょう 代表取締役
生 本 覚	18.4.1～19.3.31	ももたろうレンタルサービス (株) 代表取締役
宮 本 治 樹	18.4.1～22.3.31	ケアライフ・メディカルサプライ (株) 代表取締役社長
末 島 賢 治	20.4.1～22.3.31	(株) ホームケアサービス山口 代表取締役
石 原 孝 雄	20.4.1～24.3.31	パラメディカル (株) 代表取締役
植 松 浩 伸	20.4.1～24.3.31	(株) トーカイ常務取締役
岩 元 文 雄	20.4.1～24.3.31	(株) カクイックスウイング 代表取締役
吉 田 静 慈	21.3.19～24.3.31	(社) シルバーサービス振興会 常務理事
星川光太郎	22.4.1～24.3.31	フランスベッド (株) 代表取締役副社長
永井富公男	23.6.23～24.3.31	(有) エヌケイ商事代表取締役
大 廣 秀 紀	22.4.1～24.3.31	(株) 大黒ヘルスケアサービス 常務取締役
	(注) 常任理事は 24.3.31 まで	
(理事)		
安 達 高 之	8.5.22～13.3.22	(財) 東京都社会福祉協議会いきいきらいふ推進センター所長
石 川 尚	8.5.22～11.3.16	(株) 和興取締役相談役
伊 藤 健 三	8.5.22～10.3.24	シルバーサービス (株) 代表取締役
荻 生 和 成	8.5.22～9.3.24	(財) 長寿社会開発センター専務理事
小 野 義 之	8.5.22～13.3.22	土屋ヘルスケアサービス (株) 代表取締役
北 村 透	8.5.22～14.3.31	(株) シルバーホクソン 代表取締役
	24.4.1～27.8.31	(株) シルバーホクソン 会長
芝 道 昭	8.5.22～11.3.16	(株) 宮崎ヒューマンサービス 代表取締役社長
寺山久美子	8.5.22～14.3.31	(社) 日本作業療法士協会 会長
中 澤 肇	8.5.22～14.3.31	(株) ハ神製作所代表取締役 社長
名 取 章 一	8.5.22～11.6.23	(財) テクノエイド協会 常務理事
新 田 静 一	8.5.22～10.3.24	(株) エンパイヤー 代表取締役社長
野 村 歡	8.5.22～27.6.19	日本大学教授
舟木美砂子	8.5.22～14.3.31	(株) 舟木義肢 専務取締役
船 橋 洋 児	8.5.22～12.3.31	船橋薬品 (株) 代表取締役社長
森 下 昌 治	8.5.22～10.3.24	(株) マサキ・ウエルフェア 代表取締役社長
山 崎 摩 耶	8.5.22～15.3.20	(財) 日本訪問看護財団 常務理事
伊 原 正 躬	9.3.24～12.3.31	(財) 長寿社会開発センター 専務理事
寺 尾 禮 二	10.3.24～20.3.31	(株) テラオ 代表取締役社長

氏 名	在任期間（平成）	役職名
村 椿 均	10.3.24～11.3.16	（株）近畿予防医学研究所 店長
毛 利 智 之	10.3.24～24.6.21	（株）エンパイヤー ホームヘルスケアサービス部長
大 野 哲 義	11.3.16～20.3.31	（株）日本ビコー 取締役社長
九 里 重 義	11.3.16～12.3.31	（株）近畿予防医学研究所 事業開発部長
横 尾 祥 吉	11.3.16～12.3.31	横尾器械（株）代表取締役
村 尾 俊 明	11.6.23～21.6.30	（財）テクノエイド協会 常務理事
池 田 啓 子	12.4.1～14.3.20	（株）特殊医療 代表取締役社長
若 山 泰 男	12.4.1～13.6.20	船橋薬品（株）専務取締役
平 井 芳 人	12.4.1～16.3.31	黒鵬（株）代表取締役
横 山 敏 雄	12.4.1～14.3.31	（有）ひまわり 代表取締役
瀧 中 秀 敏	12.4.1～12.6.19	麻生メディカルサービス 代表取締役社長
名 取 章 一	12.4.1～18.6.23	（財）長寿社会開発センター 常務理事
新 開 昌 伸	12.6.20～20.3.31	麻生メディカルサービス 代表取締役社長
森 勝 幸	13.3.22～14.6.11	（財）東京都地域福祉財団いきいきらいふ推進センター所長
小 口 吉 一	13.3.22～18.3.31	（株）ハトヤ 代表取締役社長
小 野 木 孝 二	13.6.20～14.3.20	（株）トーカイ 代表取締役社長
阿 部 京 三	14.4.1～18.3.31	（株）かんきょう 代表取締役
	27.6.19～	
生 本 寛	14.4.1～18.3.31	岡山リハビリ機器販売（有）営業部長
	24.4.1～25.5.31	ももたろうレンタルサービス（株）代表取締役
	25.4.1～	（株）アイルリンク 代表取締役
岩 崎 悟	14.4.1～16.3.31	（株）ホームケアセンターイワサキ代表取締役
中 川 義 明	14.4.1～18.3.31	アメックス熊本（株）専務取締役
深 川 明 世	14.4.1～16.3.31	（社）作業療法士協会 常務理事
矢 野 勝 公	14.4.1～16.3.31	日本基準寝具（株）取締役
渡 邊 東	14.4.1～18.3.31	（株）サンカイゴ 取締役社長
高 久 健 児	14.6.11～16.3.31	（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団 福祉情報部長
佐 藤 美 穂 子	15.3.20～	（財）日本訪問看護振興財団 常務理事
中 山 文 雄	16.4.1～18.3.31	（株）ムトウウエルネス 事業本部長
渡 邊 勝 利	16.4.1～20.3.31	（株）日本ケアサプライ 代表取締役社長
柴 橋 和 弘	16.4.1～21.3.31	（株）柴橋商会 専務取締役
	24.4.1～	（株）柴橋商会 代表取締役
宮 本 治 樹	16.4.1～22.3.31	（株）倉崎繻帯製造工業所 代表取締役社長
大 廣 秀 紀	16.4.1～22.3.31	（株）大黒ヘルスケアサービス 常務取締役
	27.6.19～	（株）大黒ヘルスケアサービス 顧問
末 島 賢 治	27.6.19～	（株）ホームケアサービス山口 代表取締役
澤 江 紘 行	16.4.1～18.3.31	（株）岩多屋 営業課長
大 熊 明	16.4.1～24.4.1	（社）日本作業療法士協会 理事
漆 原 快 夫	16.4.1～17.6.21	（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団 福祉情報部長
村 野 陽 子	17.6.21～19.6.21	（財）東京都高齢者研究・福祉振興財団 福祉情報部長
荒 井 祐 子	18.4.1～20.3.31	（有）スマイルケア 代表取締役社長

氏 名	在任期間（平成）	役職名
海 田 尚 広	18.4.1 ～	(有) アイフルケア 代表取締役
北 澤 俊 雄	18.4.1 ～ 20.3.31	アルピコ通商（株）介護医療部部長
世 良 有 利	18.4.1 ～ 22.3.31	(株) はるかぜ 代表取締役
塚 田 正 巳	18.4.1 ～ 20.3.31	(株) メディカルケア 代表取締役
	20.6.25 ～ 22.3.31	
永井富公男	18.4.1 ～ 23.6.23	(有) エヌケイ商事 代表取締役
藤 本 欣 也	18.4.1 ～ 20.3.31	(株) 特殊医療 取締役部長
八 神 徹	18.4.1 ～ 20.3.31	(株) 八神製作所 代表取締役副社長
脇 本 千 治	18.6.24 ～ 21.6.19	(財) 長寿社会開発センター 常務理事
伊 藤 和 彦	19.6.21 ～ 21.3.18	(財) 東京都高齢者研究・福祉振興財団 福祉情報部長
金 子 昌 義	20.4.1 ～ 20.6.24	エフビー介護サービス（株） 取締役営業部長
松原かおり	21.3.19 ～ 22.6.18	(財) 東京都福祉保健財団 人材養成部長
石 黒 秀 喜	21.6.20 ～ 27.6.19	(財) 長寿社会開発センター 常務理事
小田島修司	22.4.1 ～ 27.6.19	(株) 小田島アクティ 代表取締役
依 田 大 利	22.4.1 ～ 24.3.31	エフビー介護サービス（株） 総務課長
田 中 博 文	22.4.1 ～	(株) ロングライフ 代表取締役
酒 井 博 人	22.4.1 ～	総合メディカル（株）代表取締役
一 瀬 正 志	22.4.1 ～ 23.7.29	テクノエイド協会 常務理事
坂 田 早 苗	22.6.18 ～ 24.6.21	(財) 東京都福祉保健財団 人材養成部長
玉 津 弘 之	24.4.1 ～ 27.6.19	(株) タマツ 代表取締役
三 村 幸 司	24.4.1 ～	(株) タカサ 取締役副社長
功 刀 修 一	24.4.1 ～ 26.6.23	(株) サンカイゴ 代表取締役
井 上 裕 三	24.4.1 ～	四国医療サービス（株）取締役
東 祐 二	24.4.1 ～ 26.6.23	(一社) 作業療法士協会理事
本 村 光 節	24.4.1 ～ 27.6.19	(公財) テクノエイド協会 常務理事
吉 岡 信 男	24.6.21 ～ 25.6.24	エア・ウオーター・ハローサポート（株）代表取締役社長
小 林 恵 之	24.6.21 ～ 25.6.24	(財) 東京都福祉保健財団 人材養成部長
長 谷 川 豊	25.6.24 ～	エア・ウオーター・ハローサポート（株）代表取締役社長
小林由香子	25.6.24 ～ 26.6.23	(財) 東京都福祉保健財団 福祉情報部長
宮 沢 敦	26.6.23 ～ 27.6.19	エフビー介護サービス（株）
山 下 和 洋	26.6.23 ～	(株) ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長
中 井 孝 之	26.6.23 ～	(一社) シルバーサービス振興会 常務理事
小 林 毅	26.6.23 ～	(一社) 日本作業療法士協会 理事
中 村 佳 市	26.6.23 ～ 27.6.19	(公財) 東京都福祉保健財団福祉情報部長
今 野 雅 隆	27.6.19 ～	(株) ジェー・シー・アイ 常務取締役
前 田 博 司	27.6.19 ～	フランスベッド（株） 東日本営業部副事業部長
平 林 利 康	27.6.19 ～	(有) クモイエージェンシー 代表取締役
金 子 博 臣	27.6.19 ～	(株) 日本ケアサプライ 代表取締役社長
重 森 裕 之	27.6.19 ～	(株) フロンティア 代表取締役社長
長 田 信 一	27.6.19 ～	(公財) テクノエイド協会 常務理事
助川未枝保	27.6.19 ～	(一社) 日本介護支援協会 常任理事

10. 運営委員の異動状況

氏 名	在任期間（平成）	所 属
前 田 民 江	H6	土屋ヘルスケアサービス（株）
小 沼 祥 生	H7	ワタキューセイモア（株）
熊 谷 久	H7～10	フランスベッドメディカルサービス（株）
大 脇 岩 根	H7～16	（株）ヤマシタコーポレーション
和 田 勲	H7～18	（株）ジェー・シー・アイ
戸 塚 惣 雄	H7～10	（株）サカイヘルスケア
畔上加代子	H7～25	（株）日本ビコー
	H15～	（株）エイゼット
岩 淵 輝 夫	H8～25	（株）東京民間救急サービス
	H14～	（株）日本サービスセンター
芹 澤 優	H8～9	（株）レックス・ジャパン
伊 藤 健 三	H8～9	シルバーサービス（株）
向 昭 彦	H8～9	ワタキューセイモア（株）
大 西 敬	H10～12	（株）トーカイ
長 谷 川 武	H10～14	（株）ガッドリハビリ
藤田新太郎	H10～12	ワタキューセイモア（株）
柳 澤 博	H10～12	（株）シロヤパリガン
末 島 賢 治	H11～20	（株）ホームケアサービス山口
高 橋 昌 一	H10～12	関東メディカル（株）
大 工 原 弘	H11～22	フランスベッドメディカルサービス（株）
宮 田 洋	H11～25	川村義肢（株）
田 中 博 文	H13～20	（株）ロングライフ
石 橋 進 一	H13～25	（株）日本ケアサプライ
	H25	（一社）シルバーサービス振興会
西 岡 美 彦	H13～14	（株）トーカイ
村 椿 均	H13～18	（株）近畿予防医学研究所
久 保 田 輝	H17～25	（株）ヤマシタコーポレーション
富 木 誠 一	H19～25	（株）トミキライフケア
穴 戸 均	H21～25	（株）同仁社
佐久間政陽	H22～24	フランスベッド（株）
三 縄 浩 司	H21～25	（株）フジヤマサービス
相 澤 壮 一	H23～24	フランスベッド（株）
植 松 浩 伸	H23～25	（株）トーカイ
星 島 元 治	H24～26	フランスベッド（株）
岩 崎 彌 廣	H24～26	（株）トーカイ
荒 木 弘 史	H25～26	フランスベッド（株）
平 井 穰	H25～26	（株）日本ケアサプライ
前 橋 伸 治	H26	（株）ヤマシタコーポレーション
中 村 康 史	H26	カシダス（株）
村 木 利 光	H26	（株）トーカイ

11. 事務局職員の異動状況

氏 名	在任期間（平成）	備 考
（事務局長）		
塩 入 甲	8.4.1 ～ 15.3.20	日本福祉用具事業者協会から継続
鈴 木 晴 彦	15.3.20 ～ 18.3.31	
北 沢 琢 郎	18.4.1 ～ 23.6.30	
長 井 允 良	23.7.1 ～ 26.1.31	
東 山 文 夫	26.2.17 ～ 27.6.19	
本 村 光 節	27.6.19 ～	
（事務局次長）		
上 村 俊 明	8.5.1 ～ 13.3.31	日本福祉用具事業者協会から継続（東京海上火災保険（株）より出向）
	13.4.1 ～ 15.9.30	協会専従
笹 谷 敏	16.1.1 ～ 16.7.31	フランスベッドメディカルサービス（株）より出向
厚 東 勝	20.4.1 ～ 22.3.31	フランスベッド（株）より出向
中 村 一 男	22.4.1 ～ 25.1.1	（株）ヤマシタコーポレーションより出向
四 谷 徳 彦	25.11.1 ～ 28.3.31	フランスベッド（株）より出向
伊 藤 広 成	27.7.1 ～	（株）トーカイより出向
（部長）		
富 山 博	16.8.1 ～ 20.7.31	フランスベッドメディカルサービス（株）より出向
（課長）		
北 畠 雅 之	15.10.1 ～ 15.12.31	フランスベッドメディカルサービス（株）より出向
（主任）		
淡 路 陽 子	6.6.30 ～	日本福祉用具供給事業者協会から継続
（事務職員）		
高 草 木 優 子	7.4.1 ～ 11.5.31	日本福祉用具供給事業者協会から
永 井 香 織	7.4.1 ～ 24.5.31	日本福祉用具供給事業者協会から
木 村 久 美	12.12.1 ～ 13.6.30	
豊 岡 優 子	13.9.1 ～ 26.8.31	21.5 婚姻により花澤優子に改姓
今村久美子	26.9.1 ～ 26.10.15	
中村三重子	26.10.15 ～	

第2節 ― 主な事業の実施経過

日本福祉用具供給協会発足から各年度毎の特筆すべき事業、出来事などの経過を記述する。

1. 発足から10周年まで

(1) 1年目（平成8年度）

平成8年7月4日社団法人日本福祉用具供給協会の第1回理事会に引き続き第1回通常総会が、ホテル日航東京において開催され、平成8年度事業計画及び収支予算が原案通り可決された。協会発足初年度の事業がスタートした。しかし、協会事務局は、前身の日本福祉用具事業者協会の事務局を継承しており、事実上4月1日から塩入事務局長が、5月1日に上村事務局次長が着任され、総勢5名の事務局体制でスタートしたのである。

事業を進めていくに当たり、運営委員会、予算委員会及び広報、研修の各部会を組織して、活発な議論が行われ、会議の結果は理事会に報告し、協会運営に反映させた。また厚生省で検討が進められている公的介護保険の勉強会も発足させた。

主な事業としては、福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修として、①福祉用具選定相談者に対する採用時研修会の開催。②会員の資質向上につながる講習会を全支部で実施。③管理者研修会及び経営者研修会を開催。④福祉用具専門相談者に対する協会任意資格制度導入に向けた研修カリキュラムの検討を開始し、次年度も継続検討することとした。

また、福祉用具に関する知識の普及啓発のため、①シルバーサービス展及び第9回全国健康福祉祭（宮崎ねりんピック）に出展した。②会報誌きずなを3回発行した。③協会紹介用パンフレットを社団法人として体裁を一新して作成配布した。④介護ショップ情報誌等の発行として、財団法人テクノエイド協会作成の「福祉用具コードカタログ」を購入、全会員に無料配布した。

さらに行政機関、関係団体との連携及び協力並びに協会組織の強化充実のため、①政管レンタル、福祉用具モデル事業。日常生活用具給付等事業などの普及促進用パンフレットの作成。②各種公的機関からの受託事業の拡大のため、各レンタル事業契約名簿の作成等を行った。③行政関連情報を日常訪問活動、各種勉強会参加の中で積極的に収集した。④広報支援活動として、「平成8年度民間事業者を活用した高齢者福祉用具展示普及事業」を財団法人山口県福祉マンパワー財団、財団法人三重県長寿社会推進センター、宮城県福祉財団から受託した。⑤支部活動費として20万円、都道府県ブロック活動費として10万円を助成した。⑥介護保険における福祉用具サービスのあり方について厚生省に要望書を提出した。

その他協会の目的を達成するために必要な事業として、倫理委員会の設置とガイドライン策定の検討に入った。

福祉用具に関する調査研究も当協会の主たる事業である。協会設立初年度においては、①「的確な福祉用具供給につながるモデル的相談マニュアルの作成」②「福祉用具を供給している事業者数、サービス形態等に関する実態調査」③「福祉用具利用者の生活改善についての調査」の実施を検討した。

(2) 2年目（平成9年度）

当協会が発足して2年目に当たる平成9年度は、厚生省の高齢者介護対策本部を7月から介護保険制度準備室に改組し、介護保険法の制定に向けて実質的な準備作業が始まった年である。介護保険の導入をにらみ、厚生省が新規事業として「過疎地域等在宅保健福祉サービス推進モデル事業」を実施するに当たり、当協会も本事業が、過疎地の利用者の立場に立って進められるよう協力することとした。

また、当協会においても社会福祉・医療事業団の長寿基金の助成を受けて、①「地域の在宅介護支援における民間福祉用具供給事業者とケアマネジメント機関とのネットワーク形成事業」に着手した。この事業は、介護保険制度のケアマネジメントの中で福祉用具事業者はどのような役割を果たすのかを探るもので、9年度はケアマネジメント機関に対して福祉用具事業者にどのような情報を求めるのかを調査し、10年度は、実際にモデル的に事業を実施することとした。また、②福祉用具の有効利用のため、「リサイクルに先進的に取り組んでいる事業者調査」をするとともに、③「福祉用具の選定に従事する者等の資質向上に資するための実態把握」の2本の調査研究事業を、厚生省の老人保健健康増進等事業より補助を受けて実施した。

なお、介護保険制度の下での研修については、シルバーサービス振興会が制度化している福祉用具選定相談者となるための50時間研修に加え、指定事業者に配置が想定される専門員の研修及び在宅要介護者の総合的な介護計画を作成するケアマネジャー養成研修の3本の研修が、バラバラにならないような仕組みとするため、シルバーサービス振興会、テクノエイド協会と連携をとりながら検討することとした。

今年初めてとなる平成9年度第1回福祉用具供給事業従事者研修会を6月30日から7月5日にかけて東京平安閣で実施した。今回の研修は、東京支部を中心に開催したが、北海道から沖縄まで111名の参加があった。終了後、受講者全員に福祉用具選定相談者の協会資格が与えられた。

7月24日には、全国10支部、全都道府県ブロックの長が一堂に会する支部長・ブロック長会議が、虎ノ門パストラルで開催された。協会初めての試みとして介護保険への要望や公的機関との契約の在り方についてのグループ討議では、率直な意見交換が行われた。

平成8年11月に国会に提出されて以来、約1年にわたって審議されてきた介護保険法案が、12月9日に可決、成立し、平成12年4月から、新たな公的介護保険制度としてスタートすることとなった。

(3) 3 年目 (平成 10 年度)

2 年後の介護保険法の施行に備えて、今年度の協会の事業は、介護保険への対策と各支部の強化を図ることを重点とした。協会の足腰ともいべき支部・ブロックの活性化を図るため、協会年会費の改定とブロック会員事業者名簿の作成を行った。

また、今年から始まる介護支援専門員（ケアマネジャー）の資格試験に向けて講習会を実施するほか、各ブロックで勉強会や関係機関との意見交換を行った場合の助成などを対策費として計上した。

調査研究事業は、①「地域のケアマネジメント機関とのネットワーク形成事業」を昨年度に引き続き実施した。在宅介護支援センターや訪問看護ステーションなど 2,000 か所にアンケートし、福祉用具事業者との連携の在り方、事業者に求められる役割を明らかにする調査である。さらに、②「福祉用具のレンタルサービスにおけるコスト構成要素とその地域差の調査」を、厚生省の老人保健事業推進費等補助金を受けて実施した。

5 月 25 日の厚生省医療保険福祉審議会では、福祉用具レンタル事業者の指定基準案が明らかにされたが、従来の厚生省のガイドラインとほぼ同じ内容であった。指定基準案は、介護保険の対象となる最低のラインであり、今後は業務についてより具体的に規定された「運営基準」が待たれることとなった。

(4) 4 年目 (平成 11 年度)

介護保険法の施行を来年に控え、介護保険制度の円滑なスタートができるよう協会としても各種の取組みを行った。調査研究及び教育・研修事業としては、厚生省の老人保健事業推進費等の補助を受けて①「福祉用具活用アセスメント調査研究事業」並びに②「福祉用具供給事業者の資質向上と介護保険下における円滑な福祉用具サービス提供のための研修事業」を実施した。また、社会福祉・医療事業団の助成を受けて、③「地域の民間福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者とのネットワーク形成支援システムの構築事業」を実施した。この 3 事業とも介護保険制度を推進する上で最重要事項であり、協会組織を挙げて取り組むべき事業として理事会、支部長・ブロック長会議、運営委員会等で検討を重ね、支部総会やブロック総会に本部役員が出向き会員への徹底を図った。さらに各支部ブロックにおいても平成 10 年度から全国で展開してきたケアマネジメント機関と民間福祉用具供給事業者間での「福祉用具プランニング情報交換会」を全国で 25 回開催した。本年度の資質向上研修会は、介護保険研修事業に組み替えて全支部で 12 回開催し、介護保険のレンタルの対象となった 12 品目の福祉用具の選定や使い方のポイントを理解するとともに、ケアマネジャーとの情報交換会を開催した。

当協会の介護保険対策事業として介護保険対策会議の開催、福祉用具貸与事業申請用「運営規程（協会モデル）」並びに、福祉用具レンタルサービス「契約書（協会モデル）」の作成を行うとともに、協会 PR 用ポスターを作成した。

厚生省に対しては、「福祉用具貸与の介護報酬に対する要望書」「福祉用具貸与に関わる福祉用具」及び「特定福祉用具」の種目範囲の解釈についての確認書「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについての要望書」を提出するとともに、意見交換を行った。

(5) 5 年目 (平成 12 年度)

本年 4 月から、いよいよ介護保険制度が施行された。当協会も創立 5 年目を迎えた。当協会における介護保険対策事業としては、介護保険対策委員会を開催し、介護保険施行後の問題点、厚生省への要望内容の検討を行った。また、会員証シール、福祉用具納品中の「車載カード」「福祉用具を活用したケアプラン（小冊子）」「ケアプランに活かす福祉用具の活用（ビデオ）」の作成を行った。

調査研究事業としては、社会福祉医療事業団の助成を受け①「地域の民間福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者とのネットワークの形成支援システムの構築事業」を実施した。この事業は、平成 10 年度の単独事業に次いで、平成 11 年度から 12 年度の 2 か年事業で、各地のケアマネジメント機関と福祉用具供給事業者との「福祉用具プランニング情報交換会」の開催と、連携強化のためのシステム構築を行った。また、老人保健事業推進費等補助金を受け、②「福祉用具を活用した自立促進のための普及・啓発事業」を実施した。この事業は、ケアマネジャーを対象に、福祉用具を実際に体験することによって、福祉用具の効用に対する理解をさらに深めてもらうことを目的として福祉用具情報交流会形式により、実施した。

協会組織の強化充実のため、昨年同様全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具プランニング情報交換会」は、全支部で 12 回実施、「自立促進啓発交流会」は全支部で 26 回実施し、ケアマネジメント機関とのネットワーク形成や連携強化に大きな成果を上げた。組織運営強化活動として、理事会、正副支部長会議、支部長・ブロック長会議は各 2 回、運営委員会は原則各月開催とし 7 回開催し、本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックからの本部会議への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(6) 6 年目 (平成 13 年度)

当協会創設から 5 年を経過し、運営委員会、専門部会等の運営や支部・ブロックと本部との連携も軌道に乗ってきた。

本年度の調査研究事業は、社会福祉・医療事業団の助成を受け、①「介護保険下における地域の福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者との連携促進に関する事業」を行った。本事業は、介護保険制度発足後 1 年半を経過した時点で、福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者とがうまく連携を図っていくための方策についてアンケート調査を実施した。また、

老人保健事業推進費等の補助を受け、②「介護保険利用者の福祉用具情報の提供機会の在り方に関する実証事業」を行った。本事業では、介護保険利用者に対する福祉用具に関する情報提供の実態を調査し、利用者に対する福祉用具情報はいかにあるべきかを探り、その結果を踏まえ利用者に提供すべき福祉用具情報ツールを作成し、福祉用具供給事業者及び居宅介護支援事業者とでその効果的活用について検証した。また、検証結果に基づき、利用者への福祉用具情報提供の在り方についての「福祉用具普及促進セミナー」を開催した。さらに普及啓発事業として全国労働者共済組合連合会の助成により、③「福祉用具を活用したプランニングの手引書作成事業」を実施した。本事業では、ケアマネジャー等関係者が比較的簡単に福祉用具導入の必要性を判断できる手引書を作成し、ケアマネジャー等の研修会場で活用していただけるよう配布した。

昨年度から創設を検討してきた「福祉用具の日」については、平成13年11月7日「福祉用具の日」創設連絡会において、関係6団体（社団法人シルバーサービス振興会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、財団法人テクノエイド協会、社団法人日本福祉用具供給協会、全国福祉用具製造事業者協議会、日本健康福祉用具工業会）の決議により、福祉用具法が施行された日に因み10月1日を「福祉用具の日」と決定した。

（7）7年目（平成14年度）

介護保険制度施行3年目を迎えた。来年度2期目を迎えるに当たり、厚生労働省では、本年9月「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」を設置し、福祉用具や住宅改修について、利用者や保険者福祉用具メーカー・供給事業者等の意見を踏まえ、新たな種目・種類の取入れや拡充を行うことを検討してきた。当協会としてもレンタル対象品目の追加を要望した結果、来年4月から「入浴用リフト」「段差解消機」「立ち上がり座椅子」「スライディングボード・スライディングマット」「六輪歩行器」の5品目が介護保険の給付対象として追加されることになった。

当協会も創設7年目を迎えることとなり、各種事業の充実強化を図った。社会福祉・医療事業団の助成を受け、①「介護保険下における福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者との福祉用具導入・住宅改修効果測定調査研究事業」を実施した。本事業は、福祉用具・住宅改修の導入効果を上げるために、福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者との連携をどうすべきか、また専門家とのかかわりをいかに保てばよいかという事例発表会を、全国7地区において開催した。また、老人保健事業推進費等の補助を受け、②「福祉用具とその情報に関する普及促進のための研究事業」を実施した。具体的には、全国の地方都市等での福祉用具展示会における展示事業の開催方法等に関する調査研究を行い、福祉用具普及のための展示会の在り方について実証研究を行った。さらに、普及啓発事業として③全国労働者共済生活協同組合連合会の助成により、「福祉用具の日」創設記念、啓発事業として福祉用具に関する標語の募集を行った。全国から9,144編の応募があり最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産

業大臣賞、佳作 10 篇が選ばれ、平成 14 年 10 月 1 日の「福祉用具の日創設記念式典」の場で披露され、今後のポスター等に使用していくこととなった。

福祉用具供給事業者に対する教育・研修にも力を入れて実施した。福祉用具選定相談者に対する採用時研修を当協会の自主事業として、仙台及び東京会場において開催した。さらに会員の資質向上につながる研修会を各支部単位で開催した。大半の支部が、「福祉用具の日」創設記念事業の一環として開催し、地域のケアマネジャーとの情報交換も盛んに行われ、福祉用具の普及・啓発にも大いに役立った。

(8) 8 年目 (平成 15 年度)

平成 5 年 10 月 1 日に、福祉用具法が施行されてから 10 周年に当たり、また、「福祉用具の日」が制定されて 2 年目となる年度である。主な事業としては、昨年に引き続き全国労働者共済生活協同組合連合会助成事業により、①「福祉用具の日」普及・啓発事業を実施した。当協会の全国各ブロックでも一斉に、関連イベントが開催された。独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、②「学童・生徒を対象とした福祉用具体験学習」を実施した。本事業では、体験学習開発委員会を設置し、福祉用具体験プログラム案を検討・作成のうえ、全国 7 ブロックで小中高校生が参加するモデル事業を実施した。その結果、高齢者、障害者や福祉用具に対する理解と関心を深めることに役立ち、学校側からもよい評価をいただいた。さらに老人保健事業推進費等の補助を受け、③「福祉用具サービスの質の向上を目的とした居宅介護支援事業所との連携プロトコルの調査研究事業」を実施した。本事業は、福祉用具供給事業所と居宅介護支援事業所との間の報告・連絡・相談の手順及び開発」を行い全国 5 地区においてモデル事業を実施し、その結果を、「報告書」「手順・様式集」及び「様式の記入例」としてとりまとめた。

一方、厚生労働省は、1 月 8 日省内に大塚事務次官を本部長とする「介護制度改革本部」を設置した。介護保険法の付則に盛り込まれた見直し規定により、①障害者福祉や医療保険との整合性、②被保険者・保険給付を受けられる人の範囲などが、重点的に議論されることとなった。

(9) 9 年目 (平成 16 年度)

平成 16 年 6 月 17 日、厚生労働省老健局振興課長より、各都道府県・指定都市介護保険主管部局長あて「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」の通知が発出された。本通知は、要介護度の軽い者に対する特殊寝台、車いすの貸与など、利用者の状態像からその必要性が想定しにくい福祉用具が給付され、介護保険法の理念である自立支援の趣旨に沿わない事例が見受けられることから、介護保険における福祉用具が要介護者に適正に利用されるよう、介護支援専門員が居宅サービス計画に福祉用具を位置付ける場合等における標準的な目安として「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」が作成されたものであ

る。当協会としては、昨年度居宅介護支援事業所との連携業務様式を検討・作成したところであるが、振興課長通知を踏まえ、老人保健事業推進費等の補助事業により、①「質の高い情報提供を目的とした居宅介護支援事業所との業務連携システムの検討調査事業」として、居宅介護支援事業所との業務連携様式の改訂を検討するとともに、同様式の実用性の検証と普及促進を狙いとしたモデル試行調査を行い、様式の普及促進に向けた課題整理を行った。また、普及啓発事業として全国労働者共済生活協同組合連合会の助成を受け、②「介護保険利用者への福祉用具有効活用のためのツール作成事業」を行い、福祉用具の有効活用の促進を図った。

「福祉用具の日」も3年目を迎え、「福祉用具のある風景」フォトコンテストを実施したところ、全国から222点の応募があり、最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞各1点、特選6点、入選9点の入賞作が選ばれ、10月13日東京都内で表彰式が行われた。

平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震は、大きな被害をもたらした。当協会では持回り理事会で「新潟県中越地震への義援金募集」を行うことを決定し、140万円の義援金を取りまとめた。翌年2月4日に鈴木事務局長が理事長代理として新潟県庁土田出納局長を訪問し、渡辺新潟県ブロック長はじめ5名の協会員立会いのもと、お見舞いを申し上げ目録の贈呈を行った。

(10) 10年目（平成17年度）

本年は協会創設10年目となる年度である。また、介護保険法が施行されて2回目の見直しの年度でもある。平成18年1月26日の社会保障審議会介護給付費分科会からは、「福祉用具貸与価格については、同一用具に係る価格差などその実態について調査研究を行うとともに、これを踏まえ、早急に報酬の在り方について見直しを行い、適正化を図ること」という答申があった。当協会としても平成18年介護保険の改定に係る検討を開始し、厚生労働省との意見交換を行った。

調査研究事業としては、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「福祉用具利用効果の評価スケールの作成検討（リハ専門職との連携を前提として）調査事業」を行った。本事業では、介護保険制度において、福祉用具事業者とリハビリテーション専門職が福祉用具利用者の状態に関する情報を共有し、利用効果の評価について共通の考え方や方法を持つための、「スケール」と業務で使用するツールの「スケール様式」を作成した。さらにモデル試行調査により「スケール様式」の実用性検証と課題整理を行った。また、独立行政法人福祉医療機構からの助成を受け、②「自立支援ならびに家族の介護負担軽減手段としての福祉用具の有効活用情報の提供に関する調査研究事業」を行った。本事業は、介護保険における福祉用具が要介護者ならびに介護者に適正に利用されるよう、福祉用具についての正しい情報を浸透させる手段を研究するため、福祉用具を活用した介護負担軽減プラン等について協議し、福祉用具の適正な利用方法、役割等についての円滑な情報提供手段を検討、マニュアルを作成

し、関係者に福祉用具の有効活用について普及促進を図った。さらに、普及啓発事業として、全国労働者共済生活協同組合連合会の助成を受け、③「在宅におけるベッドの適正な活用方法の手引書作成事業」により、介護保険の中でも特に在宅で利用が多い、ベッドの利用者及び家族等にベッドの活用・適正な利用方法について、図解等により分かりやすい手引書を作成し、適正な利用の促進に役立てた。

福祉用具供給事業者に対する教育・研修については、平成 17 年 11 月 27 日、28 日に静岡県熱海市後樂園ホテルにおいて経営研究会を開催し、1 日目は講演会・シンポジウム・懇親会を、2 日目は分科会・全体会を行い、会員相互の情報交換並びに親睦を図った。また、福祉用具選定技能士 A 研修を全国 8 支部で開催し、ベッド、車いすの適切な選定方法について研修を開始し、536 人の受講者があった。18 年度は A 研修に加え、ベッド、車いす以外の福祉用具の選定方法を学ぶ B 研修も実施することとした。

昨年に引き続き「福祉用具の日」のイベントとして、福祉用具のある風景フォトコンテストを実施した。全国から 113 点の応募があり、最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞各 1 点、特選 4 点、入選 8 点、特別賞 1 点の合計 16 点が選ばれ 9 月 27 日国際福祉機器展会場で表彰式が行われた。

2. 11 年目から 20 周年まで

(1) 11 年目 (平成 18 年度)

協会創設から 10 年を経過し、今後の 10 年に向けて新たなスタートとなる年度である。しかし、本年 4 月から介護ベッド、車いす等 7 品目について、要支援から要介護 1 までの軽度者については、原則給付対象外とする厳しい見直しが行われた。現在の利用者には 9 月末までの経過措置の間に、制度変更の説明などの対応に苦慮することとなった。また、福祉用具の販売も指定制度に位置付けられた。さらに居宅サービス計画に福祉用具貸与が必要な理由を記載し、また、介護支援専門相談員により、少なくとも 6 月に一度その理由について検証がなされたうえで、継続が必要な場合にはその理由を居宅サービス計画に記載されるよう措置しなければならないことが追加された。

調査研究事業としては、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「サービスの質の確保のための福祉用具供給事業者サービス提供ガイドライン検討調査事業」を実施した。本事業では、福祉用具事業者が現在提供しているサービス内容について、特に用具の選定支援、適用・調整支援、モニタリング評価などソフト面でのサービス提供の実態を調査した。本事業により検討・作成した「福祉用具事業者サービス提供ガイドラインハンドブック」を全国の福祉用具供給事業者に、広く普及させるとともに福祉用具提供サービスに関する更なる技術の習得、他のサービス担当者や専門職等と連携していくことが今後の課題となった。また、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、②「福祉用具事故事例情報ネットワーク形成事業」を実施した。本事業は、会員事業者を対象にアンケート調査により事故情報の取り扱いの現状を調査し、事故情報収集ネットワーク整備の方法と運営の仕組みを検討した。これにより当協会が運営するホームページに事故情報を迅速に収集・提供するシステムを構築した。さらに普及啓発事業として社会福祉法人中央共同募金会の助成を受け、③「在宅におけるリフト・つり具の使い方及び床ずれ予防手引書」を作成し、リフトの有効活用・適正利用を促進することとした。

福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修事業としては、昨年福祉用具選定技能士 A 研修を受講し、本年度新たに実施した B 研修を受講して修了試験に合格した 493 人を、初めて福祉用具選定技能士として認定した。

なお、介護保険制度の改定により、福祉用具のレンタル制度が抑制されことに反対する福祉用具国民会議が組織され、数度にわたる議論が行われ、厚生労働大臣宛て要望書が提出された。

(2) 12 年目 (平成 19 年度)

厚生労働省は、当協会を含め現場からの強い意見を受け、本年 4 月から軽度者の福祉用具レンタルの利用要件を一部緩和することとした。

具体的には、①パーキンソン病の ON・OFF の現象など病気で変動が激しい人、②ガン末期患者など状態が急速に悪化することが分かっている人、③ぜんそくによる呼吸不全など

病状によっては寝返り、起き上がりができなくなる人の場合は、医師の判断、適切なケアマネジメントの実施、市町村による確認の手続きにより認められることが示された。

平成 19 年 7 月 6 日緊急理事会において、山下副理事長より福祉用具専門相談員の質の向上が現在最も重要であり、一人一人の専門相談員の質の向上を図り、福祉用具専門相談員全体のレベル向上を目指すため、福祉用具専門相談員協会の設立が必要であるとの説明がなされた。当協会としては、設立の趣旨に賛同し、支援協力していくことで特に異議なく同意が得られた。なお、7 月 10 日に全国福祉用具専門相談員協会の設立総会が、東京国際フォーラムで開催された。

調査研究事業としては、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「介護保険制度における福祉用具貸与の効果測定に関する調査研究事業」を行った。本事業は、福祉用具貸与により ADL にどのような効果があるのかを、生活行動の変化を通じて、科学的に検証するための事例を収集し、リハ専門職の評価によるモデル事例を選定し、福祉用具の効果的な導入のためのガイドブックを取りまとめ、情報提供することとした。また、普及啓発事業として独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、②「安全確保の観点からの福祉用具選定、利用指導事例集作成事業」を実施した。本事業では、福祉用具専門相談員が実施している福祉用具選定、利用指導業務のうち、特に安全確保の観点から有効事例を利用場面別に収集・整理し、事例集を作成配布することにより、安全利用に関する情報の普及を図ることとした。さらに、全国労働者共済生活協同組合連合会より助成を受け、③「福祉用具を活用したケアプラン小冊子作成事業」を実施し、ケアプランを作成する際に、福祉用具を有効に活用できるよう、分かりやすい手引書を作成し、適正な利用方法を情報提供することとした。

(3) 13 年目 (平成 20 年度)

平成 20 年 10 月 21 日厚生労働省の介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において「起き上がり補助装置」「離床センサー」「階段昇降機」が貸与品目に追加され、「自動排泄処理装置」「入浴介助用ベルト」が販売品目に追加された。また、住宅改修では開口部を広くするために「引き戸を新たに設置する工事」が追加され、来年度から給付対象にされることになった。

また、経済産業省では、平成 19 年 5 月の改正消費生活用品安全法の施行後、介護用ベッドのサイドレール、手すり等の隙間に体の一部を挟み込み死傷するという事故が多発していることから、平成 20 年度内に JIS の制定を目指すこととした。介護用ベッドについては、12 月 18 日に開催された日本工業標準調査会の高齢者障害者専門委員会で JIS 改正案が審議、承認され、平成 21 年 3 月 20 日付で改正された。

本年度の調査研究事業は、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「効果的な福祉用具利用を実現するための用具選定業務の在り方に関する調査研究事業」を行った。本事業は福祉用具専門相談員が個々のケースに対応し、福祉用具を選定する際に、より効果的な用具利用を提案・選定できるような選定業務の手順を整理し、「効果的な福祉用具利用のための用

具選定ガイドブック」を作成し、全国の福祉用具供給事業者等に配布した。また、②「福祉用具利用効果の測定及び情報提供に関する調査研究」を行った。本事業は、検討した事例収集・利用効果評価の仕組みを試行的に実施し、サービス担当者会議で活用できるデータとするための問題点、課題を抽出した。その結果を報告書にとりまとめた後、福祉用具の利用効果に関する情報を広く共有できるよう、「福祉用具の利用効果に関するパンフレット」を作成し、関係者に配布した。また、普及啓発事業として独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、③「軽度要介護者等における福祉用具利用実態の把握と適用事例集の作成事業」を実施した。本事業は、全国の保険者及び福祉用具貸与事業者を対象として、保険者の運用基準や適用事例、事業所における対応状況や申請の状況を把握し、運用基準の普及に向けての課題を整理した。また、その結果を踏まえ、運用基準の適切な適用に向けてのポイントと事例を整理し、全国の事業者や保険者に提供するための事例集を作成し、関係者に配布した。普及啓発事業としては、全国生活協同組合連合会の助成を受け、④「ベッドを安全に利用するための手引書」を作成し、福祉用具供給事業者等に配布し、ベッドの利用に際して安全性の確保、事故防止の観点から適切な情報を提供することとした。

福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修として実施してきた福祉用具選定技能士研修会は、厚生労働省の名称独占資格であるとの指摘を受け、本年度から福祉用具選定士研修と名称変更し、A研修（ベッド、車いす）、B研修（歩行器、床ずれ防止・リフト）をそれぞれ実施し、127名の福祉用具選定士が誕生した。

(4) 14年目（平成21年度）

本年度の特筆すべき出来事は、9月に民主党政権が発足し、平成22年度予算編成では既存施策等の事業仕訳が行われたことである。これにより独立行政法人福祉医療機構の基金は、全額国庫返納されることになった（当協会に対する同機構の助成金は平成22年度まで継続された）。

また、平成20年12月1日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日公布）が施行された。この法律の施行と同時に現行の公益法人はすべて法律上「特例民法法人」となり、当協会は、平成25年11月30日までに公益社団法人又は一般社団法人への移行申請が必要となり、運営委員会等でその対応が協議された。

平成21年8月厚生労働省は、福祉用具のレンタル価格が高額になるいわゆる「外れ値」の問題が指摘されたことから、国保連合会介護給付システムを改良し、全国・都道府県・保険者ごとの価格の分布状況が分かるようにし、利用者への介護給付費通知の発出を指導した。

調査研究事業としては、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査」を実施した。本事業では、利用者の状態像の変化に応じた福祉用具の交換・追加利用の実態を把握するためのアンケート調査を実施した。調査結果から、特徴的な交換・利用事例の概要とポイントを整理した事例集を作成し、福祉用具事業者

等に配布した。また、②「福祉用具サービスの業務連携の実態調査」を実施した。本事業は、利用者の状態の変化や生活環境に対応し、福祉用具利用の効果を高めるため、福祉用具貸与のみではなく、同時に販売或いは住宅改修が行われるケースに着目し、サービス連携の実態や連携の利点、効果的な連携の在り方について事例集を作成し、福祉用具供給事業者等に配布した。また、普及啓発事業として独立行政法人福祉医療機構から助成を受け、③「福祉用具の安全利用推進のためのヒヤリ・ハット事例分析と安全利用推進マニュアルの作成事業」を実施した。本事業では、平成 18 年度・19 年度事業において整備した福祉用具利用の事故事例情報ネットワークを用いて新たな事例を追加し、これまでに蓄積されたデータ約 400 件の事故、ヒヤリ・ハット発生の状況を分析した。その結果を踏まえ、「安全利用促進マニュアル」を作成し、福祉用具供給事業者等に配布した。さらに社会福祉法人中央共同募金会（大阪府民共済生活協同組合）の助成を受け、④「退院時に福祉用具を活用するための手引書」を作成した。本事業においては、退院時の効果的な福祉用具の支援方法について分かりやすい手引書を作成し、福祉用具供給事業者や在宅生活を支援する関係者に配布した。

平成 21 年 12 月にハンドル型電動車いすの安全性を確保するため、JIS 改定が行われた。当協会においても会員事業者に対して、ハンドル型電動車いすのアンケート調査を行い、その結果、すべての事業者で利用者の状態などを把握しており、61% の事業者がマニュアル・チェックリストにより使用の可否を判断し、「貸しっぱなし」にはなっていない状況を把握した。

福祉用具供給事業者に対する教育・研修事業については、全国 4 会場において福祉用具選定士認定研修会を開催し、172 名の福祉用具選定士が誕生した。

平成 22 年 3 月 18 日の臨時理事会において、平成 8 年の創設時から 14 年の長きにわたり、理事長を務められた池田茂氏が退任され、役付き理事の選任が行われた。理事長に山下一平氏、副理事長に末島賢治、小野木孝二氏、専務理事に北澤琢郎氏が選任された。

(5) 15 年目（平成 22 年度）

平成 23 年 3 月 11 日、千年に一度といわれる東日本大震災が発生した。都心の交通網が 1 週間にわたり混乱し、理事会等の延期を余儀なくされた。当協会としては、義援金の募集を行うこととし、全会員へ周知した。また、厚生労働省老健局振興課長より、東北地方太平洋沖地震の被災地における高齢者施設等への生活物資・介護用品等の供給・運搬について協力依頼があり、宮城県知事からも被災高齢者の緊急入所に必要となるベッド等福祉用具の提供について依頼を受け、物品の寄贈等の対応を行った。

福祉用具の保険給付のあり方に関する検討会へは、貸与を原則とした現行制度を継続し、サービスの質の確保を図るため、運営委員会、専門部会等で協議を重ね、①軽度者への福祉用具の適用、②対象種目の取入れ、③病院・施設への福祉用具貸与の適用、④消毒設備（衛生）基準等の見直し、⑤訪問による利用確認状況の見直し、⑥福祉用具貸与サービス計画の作成、⑦福祉用具専門相談員の質の確保についての 7 項目の要望書を提出した。

調査研究事業としては、老人保健事業推進費等の補助を受け、①「福祉用具貸与におけるサービス内容とコストとの関係に関する調査研究事業」を実施した。本調査では、福祉用具貸与サービスの提供の方法とそれにかかるコスト構造の違いを明らかにすることを狙いとして実施した。調査結果に基づき、サービス内容と方法、コストの関係について分かりやすく説明する資料を関係者に配布した。また、独立行政法人福祉医療機構の助成を受け、②「福祉用具貸与サービスに対する利用者の評価に関する調査事業」を実施した。本事業は、福祉用具サービスによる情報提供、相談、用具の選定、導入調整、利用指導、導入後のモニタリング等のプロセスについて個別に利用者の評価を把握したうえで、「利用者・家族の満足度を高めるためのポイント集」を作成し、福祉用具貸与事業者等に広く情報提供した。さらに普及啓発事業として全国労働者共済生活協同組合連合会並びに社会福祉法人中央共同募金会の助成を受け、③「移動を支援する福祉用具の状態像に合った移動支援用具の選定マニュアル作成事業」を実施した。本事業においては、要介護者の状態像に合った移動支援用具の選定方法について分かりやすいマニュアルを作成し、福祉用具事業者等に配布した。

本年度の福祉用具選定士認定研修は、全国 5 会場で開催し、福祉用具選定士が 212 名誕生した。平成 17 年度からの累計では 1,171 名となった。

(6) 16 年目 (平成 23 年度)

平成 23 年 9 月 12 日に開催された第 1 回臨時理事会において、公益法人改革に伴う法人移行については、一般社団法人に移行することが承認可決され、平成 25 年 4 月 1 日の移行を目指すこととなった。なお、一般社団法人への移行認可を受けるためには、定款の内容が法人法や整備法等の規定に適合する必要がある、そのための定款変更案を作成し、停止条件付で総会の決議を得ることとされた。

また、「福祉用具の日」の制定 10 周年に当たる平成 23 年 10 月 1 日、「福祉用具の日」推進協議会による記念式典が、三菱ビルコンファレンススクエア（千代田区丸の内）で開催された。記念式典では、「福祉用具のある風景フォトコンテスト」に応募のあった 296 作品の中から最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞等 18 点の受賞作品が選ばれた。また、記念講演会・座談会も開催された。

9 月 8 日に、介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会が開催され、「介助用ベルト」（入浴介助用以外のもの）が特殊寝台付属品の対象拡充、「自動排泄処理装置の便や尿が直接触れない部分」が貸与の対象に、「便座の底上げ部材」が腰掛便座の対象拡充に、住宅改修では、「通路の傾斜等の改修」「扉の撤去」「転落防止柵の設置」がそれぞれ保険給付の対象として認められているという結論になった。

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災は、津波による大きな被害をもたらした。5 月 9 日に、厚生労働省より福祉用具の無償提供依頼があり、岩手県、宮城県、福島県の 3 県のなかで、実際に福祉用具の無償提供の申し出があった福島県内の 9 市町村に対して会員企業 8 社が介

護ベッド、車いす、歩行器等の無償提供を行った。

また、協会会員からの義援金 874 万円余を日本赤十字社を通じ寄付させて頂いた。さらに、東日本大震災発生時に福祉用具の供給体制が整っておらず、対応が不十分だった反省を踏まえ、自治体との協定締結を進めることとし、12 月 9 日当協会と大阪市との間で初めて、災害時における福祉用具の提供協力に関する協定が締結された。

調査研究事業としては、老人保健健康増進等事業の補助を受け、①「高齢者施設における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査研究」を行った。本事業では、高齢者施設等における生活行動支援場面における福祉用具の選定と、利用指導の状況及び福祉用具の運用・管理の状況並びに利用効果の評価の体制について、アンケート調査により把握し、効果的な福祉用具の運用・管理の在り方を検討した。その結果は、報告書と概要版を作成し関係者に配布した。また、普及啓発事業として東京都民共済生活協同組合及び全国労働者共済生活協同組合連合会の助成を受け、②「福祉用具を安全に、安心して活用するためのガイドライン（使い方指導のポイント集）作成事業」を実施した。本事業では、入浴、排せつ、屋内（室内・空間）や屋外での移動など生活場面ごとに、利用者の身体機能、介護状況、生活環境を踏まえ、安全にかつ安心して福祉用具を使用するための使い方指導のポイントを分かりやすく解説するマニュアルを作成し、関係者に配布した。

教育・研修事業としては、福祉用具選定士 A・B 研修を全国 4 会場で開催し、192 名の福祉用具選定士が誕生した。また、24 年 4 月から施行された介護保険制度改正により、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成が義務付けされたことから、福祉用具サービス計画の円滑な導入を目的とした研修会を開催した。本部主催研修会を全国 4 会場で、支部・ブロック主催研修会を 19 会場で実施した。なお、ブロック研修については、財団法人社会福祉振興・試験センター助成金を受けて実施した。さらに資質向上研修会は、各支部ごとに福祉用具サービス計画書の具体的な作成方法や 24 年度介護保険法改正に関する研修会を開催した。

また、第 6 回福祉用具における保険給付のあり方に関する検討会、第 77 回社会保障審議会給付費分科会及び第 1 回から第 3 回介護保険サービスに関する関係団体懇談会に、山下理事長が業界代表として出席し、意見陳述した。

（7）17 年目（平成 24 年度）

平成 24 年度の介護報酬改定において、福祉用具専門相談員による個別サービス計画の作成が義務付けられ、平成 25 年 3 月 31 日までは、従前の例によることができる旨の経過措置が設けられた。当協会においても福祉用具サービス計画研修会の開催に力を入れ、本部主催 4 会場、ブロック主催 9 会場で実施した。また、今年度の新規事業として利用者に適切な福祉用具の選定を行うため、認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会を、全国 4 会場で実施した。

なお、平成 24 年 5 月 14 日当協会の経費節減を図るため、本部事務局の事務所を千代田区三崎町から港区浜松町に移転した。

平成 24 年 11 月 22 日厚生労働省と経済産業省が連携して、日本の持つ最先端のロボット技術を介護現場に活かすため、開発支援を行う分野を、移乗介助、移動支援、排泄支援、認知症の方の見守りの各分野を特定して、開発の取組みを加速化させることとした。

当協会の調査研究事業は、老人保健健康増進等事業の補助を受け、①「高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する実証研究事業」を実施した。本事業は、高齢者施設における具体的な福祉用具の利用とその運用管理の在り方を実証的に検討するため、施設管理者、及び福祉用具管理担当者に対する調査を実施するとともに、福祉用具利用のモデル事業を行い、効果的な利用と運用体制の在り方を報告書に取りまとめた。また、公益財団法人社会福祉・試験振興センターの助成を受け、②「介護保険制度における福祉用具貸与事業の評価等に関する調査研究」として、福祉用具貸与事業の実施内容、方法及び成果・評価を明らかにし、今後の福祉用具貸与事業の健全な発展に資することを目的に、会員事業者の福祉用具貸与事業の実施状況及び利用者・介護者を対象にアンケート調査を実施した。

普及啓発活動としては、「福祉用具の日」推進事業として第 39 回国際福祉機器展に出展するとともに、「福祉用具の日」推進協議会により、「誰にもやさしい福祉用具をもっと身近に」をテーマに、出展者プレゼンテーション開催した。各地域でも「福祉用具の日」の PR 活動や福祉機器展、研修会の開催など多彩なイベントが開催された。さらに普及啓発事業として生活協同組合の助成を受け、進行性疾患における福祉用具の利用目的と使い方の解説集作成事業を実施した。本事業は、進行性疾患の者の入浴、排泄、屋内や屋外での移動など生活場面ごとの福祉用具利用の実際と使い方のポイントを解説するマニュアルを作成し、福祉用具の適切な活用に資する情報提供を行った。

公益法人改革に伴う法人移行については、平成 24 年度第 1 回通常理事会及び通常総会において一般社団法人への移行に必要な定款変更等の議決承認を受け、8 月 8 日付で内閣府に申請し、9 月 20 日に内閣府公益認定等委員会事務局に申請内容、当協会の組織及び事業内容等について説明を行い、11 月 9 日に内閣府から公益認定等委員会事務局に諮問、11 月 16 日に認可基準に適合している旨の答申がなされた。

なお、本年 12 月民主党政権に代わる自由民主党・公明党による自公連立政権が誕生した。安倍内閣の下で、アベノミクスと呼ばれる大胆な金融緩和や財政政策等により、これまでの停滞した景気の回復が大いに期待された。

(8) 18 年目 (平成 25 年度)

一般社団法人への移行について、内閣府より平成 25 年 3 月 18 日付で認可を受け、4 月 1 日に新法人として登記した。

4 月 30 日には、東日本大震災における被災者の支援活動等を行った団体に対し、厚生労働大臣より感謝状が授与されることになり、当協会から長井専務理事・事務局長が贈呈式に出席し、感謝状をいただいた。

調査研究事業としては、老人保健健康増進等事業の補助を受け、「高齢者施設等の特性に対応した福祉用具利用の効果的な運用体制に関する実証研究」を行った。本調査研究では、福祉用具導入手順書案を実証評価するため、手順書に即した福祉用具利用の導入を行い、同時に、実証の経過に関するデータと評価を把握するため、施設管理者向け調査及び福祉用具管理担当者向けの調査を実施した。その結果、施設の特性、福祉用具利用の経験に応じ、自立支援に向けた福祉用具活用の具体的な進め方、運用管理の仕組み、そのための体制整備の方法などを再度整理し、報告書及び汎用化できる導入・運用マニュアルを作成した。

また、全国生活協同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会からの助成を受け、「高次脳機能障害（認知症を含む）の特徴と福祉用具導入の留意点解説集作成」事業を実施した。本事業は、高次脳機能障害の特徴を分かりやすく解説し、高次脳機能障害の方の身体状況に合わせた福祉用具の選定、利用の際の留意点を明確にすることにより適切で安全な福祉用具を導入する事が可能となり、事故防止にも繋がることから、これらを「高次脳機能障害（認知症を含む）の特徴と福祉用具導入の留意点 解説集」として取り纏め、福祉用具関係事業者、及び関係諸団体に配布すると共に、福祉用具展示会等で一般の方々にも配布した。

教育・研修事業としては、公益財団法人社会福祉振興試験センターの助成を受け、「介護支援専門員に対する福祉用具研修事業」を実施した。適切な福祉用具を利用者に貸与するためには、介護支援専門員の福祉用具に対する知識や理解を深めることが重要であることから、介護支援専門員に対して福祉用具に関する研修を行うとともに、介護支援専門員と福祉用具専門相談員との連携の促進を図ることを目的として実施したものである。

さらに、普及啓発活動として、「福祉用具の日」推進事業として第40回国際福祉機器展へ出展するとともに、「福祉用具の日」推進協議会の会員団体との合同企画により、福祉用具業界を代表する識者による「使ってみるとこんなに便利 誰にも優しい福祉用具をもっと身近に」をテーマに出展者プレゼンテーションを開催した。また、生活協同組合からの助成を受け、「高次脳機能障害（認知症を含む）の特徴と福祉用具導入の留意点・解説集作成事業」を実施し、関係者及び一般にも広く情報提供した。

災害時における福祉用具の提供協力については、本年度末までに累計17県市町の地方自治体と協定を締結した。

なお、平成25年8月21日に開催された第2回理事会において、7月13日に急逝された山下一平理事長の後任に末島賢治氏が、副理事長には星川光太郎氏が出席理事全員一致で承認された。

(9) 19年目（平成26年度）

平成26年4月14日厚生労働省は、福祉用具サービス計画の作成に関するガイドラインを作成し、公表した。これは（一社）全国福祉用具専門相談員協会が、厚生労働省の委託を受けて取りまとめたもので、計画作成の基本的な考え方や留意点を分かりやすく示し、質の

高いサービス提供を目指すこととしたものである。

また、8月4日都内において賛助会員との意見交換会が初めて開催された。14社の会員企業が出席し、事例発表と活発な意見交換が行われた。

9月29日都内において、第109回社会保障審議会介護保険給付費分科会が開催され、末島理事長が出席して意見陳述した。要望事項は、9月11日の臨時理事会で審議し、取りまとめたもので①病院・施設の利用者への福祉用具貸与サービスの適用、②軽度者への福祉用具の適用緩和、③福祉用具貸与の組み合わせを前提とした包括報酬サービスの限度額設定、④消毒設備（衛生）基準等の見直し、⑤住宅改修事業者の登録制の導入、⑥介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の種目、種類の追加・拡充の6項目である。

10月28日厚生労働省の介護保険福祉用具・住宅評価検討会において、福祉用具や住宅改修の新たな種目等の見直しの議論の結果、福祉用具貸与の車いすに「介護用電動車いす」福祉用具販売種目の腰掛便座に「水洗ポータブルトイレ」住宅改修における洋式便器等への便器の取替えに「便器の位置・向きの変更」がそれぞれ追加されこととなった。また、複合的機能を有する福祉用具については、これまで給付対象とならない機能を有する福祉用具は給付の対象外とされてきたところであるが、通信機能を有する認知症徘徊感知器については、給付対象となる福祉用具と給付対象外の通信機能部分が分離できる場合に限り、通信費用は自己負担として給付の対象とすることとされた。

調査研究事業としては、老人保健健康増進等事業の補助を受け、「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研究事業」実施した。本調査では、「専門的知識経験を有する者」の具体的な人材像を検討するため、アンケート調査、ヒアリング調査を行い、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割に対応できる人材育成の実態を把握するとともに、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討に向けた課題整理を行った。

普及啓発活動としては、「福祉用具の日」推進事業として第41回国際福祉機器展へ出展するとともに、「福祉用具の日」推進協議会の会員団体との合同企画により、福祉用具業界を代表する識者による「施設における活用」をテーマに出展者プレゼンテーションを開催した。また、生活協同組合からの助成を受け、「骨関節疾患及び廃用症候群に対する適切な福祉用具サービスのための留意点ポイント集作成事業」を実施し、関係者及び一般にも広く情報提供し、福祉用具のより有効かつ安全な使い方を周知した。

なお、平成27年3月27日複数の福祉用具を貸与する場合の運用について厚生労働省老健局振興課長通知が発出された。これは、第119回社会保障審議会介護給付費分科会による答申を受け、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、福祉用具事業者が予め都道府県等に減額の規程を届け出ることにより、通常の価格から減額して貸与することを4月から可能とすることとされた。この取り扱いは、事業者の経営努力を柔軟に利用料に反映することで、適切な利用料で利用者に貸与されることを目的としたものである。

(10) 20年目（平成27年度）

本年度は、協会が創設されてから20周年を迎える記念すべき年である。平成27年6月19日に定期総会及び臨時理事会が開催され、山下一平氏の逝去を受けて急遽登板された末島理事長が退任され、新理事長に小野木孝二氏が、副理事長に岩元文雄氏が、専務理事に本村光節氏が選任された。また、これまでの運営委員会制度を廃止し、特別委員会、災害対策委員会、教育・研修委員会、企画委員会（広報・組織活性小委員会、経営研究小委員会、調査・研究小委員会）、予算委員会が組織され、これらの委員会を中心に協会運営の検討が行われることとなった。なお、正会員年会費について、福祉用具に関する前年度の売上高が50億円から200億円を超える事業者は、50億円ごとに大幅な増額となる改定が行われた。

4月27日の財政制度等審議会において、「軽度者の福祉用具は日常生活で通常負担する費用と考えられ、また、軽度者の利用割合の高い住宅改修は個人の資産形成そのものであり、原則として自己負担（一部補助）する制度に切り替える必要があるのではないか。」という意見が出され、6月30日には、経済財政運営と改革の基本方針について（骨太の方針）が閣議決定され、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」こととされた。

このような国の動きに対し、当協会は、9月24日には、公明党厚生労働部会によるヒアリングに出席して福祉用具サービスを巡る課題について説明し、現状どおり、軽度者の福祉用具、住宅改修を介護保険の対象とするよう要望した。また、11月17日の自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会及び12月8日の地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟幹部会へも出席し、同様の要望を行った。

また、当協会においては、これらの議論の中で軽度者の福祉用具利用に一定の理解を得るため、8月25日「軽度者が利用する福祉用具の効果に関する調査」を自主事業として実施する特別委員会を発足させた。本調査は、軽度者の範囲を要介護2までとし、原則自己負担とした場合、現在、福祉用具を利用して自立した生活を維持している人においては、介護保険で福祉用具が利用できなくなると生活の自立度が著しく低下する可能性があり、それを補うために、福祉用具サービス以外のよりコストの高いサービスを利用することになるとの調査仮説により、会員事業者の協力を得て11月から12月にかけて利用の多い特殊寝台、車いす、手すり、歩行器、多点つえについて「利用している福祉用具の代替手段に関する調査」を行った。本調査の結果、福祉用具貸与が利用できなくなった場合には、自立度の低下を補うため、10数%から25%が代替としてヘルパーを依頼する意向を示し、必要な生活行動は、家族等に介護を依頼し、あるいは散歩、趣味・娯楽などの生活行動はあきらめるとの回答も出された。さらに福祉用具を利用する前の転倒の経験は5割以上の者が経験しており、福祉用具を利用することにより転倒の不安が軽減した割合は9割以上であり、多くの利用者にとって転倒を予防し、重度化を防ぎ遅らせることにより、介護費や医療費の抑制効果があることを実証する報告書を取りまとめた。本報告書を基に財務省、厚生労働省及びマスコミ他に説明

し、理解を求める活動を展開していくこととした。

また、要介護 2 までの軽度者の福祉用具利用を原則自己負担とする財務省の意見に対して、現行の介護保険制度による福祉用具サービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという重要な役割を果たしていることから、軽度者向けの福祉用具・住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを当協会として財務大臣及び厚生労働大臣に強く要請するため、介護支援専門員の皆様の賛同を得て、署名活動を実施することとし、1 月 8 日より、当協会のホームページに「軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の原則自己負担化に反対する全国署名活動の実施とご協力をお願い」を掲載して、2 月 29 日までの期間で署名活動を展開した。その結果大きな反響があり、3 月 31 日まで受け付け期間を延長したところ、延べ 409 事業者から 53,773 通の署名が寄せられた。一方、市民・国民の視点で、福祉用具供給システムについて立場を超えて議論する会議体として、平成 18 年 3 月に発足した「福祉用具国民会議」も、全国民を対象に、福祉用具を活用し高齢社会における自立促進実現を求める署名活動を行うこととしていることから、当協会もこれに全面的に協力することとした。

調査研究事業としては、老人保健推進費等の補助を受け、「福祉用具貸与事業所の提供するサービスの質の確保のために必要な方策に関する調査研究事業」を行うこととした。本調査は、レンタル卸の活用や事業所の規模など様々なタイプの事業所がある中で、全国の福祉用具貸与事業所が提供しているサービスの実態を把握し、今後の福祉用具貸与事業所が、質の高いサービスの提供を行うために必要なサービスの提供体制及び運営上の課題を整理するものである。

普及啓発活動としては、「福祉用具の日」推進事業として第 42 回国際福祉機器展へ出展するとともに、10 月 8 日には、「福祉用具の日」推進協議会の会員団体との合同企画により、福祉用具業界を代表する識者による「福祉用具の効果的な活用のために～福祉用具が変える生活行動～」をテーマとするパネルディスカッションを開催した。

厚生労働省においては、介護ロボットの普及を加速化させるため、これまで介護報酬改定に合わせて 3 年に一度開催していた福祉用具・住宅改修評価検討会を随時開催することとし、ある程度要望がまとまったことから、11 月 9 日に開催した。同検討会の議論では、介護ロボットの一種であるモーター駆動歩行車を 28 年度から介護保険の給付対象とする方向で、事務局にて安全性に関する情報収集を行い、介護給付費分科会に諮ることとされた。3 月 30 日の同分科会において安全性・有効性のデータが示され、「自動制御等により利用者の移動を補助する歩行器」を「歩行器」の範囲に新たに追加することが適当であると了承された。

平成 23 年 12 月から進めてきた災害協定の締結に関しては、本年度は、21 市町と災害時における福祉用具の提供協力に関する協定書を締結した。締結先の累計は、全国で 47 の自治体となった。

第3節 ― 座談会

日本福祉用具供給協会の20年を振り返り 今後20年に向けて

日時：平成28年4月19日（火） 14：00～16：00

場所：アンフェリシオン

参加者：小野木孝二 理事長

元運営委員：畔上加代子、岩淵輝夫、大脇岩根、大工原弘、和田勲

事務局：淡路陽子

司会：本村光節 専務理事・事務局長

司会：早速ですが、協会発足時のいきさつ、思い出をお話しいただきたいと思います。

畔上：日本福祉用具協会のできる前、販売（介販協）とレンタルの組織（全レン協）がございまして、それがいろいろな経緯があり、一つになりましようということで厚生省から話がございまし

た。

私は販売の方から関わらせて頂きました。それが大脇さん、大工原さん、熊谷さんがレンタルの方にいらして。誕生の経緯は、その2つの組織が一緒になったということです。

司会：一緒になったそもそものいきさつは、どういったことでしょうか。



アンフェリシオンにて座談会を開催

畔上：私は販売だったんですが、その時、三留さんという親分がいらしてね。地域にアンテナショップをどんどん作っていった中で様々な福祉に関するサービスのご提案や、啓発をしようということだったんです。

レンタル事業者の方は、バックがリネンをやっている業態で組織が大きかったんです。ヤマシタさん、フランスベッドさん、ワタキューさんとか一つの会社の母体が大きかったんですね。私どもは地域密着型でやっていましたから、規模は小さかったんですが、数は多かったんです。

もともと地域の中で福祉用品を啓発していこうということと、リネンの会社の方が福祉用品のレンタルに取り組んでいらっしゃるということで、一緒にやった方がいろいろな福祉用品についての普及ができるんじゃないかということで、一緒になったという経緯だと、私は思っています。

大脇：私どもはレンタル事業から始まっていますが、事業の特性からこのサービスにはレンタルの仕組みが必要だろうとことから事業に取り掛かりました。国に於いては、50年ぶりの社会保障制度の大改革で、将来の高齢者介護の仕組みとして、介護保険制度を創設しようとの動きがあり、フランスベッドさんがすでに福祉用具のレンタル事業を立ち上げていました。これを見習う形で事業を開始しフランスさんや、行政の方々にご指導をいただきながら、

事業を進めてまいりました。

平成元年でしたかね？日本も高齢化率が9%を超え、いよいよ高齢社会に突入したころでした。そして、もし介護保険制度が創設されるようであれば、施設入所の高齢者はベッドなどは施設開設時には具備すべき備品として利用者の費用負担はなく、在宅の高齢者がもし費用負担が個人負担であるなら、施設利用者と在宅介護を受ける高齢者で費用負担のバランスが崩れることから、在宅介護に有効なサービスとして給付の対象となることをだんだん確信し、フランスベッドの池田社長を会長に全国福祉用具レンタル事業協議会を設立していました。その後、畔上さんのお話通り、レンタルになじまない商品もあることから、昔から全国で販売を長く手掛けている事業者の方々との一体的に福祉用具の普及促進を図るということで販売協の皆さんと合併することになりました。

司会：当時の厚生省の指導というか、意向があったんですね。

畔上：一緒になって欲しいということでしたね。

大脇：国の考えでやってきましたね。レンタルだけでなく、当然、販売も保険対象にすべきということで合併したんですね。その時のいきさつは、また後々お話ししますけどね。

司会：協会発足時の会員が、平成9年747社と大変多いですが、この辺の事情を教えてください。

大脇：一番大きいのは、平成5年に福祉用



大脇岩根氏

具の普及促進と開発に関する法律ができて、福祉用具のレンタル・販売が事業としてきちんと位置付けられ、モデル事業が平成6年に始まりました。

岩淵：協会に入っていないとモデル事業が出来なかったの、会員が増えました。

大脇：その裏付けとして、福祉用具法があったからそれができたんですね。モデル事業が始まって、その事業に対しては協会に入っていなければいけないということだった。また、シルバーマークの付与は、在宅介護と入浴サービスが、先に国のガイドラインもシルバーマークの付与もでき、福祉用具が一番遅れたのですよね。

畔上：一番初めは、訪問入浴サービスでした。入浴から始まって介護に行ったんですよね。

大脇：シルバーマークの適用になったのは平成2年ですかね。ガイドラインは平

成元年に作っていますね。この辺から、ぐぐっと、福祉用具の保険適用の可能性を強く感じるようになってきたんですよ。

司会：大工原さんは、池田理事長のもとで、いろいろお話があるのではないですか。

大工原：本人とすればね、社団法人をとったということが一番の大きなインパクトだったと思いますね。設立総会の喜びようは普通じゃなかったですね。だいたい、ああいう会をやった後、2次会行かない人がね、あそこのバーで、えんえん飲んでたんですよ。

大脇：そうだっけ。

大工原：それで、時間忘れて飲んでるんですよ。熊谷さんももう、涙なみだでしょ。よっぽど、レンタルの最初の立ち上げの時代は、苦しかったんですよ。法人化されて、これから介護保険で位置づけがちゃんと認められてくるというんで、ものすごい喜んでまして、それが印象的でした。

大脇：我々も10年間近くこの事業を進めてきましたが、10年間ずっと赤字続きで、介護保険の適用対象にならなければ責任をとるしかないと腹をくくっていましたが、福祉用具法の制定とモデル事業の実施により、大きく胸をなでおろしましたよ。

大工原：その後、事務局にも厚生省のOBを迎えたいということで、当時の老健局長であった羽毛田局長に協会の概要を持って行き、是非一人お願いしたいと頼んで来ていただいた方が塩入さん

です。池田理事長は厚生省から人を貰ってこないと、公益法人として認めてもらえないと思っていたのではないのでしょうか。

介護保険の概要が見えてきた時に、介護保険サービス開始時に福祉用具が遅滞なく提供されるように、専門相談員としての有資格者にシルバーサービス振興会が認定した資格者（福祉用具相談員）も含めてもらいたい。この資格を持った方は全国に何万人もいるのだから。このような前向きな提案をずいぶんしていました。

畔上：社団法人化は大変ですからね。法人定款を作ったりと。

大工原：その時、向さんがね。

畔上：向さんが頑張って下さってね。徹夜もいとわず、みんな自前で手弁当でやっただですよ。

大工原：厚生省に行って注意されてね。また直してね。その時の法令担当というのが当時、女性の事務官だった方がいらしたでしょ。……松原さん。松原さんの娘さんが慶応卒で厚生省の振興課の法令担当にいたの。その人が本当に一生懸命やってくれた。向さんが呼ばれちゃあ行って、はい、わかりましたと付箋つけられてね。それでまた持って行って、やっと定款を作って承認もったわけですよ。だから、向さんの力はね、大きかった。

畔上：ホントによくやっていただきましたよね。

大脇：シルバーサービス振興会を国が作ったじゃないですか。そこのバックアップ

が大きかったですね。角田さん……その次は吉岡さん。吉岡さんには、ホントにお世話になりましたね。企画部長でいらしたんですけどね。ちょうどその時、阪神淡路大震災がありましてね。吉岡さんはその時、退任されて、大阪にいたんですけど、協会からトラック何台とか、支援物資を出しましたよ。

大工原：結構、後押ししてくれましたね。

大脇：表彰状ももらったりしてね。

和田：さっき、協会ができた時の話、伺ってたんだけど、実はジェー・シー・アイは、ただ小さい地方の会社だったんでね。でも介販協のメンバーになって、加えてレンタル協のメンバーでもあった。合併する時の立場は介販協の立場に置かれたんだけど……。正直、あの時の熊谷さんとか山下利一さんとかは、上から目線の話をなさるかと思ったらそうじゃなくて、本当に対等な立場でお話なさっていたんで、私はあのお二方の気持ちみたいなものは、ずっと心の中にありました。

立ち上げ担当は、三留さんと利一さんと熊谷さんと。僕は介販協の立場で。あれはホントに不思議なくらい素晴らしい人にお会いできたかと、特に利一さんの素直さというか…、隠したりしないんですよ。普通あれだけ、でかい会社の社長の立場だったら違うでしょ。すごかったなあと思って。

畔上：池田さんも、本当に謙虚な方でした。

和田：先ほど会員の数の話が出ていましたが、ずーっと増えて行って、途中から減っている。一番の大きい理由は、会

費が会社によってこれだけ差があるのはおかしいというようなことをおっしゃっていて、会費の幅をある程度売り上げに比例しながら決めたんだけど、低いのは切ろうというような話も出ちゃったもんですから。その辺も含めて、業界全体でみな情報を、最初は日福協しかもらえない状況があったんだけど、今はいろんなところから取れるから会員数が減ってきてしまっている。立ち上げの時の本当の気持ちみたいなものをもう一回ね、持ってくればと思います。

大工原：会費のところですね、塩入さんの力は結構大きかった。調査研究事業というのを3本ぐらい取ってきてくれた、毎年ね。そこで、息がつながってったんだよね。それで何とかやったというのがあるね。

畔上：あの方の実績はすごかったですね。

大脇：とにかく積極的にね。

司会：岩淵さんは、若い時から司会とか、いろいろなさっていたんですね。

岩淵：あの頃は人がいなかったから、運営委員の中では新人でしたので、そういう役割だったんだと思います。ただ、三留さんに、最初の頃、モデル事業の内容を全国に説明に行きなさいと言われて、結構行かせてもらいましたね。沖縄や青森、札幌にも行かせてもらいました。あの頃は協会も活気がありました。

畔上：私と大脇さんなんて研修事業で全国縦断ですよ。開催すると受講者が200人を超えることもありました。



畔上加代子氏

岩淵：あっぶる各店は販売だけだったのですが、大脇さんのところと契約させていただいてレンタルを始めたんですよ。あっぶる各店の販売とレンタルのきっかけは、山下利一さんと大脇さんに了解もらって、あっぶるグループは全体でレンタルを始めたんです。

大脇：すごく丁寧に育ててくれましたよね。9年に介護保険が通ったでしょ。すぐ翌年に、レンタルコストは市場に出した時にホントに通るのかどうかという議論があって、それを全部オーソライズする、レンタルコスト調査委員会というのを作ってもらって、そこでオーソライズしてね。レンタルコストの構成要素を全部オープンにしましてね。レンタルコストというのは、こういう内容でこのくらいかかるんですよと、保険が始まる前にきちっと整備したんですよ。丁寧に業界自体を育てても

らっているということは言えると思う
んですね。

大工原：介護保険のスタートが1年遅れたからね。その間に丁度、準備ができましたね。

大脇：施行まで2年以上あったからね。

司会：介護保険制度スタート時の協会の取り組みに入ったんですね。過去の記録を見ると、対策会議とか委員会を作って熱心に議論されているのがわかります。要望書も検討されたりした。その辺の話をお願いします。

大脇：私もだけじゃなくて、都道府県がね、市町村に介護保険制度を周知するのが大変なんですよ。サービスがたくさんあるでしょ。レンタルについて詳しくわからないということで、必ず各地区の協会幹部と県庁職員と一緒にまわりながら、介護保険とレンタルの仕組みについて説明して回りました。介護保険では、ホントに全部まわりました。

大工原：一番根底にあったのはレンタルの価格は薬価と違って自分達で全部決めさせてくれということが一番大きくありました。事業者が地域に応じて価格を付ける。そして運賃は別に下さいということを要望したんですよ。

今でも覚えていますが、池田理事長が審議会に呼ばれ、村上課長が介護保険の供給事業者を増やすためのお願いをしている時に、課長、我社は撤退するんです。この間、旭川から撤退しました。運賃を貰えない所に配送しても何にもならないと言ったんです。

会議が終わったところで、池田さん一

寸来てくれと課長席に連れて行かれて、何言ってるの池田さん、これだけ事業者を増やさなければという時に、撤退するなんてとんでもない話だと。いやいや、我社ではどのくらいのコストが掛るか試算してあるから持ってくるからと言って、その後、資料を持って行ったんです。

そしたらウーンとなってね。結局は見直しをして貰いました。自分達で供給エリアを決めて、それ以外への供給は見積もりを出して利用者の了解を貰えば、運賃を別に貰える仕組みになった。結構乱暴なことを言うけれど、池田さんの言っていることは筋が通っているんです。向こうとすれば、再検討しなければならないという感じになったんです。大きい所だけはちゃんと押さえてくれていました。

大脇：もう一つね、保険に入れる時に問題になったのは、供給のパイプが全国にないとだめだと。全国にレンタルの供給網を持つのは、当時、フランスベッドしかなかったんですよ。それ1本だと行政指導が難しいということになって。それならヤマシタさん作れよということになって、エコールを作ったんですよ。ウチはとても全国動かす力はないので、ウチが供給できる営業エリア以外を同じエコールパートナーというので作って、それで2本になった。全国ネットを同じパイプで同じサービスで、同じ値段で供給できる仕組みになった。それからレンタル事業協議会ができて、どんどん進んで行っ

たんですね。

ですから、国が施行する時に、まあ、フランスベッドさんは先鞭をつけた、大きい上場企業ですけど、一つの会社だけに偏り過ぎてはできないということなので、そういった仕組みを作っている。エコール作るの、結構大変だったんですよ、全国ネットを作らなければならないというのでね。

司会：畔上さんも千葉の方で頑張っておられていかがでしたか。

畔上：介護保険が始まった時に私は、介護保険全体の委員をしてたじゃないですか。一番理解ができなかったのが用具のことなんです。知らない、仕組みがわからない。消毒については全く未知の世界だったんですよ。福祉用具は使われたものを消毒するんですよ、と言っても消毒って何ですかという感じだったんですね。その辺のことが難しかったんですけど、シルバーサービス振興会が消毒のマークを作っていて、感染症の防止のため、使った用具を全部はずした中で消毒をするのだということを認知された。ケアマネさんが、そういう仕組みを理解してくださったということですね。だから、価格についても納得してもらった。要するに、専門の人がいて、物運んで説明して、また、使ったものを消毒するという、ケアマネさんが、そういう仕組みを理解していただいたということは言えると思いますね。

大脇：それともう一つは、民間の株式会社、営利会社が福祉の世界に入るというこ

とが初めてだった。用具だけでしたから。ですから、国の方では福祉適応企業というのを作ってくれたんですよ。どういう基準でそういう分野に入っていくんだということをね。熊谷さんと一生懸命やったんだけど、まあ、持ってっても持ってっても、却下、却下で通らないんですよ。日本生命がやってましたがね、当然、国に持っていった判断を仰いでいたと思うんですが……、いくら作っても通らないんですよ。最後は、作ってもらったことになりますかね。そこからガイドラインができてきたんですが、そこまでが大変な苦勞でしたね。

畔上：皆さん私企業でなくて、全体的に用具のことについて産む苦しみも、あるいは楽しみも共感してきた、ということは思いますね。だから協会ができたんだと思いますね。そういう点では、私は本当に、戦友ありといつも思いますけど。

和田：介護保険がスタートする前にモデル事業やったじゃないですか。仙台市も対象だった。役所と交渉する中で、市はレンタルをこういう値段で設定しているんで、こういう値段でやってくれと。安すぎるんでおかしいんじゃないかと言ったんだけど、いやこれは介護保険が始まる前のモデル事業の段階だけだからと言ったのに、介護保険がスタートする時にね、市の方は、モデル事業でそのものすごく安い価格でやったんだから、この価格で続けてくれと言うので、市長のところに文句を言い

に行ったことがありました。

大脇：モデル事業の時、怒られたのは広島
の業者ですけど、モデル事業に電動車
椅子が入ったじゃないですか。モデル
事業の電動車椅子を使って田んぼの水
を見に行ったことが判明し、呼びつけ
られて怒られました。

和田：モデル事業が終わった後に、レン
タルの対象品目を何にするかという委
員会があって、その場に出てたんです
が、委員長がすぐ隣に座ってたんです
けど……、説明があった後に、たと
えばこういうものを対象にしましょ
うかと言われたんで、手を上げて、
ハンドル型の電動車椅子は障害者で
は対象になってないけど、レンタルの
対象に入れてくれと言ったんですよ。
それに対して、委員長はリハビリ効
果が落ちるのではとおっしゃったん
ですよ。だから、先生に、在宅では
買い物に自分で行ったら料理も自分
でする、買い物に行けなかったら料
理はヘルパーさんにやってもらうこ
とになると言ったら、他の委員の方
は、医療関連以外の委員の皆さんが
賛成していただいて、最終的にその
結論になりましたが、対象になるま
で半年近くかかりましたね。

大脇：制度移管の時に、日常生活用具
のレンタルサービスを介護保険にその
まま移してくれたのはすごかった。日
常生活用具の給付事業は競争ですか
ら、入札になるわけです。月 3000
円とかの価格で行っていたレンタル
サービスを介護保険制度のコストに
そのまま移管した訳ですから。それ
は最高に協会とし

ては良かったと思うんですよ。

和田：これは協会の立場じゃないのかも
知れないけど、厚生省で介護保険法
案ができあがった後に、三留さんと
3人くらい呼ばれて。担当課長は、
制度がこうなったからと説明を受
けたことがあった。

たとえば、ケアマネージャーという
のは、みなし公務員という。みなし
公務員というような形の立場にする
なら、一般事業者として独立機関と
して運用できるようにして、ケアマ
ネージャーじゃなくて、ケアコーデ
ィネーターにして欲しいと言ったの
。それは、たとえば、介護士からケ
アマネになる人も福祉士からケア
マネになる人も、看護師からなる
人もいるわけで、専門の立場が違
うんで、マネジメントというより、
それぞれの分野の専門の立場で
コーディネートするのが、一番大
事なことなんですと言ったんだけど、



和田勲氏

みませんもう結論出してますからと言われた。

岩淵：介護保険制度が始まった時に、初めてこの業界にレンタル卸という分野を入れましてね。あっぱるグループなんかでも介護ショップだったんですけど、レンタルをする時に、自社で商品を仕入れて、それを消毒庫で消毒して、保管庫も持ってという、そこまでの資金があるかと検討して、その時に初めてこの業界にレンタル卸業というのができたので、あっぱるはず一っと卸業を利用してきました。介護保険制度がスタートした時に、福祉用品業界にレンタル卸業ができたというのが、我々にとっては、すごくいいことでした。介護保険制度が始まる前は、販売と給付事業しかない。あとは、個人にレンタルをしていましたが、そこは自費でやらなければならなかった。レンタル卸業が始まったのはこの時期だと思うんですよ。

和田：介護保険が始まってからだね。

岩淵：あれがなかったら、ここまで事業者はできなかったと思います。

司会：平成18年になると、軽度者については原則給付対象外とする見直しが行われましたが、その時のお話を。

畔上：大変でしたよ。和田さんが座り込みを始めて…。雨が降っても構わず座り込んで。皆さんから無理しない方がいい、止めた方がいいとか言われたり。鹿児島からも来てくださったり。あれは、良かったかどうかわかりませんよ。わかりませんが、一つの道としては、

おもしろかったと思います。

和田：座り込みする前の週に電話したの、振興課にね。来週から俺、座り込みするからとね。利用者、障害者の方だったら、ああいうの突然やったら、彼らは運動するけど、高齢者の方、もしくはその家族の方は活動できないんだよね。俺やるしかないなと思って連絡したの。厚労省の人みんな知ってるから、事前に連絡しないとまずいなと思って。連絡したら30分くらい、やらなくていいって一生懸命言うんだよ。その後、わかった、お前の気持ちはわかった、だけど、お前も何か考えてる、ここは何とかしたいと思ってる部分あるよな。和田の座り込みをどう利用するかを厚労省としてちゃんと考えてみてくれよと言ったら、瞬間黙っちゃてね。わかりました、すぐ上司に伝えますって言ってね。厚労省じゅうにきちんと報告いったよ。



大工原弘氏

だけど、最初の1週間は厚労省の人たちは、僕が座っている場所を避けて。2週間目はね、厚労省の人たちがどんどん来て、守衛の人たちが、わざわざ、僕らにもいただけませんかと来てくれた。しかも、畔上さん覚えていらっしゃると思いますが、僕は座り込みのためのペーパー作ったじゃないですか、その印刷は日福協で、何百枚か何千枚か覚えてないけど、パラマウントの佐藤さんも来てくれて、1000～2000枚、コピーしていつてくれた。お金も、宿泊費とか旅費とか、いろいろかかりました。

畔上：あなた泊まったから、あの時ね。私なんか何曜日に出てくれとか言われて、なんか雨が降ったり、寒い日にかぎって私が行くような感じでしたよ。

和田：その後、厚労省でも検討して要件の部分的な見直しがあったじゃないですか。あの見直しをする時に、和田さん来てくれませんか、僕ひとり呼ばれて、こういうふうなところ見直ししたいんだけど、いかがでしょうねと制度の枠の中で、要件緩和の枠をどういう部分が一番大事かということを、意見を聞くために僕を呼ぶんですよ。厚労省の人たちも、あの時は、悩みながらやっていたんだとつくづく感じましたね。そして、8月に通知が出た。全体はそういう前段の打ち合わせがあったんです。

畔上：私は千葉県で、ケアマネさんが貸し剥がしのことについては異議があるって、全国で初めて出してくださったん

です。

大脇：見直しは医師の意見書があればいいってことだったんでしょ。

大工原：そもそも、ベッド等の福祉用具を使っていると、廃用症候群になるというデータがあるドクターが出したから、これに厚労省は乗ったわけで、それがずーっと尾を引いているんですよ。

和田：さっき、僕が言ったハンドル型電動車椅子でADLが落ちるというのと同じですね。

大工原：そして、ホントに少ないサンプルを、要は表にして出したわけですよ。これで給付費を削減できると、もともと、そういうのが出たからね、それに乗ったわけですよ。しかし、廃用症候群にならないデータを出そう思っても、出せないんですよ。協会でもいろいろ議論したけど、やりようがなかった。その後、ウチの社長が、厚労省に行った時に、どうしてあんなことを、やりすぎだよと次官に言ったんですよ。そして、そりゃそうだよ、やりすぎだよって言って。担当課長に、おまえやりすぎじゃないの少しって。そのくらい省内でそういう話が出た。実際に任された課長にすれば、これ以上保険料を上げるわけにはいかない、これは何か削らないといけないというわけで、削ったわけですよ。本人だってやりすぎだって次官から言われてるから、それはそうだと思っているはずだけど。

司会：その時のベッドの回収には非常に苦勞されたんですね。

大脇：あの時の倉庫料の負担というのは、すごかったですよね。

畔上：大変だったですよ。

和田：正直、前年の8月に、ああいうふうになるっていうことは情報として知ってたんですよ。だけど、ジェー・シー・アイでそうなるからって計算してみたら、赤字は下手すれば1億1千万、少なくとも7000万の赤字だということ。いろいろやったけど、結果的に7000万の赤字で30人も社員辞めてもらったんですよ。しかも、今おっしゃったように倉庫は民間の倉庫を借りるしかなかった。その費用だけでも大変なんですよ。

だから、僕がこの業界から離れた一番の大きい理由は、社員30人も首切ってるのに、役員として責任を取らないわけにはいかないって、社員を切った以上俺は辞めるって辞めたんだよね。

和田：特にケアマネさんは大変だったと思うよ。

大工原：あれから手すりが出てきてね、それが飛ぶようにレンタルになったわけですよ。あんなことやるんだったらね、最初から貸してくれれば良かったわけですよ。我々なんかも、二度とこんなことしないようにね、早く消費税で負担すべきじゃないの、もっと大きくね。今だって税は多少入ってても。消費税上がるのを楽しみにしたんだけど、まだ上がらない、10%にまだいかない。これ絶対ね、仕組みが間違っているわけですよ、そもそもの。介護保険制度

の始まった時の保険料が今、倍以上でしょ。

医療保険と違ってね、良くなるということないわけですよ。使わなくなりましてということはないわけです。良くなりました、また病気になりましたから使いますってこと、ないわけだから。保険制度でやること自体が間違ってるわけですよ。老人の推計だって間違っているわけだから。だから、こんな制度をずーっとやってたら、ホントに大変なことになりますよ。

大脇：結局、老人日常生活用具給付事業もね、藤沢市が一番先に、3年以上使っていると計算してごらんって話になったの。そこでね、公的な委託費用を下げられちゃったんだよね。何年以上は下げるってことで。

大工原：ゼロにしたっていう製品もあるじゃない。

大脇：だから気をつけないと。ずーっと長いですよ、介護保険も、使ってる人は。

和田：でも、日福協会の委員会の中で、厚労省の担当者さんが来てる時に、レンタルの値段を決めるのに、配達料とレンタル料を別枠にしなさいって言ったの。運賃に関しては、購入の枠の中に入れなさいと。そしたら、レンタルを1ヶ月しか使わなかった方と3年使った方だと、3年使った方はものすごい負担してる。1ヶ月の方は…、ということになっちゃうんで。少し検討する必要があると言ったんだけど、やっぱりダメだった。

大脇：そういうことがあったから、平成10

年にレンタルコスト……、倉庫利用から配達料、消毒料も13項目くらい、レンタルコストに乗せる構成要素というの出してね、それをオープンにした訳です。間違うと月額レンタル料だけで計算してね、購入費の3倍近くになってた、すぐそういう話になっちゃうんで。そうじゃないですよということを、根拠をもって示しておかないとね。

和田：協会としてどこまでやれるかは別にしてね、貸し剥がしに対する取り組みっていうのをね、我々は、僕は協会の人間じゃないんだけど、協会として次のステップをどう組み立てていくのか、どういうことをやっていくのかということを、本気で考えなきゃいけないと思う。

大脇：やっぱり、ケアマネさんとの交渉費も入るしね、倉庫料も入るし、消毒費も入るし、そういったことをトータルでレンタル料金というのを組み立てているわけなんで、そこをまず理解してもらわないと、すぐそういう話になっちゃうね。

和田：それからね、供給業界で一番わかっていないのは、高齢者の方も身体障害者福祉法の対象者なんですよ。手帳とればね。これを今、取らせてくれない自治体が圧倒的に多い。身体障害者福祉法に基づいて、それに該当するサービス、給付であれば、本来は身障法でもらえるんですよ。そこをはずされちゃっている。供給業界はどちらかといえば、販売とレンタルが中心で、身障法に関



急逝された山下一平氏の遺影

わっていることが少ないけれども、それを理解されていないというのがあるんですよ。それを何とかわかるように仕向けていきたいと思って、いろいろ話しているんだけど、やっぱり、そういう仕事をされていない事業者が多いんで、理解できないみたい。

和田：僕の友達で、障害者自立生活センターを立ち上げた方のご主人が、町田に住んでる時は要介護3だったんです。高知に移ったら要介護1にされちゃったの。理由はわからないんだけど。本人も経験豊富だから、苦情を言いに行ったら、2にはしてくれたんだって。だけど、それ以上、上がらないんだって。

司会：平成18年に外れ値の問題が出て、それを境に適正な価格設定や山下理事長が熱心に取り組まれたサービスの質の

お話をお願いします。

畔上：山下さんは、本当に、福祉用具についてのプロを育てたいという思いが、すごくおありになったんですね。めずらしいと思うんです。私は、先代さんとも研修が一緒に、大脇さんとも研修で一緒に。なぜか、そういうスキルアップのところに関わっていたんですよ。やっぱり、PT・OTとかケアマネさんといろんなことについて、ディスカッションすると、医学のことも知らなくてはいけないし、福祉のことも知らなくてはいけないということで、そういう専門スタッフを育てたいという思いがとってもおありだったと思うんですよ。それが、福祉用具専門相談員の資格をつくるという一つの資格制度になったんですけどね。

やっぱり、そういう資格者がきちんと福祉用具のことに関わらないといけない。今回地震でも応援いただきましたけどね、……ベッド持って行っても専門の人が組み立てるんですよ。昨日も袖ヶ浦に行ってきましたけど、市の職員さんとかPT・OTでもベッドの組み立ては専門外でできませんから。状況に合わせて福祉用具を適切に専門的に扱う資格があるんですよって、防災を通じて、私は啓発しているですよ。それが今、専門相談員協会になって、おかげさまで、会員数がもう年間300、400まで増えています。まあ、これについての専門集団として物を言わなければいけないです。集団って、ある程度数がいるじゃないですか。だ

からやっぱり数を増やした中できちんとっていこうと。やっぱりヤマシタさんの援助が大きかったんで、何となく、ヤマシタさんが作ったグループ、今はヤマシタさんの社員さんで入っていただいているのは3分の1もいません。ほとんどそういった社員でない方に入っていただいていますので。そういう意味では、ホントにお世話になっていますが、どうにか自立してやっていけたなと思うことと、物を言う集団としては、専門集団の人たちの数を多く出さなければ言えないと思いますね。

公明党の古屋議員が、たまたま、一般質問したいということでしたから、福祉用具専門相談員という職種がありますよということを説明して、今回の予算委員会の質問になった。30分間放送されましたけど。だから、どこでも専門集団が言っていくじゃないですか。その辺りでは福祉用具は専門の資格、組織がないとだめだと思います。

大脇：結局、福祉用具以外は、それぞれ専門性が裏付けされているんですよ。国家資格があったりして。福祉用具だけは専門的なものが客観的に裏付けされてないってことで。専門相談員の指定講習カリキュラムは、今、50時間くらいですね。1級ヘルパーが廃止されたけど、あれは140時間くらい。特定に変わって380時間でしょ。他の専門家というのは3000時間くらい勉強しているわけですよ。そういった他の専門家に比べた客観的な裏付けが、一

平社長も欲しいってことで。何でその裏付けを作るかってことは、研修であり、資格制でありね、福祉用具そのものをもっと広く知ってもらおうという、有意性っていうかね、介護保険の中で非常に大事なサービスなんだということを知ってもらおうということで、福祉用具の専門相談員制度を作ってきたと思うんですよね。

和田：福祉用具専門相談員は、一平さんとも話したんですけど、どうしたら国家資格にできるかってところを、厚労省とも、テクノとも話をしたんですけど、基本的には大学、学校がないままで、国家資格に変わることはできないということだったんです。

PT・OT 制度ができあがった頃は、彼らの方から、僕に相談にくるってパターンもあったんです。専門職とおっしゃるけれど本当に僕らの業界の人たちがそういう視点まで持ってくれば、PT・OT と違った角度で物が見れる。生活の中で家族との関係とかいうところを含めて、ケアマネージャー以上に、福祉用具を通じて何かをとらえていける。そういうことが絶対あると思う。

大脇：この用具を使うと、その人の自立促進にどういうふうに役立つかということの、結果が出てないんだよね。そこが問題だと思うんだけどね。これから、そういう専門分野の中に入っていきながら、やっていくことになるんですけど。介護保険自体は一番最後のテーマになるんでしょうけど、今までは基本

理念が自立の促進なんですよね。これが少し介護支援も大事になってきていますよね。用具も当然、その方向に行かざるを得なくなっているんだけど。介護支援とは、専門的にどういう分野だってことになってくるんですよね。それは、その人の状況によって、支援のやり方は違うので、そこに何らかの介護支援がやりやすいような用具があれば、これはどちらかというと人手不足解消という点になるかも知れない。

和田：さっき言った、介護3だったのが、介護1になった。行政の理由は何かって言ったら、住宅を完全バリアフリーの建物に変えたんで、介護の必要度が低くなったという理由だったんですよ。身体状況じゃないんです。極端に言えば、ベッドに自分が移って、トイレに行きたくなれば、普通は車椅子に乗り換えてトイレ行くでしょ。彼は住宅をベッドと同じ高さの、浴室の高さになっていて、その脇のトイレに行ける。

畔上：今、和田さんが仰ったように、この方の暮らしがどのようにしたら継続できるかという、視点に立ったケアマネジメントの中で用具をピシッと適正な形でプランの中に入れていただかないと、私たち民間事業者は、いつも泣くしかない。そういう構造は変わらないと思いますよ。

大脇：でも、これ制度事業なんだけど、制限的自由競争という考え方を当時から持ってたんですよ。そこの仕組みを動かすには、福祉用具のサービスを動か



岩淵輝夫氏

すのが一番いいわけですよ。民間だから。ある程度、競争力を発揮させて、全体の生産性を向上させるとかね。そういうことを考えてたんですよ、制度設計者は。だから我々はその一番最初に自由コストにしたってことが、もっと議論した方が良かったのかも知れないけどね。

大工原：先ほど、和田さんが言われていた、福祉用具を使った視点で、ケアマネジャーなり関わる人達がもう少し見れば違ってくるわけでしょ。それは協会として、啓発事業を行っていくべきではないでしょうか。

司会：それでは、個別サービス計画書や「福祉用具の日」推進協議会で、ご苦労された話をお願いします。

岩淵：山下さんが一番、福祉用具の普及啓発、これにすごく力を入れられて、福祉用具の日をやってきたと思うんです。あ

の委員会では、福祉用具を普及するために、写真のコンテストだとかイベントをやりました。

大脇：認知度は上がったよね。

岩淵：認知度はすごく上がりましたね。福祉用具を理解してもらうとか、啓発することに対して、10月1日は福祉用具の日というのは、だんだんだんだん、知られてきたし、全国でそういった運動をしましたしね。

大脇：また、組み立てがすごいよね。福祉用具関係5団体、ほとんどの団体を集めましたね。

畔上：写真コンテストも、だいぶ続けましたよね。優秀賞選んで表彰しました。

大脇：最初は標語の募集だったの。

岩淵：新聞にも掲載してもらって、福祉用具の日がこれだけ浸透してきたのかなと思うんですよ。

大脇：今も都道府県でやってるわけ？ そのイベント。

岩淵：やってますよ、日付はね、10月1日の前後になりますけども、各支部、各ブロックで、現在まで毎年やってますよね。

畔上：「福祉用具の日」をPRしたティッシュを福祉用品に入れて配ったりとかね、いろいろやりましたよ。

和田：福祉用具の日を設定してもらえたのも、それから個別サービス計画書、これも一平さんの功績です。正直、僕はね、個別サービス計画書の作り方に対しては、疑問を持っているところがたくさんあるんだけど、こういう動きをすることによって福祉用具の事業者の

評価というのは変わっていった。一平さん、そこはよくやってくれたなと思っています。

畔上：内容はね、あそこまで要るかなと私も思いますよ。もう少し、今だったら、簡潔にということは思いますね。でもやっぱり、自分たちで計画書作れるんだっていう、作らなきゃいけないんだというところに落とし込んだのはいいと思います。

司会：利用者に説明して、同意をもらって、監査に利用できるというところが大事ですね。

畔上：これは、もともと、ひな形ですから。各事業者が自由におやりになって結構なんです。そんな難しいことをやらなくてもいいと思いますからね。利用者が理解できて、マネジメントがちゃんと入っていれば、いいと思いますよ。私なんか、千葉方式って作っちゃったくらいなんですからね。

岩淵：最初はすごく負担でしたけど、でも、今の人たち、今入ってきた人たちは、それが当たり前になってるから、そういった意味では良かったと思います。

和田：当たり前なんだけど、今の人たちは、あの計画書を作る時に、どこまでご利用者のニーズにかみ合うような努力をしてるかってところがね、言葉は悪いけど、サービス系に対する形式にして終わっているって部分が少し膨らんでいる気がするね。

畔上：でも、若い方でもすごく良い計画を立ててましたね。

大工原：そういう面では、社内の教育もそっ

ちに目が向いています。だからそれは、ものすごく良い方向には行きました。だけど、先ほど和田さんが言ったように、レンタル料が月千円のものから一万円の物まで全部同じにやったんでは、これもまた、考えなければなりませんね。

畔上：そう思います。

大工原：だからね、もう少しうまくやれば、何か違ったところが見えてくるのかなという感じがしますよね。

司会：協会の教育研修事業でもね、契約書の作成とか認知症の対応とか、その辺を今、重点的にやってますけど、もう少し考えなければならないということですね。今、熊本では、4月14日に起こった地震が前震で16日が本震という、今までにない大変な被害になります。

畔上：災害協定は、千葉県ではどんどん進んでまして、私は、全市町村でやらなければいけないと思ってますから。最初はトップダウンで、市長直々にやってくださいとお願いしました。

和田：熊本県も大変だけど、大分県も、地震がどんどん東へ延びていく可能性も含めてね、ご利用者はもちろんですけど、事業者たちをどう支えてあげるか、結果的に利用者を支えることになると思う。その辺、業界として考えて、みなさんだけでなく、事業者がどう連携をとれるかというのを考える必要があると思うんですよね。東北の震災の時の経験で言っても、どれだけ大変だったか、同時にどれだけみんなから応援

してもらったか、両方あるんです。

大脇：避難している人で、福祉用具を使わなきゃいけないんだけど、全然使わないで来ているという人がどれだけいるのかね、それは緊急な問題だよね。

和田：東日本の時との一番の大きい違いは、東日本は津波があったんで、福祉用具も流された、ご本人も亡くなられたというのがあったけれど、今回はずっと閉じこもりきりというか、避難所にずーっと行きっぱなしだとね、お年寄りのストレスによるいろんな症状が出てくると思うんですよ。

和田：東北の震災の時も、ポータブルトイレ消臭の効果があるものを買って、いろんなところに持って行ったりしたんですけど、ところが、すでにね、でかい建築会社が、そのメーカーさんの在庫品を全部買って、自治体に配ったんですよ。

和田：熊本の事業者の中に、どういうものが一番困っているかと、事業者として困っている部分と、ご利用者にこういうものが必要だという2つを確認して、すぐに、みんなで協力し合うっていうのが一番大事かなと思ってる。まず事業者の持っておられる情報をきちんと聞かないといけない。

大工原：今、災害協定を協会と自治体が契約して、すぐ協力するようになったんでしょ。大変いいことですよね。

畔上：最初は、これって、どういうところにご提案していったらいいかなって思ってたんですよ。担当部署が自治体によって異なり全部バラバラなんですよ。

大脇：熊本の会員の被災状況はどうなってるの？

淡路：必要な品物についても、お伺いしてるんですけど、今のところは大丈夫なんです。ただ、大きな余震が続いているので、今後、何が必要なのか変わってくるので、その都度、情報収集してやっていきたいと思うのと、あと一つ、熊本県から、福祉用具の供給を今回お願いしたいというご依頼が、県から来ることになるれば、これから早急に対応することにしています。地元の会員さんに供給が可能かと伺ったら、全部大丈夫そうなので、やっぱり地元の方が供給してくださるのが一番いいので、地元の方と協力しながら、今後どこに運ぶかということをやっていきます。

司会：熊本とは協定を結んでないんですけど、結んでいるところと同様に支援するようにしています。物資の供給依頼があれば、すぐ対応しますというようにしています。

小野木理事長：非常時対応ですね。熊本に営業所があるんですけど、とりあえず我々がやったのは、我々のお客さまのところの安否確認ですね。まあ、その部分だけでも、ケアマネージャーの方には大変喜んでいただきましてね。

岩淵：あと、停電になっちゃうと、用具が動かないでしょ。これも困ります。

小野木理事長：そうですね。電動ベッドを使っていても、電気がなければ動かないし、それだけのスペースもない為、マットレスをお渡ししています。

司会：それでは、最後に、平成30年の制度

改正に向けて、ご意見・アドバイスをいただければと思います。

小野木理事長：とりあえず、今までの、協会の動きみたいなものをお話しします。我々の方としても、財務省の提案に対応する必要があるということで、まずはエビデンスを取る事と致しました。福祉用具というのは効果的だということを、みんなわかっているんですけど、残念ながらその部分を証明するものがないものですから、結果として厚労省も他の団体に伝えられないし、国の方としてもなかなか認めてくれない。そこで、独自調査をやらせていただきました。結果としては、手すりや歩行器などの福祉用具を使わなければ、半分以上の方々が、誰かに依頼する形になる。それを家族に依頼するのか、ヘルパーさんに頼むのかと半々くらいという状況ですので、だいたい15%から25%の方々がヘルパーさんに依頼するという結果が出てます。その部分の費用を計算しますと、ヘルパーさんの方に依頼すれば2500億くらいになり、一方で、我々の介護用品のレンタル費用は1130億で、差額が1370億くらいあります。福祉用具を使わなければ、余計に1300億くらいかかりますよという結果となりました。また、ヘルパーさんの追加人数というのが11万人になる。今、2025年でヘルパーさんが38万人足りないと言ってるんですけど、福祉用具を使わなければ、さらに11万人ヘルパーさんが足りないという事になります。

それ以外にも、福祉用具の手すりとか歩行器を使われている人たちが、過去に転倒したことがありますか、というようなことでアンケートを取りましたら、5割以上の方々が転倒したことがあるという結果が出てました。歩行器とか手すりとか、物によってちがうんですけど、そういう転倒の経験があるからこそ、手すりとか歩行器を使っているわけですね。そして、手すりとか歩行器によって、9割の方々がその不安がなくなったということですから、転倒・骨折を防ぐことに寄与しています。重度化を抑制することで大きな効果があるということですね。

また、ケアマネジャーさんの方に署名活動をお願いしまして、5万3千人以上の方々から署名をいただきました。今回の改正に対して反対だということです。全国でケアマネジャーさんが16万人いらっしゃるんですね、ただその中には福祉施設とか、施設で従事されている方もおられるんで、実際にケアプランを作成している方は10万人くらいだと言われています。我々は今回、そちらの方々にお願いに参りましたので、実際にケアプランを作られている10万人の中の約5割が、反対という賛同をいただいたということです。

一方で、この署名活動は、我々の会員だけでなく、非会員の方にもお願いしました。日福協に入っていない方々もたくさんおられるんです。407事業所のうち220ぐらいが非会員なん

ですよ。そちらの方からもご協力いただいて、5万3千人の署名が集まったという事です。その非会員の方々には、この5月に、一度お礼を兼ねて、今までの経過も踏まえてご報告しようと思ってるんですね。また、5月27日に、今までの調査報告をまとめて記者会見をやります。また、三重県の県議会の方で、今回の軽度の部分を自費にするということに対して反対しますという事を決議頂きました。三重県だけでなく、他の県でもこの活動をどんどん進めていただきたいと考えています。それと、日福協の会員数が少ないということが問題だと思っていますので、これを機会に、今入られてない方も、こういうようなこともあるので、みんな一緒になってやりましょうよと、そのためには、日福協の事業者として、専門相談員は専門相談員協会に入っていただくのも大事なんですけど、事業者としては、日福協の方に入っていて、政治的な動きもやっていかなきゃいけないと思っています。

あと、福祉用具国民会議の方でも、署名活動をしておられますので、それを日福協の方でも応援してまいります。

和田：今の補足しますとね、福祉用具国民会議では、たとえば福祉用具協会みたいに、業界団体それぞれ、業界団体としての活動なさっているのとは別に、ご利用者自体にね、もちろん業界の方でも構いませんが、ご利用者自体に、署名活動に参加していただくということで今やってまして。現在、先週の木

曜日でメめたところで13万5千くらいですかね。それを6月23日に、署名を含めて制度改正やめてくれということを、厚生労働省、それから財務省、政府と、この3つに持って行くということになっているんです。それぞれの皆さんの立場があるんで、僕だけフリーの人間なんで代表という形になっているんですが、6月23日に日比谷公園で討論会みたいな形で集会をして、それ終わって署名を持って行きますっていう、署名は少なくとも30万超えさせたいんですよ。僕個人は100万と思ってますけど。というのは、さっき言いましたように、障害者と違って高齢者の方たち、自分で意見を出せる方はいらっしゃらない。それからご家族の方も、声かけられたら、そういう活動をされても、そうでない限りは、直接の活動をなさらないんですから。いかにそういう形の輪を広げていくかというのがポイントで、業界団体はあくまで業界団体としての力を発揮していただくけど、業界の声であるという受け止め方をされる。僕たちは国民の声だよという、6月23日に置いたのは、今おっしゃった参議院議員選挙を含めて、政府がこんな強引な変更をしたら、自分たちの票が少なくなっちゃうなあという気分になっていただくところ狙いとしています。6月23日は、一応、全部の政党の代表者に来ていただくという呼びかけをします。実際に来てくれるかどうかはわかりません。議員個人、それから業



小野木孝二 理事長

界団体の代表にも来てもらうという声のかけ方もしていこうと思ってます。

畔上：千葉でも福祉用具を活用して、こうやって元気にやれてますという発表をしていただきました。そこに福祉用具専門相談員も関わっていただき、こういう専門の人が来ていただいて助かりましたという発表会をやりました。

和田：さっき、小野木さんがおっしゃったように、北本市は市議会が反対して決めているんですね。三重県もそういう形をとってるんですよね。他に埼玉県や千葉県でも、ある市議会が政府に申し入れを予定しています。自治体に対しても業界全体で業界として圧力をかけるということじゃなくて、市町村だとか、知り合いの議員さんたちに他の県、市ではこんなことやってるんだよということを教えてあげるだけで、少し変わるんじゃないか、そういうことを含めて考えていかなければならない。何よ

りもね、今回の要介護2以下をあんな形で切り離しになっちゃうと、出かけない人は家にこもりきりになって認知症になるか、介護度が上がるしかないんですよ。結果として介護保険費用全体が膨らむのは間違いないのね。おそらく、そこを理解できている方は賛成していただけると思います。

小野木理事長：特に今回アンケートを取りまして、車椅子とか外で使うという方々はもう、ほとんど、そういう活動は諦めると、こういう結果が出てました。

和田：ベッドなんかも、要介護2だから自費で買いなさいって言われても、要介護2くらいだったらベッドは使うよね。さっき言ったように3だったのが2に変わってたりしてるんだから。

小野木理事長：この前の改定の時は、売上が約3割減りました。今回、もし要介護2まで自己負担となったとすればですね、皆さん言われてるのが、4割から5割売上が減少するという事です。ユーザーさんの数としても6割減少します。ですから、もう、18年の時の比じゃないですね。

岩淵：介護保険の対象でなくなってしまうと、これ指定事業者ではなくてもいいわけです。それが一番怖いんですよ。消毒もしない、届けるだけとか、価格はでたらめになってしまうと思います。

大脇：今の総合事業の中にはレンタルの話は出てないですね。やっぱり、レンタルでいくかどうかはわからないけど、福祉用具というのは、ないとだめだと

思うんだよ。そこをどう組み入れていくかですね。

和田：要介護2レベルの方にベッドを自費で買いなさいといっても、命がどれだけあるかわからないって考えたら、家族がそのお金使うかなと思う。

畔上：使わないですよ。

和田：そうすると、介護度どんどん上がっちゃう。結果的に介護保険費用全体が膨らむんだよ。あれは、あくまで財務省の案ですと、厚労省内部の方がそうおっしゃってる。

司会：理事長のおっしゃった福祉用具の調査で、福祉用具を使った方が介護度は上がらない、自立して、その結果、介護負担も軽くなり、その福祉用具を使わないとホームヘルパーの費用が膨らんでいくことを、きちんと財務省の方に説明する必要があります。

小野木理事長：厚労省は、そうしてほしいって言ってる。

大脇：エビデンスをどう作るかという問題と、福祉用具も変っていかなくちゃいけないわけでしょ。今の時代が要請するものに。要支援を支えるものを入れていかないと。そういう仕組みというのが大事になってくる。自立だけでなく、介護支援も大事です。

和田：今年度から、自動制御の電動歩行器を介護保険の対象に入れるんですよ。歩行器を使う人は要介護2以下ですよ。要介護2まで自己負担にすれば、利用したくても利用できないじゃないですか。

司会：時間がきましたので、最後に一言ず

つ、協会に対する叱咤激励をお願いします。

大工原：今日、小野木理事長から、今回の制度改正について、いろいろエビデンスをとりながら、あちこちにPRしているという、これ聞いて安心しました。私の家内も障害持って10年になりますけど、手すりがはずれるっていうので、ひやひやしてる。それはもう、去年かな、制度が変わって自治体の方へ移って、まだ様子見てね、使ってはいますけど。これからまた変って、いや返しなさいって言った時に、また何万円か使わなきゃいけないってなるんで、ぜひそんなことがないように、ぜひ頑張ってくださいと思います。

小野木理事長：頑張ります。

大脇：サービスの質の向上とね、効果の検証ということがテーマになってくると思うんですよ。まさに、理事長がおっ



司会の木村光節 専務理事・事務局長

しゃったエビデンスというものが無い。これから、そういったものを業界としてもどういうふうに作って、サービスをやった結果、評価して、それがどういう効果につながったかという、どういうところに結び付けていくかということは、非常に大事なテーマになってくると思いますね。そして、もう一つは、介護保険制度の理念が、自立支援から介護支援に変わってきますでしょ。その辺、用具っていうのは、どんどん開発して、入れていくっていう方法をとっていかないと、これ5年ごとに変わってきていますから、それを時代の流れに合わせたような、動きを見せるっていうのは大事だと思うんですね。

司会：国の方は、介護ロボットを入れていくという方向は出てますけどね。

大脇：そういう方向でやってるんだということころは、見せていったほうがいいと思いますけどね。

畔上：小野木理事長、一番大変な時に理事長をおやりになっていただいて。

小野木理事長：それは皆さん、それぞれに大変だったんでしょう。

畔上：協会を作った時のこと、いろんなこと思いながら、あの時って、熱いものがあったと思うんですね。そういう熱いものというのは、持ち続けるのは大変ですけど、産んだ苦しみを知っていますから、やっぱりホントに協会がこれから、どんどん会員さんも増えてみたいなことが期待できるかどうかかわりませんが、研修会などには非会員

にも呼びかけて来ていただいています。とりあえずは、厚労省に物申す、意見を言う立場のところは、ここしかないと思っていますので、正論をきちっと届けてほしいなというと思いますね。よろしくどうぞお願いしますね。

岩淵：そうですね、さきほど理事長がおっしゃったように、アンケート取った結果、お年寄りが安心して使ってるというのが、一番大事だと思うんですね。それとやはり、今、会員さんが減っている現実がありますよね。それこそ、我々支部の一員としても、これをどうやったら増やせるかということ、もう一度考えていきたいと思うんですね。東京支部も活動はしていますけれど、やはり会員が減っていく。最近、入会が増えてきましたけど、まだまだ、全国的な組織なので、やはり介護保険ができてからは、県の情報しか必要なくなっているっていうところがありますのでね、その辺も踏まえて、どうやったら会員が増えるかなってことを、全員でまた考えていきたいなと思っています。

和田：今回は個人で座り込みしたけど、今回の福祉用具国民会議は形の上で、代表は私の名前にすることになっています。皆さん、会社の名前があるので、場合によっては、なんらかのマイナスが、迷惑かかるかも知れないから。そういうこともやるんですけど、同時に、その署名を集めるだけじゃなくて、先ほどお話があったように、参議院選挙

が終わったら本格的な議論になって、その議論が相当危ないところに行ったら、もう一度座り込みしようかっていうぐらいに思ってます。個人的にはそうです。ただ体力がないので、ちょっと心配なんですけど。でも、どっちにしても福祉用具を活用することによって、ご本人だけじゃなくて家族が、介護離職ゼロって言ってるけど、今度、これやっちゃたら、完全に介護離職プラス20になっちゃう、ホントに。そこまで変化していく可能性があることを、特に財務省はわかっていない。そういうことを含めて、今、皆さんおっしゃてるように、加盟店をどこまで増やすか、地域加盟店という組み立てをしてもいいじゃないかと、要するに、小さいところを地域加盟店にさせていただいて、地域がチームを作って参加していただく方法もあるんじゃないかっていう、結局、議論されずにそのまま

になっちゃってますけど。加盟店を増やすというのは、絶対大事なことだと思いますので、それをぜひ、方法をどうすればいいのか、今、加盟、会費の枠が何段階かになっていますけど、さらに低いのを設定することを考えてもいいのかとか、そういう議論をもっと本気でやっていただきたいなと思います。

畔上：袖ヶ浦市だとか、そういう人口の少ない市からはね、地元で頑張ってるけれども協会に入っていない事業者さんもあります。市町村としては、私も繋がっているところなんですけど、どのようにしましょうかと、よくそういう質問を受けるんです。このところよくそういう連絡をいただきまして、絶対それはもう、ずっと地域で頑張ってくれた事業者さんですので、私たち連携を取りますというお話はしていったんですけど、実際、そういう事業者さんが



歴史と今後について熱く語り合う会となった

3社とか出るんですよ、だから、ちょっと、防災を皮切りに、こういう事業者さんと連絡をしてみてですね、地域加盟店になるのかどうか分かりませんが、なんか、協会と協力できるような組織ができるといいと思いますね。

和田：畔上さんがおっしゃったのと同じなんですけど、僕は福祉用具協会として、宮城県である町に、福祉用具を寄付しますという話をしに行ったら、ある自治体が、地元の事業者からだったらいただきますけど、福祉用具協会からはいただきますと断われたことがあるんですよ。自治体によっても、現実にそういう部分もあるんです。

畔上：ちょっと、そういう情報があったので、仲良くさせていただきますよとは言ってるんですけど、何らかの形で何か仕組みがあるといいのかなと思います。

司会：どうもありがとうございました。予定

の時間がまいりましたので、理事長、最後に、よろしいでしょうか。

小野木理事長：ホントに20年というのは、決して簡単なものではなくて、皆さん方の話を聞いて、産みの部分であったり、途中の部分であったり、いろんな形でご苦労された部分がホントにあって、今があるんだというふうに思います。残念ながら、今まで、10年誌とかないんですよ。今回は、皆さん方にホントに貴重な福祉用具の歴史をお話しいただきました。この歴史をしっかりと活字として残して、これからの若い人たちに、今までの経緯をしっかりと伝えていくことは、今の日福協の使命かなと思っています。大変いい話を今日聞かせていただきました。どうもありがとうございました。



20周年記念式典会場にて

第 2 章 事業活動



第1節 ― 調査研究事業

1. 老人保健事業推進費等補助金による調査研究

厚生省（現厚生労働省）より老人保健事業推進費等補助金を受け毎年調査研究事業を実施した。調査結果は報告書に取りまとめ、会員事業者及び関係団体等に配布した。以下、その概要を年度毎に記述する。

（平成9年度）

（1）「福祉用具リサイクルに関する調査研究」（10,632 千円）

福祉用具リサイクルに取り組んでいる先進地区におけるリサイクル事業の内容、体制、課題、情報システムの活用の実態及び将来計画等についてヒアリング調査等を実施し、福祉用具リサイクルに関する情報システムの構想を策定した。

（2）「福祉用具の選定に従事する者に関する調査研究」（22,087 千円）

福祉用具供給事業者の福祉用具の選定に従事する者の有する資格、これまでの研修歴、業務内容等の実態を把握するとともに、利用者のニーズを調査し、福祉用具の選定相談に従事する者の今後の資質向上に向けた基礎的な資料とするための調査を実施した。

（平成10年度）

「福祉用具のレンタルサービスにおけるコスト構成要素とその地域差の調査研究事業」（29,012 千円）

福祉用具レンタル事業の特徴及びレンタル事業の正しい普及のための問題点について検討し、福祉用具レンタル事業のコスト構成要素とその地域格差についてとりまとめるとともに、介護保険制度下においてコスト構成要素がどのように変動するかについて報告書としてまとめた。

（平成11年度）

「福祉用具活用アセスメント調査研究事業」（18,355 千円）

福祉用具を活用したケアプラン（小冊子）を、作成配布した。

（平成12年度）

「福祉用具を活用した自立促進のための普及・啓発事業」（27,447 千円）

主な福祉用具の使用方法や利点をわかりやすく説明した「ケアプランに活かす福祉用具

の活用（A）」と少人数で福祉用具を導入したケアプラン作成。演習ができるよう全支部、ブロックに配布した。

また、ケアマネジャーを対象とした、福祉用具体験を主とした情報交流会は全国で26回開催された。

（平成13年度）

「介護保険利用者の福祉用具情報の提供機会のあり方に関する実証研究事業」（24,890 千円）

介護保険利用者に対する福祉用具に関する情報提供の実態を調査し、利用者に対する福祉用具情報はいかにあるべきかを探り、その結果を踏まえ利用者に提供すべき福祉用具情報ツールを試作し、福祉用具供給事業者及び居宅介護支援事業者とでその効果的活用について検証「マンガ小冊子」形式にすることとした。

検証結果に基づき、利用者への福祉用具情報提供のあり方についての福祉用具普及促進セミナーを開催した。

（平成14年度）

「福祉用具とその情報に関する普及促進のための事業」（23,987 千円）

全国の地方都市等での福祉用具展示会実証実験を通じ、福祉用具に関する効率的な展示事業の開催方法（人口規模に対する展示品の種類・規模展示事業管理のノウハウ、費用負担の方法等）に関する調査研究を行い、福祉用具の普及のための展示会のあり方等について取りまとめ、パターン化するための実証研究を行った。

（平成15年度）

「福祉用具サービスの質の向上を目的とした居宅介護支援事業所との連携プロトコールの調査研究事業」（13,000 千円）

福祉用具供給サービスの質の向上に資するために、居宅介護支援事業所の協力のもとに福祉用具供給事業所と居宅介護支援事業所との連携・役割分担を担保するための、両者間の報告・連絡・相談の手順及び開発を目的としたモデル事業を実施した。

その結果を「報告書」「手順・様式集」及び「様式の記入例」として取りまとめた。本事業の効果としては、①ケアマネジメントにおけるチームアプローチの促進、②利用者本位のサービス提供の実現、③アセスメントに基づくサービス提供の推進、が挙げられる。

（平成16年度）

「質の高い情報提供を目的とした居宅介護支援事業所との連携システムの検討調査事業」（8,000 千円）

「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」（厚生労働省老健局振興課長通知）にお

いて、「福祉用具専門相談員はじめ当該利用者に関わる福祉用具の専門職は、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、介護支援専門員に対して専門的知識に基づき助言を行うこと。」が明記された。さらに、将来的な IT 化対応も考慮すると、全国の福祉用具事業所で広く利用されるよう連携業務様式を広く普及させる必要がある。こうした必要性を踏まえ、居宅介護支援事業所との業務連携様式の改定を検討した。

さらに、同様式の実用性の検証と普及促進をねらいとしたモデル試行調査を行い、様式の普及促進に向けた課題整理を行った、

(平成 17 年度)

福祉用具利用効果の評価スケールの作成検討（リハ専門職との連携を前提として）調査事業（5,000 千円）

介護保険制度において、福祉用具事業所とリハビリテーション専門職が福祉用具利用者の状態に関する情報を共有し利用効果の評価について共通の考え方や方法を持つための、「福祉用具利用効果評価スケール」と業務で使用するツールの「利用効果評価スケール様式」を作成し、さらにモデル試行調査により「利用効果評価スケール様式」の実用性検証と、課題整理を行った。

(平成 18 年度)

「サービスの質の確保のための福祉用具事業者サービス提供ガイドライン検討調査事業」（18,000 千円）

全国の福祉用具供給事業者を対象に用具の選定支援、適用・調整支援、モニタリング評価など、ソフト面でのサービス提供の実態調査を行った。また、平成 17 年度作成された、「福祉用具利用効果評価スケール様式」を利用し、全国の中から 11 地域をモデル地域とし、利用効果を把握した。合わせて上記様式スケール様式の使い勝手を評価し、様式としての改善点を把握した。

本事業で作成された「福祉用具事業者サービス提供ガイドラインハンドブック」を全国の福祉用具供給事業者に、広く普及させることとした。

(平成 19 年度)

「介護保険制度における、福祉用具貸与の効果測定に関する調査研究事業」（18,000 千円）

福祉用具貸与による「ADL」に対して、どのような効果があるのかを、生活行動の変化を通じて、科学的に検証するための事例を収集し、リハ専門職等の評価によるモデル事例を選定し、福祉用具導入のガイドブックとして情報提供することを目的とした。

福祉用具供給事業者を対象に福祉用具の利用開始時点（利用開始前）から現在（調査実施時点）までの間の、利用者の状態・行動や生活の状況や、用具の利用状況の変化を把握

した。

また、居宅介護支援事業者を対象に、介護保険サービスの利用事例の中から、福祉用具貸与サービスを利用されていない場合の、利用者の状態・行動や生活の状況について把握した。事例の分析の結果を踏まえ、効果的な導入となる条件・ポイントを整理し、その結果を広く情報提供するために「福祉用具の効果的な導入のためのガイドブック」を取りまとめた。

(平成 20 年度)

(1) 「効果的な福祉用具を実現するための用具選定業務のあり方に関する調査研究事業」 (13,450 千円)

福祉用具専門相談員が個々のケースに対応し福祉用具を選定する際に、より効果的な用具利用を提案できるような選定業務の手順を整理し、「効果的な福祉用具利用のための用具選定ガイドブック」を作成した。

(2) 「福祉用具利用効果の測定方法および情報提供に関する調査研究事業」(13,000 千円)

検討した事例収集・利用効果評価の仕組みは試行的に実行し、サービス担当者会議で、活用できるデータとするための問題点、課題を抽出し、その結果を報告書にまとめ、福祉用具の利用効果に関する情報を、広く共有できるよう「福祉用具の利用効果に関するパンフレット」を作成し関係者に配布した。

(平成 21 年度)

(1) 「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査研究事業」(14,400 千円)

利用者の状態像の変化に応じた福祉用具の交換・追加利用の実態を把握するとともに、交換・追加利用を伴う長期利用の効果、福祉用具貸与サービスの意義について確認するため、福祉用具貸与事業所を対象とするアンケート調査を実施、報告書ならびに特徴的な交換・利用事例の概要とポイントを整理した事例集を作成し、福祉用具供給事業者等関係者に配布した。

(2) 「福祉用具サービスの業態連携の実態調査事業」(14,250 千円)

利用者の状態の変化や生活環境に対応し、福祉用具利用の効果を高めるため、福祉用具貸与のみではなく、同時に販売あるいは住宅改修が行われるケースに着目し、サービス連携の実態や、連携の利点、効果的な連携のあり方について、調査（事例収集等）し、分析・整理を行い、報告書と福祉用具利点における実態連携事例集を配布した。

(平成 22 年度)

(1)「福祉用具貸与におけるサービス内容とコストとの関係に関する調査事業」(19,000 千円)

福祉用具貸与を行っている企業あるいは事業所における福祉用具貸与サービスの提供の方法と、それににかかるコストの構造の違いを把握するため、事業所に対する実態調査、コストモデルの形で整理し、さらにサービスの内容、方法とコストの関係についての情報発信のあり方について検討した。

報告書ならびに福祉用具貸与のサービス内容、方法とコストの関係について分かり易く説明する資料（概要版）を作成、配布した。

また、特徴的な交換・利用事例の概要とポイントを整理した事例集を作成、配布した。

(平成 23 年度)

「高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する調査研究事業」 (15,840 千円)

高齢者施設等における生活行動支援場面における福祉用具の選定と利用指導の状況及び福祉用具の運用・管理の状況並びに利用効果の評価の体制について、アンケート調査により把握し、自立支援に向けた環境整備の視点から、効果的な福祉用具の運用・管理のあり方を検討した。

高齢者施設等における福祉用具利用状況、運用体制実態調査に関する結果並びに高齢者施設等における福祉用具利用、管理の先進事例調査（ヒアリング調査）からの分析等を取りまとめた報告書と概要版を作成し関係者に配布した。

(平成 24 年度)

「高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制に関する実証研究事業」 (11,074 千円)

高齢者施設において、具体的な福祉用具の利用とその運用管理の在り方を実証的に検討することをねらいとして、高齢者施設等における福祉用具利用のモデル事業を行った。高齢者施設等における福祉用具の利用、運用・管理の状況を把握するために、①施設管理者調査、②福祉用具管理担当者調査を実施した。

【実証モデル事業対象】

- (1) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設 各 5 施設
- (2) 各施設での福祉用具導入対象ケース数 各種目ごと 5 名～10 名
- (3) 導入対象福祉用具
車いす、歩行補助用具、床ずれ予防用具
- (4) モデル事業実施期間 4 ヶ月程度

福祉用具貸与サービスの活用による具体的な運用のしかた、利用を促進したことによる

効果、管理運用面での影響などについての実証的なデータを収集し高齢者施設等における福祉用具利用と効果的な運用体制のあり方を検討し、報告書としてとりまとめた。

(平成 25 年度)

「高齢者施設等の特性に対応した福祉用具と効果的な運用体制に関する実証研究事業」 (10,157 千円)

在宅介護については福祉用具専門相談員および介護支援専門員が継続的にモニタリングを行い、必要に応じて用具を入れ替えるなどの継続的対応の体制がつけられているが、高齢者施設における福祉用具については、自立支援の観点からの明確な支援の体制は必ずしも整っているとはいえない状況が指摘されてきた。

当協会では平成 23 年度から高齢者施設における福祉用具の選定と利用指導の状況を調査してきた。さらに、24 年度では効果的な福祉用具の利用と運用・管理のあり方を検討した。

こうした経緯を踏まえ、平成 25 年度はモデル事業を実施し、高齢者施設における福祉用具利用の具体的な運用のしかた、運用による効果、管理運用面での影響などについて実証的なデータを収集した。この実証データを基に、高齢者施設等における自立支援に向けた福祉用具貸与サービス導入の手順と、効果的な福祉用具運用体制のあり方を整理し、マニュアルの作成に取り組んだ。

(平成 26 年度)

「専門的知識を有する福祉用具専門相談員の養成に向けた研修内容に関する調査研修事業」 (10,721 千円)

平成 25 年 12 月、介護給付費分科会において福祉用具サービスについては、「専門的知識及び経験を有する者の配置を促進していくことについて検討」との方針が示されたが、「専門的知識及び経験」の具体的な内容は示されておらず、検討課題となっている。介護保険制度の円滑な運用の観点からは、居宅介護にかかわる他職種が参加して協議するサービス担当者会議での検討の質を高めることが重要であり、福祉用具専門相談員としてもそうした場において発揮できる専門性を確保しておく必要がある。他職種と連携しつつ介護サービスの質を高めることに資する「専門的知識及び経験を有する者」の具体的な人材像を検討するためには、現在の福祉用具専門相談員の業務の実態、他の職種との連携において果たしている役割などの実態を把握しておく必要があることから、今後の福祉用具専門相談員に求められる専門性の検討に資する調査を行うこととした。その結果、今後の福祉用具専門相談員に求められる能力や専門性については、介護保険や福祉用具、住宅改修に関する十分な知識に基づいて、福祉用具に関する一連のサービス提供プロセスを確実に実施し、他職種との連携を実現するための高度な知識・能力を身に付け、利用者への説明や

相談対応、サービス担当者会議など他職種による協議の場やケアプラン作成の支援に際して主体的に意見を述べ、積極的に福祉用具を用いた生活の在り方を、提案する姿勢が求められていることを明らかにした。

(平成 27 年度)

「福祉用具貸与事業所の提供するサービスの質の確保のために必要な方策に関する調査研究事業」(13,334 千円)

介護保険サービス全体の質の向上が求められていることから、福祉用具サービスについては、レンタル卸の活用や事業所の規模など様々なタイプの事業所がある中で、全国の福祉用具貸与事業所が提供しているサービスの実態を把握するための調査を行い、サービス提供体制の課題を整理し、今後の福祉用具貸与事業所が質の高いサービス提供を行うためその在り方の検討に資することとしている。

2. 福祉医療機構助成金事業（旧社会福祉・医療事業団助成金事業）

独立行政法人福祉医療機構より助成金を受け、各種調査研究事業等を行った。調査結果は報告書に取りまとめ、会員事業者及び関係団体等に配布した。以下、その概要を年度毎に記述する。

（平成 9 年度）

「地域の在宅介護支援における民間福祉用具供給事業者とケアマネジメント機関とのネットワークの形成事業」（13,011 千円）

地域のケアマネジメント機関となることが期待される在宅介護に関与する機関等が民間福祉用具供給事業者に求める必要な情報等を調査し、その提供手法を検討し、情報ネットワーク形成の在り方の調査研究を実施した。

（平成 10 年度）

「地域の在宅介護支援における民間福祉用具供給事業者とマネジメント機関とのネットワーク形成事業」（11,590 千円）

ケアマネジメント機関と民間福祉用具供給事業者間の情報交換不足をいかにして補うかを検討し、問題解決策のひとつとして「福祉用具プランニング情報交換会」の開催を決定し、東京都大田区保健福祉部の協力を得て「福祉用具プランニング情報交換会」をモデル的に開催した。

全支部より会員事業者 30 人、大田区から専門職 19 名（ケアマネジャー）の参加を得て、「福祉用具プランニング開催実施要領」として、支部・ブロックに配布した。また、各支部 11 回開催、行政機関担当部へ共催を依頼し、ケアマネジャーの多数の参加を得た。

（平成 11 年度）

「地域の民間福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者とのネットワーク形成支援システムの構築事業」（12,837 千円）

ケアマネジメント機関と民間福祉用具供給事業者間での「福祉用具プランニング情報交換会」を全国で 25 回開催した。

（平成 12 年度）

「地域の民間福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者とのネットワーク形成支援システムの構築事業」（13,937 千円）

平成 11 年度～平成 12 年度の 2 年間事業。各地でのケアマネジメント機関と福祉用具

供給事業者との「福祉用具プランニング情報交換会」の開催と連携強化のためのシステム構築を行った。

従来より別々であった福祉用具機械情報と、福祉用具供給事業者情報を組み合わせ「福祉用具の用具例、地区別提供情報システム」を構築し、欲しい機器がどこに行けば入手できるかを簡単に検索できるようにした。

平成 10 年度から全国で展開してきたケアマネジメント機関と民間福祉用具供給事業者間での「福祉用具プランニング情報交換」は、3 年目となったが相変わらずケアマネジャーからの開催要望が強く全国で 12 回開催した。

(平成 13 年度)

「介護保険下における地域の福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者と連携促進に関する事業」(14,942 千円)

福祉用具貸与サービスの適切な提供をするためには、地域の民間福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者との十分な連携が欠かせない。

両事業者がうまく連携を図って行くための方策について、両事業者の事業所に対してアンケート調査を実施した。

(平成 14 年度)

「介護保険下における地域の福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業の福祉用具導入・住宅改修事例における効果測定調査研究事業」(12,296 千円)

介護保険下において地域の福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者は、福祉用具導入・住宅改修導入についての効果をあげるためには、連携をいかにしていくべきか、また専門家とのかかわりをいかに保てばいいのかということ、7 モデル地区における情報交換会の中で福祉用具供給事業者と居宅介護支援事業者との事例発表を通じて検討した。参加 664 名（うちケアマネジャー 446 名）。福祉用具供給事業者が日々住宅改修等の専門家に接して指導を得ていることがケアマネジャーに強いインパクトを与えた。

(平成 15 年度)

「学童・生徒を対象とした、福祉用具体験学習事業」(9,733 千円)

福祉用具に対する認識を日常生活のなかで、自然に使う道具として、広く普及させるため、次世代を担う学童・生徒を対象として福祉用具体験学習を全国 7 ブロックにおいてモデル事業を実施（参加生徒数 749 名）、主催者開催経過資料の分析から運営上の問題点や課題を整理した。

(平成 17 年度)

「自立支援ならびに家族の介護負担軽減手段としての、福祉用具の有効活用情報の提供に関する調査研究事業」(8,026 千円)

介護保険における福祉用具が要介護者ならびに介護者に適正に利用されるよう、福祉用具についての正しい情報を浸透させる手段を研究するため、福祉用具を活用した介護負担軽減プラン等について協議し、福祉用具の適正な利用方法、役割等についての円滑な情報提供手段を検討、マニュアルを作成し、関係者に福祉用具の有効活用について普及、促進を図った。また、「自立支援ならびに家族の介護負担軽減手段としての福祉用具の有効活用情報」に関する事例情報収集及び実態把握をするためアンケート調査を実施し、福祉用具をうまく使う情報・ノウハウを提供することをねらいとして、「福祉用具有効利用情報ガイドブック」を作成した。

(平成 18 年度)

「福祉用具事故事例情報収集ネットワーク形成事業」(9,992 千円)

アンケート調査により、福祉用具事業者における事故情報取り扱いの現状、事故情報を発信することに対する意義や認識の状況、情報収集の仕組みづくりに対する意見を把握した。

また、アンケート調査結果に基づき、実際の観点から事故情報収集ネットワーク整備の方法と運営の仕組みを検討、更にネットワーク整備の方法で、事故事例情報収集の試行事業を実行し、協会会員事業者をベースとして全国の福祉用具事業者の 5 地域から事故事例情報を各 5 ケース収集し、収集の仕組みとしての実効性を評価した。

試行事業の経過と評価、事例情報の分析結果などを報告書にまとめ、事例情報の分析結果については、福祉用具利用に伴う事故を予防するための情報として、福祉用具利用の手引を作成した。

18 年度は、試行的な事故事例情報収集のネットワーク整備を行い、当協会が運営するホームページに事故情報事例を収集するシステムを構築し、事業者から事故情報を迅速に収集し、また必要に応じて情報を公開していくこととした。

(平成 20 年度)

「軽度要介護者等における福祉用具利用実態の把握と適用事例集の作成事業」(7,915 千円)

全国の保険者および福祉用具貸与事業者を対象として、平成 19 年 3 月「指定居宅サービスに関する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」について、保険者の運用基準や適用事例、事業所における対応状況や申請の状況を把握し、運用基準普及に向けての課題を整理した。また、その結果を踏まえ、運用基準の適切な適用に向けてのポイントと事例を

整理し、全国の事業者や保険者に提供するための事例集を作成し関係者に配布した。

(平成 22 度)

「福祉用具貸与サービスに対する利用者の評価に関する調査事業」(8,000 千円)

現在の福祉用具貸与サービスに対する利用者の評価及びニーズ情報を収集し、これらに関する全体的な水準、地域やサービス形態による評価の違い、評価を左右する要素、などを分析した。具体的には、福祉用具貸与サービスが提供している、情報提供、相談、用具の選定、導入調査、利用指導、導入後のモニタリング等のプロセスについて個別に利用者の評価の把握及び今後の福祉用具貸与サービスの方向性を検討し、報告書にとりまとめるとともに、ポイント集を作成した。

3. 公益財団法人社会福祉・振興試験センター助成金事業

(平成 23 年度)

「福祉用具サービス計画研修事業」(2,500 千円)

福祉用具レンタル・販売事業所に勤務する福祉用具専門相談員をはじめとし、介護支援専門員、福祉施設勤務者等の幅広い関係者が受講した。平成 24 年 4 月より介護保険の制度改正で義務づけられ、平成 25 年 4 月より完全実施となる「福祉用具サービス計画書」の作成・記入事例等を学ぶ研修会を企画実施した。

(平成 24 年度)

「福祉用具サービス計画研修事業」(1,400 千円)

福祉用具貸与（レンタル）・販売事業所に勤務する福祉用具専門相談員や介護支援専門員、福祉施設勤務者等の幅広い関係者を対象に、平成 24 年 4 月より介護保険の制度改正で義務づけられた「福祉用具サービス計画書」の作成方法について、専門家による講義やグループワーク形式の事例検討等による研修会を行った。

(平成 25 年度)

「介護保険制度における福祉用具貸与事業の評価等に関する調査研究」(1,600 千円)

介護保険制度における福祉用具貸与事業の実施内容、方法及び成果・評価を明らかにし、今後の福祉用具貸与事業の健全な発展に資することを目的として、協会会員事業者の福祉用具貸与（レンタル）事業の実施状況及び利用者・介護者を対象にアンケート調査を実施した。

第2節 ― 教育・研修事業

福祉用具供給事業者に対する教育・研修は、当協会の設立趣旨にもその重要性がうたわれ、また定款にも主たる事業として掲げられた。このことから設立当初から重点的に実施することとされた。各年度の実施状況は以下のとおりである。

(平成8年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修 受講者 126 名
- (2) 各指定研修機関実施の単独開催採用時研修会受講料の助成
(社) シルバーサービス振興会主催分との差額について、一社一名分のみ 10,000 円限度で助成
- (3) 会員の資質向上講習会を全支部で実施
- (4) 管理者、経営者研修会の実施
管理者研修会 受講者 163 名
経営者研修会 受講者 143 名

(平成9年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修
(社) シルバーサービス振興会主催分を受託し、4 会場で共催実施
- (2) 会員の資質向上研修会
各支部単位で開催、また各ブロック単位でも開催
- (3) 管理者、経営者研修会を一本化し、「経営研究会」として開催 受講者 164 名

(平成10年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修
(社) シルバーサービス振興会主催分を受託し、指定研修機関として東京において自主開催
- (2) 会員の資質向上研修会
支部・ブロック単位で開催し、可能な限り協会役員、運営委員等が参加し、情報提供を行った。
- (3) 経営研究会
管理者、経営者研修会を一本化し、経営研究会として開催 出席者 120 名
演題「今、経営者は何をすべきか」
演題「ドイツ介護保険制度施行後における福祉用具流通の実態と問題点」

(平成 11 年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修
(社) シルバーサービス振興会主催分を受託 協会自主開催として 6 回実施 受講者 217 名
- (2) 支部会員の資質向上研修会
福祉用具供給事業者の資質向上と介護保険下における円滑な福祉用具貸与サービスの提供のための研修事業 (老人保健事業推進費等補助金 12,587 千円)
本年度の資質向上研修会を修正して、単独に全支部で 12 回開催
- (3) 経営研究会
管理者、経営者研修会を一本化し、経営研究会として開催 出席者 162 名
演題「新事業を成功させる経営者の舵取り」
演題「福祉用具レンタルサービスのコストの現状と課題」
討論会「徹底討論・介護保険制度の施行を事業の安定経営にどのように生かすか」

(平成 12 年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修
当協会自主開催 受講者 114 名
- (2) 各会員の資質向上研修会
各支部単位で開催
可能な限り協会役員、運営委員等が参加し、情報提供を行った。
- (3) 経営研究会
管理者、経営者研修会を一本化し、経営研究会として開催。また、新規会員入会促進を図るため、東京近郊の非会員も対象とした。
出席者 113 名
講演会「動き出したケアプラン作りと福祉用具の活用方策」
討論会「ここが問題 介護保険 6 ヶ月」
- (4) 福祉用具供給事業従事者現任研修会
福祉用具供給事業従事者研修を修了した者で、実際に福祉用具供給事業に従事している者に対して、追加的に行う研修を、(社) シルバーサービス振興会主催で当協会が実施 受講者 69 名

(平成 13 年度)

- (1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修
当協会自主開催 受講者 107 名
- (2) 各会員の資質向上研修会

各支部単位で開催

可能な限り協会役員、運営委員等が参加し、情報提供を行った

(3) 経営研究会

管理者、経営者研修会を一本化し、経営研究会として開催

出席者 79 名

講演会「不況をふっとばせ、吉本経営者の心得」

「犯罪被害者の現状と課題」

(4) 福祉用具供給事業従事者現任研修会

福祉用具供給事業従事者研修を修了した者で、実際に福祉用具供給事業に従事している者に対して、追加的に行う研修を、(社)シルバーサービス振興会主催で当協会が実施 受講者 42 名

(平成 14 年度)

(1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修

当協会自主開催として 2 会場で実施 受講者 138 名

(2) 会員の資質向上研修会

大半の支部が、「福祉用具の日」創設記念の一環として実施

(平成 15 年度)

(1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修

当協会自主開催 受講者 85 名

(2) 会員の資質向上研修会

大半の支部が、「福祉用具の日」創設記念の一環として実施

(平成 16 年度)

(1) 福祉用具選定相談者に対する採用時研修

当協会自主開催 受講者 43 名

(2) 会員の資質向上研修会

大半の支部が、「福祉用具の日」創設記念の一環として実施

(平成 17 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

各支部単位で開催、「福祉用具の日」創設記念の一環として実施

(2) 経営研究会

1 日目 講演会・シンポジウム・懇親会

2 日目 分科会・全体会 会員相互の情報交換ならびに親睦を図った。

受講者 68 名

(3) 福祉用具選定技能士 (A) 研修

全国の 8 支部 (9 会場) で、福祉用具 (ベッド、車いす) の適切な選定方法について研修を行った。

受講者 536 名

(平成 18 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

各支部ごとに必要とされるテーマでの講習会の開催、「福祉用具の日」記念事業の一環として福祉用具の普及・啓発等を行った支部もあった。また、地域のケアマネジャーと事業者との間で、情報交換も盛んに行われた。

(2) 福祉用具選定技能士 (A) 研修及び (B) 研修の開催

1 会場において A 研修 (受講者 49 名、ベッド・車いすの適切な選定方法) を行い、10 会場において B 研修 (受講者 497 名、歩行器・床ずれ防止・リフト) を行い、福祉用具選定技能士が 493 名誕生した。

(平成 19 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

各支部ごとに必要とされるテーマでの講習の開催、「福祉用具の日」記念事業の一環として福祉用具の普及・啓発等を行った支部もあった。

また、地域のケアマネジャーと事業者との間で、情報交換も盛んに行われた。

(2) 福祉用具選定技能士 (A) 研修および (B) 研修

本年度は 4 会場において A 研修 (受講者 170 名、ベッド・車いす)、B 研修 (受講者 189 名、歩行器・床ずれ防止・リフト) を行い、福祉用具技能選定士が 167 名誕生した。

(平成 20 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

支部ごとに必要とされるテーマでの講習の開催、「福祉用具の日」記念事業の一環として福祉用具の普及・啓発事業を兼ねて研修を行った支部もあった。また、地域のケアマネジャーの方々と事業者の間で、情報交換も盛んに行われた。

(2) 福祉用具選定士認定研修会の開催

3 会場において A 研修 (受講者 131 名、ベッド・車いす)、B 研修 (受講者 118 名、歩行器・床ずれ防止・リフト) を行い、福祉用具技能選定士が 127 名誕生した。

(平成 21 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

支部ごとに必要とされるテーマでの講習の開催、「福祉用具の日」記念事業の一環として福祉用具の普及・啓発事業を兼ねて研修を行った支部もあった。また、地域のケアマネジャーの方々と事業者の間で、情報交換も盛んに行われた。

(2) 福祉用具選定士認定研修会の開催

4会場においてA研修（受講者173名、ベッド・車いす）、B研修（受講者75名、歩行器・床ずれ防止・リフト）を行い、福祉用具技能選定士が172名誕生した。

(平成 22 年度)

(1) 会員の資質向上研修会

支部ごとに必要とされるテーマでの講習の開催、「福祉用具の日」記念事業の一環として福祉用具の普及・啓発事業を兼ねて研修を行った支部もあった。

(2) 福祉用具選定士認定研修会の開催

5会場においてA研修（受講者220名、ベッド・車いす）、B研修（受講者209名、歩行器・床ずれ防止・リフト）を行い、福祉用具技能選定士が212名誕生した。

平成17年度からの累計人数 1,171名

(平成 23 年度)

(1) 福祉用具サービス計画研修事業

（公益財団法人社会福祉振興試験センター助成金 2,500千円）

全国11ヵ所で開催し430名が受講、福祉用具レンタル・販売事業所に勤務する福祉用具専門相談員をはじめとし、介護支援専門員、福祉施設勤務者等の幅広い関係者が受講した。平成24年4月より介護保険の制度改正で義務づけられ、平成25年4月より完全実施となる「福祉用具サービス計画書」の作成・記入事例等を学んだ。

(2) 福祉用具選定士認定研修会の開催

本年度は各4会場においてそれぞれA研修（ベッド・車いす）、B研修（歩行器・床ずれ防止・リフト）を行った。

[福祉用具選定士認定研修会実施日程]

A研修（受講者…188名）

会場名	研修期間	受講者数
近畿会場	平成23年5月24日（火）～26日（木）	57名
九州・沖縄会場	平成23年6月7日（火）～9日（木）	27名
東海・北陸会場	平成23年7月5日（火）～7日（木）	50名

会場名	研修期間	受講者数
東京会場	平成23年7月19日(火)～21日(木)	54名

B 研修（受講者…187名）

会場名	研修期間	受講者数
東京会場	平成23年9月14日(水)～15日(木)	53名
東海・北陸会場	平成23年10月12日(水)～13日(木)	53名
九州・沖縄会場	平成23年11月9日(水)～10日(木)	25名
近畿会場	平成23年12月7日(水)～8日(木)	56名

※1 上記により、福祉用具選定士が192名誕生した。

※2 平成17年度からの累計人数1,363名

(3) 福祉用具サービス計画研修会の開催

介護保険制度改正（平成24年4月施行）において、福祉用具事業者の指定基準として、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成の義務付けされ、これに対応するため福祉用具専門相談員の福祉用具サービス計画の円滑な導入を図ることを目的にした研修会を開催した。

1) 本部主催研修（受講者…493名）

会場名	研修日	受講者数
東京会場	平成23年9月15日(木)	138名
東海・北陸会場	平成23年10月13日(木)	132名
九州・沖縄会場	平成23年11月10日(木)	109名
近畿会場	平成23年12月8日(木)	114名

2) 支部・ブロック主催研修（受講者…1,249名）

ブロック名	研修日	受講者数
山形	平成24年2月13日(月)	36名
群馬	平成24年2月16日(木)	74名
長野	平成24年2月17日(金)	82名
岐阜	平成24年2月21日(火)	45名
三重	平成24年2月22日(水)	46名
広島	平成24年2月24日(金)	49名
秋田	平成24年2月27日(月)	76名
栃木	平成24年2月29日(水)	31名
和歌山	平成24年3月3日(土)	55名
大阪	平成24年3月3日(土)	118名
滋賀	1回目 平成24年3月6日(火)	173名
	2回目 平成24年3月13日(火)	30名
石川	平成24年3月7日(水)	61名
山口	平成24年3月12日(月)	44名

ブロック名	研修日	受講者数
静 岡	平成 24 年 3 月 14 日 (水)	69 名
福 島	平成 24 年 3 月 17 日 (土)	59 名
宮 城	平成 24 年 3 月 17 日 (土)	8 名
富 山	平成 24 年 3 月 18 日 (日)	113 名
奈 良	平成 24 年 3 月 21 日 (水)	47 名
福 岡	平成 24 年 3 月 26 日 (月)	33 名

※福祉用具サービス計画研修会受講者総数は、2,452 名である。(資質向上研修会受講者含む)

(4) 資質向上研修会の開催

支部ごとに「福祉用具サービス計画書」を取り巻く動向や具体的な作成方法等の研修会、また、「平成 24 年度介護保険法改正」に関する研修会が開催され、研修会の開催を通じ、各地域の自治体や関連団体等との間で情報交換も行われた。

支部名	研修日	受講者数
北海道	平成 24 年 3 月 10 日 (土)	42 名
東 北	平成 23 年 10 月 27 日 (木)	110 名
北関東	平成 23 年 5 月 18 日 (水)	250 名
	平成 23 年 8 月 5 日 (金)	95 名
	平成 23 年 12 月 16 日 (金)	98 名
	平成 24 年 2 月 27 日 (月)	213 名
東 京	平成 24 年 2 月 15 日 (水)	107 名
南関東	平成 23 年 6 月 17 日 (金)	20 名
	平成 23 年 8 月 24 日 (日)	97 名
	平成 24 年 2 月 23 日 (木)	85 名
東海・北陸	平成 24 年 2 月 4 日 (土)	86 名
	平成 24 年 3 月 13 日 (火)	98 名
近 畿	平成 23 年 6 月 16 日 (金)	57 名
	平成 24 年 1 月 26 日 (木)	49 名
中 国	平成 24 年 3 月 22 日 (木)	61 名
四 国	平成 24 年 2 月 25 日 (土)	114 名
九州・沖縄	平成 23 年 10 月 8 日 (土)	47 名
	平成 23 年 10 月 10 日 (月)	71 名

(平成 24 年度)

(1) 福祉用具サービス計画研修事業

(公益財団法人社会福祉振興試験センター助成金 1,400 千円)

全国 9 ヶ所で開催し 373 名が受講した。福祉用具貸与（レンタル）・販売事業所に勤務する福祉用具専門相談員や介護支援専門員、福祉施設勤務者等の幅広い関係者が、平成 24 年 4 月より介護保険の制度改正で義務づけられた「福祉用具サービス計画書」

の作成方法について、専門家による講義やグループワーク形式の事例検討等による研修会を行った。

(2) 経営研究会

平成 24 年 4 月 18 日 (水) ホテル大阪ベイタワー (大阪市)

経営者、役員、幹部職員等を対象に、講師として内閣官房社会保障改革担当室長中村秀一氏、国際医療福祉大学大学院教授 大熊由紀子氏による講演会並びに懇親会を開催した。参加者 49 名

(3) 福祉用具選定士認定研修会

本年度は各 4 会場において A 研修 (ベッド・車いす)、B 研修 (歩行器・床ずれ防止・リフト) を行った。

A 研修 (受講者…163 名)

会場名	研修期間	受講者数
東 京 (江東区)	平成 24 年 4 月 11 日 (水) ~ 13 日 (金)	54 名
東海・北陸 (名古屋市)	平成 24 年 4 月 25 日 (水) ~ 27 日 (金)	40 名
近 畿 (大阪市)	平成 24 年 5 月 16 日 (水) ~ 18 日 (金)	43 名
九州・沖縄 (福岡県春日市)	平成 24 年 5 月 30 日 (水) ~ 6 月 1 日 (金)	26 名

B 研修 (受講者…170 名)

会場名	研修期間	受講者数
近畿会場 (大阪市)	平成 24 年 9 月 12 日 (水) ~ 13 日 (木)	44 名
東京会場 (江東区)	平成 24 年 10 月 31 日 (水) ~ 11 月 1 日 (木)	60 名
東海・北陸 (名古屋市)	平成 24 年 11 月 28 日 (水) ~ 29 日 (木)	40 名
九州・沖縄 (福岡県春日市)	平成 24 年 12 月 12 日 (水) ~ 13 日 (木)	26 名

※ 1 上記により、福祉用具選定士が 161 名誕生した。

※ 2 福祉用具選定士は A 研修・B 研修の両方を受講した者に交付するため、受験者と選定士の人数に差が生じている。

※ 3 平成 17 年度からの累計人数 1,524 名

(4) 福祉用具サービス計画研修会の開催

介護保険制度改正 (平成 24 年 4 月施行) において、福祉用具事業者の指定基準として、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成の義務付けされ、これに対応するため福祉用具専門相談員の福祉用具サービス計画の円滑な導入を図ることを目的にした研修会を開催した。

1) 本部主催 (受講者…115 名)

会場名	研修日	受講者数
東 京 (江東区)	平成 24 年 4 月 10 日 (火)	39 名
東海・北陸 (名古屋市)	平成 24 年 4 月 24 日 (火)	19 名

会場名	研修日	受講者数
近 畿 (大阪市)	平成 24 年 5 月 15 日 (火)	29 名
九州・沖縄(福岡県春日市)	平成 24 年 5 月 29 日 (火)	28 名

2) ブロック主催研修 (受講者…373 名)

(社会福祉振興・試験センターからの助成金：1,400 千円)

ブロック名	研修日	受講者数
東 京	平成 24 年 8 月 8 日 (水)	80 名
和歌山	平成 24 年 10 月 13 日 (土)	25 名
福 島	平成 24 年 11 月 10 日 (土)	45 名
石 川	平成 24 年 11 月 12 日 (月)	66 名
青 森	平成 24 年 11 月 14 日 (水)	23 名
広 島	平成 24 年 11 月 27 日 (火)	26 名
山 形	平成 24 年 12 月 11 日 (火)	19 名
静 岡	平成 24 年 12 月 20 日 (木)	44 名
宮 城	平成 25 年 1 月 16 日 (水)	45 名

※福祉用具サービス計画研修会受講者総数は、545 名である。(資質向上研修会受講者含む)

(5) 認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会

平成 24 年度の新規事業として、利用者へ適切な福祉用具の選定を行うため、認知症等の特性や、福祉用具選定に役立つ医学的な基礎知識を深めるための研修会を開催した。

(受講者…164 名)

会場名	研修日	受講者数
近 畿 (大阪市)	平成 24 年 9 月 12 日 (水)	42 名
東 京 (江東区)	平成 24 年 10 月 11 日 (木)	68 名
東海・北陸(名古屋市)	平成 24 年 11 月 28 日 (水)	39 名
九州・沖縄(福岡県福岡市)	平成 24 年 12 月 12 日 (水)	15 名

(6) 資質向上研修会

支部ごとに「介護保険改正後の現状と今後の課題」等についての研修会、また、各支部において独自のテーマでの研修会の開催し、これらの研修会を通じ各地域の自治体や関連団体等との間で情報交換も行われた。

支部名	研修日	受講者数
東 北	平成 24 年 10 月 26 日 (金)	90 名
北関東	平成 24 年 9 月 14 日 (金)	110 名
	平成 24 年 12 月 21 日 (金)	150 名
	平成 25 年 2 月 13 日 (水)	120 名
東 京	平成 25 年 2 月 21 日 (木)	80 名
南関東	平成 24 年 8 月 6 日 (月)	76 名
	平成 25 年 2 月 28 日 (木)	85 名

支部名	研修日	受講者数
東海・北陸	平成 24 年 11 月 10 日 (土)	69 名
	平成 25 年 2 月 26 日 (火)	83 名
近 畿	平成 25 年 2 月 2 日 (土)	100 名
中 国	平成 24 年 11 月 16 日 (土)	100 名
九州・沖縄	平成 24 年 10 月 14 日 (日)	240 名
	平成 24 年 11 月 9 日 (土) ～ 11 日 (月)	100 名

(平成 25 年度)

(1) 介護支援専門員等に対する福祉用具研修事業

(公益財団法人社会福祉振興試験センター助成金 1,600 千円)

介護保険制度における福祉用具貸与事業等については、介護支援専門員が作成する居宅サービス計画を基に行わなければならないことから、適切な福祉用具を利用者に貸与するためには、介護支援専門員の福祉用具に関する知識や理解を深めていくことが重要である。そのため介護支援専門員協会との連携のもとに、介護支援専門員に対して福祉用具に関する研修を行うとともに、併せて、介護支援専門員と福祉用具専門相談員との連携の促進を図ることを目的として、介護支援専門員に対する福祉用具研修会を実施した。

予定では全国 14 ヲ所で開催、受講人数を 560 名と見込んでいたが、開催が 2 ヲ所減り、全国 12 ヲ所となった。なお、受講人数は大幅に増え 719 名が受講した。

(2) 経営研究会

平成 25 年 4 月 17 日 (水) ホテル大阪ベイタワー (大阪市)

経営者、役員、幹部職員等を対象に、講師として財務省主計局主計官 (厚生労働係第一担当) 新川浩嗣氏ならびに慶應義塾大学商学部教授権丈善一氏による講演会並びに懇親会を開催した。参加者 64 名

(3) 福祉用具選定士認定研修会

本年度は各 4 会場においてそれぞれ A 研修 (ベッド・車いす)、B 研修 (歩行器・床ずれ防止・リフト) を行った。

A 研修 (受講者…205 名)

会場名	研修期間	受講者数
東海・北陸会場 (名古屋)	平成 25 年 5 月 14 日 (火) ～ 16 日 (木)	29 名
近畿会場 (大阪)	平成 25 年 6 月 11 日 (火) ～ 13 日 (木)	66 名
東京会場 (東京)	平成 25 年 7 月 9 日 (火) ～ 11 日 (木)	81 名
九州・沖縄会場 (沖縄)	平成 25 年 8 月 6 日 (火) ～ 8 日 (木)	29 名

B 研修（受講者…190 名）

会場名	研修期間	受講者数
東海・北陸会場（名古屋）	平成 25 年 9 月 11 日（水）～ 12 日（木）	27 名
近畿会場（大阪）	平成 25 年 10 月 9 日（水）～ 10 日（木）	65 名
東京会場（東京）	平成 25 年 11 月 12 日（火）～ 13 日（水）	74 名
九州・沖縄会場（沖縄）	平成 25 年 12 月 11 日（水）～ 12 日（木）	24 名

※上記により、福祉用具選定士が 196 名誕生した。

※平成 17 年度からの累計人数 1,720 名

(4) 福祉用具サービス計画研修会の開催

介護保険制度改正（平成 24 年 4 月施行）において、福祉用具事業者の指定基準として、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成の義務付けされ、これに対応するため福祉用具専門相談員の福祉用具サービス計画の円滑な導入を図ることを目的にした研修会を開催した。

（受講者…92 名）

会場名	研修日	受講者数
近 畿 会 場	平成 25 年 6 月 10 日（月）	30 名
東 京 会 場	平成 25 年 7 月 24 日（水）	34 名
九州・沖縄会場	平成 25 年 8 月 5 日（月）	28 名

(5) 認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会

平成 24 年度に引き続き、利用者へ適切な福祉用具の選定を行うため、認知症等の特性や、福祉用具選定に役立つ医学的な基礎知識を深めるための研修会を開催した。

（受講者…157 名）

会場名	研修日	受講者数
名古屋会場	平成 25 年 9 月 10 日（火）	29 名
大 阪 会 場	平成 25 年 10 月 8 日（火）	47 名
東 京 会 場	平成 25 年 11 月 27 日（水）	71 名
沖 縄 会 場	平成 25 年 12 月 10 日（火）	10 名

(6) 資質向上研修会

支部ごとに「介護保険改正後の現状と今後の課題」等についての研修会、また、各支部において独自のテーマでの研修会の開催し、これらの研修会を通じ各地域の自治体や関連団体等との間で情報交換も行われた。

支部名	研修日	受講者数
北海道	平成 25 年 1 月 23 日（木）	136 名
東 北	平成 25 年 11 月 15 日（金）～ 16 日（土）	124 名
岩手県	平成 25 年 10 月 22 日（火）	150 名
北関東	平成 25 年 3 月 12 日（水）	150 名

支部名	研修日	受講者数
東 京	平成 25 年 11 月 20 日 (水)	119 名
南関東	平成 25 年 8 月 5 日 (月)	69 名
東海・北陸	平成 26 年 2 月 22 日 (土)	89 名
	平成 25 年 3 月 8 日 (土)	124 名
近 畿	平成 26 年 2 月 1 日 (土)	58 名
中 国	平成 26 年 3 月 11 日 (火)	68 名
四 国	平成 25 年 9 月 28 日 (土)	154 名
九州・沖縄	平成 25 年 10 月 14 日 (月)	723 名
	平成 25 年 11 月 22 日 (金) ～ 24 (日)	83 名

(平成 26 年度)

(1) 経営研究会

平成 26 年 4 月 19 日 (土) ホテルグランヴィア大阪 (大阪市)

経営者、役員、幹部職員等を対象に、講師として神奈川県立保健福祉大学名誉教授
山崎泰彦氏による講演会並びに懇親会を開催した。

(参加者 56 名)

(2) 福祉用具選定士認定研修会

本年度は各 7 会場においてそれぞれ A 研修 (ベッド・車いす)、B 研修 (歩行器・床
ずれ防止・リフト) を行った。

A 研修 (受講者…247 名)

会場名	研修期間	受講者数
仙 台 会 場	平成 26 年 4 月 22 日 (火) ～ 24 日 (木)	39 名
東 京 会 場	平成 26 年 7 月 8 日 (火) ～ 10 日 (木)	51 名
名古屋会場	平成 26 年 5 月 13 日 (火) ～ 15 日 (木)	33 名
大 阪 会 場	平成 26 年 6 月 10 日 (火) ～ 12 日 (木)	34 名
広 島 会 場	平成 26 年 7 月 15 日 (火) ～ 17 日 (木)	33 名
松 山 会 場	平成 26 年 5 月 20 日 (火) ～ 22 日 (木)	24 名
宮 崎 会 場	平成 26 年 8 月 9 日 (土) ～ 11 日 (月)	33 名

B 研修 (受講者…248 名)

会場名	研修期間	受講者数
仙 台 会 場	平成 26 年 10 月 21 日 (火) ～ 22 日 (水)	41 名
東 京 会 場	平成 26 年 11 月 5 日 (水) ～ 6 日 (木)	53 名
名古屋会場	平成 26 年 5 月 13 日 (火) ～ 15 日 (木)	33 名
大 阪 会 場	平成 26 年 11 月 11 日 (火) ～ 12 日 (水)	33 名
広 島 会 場	平成 26 年 10 月 15 日 (水) ～ 16 日 (木)	33 名
松 山 会 場	平成 26 年 9 月 17 日 (水) ～ 18 日 (木)	24 名

会場名	研修期間	受講者数
宮崎会場	平成26年12月12日(金)～13日(土)	31名

※上記により、福祉用具選定士が248名誕生した。

※平成17年度からの累計人数は1,967名となった。

(3) 福祉用具サービス計画研修会の開催

介護保険制度改正（平成24年4月施行）において、福祉用具事業者の指定基準として、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成の義務付けられ、これに対応するため福祉用具専門相談員の福祉用具サービス計画の円滑な導入を図ることを目的にした研修会を開催した。

(受講者…123名)

会場名	研修日	受講者数
福岡会場	平成26年6月17日(火)	33名
東京会場	平成26年7月23日(水)	49名
大阪会場	平成26年7月24日(木)	41名

(4) 認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会

平成25年度に引き続き、利用者へ適切な福祉用具の選定を行うため、認知症等の特性や、福祉用具選定に役立つ医学的な基礎知識を深めるための研修会を開催した。

(受講者…91名)

会場名	研修日	受講者数
名古屋会場	平成26年9月9日(火)	21名
東京会場	平成26年10月8日(水)	20名
広島会場	平成26年10月14日(火)	24名
大阪会場	平成26年11月10日(月)	26名

(5) 資質向上研修会

支部ごとに「介護保険改正後の現状と今後の課題」等についての研修会、また、各支部において独自のテーマでの研修会の開催し、これらの研修会を通じ各地域の自治体や関連団体等との間で情報交換も行われた。

支部名	研修日	受講者数
北海道	平成26年11月11日(火)	74名
東北	平成26年11月13日(木)	65名
北関東	平成26年9月19日(金)	130名
東京	平成26年4月10日(木)	51名
南関東	平成26年8月1日(金)	59名
	平成27年2月16日(月)	70名
東海・北陸	平成27年3月18日(水)	57名
	平成27年2月21日(土)	84名

支部名	研修日	受講者数
近 畿	平成 27 年 1 月 30 日 (金)	84 名
中 国	平成 26 年 4 月 29 日 (火)	500 名
	平成 26 年 11 月 25 日 (火)	107 名
九州・沖縄	平成 26 年 11 月 11 日 (火) ～ 12 日 (水)	200 名

(6) 介護支援専門員に対する福祉用具研修会

介護支援専門員等に対して、福祉用具に関する知識と理解を深めて頂くための研修会を開催した。

県名	開催時期	開催場所	講 師	参加人数
岩手県	10 月 10 日 (金)	岩手県盛岡市	宮永 敬市 氏 (北九州市役所) (前厚生労働省老健局振興課福祉用具・住宅改修指導官)	82 名
山形県	11 月 19 日 (水)	山形県山形市	伊藤 勝規 氏 (福祉用具・介護ロボット実用化支援事業実証試験検討委員)	67 名
宮城県	10 月 11 日 (土)	宮城県仙台市	東 祐二 氏 (厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官)	85 名
福島県	11 月 22 日 (土)	福島県郡山市	西野 雅信 氏 (千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習センター)	38 名
茨城県	11 月 29 日 (土)	茨城県水戸市	加島 守 氏 (高齢者生活福祉研究所)	98 名
神奈川県	10 月 16 日 (木)	神奈川県横浜市	寺光 鉄雄 氏 (公益財団法人テクノエイド協会普及部 部長)	42 名
岐阜県	平成 27 年 1 月 22 日 (木)	岐阜県岐阜市	助川 末枝保 氏 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事)	45 名
静岡県	12 月 17 日 (水)	静岡県静岡市	助川 末枝保 氏 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事)	43 名
京都府	平成 27 年 3 月 11 日 (水)	京都府京都市	谷口 昌宏 氏 (住まいと介護研究所)	66 名
和歌山県	10 月 25 日 (土)	和歌山県和歌山市	①森本 文夫 氏 (和歌山県福祉保健部 長寿社会課課長) ②山田 喜道 氏 (和歌山市健康局 介護保険課長) ③東 祐二 氏 (厚生労働省老健局振興課 福祉用具・住宅改修指導官)	151 名
山口県	9 月 26 日 (金)	山口県山口市	助川 末枝保 氏 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事)	89 名

県名	開催時期	開催場所	講 師	参加人数
福岡県	平成 27 年 2 月 20 日 (金)	福岡県 久留米市	河川 青児 氏 (福岡医療専門学校 作業療法科)	108 名

(平成 27 年度)

(1) 経営研究会

平成 27 年 4 月 18 日 (土) ホテル「ホップイン」アミシング (尼崎市)

経営者、役員、幹部職員等を対象に、講師として前独立行政法人福祉医療機構福祉貸付部長千田透氏と、大和ハウス工業株式会社理事田中一正氏による講演会並びに懇親会を開催した。参加者 36 名

(2) 福祉用具選定士認定研修会

本年度は各 7 会場においてそれぞれ A 研修 (ベッド・車いす)、B 研修 (歩行器・床ずれ防止・リフト) を行った。

A 研修 (受講者…255 名)

会場名	研修期間	受講者数
仙 台 会 場	平成 27 年 5 月 19 日 (火) ～ 21 日 (木)	25 名
東 京 会 場	平成 27 年 7 月 14 日 (火) ～ 16 日 (木)	49 名
名古屋会場	平成 27 年 9 月 8 日 (火) ～ 10 日 (木)	43 名
大 阪 会 場	平成 27 年 6 月 23 日 (火) ～ 25 日 (木)	43 名
広 島 会 場	平成 27 年 6 月 9 日 (火) ～ 11 日 (木)	25 名
松 山 会 場	平成 27 年 7 月 7 日 (火) ～ 9 日 (木)	33 名
北九州会場	平成 27 年 8 月 6 日 (木) ～ 8 日 (土)	37 名

B 研修 (受講者…250 名)

会場名	研修期間	受講者数
仙 台 会 場	平成 27 年 12 月 9 日 (水) ～ 10 日 (木)	26 名
東 京 会 場	平成 27 年 11 月 18 日 (水) ～ 19 日 (木)	44 名
名古屋会場	平成 28 年 1 月 20 日 (水) ～ 21 日 (木)	40 名
大 阪 会 場	平成 27 年 12 月 16 日 (水) ～ 17 日 (水)	46 名
広 島 会 場	平成 27 年 11 月 11 日 (水) ～ 12 日 (木)	26 名
松 山 会 場	平成 27 年 10 月 21 日 (水) ～ 22 日 (木)	32 名
北九州会場	平成 27 年 10 月 2 日 (金) ～ 3 日 (土)	36 名

※上記により、福祉用具選定士が 254 名誕生した。

※平成 17 年度からの累計人数は 2,221 名となった。

(3) 認知症と福祉用具サービス計画書に関する研修会

平成 26 年度に引き続き、利用者へ適切な福祉用具の選定を行うため、認知症等の特性や、福祉用具選定に役立つ医学的な基礎知識を深めるための研修会を開催した。

併せて介護保険制度改正（平成 24 年 4 月施行）において、福祉用具事業者の指定基準として、福祉用具専門相談員による福祉用具サービス計画の作成の義務付けされ、これに対応するため福祉用具専門相談員の福祉用具サービス計画の円滑な導入を図ることを目的にした研修会を開催した。

※平成 27 年度より、認知症研修と福祉用具サービス計画研修を 1 本化した。

（受講者…115 名）

会場名	研修日	受講者数
仙 台 会 場	平成 27 年 12 月 8 日（火）	21 名
東 京 会 場	平成 27 年 11 月 17 日（火）	24 名
名古屋会場	平成 28 年 1 月 19 日（火）	22 名
大 阪 会 場	平成 27 年 12 月 15 日（火）	20 名
広 島 会 場	平成 27 年 11 月 10 日（火）	12 名
松 山 会 場	平成 27 年 10 月 20 日（火）	25 名

（4）資質向上研修会

支部ごとに「介護保険改正後の現状と今後の課題」等についての研修会、また、各支部において独自のテーマでの研修会の開催し、これらの研修会を通じ各地域の自治体や関連団体等との間で情報交換も行われた。

支部名	研修日	受講者数
北海道	平成 27 年 11 月 13 日（火）～ 14 日（土）	1,100 名
東 北	平成 27 年 11 月 20 日（金）	72 名
北関東	平成 27 年 5 月 13 日（水）	138 名
	平成 27 年 9 月 16 日（水）	149 名
	平成 27 年 12 月 18 日（金）	141 名
	平成 28 年 3 月 9 日（水）	114 名
東 京	平成 27 年 5 月 18 日（月）	89 名
	平成 27 年 11 月 24 日（火）	88 名
南関東	平成 27 年 11 月 19 日（木）	15 名
東海・北陸	平成 27 年 11 月 28 日（土）	60 名
	平成 28 年 3 月 11 日（金）	78 名
近 畿	平成 28 年 1 月 27 日（水）	80 名
中 国	平成 28 年 3 月 9 日（水）	63 名
四 国	平成 27 年 12 月 21 日（月）	228 名
九州・沖縄	平成 27 年 10 月 29 日（木）～ 31 日（土）	200 名

(5) 介護支援専門員等に対して、福祉用具に関する知識と理解を深めて頂くための研修会を開催した。

県 名	開催時期	開催場所	講 師	参加人数
和歌山県	10月3日	和歌山県 和歌山市	村田 顕也 氏 (神経内科医 准教授) 伊藤 経人 氏 (和歌山県 長寿社会課 課長) 竹本 和人 氏 (和歌山市 介護保険課 課長) 小田 明美 氏 (和歌山市 地域包括支援課 課長)	120 名
鹿児島県	10月10日(土)	鹿児島県 鹿児島市	小島 操 氏 (東京都介護支援専門員研究協議会 副理事長)	146 名
岩手県	10月13日(火)	岩手県 岩手市	助川 未枝保 氏 (千葉福祉総合研究所 所長)	78 名
宮城県	10月31日(土)	宮城県 仙台市	千葉 喜久也 氏 (東京有明医療大学 准教授) 木之瀬 隆 (日本シーティング・コンサルティング 協会理事長)	97 名
群馬県	11月11日(水)	群馬県 前橋市	谷口 昌宏 氏 (住まいと介護研究所所長理学療法士・ 主任介護支援専門員)	475 名 75 名 2 名
山形県	11月12日(木)	山形県 庄内市	服部 万里子 氏 (服部メディカル研究所 所長)	114 名
北海道	11月13日(金)	北海道 札幌市	安田 勝紀 氏 (㈱シルバー産業新聞社 編集長)	494 名
石川県	11月17日(火)	石川県 金沢市	吉良 操 氏 (㈱日本ケアサプライ 情報セキュリティ 推進室)	45 名
茨城県	11月18日(水)	茨城県 水戸市	渡邊 慎一 氏 (横浜市総合リハビリテーション センター担当 開発担当部長)	200 名
福岡県	11月25日(水)	福岡県 福岡市	助川 未枝保 氏 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 理事)	50 名
奈良県	平成 28 年 1 月 9 日(土)	奈良県 橿原市	堀 義範 氏 (かしの木 理学療法士・ 介護支援専門員・福祉用具プランナー) 佐野 正朗 氏 (㈱ケープ 営業本部 近畿ブロック主任)	60 名
岐阜県	1 月 16 日(土)	岐阜県 岐阜市	助川 未枝保 氏 (一般社団法人日本介護支援専門員協会 理事) 入学 佳宏 氏 (岐阜地域医療・福祉・介護連携連絡会 「菖蒲会」主任介護支援専門員)	126 名

県 名	開催時期	開催場所	講 師	参加人数
山口県	2 月 15 日 (月)	山口県 山口市	堀部 徹 氏 (NPO 法人岡山県介護支援専門員協会 会長)	77 名
福島県	2 月 20 日 (土)	福島県 郡山市	西野 雅信 氏 (株)シルバーウッド 臨床心理・ 産業カウンセラー	23 名

第3節 ― 普及啓発活動

(平成8年度)

- (1) シルバーサービス展出展
- (2) 第9回全国健康福祉祭出展
- (3) 会報誌の発行
きずな6号、7号、8号
- (4) 協会紹介用パンフレット作成
- (5) 介護ショップ情報誌等の発行
財団法人テクノエイド協会作成の「福祉用具コードカタログ」を購入し、全会員に無料配布した。

(平成9年度)

- (1) シルバーサービス展等への出展
- (2) 会報誌の発行
 - ① きずな9号、10号
 - ② ミニ機関紙「福祉用具協会ニュース」を6月より発行
中央の情報、協会の取組内容等タイムリーに会員に提供
会員会社の新製品情報も登載
- (3) 協会紹介用の「3枚組パネル」の作成
協会の事業内容、支部組織等について3枚組のパネルを作成し、全支部に配布した。
- (4) 介護ショップ情報誌等の発行
介護用品情報誌「ヘルスケア'98」を購入し会員宛に各10冊無料配布した。

(平成10年度)

- (1) シルバーサービス展等への出展
 - ① 第11回全国健康福祉祭
 - ② シルバーサービス総合フェアイン大阪 '98
 - ③ '98 シルバーサービス展
- (2) 会報誌の発行
 - ① きずな11号、12号
 - ② ミニ機関紙「福祉用具協会ニュース」を毎月発行
中央の情報、協会の取組み内容等をタイムリーに会員に提供
会員会社の新製品情報も登載

(3) 介護ショップ情報誌等の配布

- ① 介護用品情報誌「ヘルスケア’99」を購入し会員宛に各10冊無料配布した。
- ② 在宅ケア12号」全会員へ無料配布

(平成11年度)

(1) シルバーサービス展等への出展

- ① 第12回全国健康福祉祭
- ② シルバーサービス総合フェアイン大阪’99
- ③ ’99 シルバーサービス展

(2) 会報誌の発行

- ① きずな13号
- ② 情報誌「福祉用具協会ニュース」を毎月発行

(3) 福祉用具関連情報誌等の購入・配布

- ① 介護用品情報誌「ヘルスケア2000」を購入し、全会員宛に各10冊無料配布した。
- ② 「在宅ケア研究会」全会員へ無料配布

(平成12年度)

(1) シルバーサービス展等への出展

- ① 第12回全国健康福祉祭
- ② シルバーサービス総合フェアイン大阪’00
- ③ 第11回シルバーサービス展

(2) 会報誌の発行

- ① きずな14号
- ② ミニ機関紙「福祉用具協会ニュース」を毎月発行

(3) 福祉用具関連情報誌等の購入・配布

- ① 介護用品情報誌「ヘルスケア2001」を購入し、全会員宛に10冊ずつ無料配布
- ② 「在宅ケア研究会」全会員へ無料配布
- ③ 「福祉用具を活用したケアプラン（小冊子）」の作成
- ④ 「ケアプランに活かす福祉用具の活用（ビデオ）」の作成

(平成13年度)

(1) 「福祉用具を活用したプランニングの手引書作成事業」

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金1,800千円)

在宅介護において、福祉用具の導入は、利用者の自立支援及び介護者の介護負担の軽減に有効であることから、本事業ではケアマネジャー等関係者が比較的簡単に福祉用

具導入の必要性を判断できる手引書を作成し、ケアマネジャー等の研修会場で活用してもらうべく配布した。

(2) シルバーサービス展等への出展

- ① 第13回全国健康福祉祭
- ② シルバーサービス総合フェアイン大阪 '01
- ③ 第12回シルバーサービス展

(3) 会報誌の発行

- ① きずな15号
- ② 情報誌「福祉用具協会ニュース」を毎月発行
- ③ 福祉用具関連情報誌等の購入・配布
- ④ 介護用品情報誌「ヘルスケア2002」を購入し、全会員宛に10冊ずつ無料配布
- ⑤ 「在宅ケア研究会」全会員へ無料配布

(平成14年度)

(1) 「福祉用具の日」創設記念・啓発事業

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金1,800千円)

今年から10月1日を「福祉用具の日」として、この日の前後に全国一斉に福祉用具の普及・啓発事業を推進することにした。「福祉用具法」が平成5年10月1日に施行されたことに因んだものである。

当協会でも、このための広報ポスター等を作製し、協賛中央官庁、全国の協賛公共団体、福祉用具関係者のショールーム、全国の福祉用具展示会場等に掲示した。

(2) シルバーサービス展等への出展

- ① 第14回全国健康福祉祭
- ② 第13回シルバーサービス展

(3) 会報誌の発行

- ① きずな16号
- ② 情報誌「福祉用具協会ニュース」を定期的に発行

(4) 福祉用具関連情報誌等の購入・配布

- ① 介護用品情報誌「ヘルスケア2003」を購入し、全会員宛に10冊ずつ無料配布
- ② 「在宅ケア研究会」全会員へ無料配布

(平成15年度)

(1) 「福祉用具の日」普及・啓発事業

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金1,800千円)

広報ポスター等を作製し、後援中央官庁、全国の後援公共団体、福祉用具関係者の

ショールーム、全国の福祉用具展示会場等に掲示した。

(2) シルバーサービス展等への出展

- ① 第 15 回全国健康福祉祭
- ② 第 15 回全国生涯学習フェスティバル ‘03
- ③ 第 14 回シルバーサービス展

(3) 会報誌の発行

- ① きずな 17 号
- ② 情報誌「福祉用具協会ニュース」を定期的に発行

(平成 16 年度)

(1) 「介護保険利用者への福祉用具有効活用のためのツールの作成事業」

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金 2,000 千円)

介護保険利用者またその家族等に、福祉用具の活用・有効な利用方法を分かり易く説明できるツールを作成し情報提供するため、福祉用具供給事業者及び介護支援専門員を通じて、福祉用具の有効活用を促進させた。

(2) シルバーサービス展等への出展

- ① 第 16 回全国健康福祉祭
- ② 第 15 回全国生涯学習フェスティバル ‘04
- ③ 第 15 回シルバーサービス展

(3) 会報誌の発行

- ① きずな 18 号
- ② 情報誌「福祉用具協会ニュース」を定期的に発行

(平成 17 年度)

(1) 「ベッド利用手引書の作成事業」

(全国労働者共済組合連合会助成金 2,000 千円)

ベッド利用者またその家族等に、ベッドの活用・適正な利用方法について、より具体的に（図解等の掲載）に、一般的にわかり易い手引書を作成した。

(2) シルバーサービス展への出展

- ① 第 16 回全国生涯学習フェスティバル ‘05

(3) 会報誌の発行

- ① きずな 19 号
- ② 「福祉用具協会ニュース」の発行（6 月）

(平成 18 年度)

- (1) 「在宅におけるリフト・つり具の使い方および床ずれ予防手引書の作成事業」
(社会福祉法人中央共同募金会助成金 2,000 千円)
リフトの利用者またその家族等に、リフトの活用・適正な利用方法について、より具体的（図解等の掲載）な、一般的にわかり易い在宅におけるリフト・つり具の使い方および床ずれ予防手引書を作成した。
- (2) 全国福祉用具関連展示会等への出展
 - ① 第 17 回全国生涯学習フェスティバル ‘06
- (3) 会報誌の発行
 - ① きずな 20 号
 - ② 「福祉用具協会ニュース」を 12 月に発行

(平成 19 年度)

- (1) 「安全確保の観点からの福祉用具選定、利用者指導事例集の作成事業」
(独立行政法人福祉医療機構助成金 9,688 千円)
福祉用具専門相談員が実施している福祉用具選定、利用者指導業務のうち、特に安全性確保の観点から有効事例を利用場面別に収集・整理し、事例集を作成・配布することで安全利用に関する情報普及を図る。事例に特有の留意事項ではなく、用具選定や利用指導において一般的に適用できる共通的なノウハウや知見についてプロセスにそって取りまとめ、また特に重要な事例については、個別に事例紹介シートを作成し、発生した事象の具体的な内容を紹介した上で、問題点や対策、注意事項を示した。
- (2) 「福祉用具を活用したケアプラン小冊子の作成事業」
(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金 2,000 千円)
今後在宅において、ケアプランを作成する際、福祉用具を有効的に活用できる、より具体的（図解等の掲載）に、一般的にわかり易い手引書（小冊子）を作成し、適正な使用方法について情報提供した。
- (3) 会報誌の発行
 - ① きずな 21 号
 - ② 「福祉用具協会ニュース」を 12 月に発行

(平成 20 年度)

- (1) 「ベッドを安全に利用するための手引書の作成事業」
(全国生活協同組合連合会助成金 2,000 千円)
事故の起こりやすい状況等についての情報を共有するとともに、ベッドを利用に際して福祉用具の事業者や専門家が安全性の確保、事故防止の観点からの適切な情報を提

供するため、一般的にわかり易い手引書（小冊子）を作成、配布した。

(2) 会報誌の発行

① きずな 22 号

② 「福祉用具協会ニュース」を平成 21 年 2 月に発行

(平成 21 年度)

(1) 「福祉用具の安全利用推進のためのヒヤリ・ハット事例分析と安全利用推進マニュアルの作成事業」

(独立行政法人福祉医療機助成金 6,629 千円)

平成 18 年度・19 年度事業において整備した福祉用具利用の事件事例情報収集ネットワークを用いて新たな事例を追加、これまでに蓄積されたデータ約 400 件を用いて事故、ヒヤリ・ハット発生の状況を分析、事故やヒヤリ・ハットの事例情報とあわせて、業務プロセスごとの留意点や専門職とのあり方について情報収集し、「安全利用促進マニュアル」を作成、配布した。

(2) 退院時に福祉用具を活用するための手引書の作成

(社会福祉法人中央共同募金会助成金 1,800 千円)

退院時の福祉用具活用に関する情報普及を図るため、効果的な退院時の福祉用具支援方法について分かり易い手引書（小冊子）を作成、配布した。

(3) 会報誌の発行

① きずな 23 号

(平成 22 年度)

(1) 「移動を支援する福祉用具状態像に合った移動支援用具の選定マニュアルの作成事業」

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金 1,000 千円)

(社会福祉法人中央共同募金会助成金 1,000 千円)

要介護者等の状態像に合った移動支援用具の選定方法について分かりやすいマニュアル（小冊子）を作成、配布した。

(2) 会報誌の発行

① きずな 24 号

(平成 23 年度)

(1) 「福祉用具の日」推進事業

(1) フォトコンテストの開催

「福祉用具の日」の制定 10 周年の記念イベントとして、「福祉用具のある風景フォトコンテスト」を開催した。(募集期間：平成 23 年 4 月 1 日～6 月 10 日)

応募総数 296 作品の中から、最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞等、18 点の受賞作品が選ばれた。

(2) 記念式典の開催

記念講演会・座談会ならびに「福祉用具のある風景フォトコンテスト」の表彰式が行われた。

日 時：平成 23 年 10 月 1 日（土） 14:00 ～ 16:20

場 所：東京都千代田区丸の内 三菱ビル

参加者：76 名

(3) 各地域での活動

北海道：十勝福祉フェスティバル（福祉用具の展示会等）

秋 田：介護保険の福祉用具研修会（事業者の資質向上研修会）

岩 手：生き生きライフ展（福祉機器展示会等）

宮 城：特別展示会（福祉用具特別展示会）

栃 木：福祉用具の日推進事業（PR 用新聞等の配布）

東 京：福祉用具・健康機器展（福祉用具の展示会等）

千 葉：第 6 回千葉県福祉用具・健康機器展（福祉用具の展示会）

山 梨：「福祉用具の日」啓蒙活動（福祉用具相談会、新聞配布）

神奈川：「福祉用具の日」記念イベント（講演会、福祉用具の体験）

富 山：「福祉用具の日」啓蒙活動（地元新聞紙への広告掲載）

石 川：「福祉用具の日」広報活動（福祉用具の展示、紹介）

静 岡：「福祉用具の日イベント」（福祉用具の展示、相談会、グッズの販売）

愛 知：「福祉用具の日イベント」（講演会、啓発用グッズの配布）

岐 阜：いきいき介護・健康フェア（福祉用具の展示、体験）

三 重：みえ福祉用具フォーラム 2011（福祉用具の展示等）

滋 賀：「福祉用具の日記念イベント」（福祉用具の展示・相談、講演会）

兵 庫：こうべ福祉・健康フェア（福祉用具展の開催）

和歌山：赤い羽根共同募金 街頭募金活動（福祉用具の日啓発グッズの配布）

広 島：「福祉用具の日」10 周年記念イベント（福祉用具関連クイズ出題による普及啓発）

福 岡：第 6 回福祉用具フェア（福祉用具の展示、研修、安全教室）

熊 本：ねんりんピック 2011 熊本（福祉用具の展示）

宮 崎：福祉用具スキルアップ講習会（訪問介護員を対象とした研修会）

鹿児島：「福祉用具の日」2011 展示会 & セミナー（展示会、セミナー、事例研究）

(2) 「福祉用具を安全に、安心して活用するためのガイドライン（使い方指導のポイント集）作成事業」

(全国労働者共済生活協同組合連合会助成金 1,000 千円)

(東京都民共済生活協同組合助成金 1,000 千円)

本事業では、入浴、排せつ、屋内（室内・室間）や屋外での移動など生活場面ごとに、利用者の身体機能、介護状況、生活環境を踏まえ、安全に且つ安心して福祉用具を使用するための使い方指導のポイントをわかり易く解説するマニュアル（小冊子）を作成、関係者に配布し、福祉用具の適切な活用に関する情報提供を図った。

(3) 会報誌の発行

「きずな 25 号」 平成 24 年 3 月 31 日発行

(4) 協会ホームページ等による情報提供

- ① 協会ホームページによる、支部・ブロック活動の情報提供
- ② 社会保障審議会介護給付費分科会等、介護保険関係会議の開催状況、審議内容等の情報提供
- ③ 法令改正等行政情報、業界関連情報を提供

(平成 24 年度)

(1) 「福祉用具の日」推進事業

① 第 39 回 国際福祉機器展への出展

福祉用具の普及啓発に関する冊子等の展示・紹介

② 第 39 回 国際福祉機器展における出展者プレゼンテーションの開催

「福祉用具の日」推進協議会の会員団体として合同企画で開催した。

日 時：平成 24 年 9 月 26 日（水） 13:30 ～ 14:30

場 所：東京ビッグサイト 1-A 会場（東 2 ホール）

内 容：「福祉用具活用」についての業界を代表する識者による鼎談

テーマ ～誰にもやさしい福祉用具をもっと身近に！～

参加者：120 名

③ 各地域での活動

秋 田：福祉用具サービス計画書研修（福祉用具の展示会等）

宮 城：健康福祉機器展（福祉用具の展示会等）

山 形：2012 山形福祉機器展 in 置賜（福祉用具の展示会等）

福 島：未来館フェスティバル 2012（福祉用具の展示会等）

群 馬：福祉用具専門相談員レベルアップ研修（福祉用具専門相談員の研修会）

茨 城：水戸駅前での「福祉用具の日」の新聞、きずな等の配布

山 梨：「福祉用具の日」啓蒙活動（福祉用具相談会、新聞配布）

石 川：「福祉用具の日」PR 活動

静 岡：「福祉用具の日イベント」（福祉用具の展示、相談会、グッズの販売）

岐 阜：いきいき介護・健康フェア in やないづふれあいフェスティバル（展示会等）
京 都：SKY ふれあいフェスティバル 2012
兵 庫：こうべ福祉・健康フェ（福祉用具展の開催）
和歌山：赤い羽根共同募金 街頭募金活動（福祉用具の日啓発グッズの配布）
広 島：学童・生徒を対象とした高齢者類似体験と福祉用具の活用（疑似体験研修）
大 分：福祉用具・住宅改修 研修会
宮 崎：福祉用具スキルアップ講習会（訪問介護員を対象とした研修会）
鹿児島：福祉用具の日 2012 福祉用具展示会 & セミナー（展示会、セミナー、事例研究）

(2) 「進行性疾患における福祉用具の利用目的と使い方の解説集の作成事業」

（全国生活協同組合連合会助成金 1,000 千円）

（全国労働者共済生活協同組合連合会 1,000 千円）

進行性疾患（ALS、脊髄小脳変性症、パーキンソン病）における福祉用具の利用目的の考え方とともに、入浴、排泄、屋内（室内・室間）や屋外での移動など生活場面ごとの福祉用具利用の実際と使い方のポイントを解説するマニュアル（小冊子）を作成し、関係者に配布、福祉用具の適切な活用に関する情報提供を図った。

(3) 会報誌の発行

「きずな 26 号」 平成 25 年 3 月 31 日発行

(4) 「協会便り」の発行

平成 24 年度からの新規事業として、協会本部の事業活動及び支部・ブロックの活動状況等を周知することを目的として「協会便り」を作成し、初年度として平成 24 年 8 月、平成 24 年 11 月と 2 回発行した。

(5) 協会ホームページ等による情報発信

- ① 協会ホームページによる、支部・ブロック活動の情報提供
- ② 社会保障審議会介護給付費分科会等、介護保険関係会議の開催状況、審議内容等の情報提供
- ③ 法令改正等行政情報、業界関連情報を提供

(平成 25 年度)

(1) 「福祉用具の日」推進事業

- ① 第 40 回 国際福祉機器展への出展
福祉用具の普及啓発に関する冊子等の展示・紹介
会員企業のカatalog配置（希望会員のみ）
- ② 第 40 回 国際福祉機器展における出展者プレゼンテーションの開催
「福祉用具の日」推進協議会の会員団体として合同企画で開催した。

日 時：平成 25 年 9 月 18 日（水）11:30 ～ 12:30

場 所：東京ビッグサイト 1-A 会場（東 2 ホール）

内 容：「福祉用具活用」についての業界を代表する識者による鼎談

テーマ ～使ってみるとこんなに便利 誰にもやさしい福祉用具をもっと身近に！～

参加者：100 名

③ 各地域での活動

北海道：十勝福祉フェスティバル 2013（福祉用具、介護機器展示）

岩 手：福祉用具の展示及び説明会、研修会（福祉用具の展示、研修会開催）

宮 城：福祉用具展示会 in 仙台（体験型福祉機器の展示会等）

山 形：個別サービス計画書 研修会（事例検討会等）

福 島：未来館フェスティバル 2013（福祉用具の展示会等）

栃 木：宇都宮駅前にて福祉用具の日新聞配布

第 5 回「介護の日」ファスティバル in とちぎ（福祉機器の展示会等）

茨 城：水戸駅前での「福祉用具の日」の新聞、きずな等の配布

群 馬：従事者の資質向上研修会（個別サービス計画書作成研修）

介護の日に伴う福祉用具大展示会 福祉機器 IN ぐんま 25（福祉用具展示）

千 葉：第 8 回千葉県福祉機器展（福祉用具の展示及び相談受付）

山 梨：「福祉用具の日」PR イベント（用具の展示、相談コーナーの開設）

神奈川：普及啓発事業（講演会、福祉用具に関する情報提供、展示、試用体験）

富 山：福祉用具の展示会及び事例発表会（福祉用具の展示及び説明）

石 川：「福祉用具の日」PR 活動（福祉用具の展示）

静 岡：「福祉用具の日イベント」（福祉用具の展示、相談会、グッズの販売）

岐 阜：いきいき介護・健康フェア in やないづふれあいフェスティバル（展示会等）

滋 賀：福祉用具展示相談会（福祉用具の展示、相談会等）

京 都：SKY ふれあいフェスティバル 2013

兵 庫：こうべ福祉・健康フェ（福祉用具展の開催）

和歌山：ふれあい人権フェスタ（福祉用具の展示、介護食の試食会、介護相談会）

岡 山：プラザまつり（身近な福祉用具の展示等）

広 島：学童・生徒を対象とした高齢者類似体験と福祉用具の活用（疑似体験研修）

四国支部：資質向上研修会等

福 岡：第 15 回西日本国際福祉機器展（福祉用具の展示、説明、福祉用具セミナー）

宮 崎：福祉用具展示と福祉用具スキルアップセミナー

鹿児島：福祉用具の日 2013／福祉機器展セミナー in かごしま（展示会、セミナー、事例研究）

(2) 「高次脳機能障害（認知症を含む）の特徴と福祉用具導入の留意点解説集作成事業」

（全国生活協同組合連合会助成金 1,000 千円）

（全国労働者共済生活協同組合連合会 1,000 千円）

高齢者が要介護状態になる原因で多くを占める脳血管障害は「高次脳機能障害」の原因の一つである。

高次脳機能障害とは、脳の損傷や障害によって起こる「注意や記憶、思考、問題解決などの認知や行動の障害全般を指すものですが、手や足の麻痺等の身体の障害とは異なり、介護者や支援者にとって「見えにくい障害」と呼ばれている。当疾患の特徴を分かりやすく解説することとした。

また、「高次脳機能障害の方の身体状況に合わせた福祉用具の選定、利用の際の留意点」を明確にすることで、より適切で安全な福祉用具を導入する事が可能となる。

さらに、導入時の使い方指導のポイントについても解説を加えることで福祉用具使用時の事故防止にも繋がる。これらを「高次脳機能障害（認知症を含む）の特徴と福祉用具導入の留意点 解説集」として取り纏め、福祉用具関係事業者、及び、関係諸団体に配布すると共に、福祉用具展示会等で一般の方々にも配布することとした。

(3) 会報誌「きずな 27 号」の発行 平成 25 年 11 月 30 日発行

(4) 「協会便り」の発行

① 平成 25 年 5 月発行

② 平成 25 年 12 月発行

(5) 協会ホームページ等による情報発信

① 協会ホームページによる、支部・ブロック活動の情報提供

② 社会保障審議会介護給付費分科会等、介護保険関係会議の開催状況、審議内容等の情報提供

③ 法令改正等行政情報、業界関連情報を提供

(平成 26 年度)

(1) 「福祉用具の日」推進事業

① 第 41 回 国際福祉機器展への出展

福祉用具の普及啓発に関する冊子等の展示・紹介

会員企業のカatalog配置（希望会員のみ）

② 第 41 回 国際福祉機器展における出展者プレゼンテーションの開催

「福祉用具の日」推進協議会の会員団体として合同企画で開催した。

日 時：平成 26 年 10 月 1 日（水）13:30 ～ 14:30

場 所：東京ビッグサイト 1-C 会場（東 5 ホール）

内 容：「福祉用具活用」についての業界を代表する識者による鼎談

テーマ 「～施設における福祉用具の活用について～」

参加者：80 名

③ 各地域での活動

北海道：福祉フェスティバル 2014（福祉用具、介護機器展示）

秋 田：福祉機器大展示会（福祉用具、介護機器展示）

岩 手：介護ロボット展示説明会&特別講演会（介護ロボットの体験特別講演会）

宮 城：「福祉用具の日」記念イベント福祉用具展示会 in 仙台（福祉機器の展示会等）

山 形：2014 山形福祉機器展 in 山形（福祉用具、介護機器展示）

福 島：未来館フェスティバル 2014（福祉用具の展示会等）

栃 木：第 6 回「介護の日」フェスティバル in とちぎ「とちぎ福祉機器展」（福祉機器の展示会等）

茨 城：福祉用具の日推進事業（「福祉用具の日」しんぶん配布）

群 馬：従事者の資質向上研修会

千 葉：第 9 回千葉県福祉機器展（福祉用具の展示及び相談受付）

山 梨：「福祉用具の日フェア」（新聞、ステッカーの配布）

神奈川：福祉用具の日イベント（福祉用具の展示、体験）

石 川：「福祉用具の日」PR 活動、シルバーカー等の展示

静 岡：「福祉用具の日イベント」（福祉用具の展示、相談会、グッズの販売）

岐 阜：いきいき介護・健康フェア in やないづふれあいフェスティバル（展示会等）

愛 知：福祉用具の日啓発活動（講演会及び「福祉用具の日」PR ポケットティッシュの配布）

滋 賀：福祉用具の日記念イベント「しが福祉用具フェア 2014」（福祉用具の展示・相談会）

京 都：SKY ふれあいフェスティバル 2014（シニアに優しい企業展に出展）

大 阪：さかい（堺市）介護スマイルディ

兵 庫：こうべ福祉・健康フェア（福祉用具展の開催）

和歌山：「赤い羽根共同募金運動」街頭募金活動（運動とともに福祉用具の日を PR）

山 口：福祉用具の日イベント（実践研修会）

福 岡：第 16 回西日本国際福祉機器展（福祉用具の展示、説明、福祉用具セミナー）

長 崎：佐世保市 介護支援専門員連絡協議会 中央 I ブロック研修

宮 崎：福祉用具スキルアップ講習会

鹿児島：福祉用具の日 2014 / 福祉機器展 & セミナー in かごしま（展示会、セミナー、事例研究）

沖 縄：バリアフリーオリンピック（職種連携と地域住民の方との交流、福祉用具展示他）

- (2) 「骨関節疾患及び廃用症候群に対する適切な福祉用具サービス提供のための留意点ポイント集作成事業」
(全国生活協同組合連合会助成金 1,000 千円)
(全国労働者共済生活協同組合連合会 1,000 千円)
高齢者に多い骨関節系の疾患の特性とともに、福祉用具サービスを立案するときの留意点について、解説集を作成した。解説集は、関係者並びに広く一般にも情報提供し、福祉用具のより有効かつ安全な使い方を周知した。
- (3) 会報誌「きずな 28 号」の発行 平成 27 年 3 月 31 日発行
- (4) 「協会便り」の発行
 - ① 平成 26 年 10 月 10 日発行
 - ② 平成 27 年 2 月 2 日発行
- (5) 協会ホームページ等による情報発信
 - ① 協会ホームページによる、支部・ブロック活動の情報提供
 - ② 社会保障審議会介護給付費分科会等、介護保険関係会議の開催状況、審議内容等の情報提供
 - ③ 法令改正等行政情報、業界関連情報を提供

(平成 27 年度)

(1) 「福祉用具の日」推進事業

- ① 第 42 回 国際福祉機器展への出展
福祉用具の普及啓発に関する冊子等の展示・紹介
会員企業のカatalog配置（希望会員のみ）
- ② 第 42 回 国際福祉機器展における出展者プレゼンテーションの開催
「福祉用具の日」推進協議会の会員団体として合同企画で開催した。
日 時：平成 27 年 10 月 8 日（木）15:30 ～ 16:30
場 所：東京ビッグサイト 東 3 ホール 1-B 会場
内 容：各専門の立場から、特に軽度者向け福祉用具の効果的な活用について意見交換を行い、介護保険サービスにおける福祉用具貸与が効果的なものであることを確認し、更なる今後の活用の在り方を提言する。
テーマ 「福祉用具の効果的な活用のために」
参加者：80 名

③ 各地域での活動

北海道：ふくし用具機器展 in さっぽろ 2015（次世代福祉ロボット展示 体験）

岩 手：資質向上研修会（助川先生を講師にお招きして、ケアマネジャーを中心とした研修会を開催）

秋 田：福祉機器展示会 in 秋田 2015（セミナー・体験コーナー）

宮 城：記念イベント 福祉用具展示会及びセミナー（認知症関連）

福 島：未来館フェスティバル2015（「介護事故を防ぐ為の福祉用具の使い方説明会」と題して、各会員事業所より福祉用具専門相談員を配置し福祉用具説明会を実施）

栃 木：第7回「介護の日」フェスティバル in けんちょう（福祉用具展示）

群 馬：介護支援専門員に対する福祉用具研修会（介護支援専門員に対する福祉用具の活用促進、福祉用具専門相談員の資質向上の為）

埼 玉：埼玉県高齢者福祉研修大会（介護用品等展示）

川越市福祉大会（介護用品等展示）

茨 城：福祉用具の日推進事業（福祉用具の日新聞、きずな等の配布）

山 梨：福祉用具の日イベント（「福祉用具の日」しんぶん配布）

神奈川：普及啓発事業（講演会及び福祉用具展示）

石 川：いしかわ介護フェスタ参加（石川県が行なう「いしかわ介護フェスタ」にて福祉機器・介護ロボット・展示説明を行う）

福 井：福祉機器の展示（地域最大で集客力のあるショッピングモールにおいて、一般の方々を対象として福祉用具の展示イベントを実施する。）

静 岡：福祉用具の日イベント

（福祉用具の展示、体験：介護保険対象のレンタル・販売商品の展示、体験）

（電動ベッド組立体験を通して福祉用具専門相談員の仕事を知って頂く。）

（福祉用具に関するアンケート：アンケート回答者に抽選で健康グッズをプレゼント）

（グッズを配布：イベントチラシ、各社カタログ、福祉用具の日しんぶん等の配布）

岐 阜：いきいき介護・健康フェア in やないづふれあいフェスティバル

（福祉用具展示・体験による普及・啓発）

三 重：ブロック合同勉強会（告知及びチラシの配布）

京 都：SKY ふれあいフェスティバル 2015（健康相談や健康チェック。介護予防の福祉用具の展示、ダイエット体操、シニアのサークル発表、作品展示、大抽選会）

兵 庫：「来て見てさわって」福祉用具展示会（福祉用具の展示、体験イベント開催）

和歌山：赤い羽根共同募金運動

山 口：ねんりんピック

岡 山：介護サービス博覧会おかやま（出展社 121 社の展示会に共催。当日来場者に「福祉用具の日」とプリントされたエコバッグを配り、推進に努めた）

香 川：カレンダー作成

福 岡：西日本国際福祉機器展（福祉用具展示、セミナー、講演会）

大 分：第 1 回大分県福祉用具展示会（福祉用具の各種メーカー 40 社強による展示会）

宮 崎：福祉用具スキルアップ講習会（福祉用具の普及啓発について PR を行うとともに、高齢者の在宅介護の直接の担い手である訪問介護員の福祉用具の利用についてスキルアップを図る。）

鹿児島：福祉用具の日 2015 福祉機器展&セミナー（福祉機器展示）

(2) 会報誌「きずな 29 号」の発行 平成 28 年 3 月 31 日発行

(3) 「協会便り」の発行

① 平成 27 年 5 月 11 日発行

② 平成 27 年 9 月 16 日発行

③ 平成 28 年 2 月 10 日発行

(4) 協会ニュース（事務局情報）のメール送信

① 沖縄県浦添市による福祉用具サービス、計画自己点検の進捗報告 平成 28 年 2 月 12 日

② 社会保障審議会介護保険部会（第 55 回）議事概要 平成 28 年 2 月 18 日

③ 全国介護保険・高齢者保険福祉担当課長会議 平成 28 年 3 月 8 日

④ 衆議員厚生労働委員会の質疑で福祉用具が取り上げられました 平成 28 年 3 月 10 日

⑤ 第 56 回社会保障審議会介護保険部会 平成 28 年 3 月 25 日

⑥ 第 128 回社会保障審議会介護給付費分科会 平成 28 年 3 月 30 日

(5) 協会ホームページ等による情報発信

① 協会ホームページによる、支部・ブロック活動の情報提供

② 社会保障審議会介護給付費分科会等、介護保険関係会議の開催状況、審議内容等の情報提供

③ 法令改正等行政情報、業界関連情報を提供

第4節 ― 行政機関、関係団体との連携並びに協会組織の充実強化事業

(平成8年度)

- (1) 普及促進用パンフレットの作成
 - ① 日常生活用具給付等事業のパンフレットを作成、全員に50部無料配布し、追加分は有料配布
 - ② 福祉用具普及モデル事業パンフレット作成
- (2) 各種公的機関からの受託事業の拡大
 - ① 各レンタル事業契約の名簿作成
 - ② 政管レンタル事業の改定情報等連絡
- (3) 後方支援活動
「平成8年度民間事業者を活用した高齢者福祉用具展示普及事業」を受託
財団法人山口県福祉マンパワー財団
財団法人三重県長寿社会推進センター
宮城県福祉事業団
- (4) 支部への情報提供
支部活動費として20万円助成
- (5) 都道府県ブロックへの情報提供
ブロック活動費として10万円助成
- (6) 介護保険における福祉用具サービスのあり方で厚生省に要望書提出

(平成9年度)

- (1) 行政関連情報の収集及び配布
 - ① 厚生省の「全国介護保険担当課長会議」資料の入手及び配布
 - ② 厚生省老人福祉振興課江口課長講演資料を全会員配布
- (2) 支部・ブロック活動費交付
全支部に20万円、全ブロックに10万円
- (3) 組織運営強化活動
 - ① 理事会3回、支部長・ブロック長会議1回、運営委員会を10回開催
 - ② 第17回運営委員会から、支部代表者が順番に出席
- (4) 介護保険における福祉用具サービスの在り方で厚生省に要望書を提出した。

(平成10年度)

- (1) 行政関連情報の収集及び配布

- ① 厚生省の「全国課長会議」資料の支部、ブロックへの配布
- ② 介護保険に関する審議会（部会）要点を、「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供
- (2) 支部・ブロック活動
「福祉用具プランニング情報交換会」は、ほぼ全支部で実施、ケアマネジメント機関とのネットワーク形成
- (3) 組織運営強化活動
 - ① 理事会は3回、支部長・ブロック長会議は2回、運営委員会は隔月開催とし、6回を開催した。
 - ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックからの本部会議への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。
 - ③ 第17回運営委員会から実施した、支部代表者の運営委員会出席も一巡し、第25回運営委員会より二巡目に入った。
 - ④ 新規事業として展開したブロック会員名簿作成については、年度内に過半数のブロックにおいて名簿が作成され、各ブロック内の関係機関に配布した。
- (4) その他介護保険に関する要望書の提出等
 - ① シルバーサービス関係団体連絡会議として要望書提出
 - ② 協会として介護保険制度実施推進本部事務局長あて要望書提出
 - ③ ブロック長からの介護保険に対する質問及び要望事項をとりまとめ厚生省に提出

(平成11年度)

- (1) 行政関連情報の収集及び配布
 - ① 厚生省の「全国課長会議」資料の支部、ブロックへの配布
 - ② 介護保険に関する審議会（部会）要点を、「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供
- (2) 支部・ブロック活動
 - ① 全支部、全ブロックで積極的な活動を展開した。「福祉用具プランニング情報交換会」は全支部で25回実施、ケアマネジメント機関とのネットワーク形成に大きな効果をあげた。
- (3) 組織運営強化活動
 - ① 理事会は2回、支部長・ブロック長会議は2回、運営委員会は原則隔月開催とし7回を開催
 - ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックからの参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った
 - ③ 第17回運営委員会から実施した、支部代表者の運営委員会出席も三巡した。

(4) 介護保険対策事業

- ① 介護保険対策会議の開催
- ② 福祉用具貸与事業所申請用「運営規程（協会モデル）」の作成
- ③ 福祉用具レンタルサービス「契約書（協会モデル）」の作成
- ④ 協会 PR 用ポスターの作成
- ⑤ 協会 PR 用ホームページの開設（会員事業者のホームページにリンク）
- ⑥ 「福祉等具を活用したケアプラン（CD）」の作成

(平成 12 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

- ① 厚生労働省「全国課長会議」資料の支部、ブロック組織への配布
- ② 介護保険に関する審議会（部会）の情報の要点を「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

- ① 全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「自立促進啓発事業交流会」は全支部で 26 回実施

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は 2 回、正副支部長会議は 2 回、支部長・ブロック長会議は 2 回、運営委員会は原則隔月開催として 7 回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックからの参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 13 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

- ① 厚生労働省「全国課長会議」資料の支部、ブロック組織への配布
- ② 介護保険に関する審議会（部会）の情報の要点を「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

- ① 全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具プランニング情報交換会」は全支部で 4 回実施

(3) 組織運営強化活動

- ・理事会は 2 回、正副支部長会議は 2 回、支部長・ブロック長会議は 1 回、運営委員会は原則隔月開催として 6 回開催
- ・本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックからの参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 14 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

- ① 厚生労働省「全国課長会議」資料の支部、ブロック組織への配布
- ② 介護保険に関する審議会（部会）の情報の要点を「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。特に、「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は 2 回、正副支部長会議は 2 回、運営委員会は原則隔月開催として 5 回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加、支部・ブロックから本部会議への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 15 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

- ① 介護保険に関する審議会（部会）の情報の要点を「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。特に、「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は 2 回、正副支部長会議は 2 回、運営委員会は原則隔月開催として 6 回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 16 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

介護保険に関する審議会（部会）の情報の要点を「福祉用具協会ニュース」で全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は2回、正副支部長会議は3回、運営委員会は原則隔月開催として8回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 17 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は2回、正副支部長会議は2回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 18 年度)

(1) 行政関連情報の収集及び会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は3回、正副支部長会議は3回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会、ブロック総会への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 19 年度)

(1) 行政関連情報の収集および会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促

進活動を行った。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は3回、正副支部長会議は3回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催
- ② 本部役員、運営委員の支部総会への参加等を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 20 年度)

(1) 行政関連情報の収集および会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動全国福祉用具関連展示会等への出展

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行う。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は2回、支部長会議は2回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催した。また、数年途絶えていた広報・組織活性部会及び教育・研修部会を開催した。
- ② 本部役員が支部総会等への参加を実施し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 21 年度)

(1) 行政関連情報の収集および会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動全国福祉用具関連展示会等への出展

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行う。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は2回、支部長会議は2回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催
- ② 教育・研修部会、広報・組織活性部会、調査・研究部会、企画・予算部会を開催
- ③ 本部役員が支部総会等へ参加し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 22 年度)

(1) 行政関連情報の収集および会員への提供

改正介護保険に関する情報の要点を全会員に提供

(2) 支部・ブロック活動全国福祉用具関連展示会等への出展

全支部、全ブロックで積極的に活動を展開した。「福祉用具の日」推進事業においては、

地域の各関係団体等と連携し、一般の方々への、福祉用具の情報提供ならびに普及促進活動を行う。

(3) 組織運営強化活動

- ① 理事会は2回、臨時理事会は2回、運営委員会は原則隔月開催として6回開催また、企画・予算部会を開催
- ② 教育・研修部会、広報・組織活性部会、調査・研究部会、企画・予算部会を開催した。
- ③ 本部役員が支部総会等へ参加し、組織内の意思疎通及び連携強化を図った。

(平成 23 年度)

- (1) 運営委員会における、協会運営、事業実施内容の検討
- (2) 支部・ブロックにおける役員会、総会等の開催や研修会等を通じたの情報交換会や会員間の交流等
- (3) 理事会は2回、臨時理事会は2回開催
- (4) 本部役員と支部役員との情報交換等による連携強化

平成 23 年 2 月 6 日 近畿支部役員会（専務理事・事務局長出席）

7 月 12 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）

12 月 14 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）

平成 24 年 1 月 13 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）

1 月 23 日 東北支部役員会（専務理事・事務局長出席）

2 月 7 日 九州・沖縄支部役員会（専務理事・事務局長出席）

2 月 15 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）

- (5) 厚生労働省が設置した検討委員会等への出席

- ① 第6回福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会

山下理事長が委員として出席

- ② 第77回社会保障審議会給付費分科会

山下理事長が意見陳述人として出席し、意見を述べた。

- ③ 第1回～3回介護保険サービスに関する関係団体懇談会

山下理事長が業界の代表として出席し、意見陳述した。

(平成 24 年度)

- (1) 運営委員会における協会運営、事業実施の検討
- (2) 支部・ブロックにおける役員会、総会等の開催や研修会等を通じたの情報交換会や会員間の交流等
- (3) 理事会は2回、臨時理事会は1回、支部長会は1回開催
- (4) 本部役員と支部役員との情報交換等による連携強化

平成 24 年 5 月 8 日 東海・北陸支部役員会（専務理事・事務局長出席）
5 月 16 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）
6 月 6 日 東京支部総会（理事長・専務理事出席）
7 月 24 日 北関東支部役員会（専務理事・事務局長出席）
9 月 11 日 東北支部役員会（専務理事・事務局長出席）
平成 25 年 1 月 18 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）
2 月 2 日 近畿支部研修会・互礼会（専務理事・事務局長出席）

（平成 25 年度）

- (1) 運営委員会における協会運営、事業実施の検討
- (2) 支部・ブロックにおける役員会、総会等の開催や研修会等を通じての情報交換会や会員間の交流等
- (3) 理事会は 5 回、臨時理事会は 1 回開催した。
- (4) 本部役員と支部役員との情報交換等による連携強化

平成 25 年 4 月 3 日 東北支部役員会（専務理事・事務局長出席）
4 月 12 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）
4 月 18 日 近畿支部総会（専務理事・専務理事出席）
4 月 24 日 広島県ブロック総会（専務理事・事務局長出席）
5 月 14 日 東北支部役員会・総会（専務理事・事務局長出席）
6 月 1 日 東海・北陸支部総会（専務理事・事務局長出席）
6 月 28 日 埼玉県ブロック総会（専務理事・事務局長出席）
7 月 5 日 中国支部総会（専務理事・事務局長出席）
7 月 8 日 東京支部役員会（専務理事・事務局長出席）
7 月 26 日 東京支部総会（専務理事・事務局長出席）
8 月 7 日 北関東支部役員会（専務理事・事務局長出席）
10 月 8 日 広島県ブロック役員会（専務理事・事務局長出席）
平成 26 年 1 月 20 日 北海道支部総会（専務理事・事務局長出席）

（平成 26 年度）

- (1) 支部・ブロックにおける役員会、総会等の開催や研修会等を通じての情報交換会や会員間の交流等
- (2) 理事会は 3 回、臨時理事会は 1 回、支部長ブロック長会議は 1 回、運営委員会は 1 回開催した。
- (3) 本部役員と支部役員との情報交換等による連携強化

平成 26 年 5 月 16 日 東北支部総会（理事長外出席）

7 月 25 日 東京支部総会（専務理事・事務局長出席）
12 月 9 日 近畿支部役員会（専務理事・事務局長出席）
平成 27 年 2 月 12 日 埼玉県ブロック役員会（専務理事・事務局長出席）

(平成 27 年度)

- (1) 支部・ブロックにおける役員会、総会等の開催や研修会等を通じたの情報交換会や会員間の交流等
- (2) 理事会は 4 回、臨時理事会は 1 回、支部長ブロック長会議は 1 回開催した。
- (3) 本部役員と支部役員との情報交換等による連携強化
 - 平成 27 年 7 月 9 日 近畿支部役員会（専務理事・事務局長出席）
 - 平成 27 年 7 月 22 日 北関東支部役員会（専務理事・事務局長出席）
 - 平成 27 年 7 月 24 日 東京支部研修会（専務理事・事務局長出席）
 - 平成 27 年 11 月 20 日 東北支部資質向上研修会（専務理事・事務局長出席）

第5節 ― 災害時における福祉用具の提供協力に関する協定書の締結

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の反省を踏まえ、いつ発生するかわからない大災害時に備え、協会加盟会員各社が協力して大災害時において被災地等で必要とされている福祉用具等の物資が迅速に供給できるシステムを構築し、平成23年12月より「災害時における福祉用具の提供協力に関する協定書」を各自治体と締結している。

各年度毎の締結状況は以下のとおりである。

(平成23年度)

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
大阪府 大阪市	平成23年12月9日	近畿支部 (大阪ブロック)	大阪市 危機管理室
滋賀県 大津市	平成24年3月19日	近畿支部 (滋賀ブロック)	大津市 保健部 健康長寿課

(平成24年度)

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
奈良県	平成24年4月1日	近畿支部 (奈良ブロック)	長寿社会課 高齢地域 生活支援課
石川県 小松市	平成24年5月2日	東海・北陸支部	小松市 市民福祉部 長寿介護課
和歌山県 和歌山市	平成24年8月1日	近畿支部	福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課 救護福祉班
岐阜県 岐阜市	平成24年8月23日	東海・北陸支部 (岐阜ブロック)	都市防災部防災対策課
三重県 津市	平成24年9月3日	東海・北陸支部 (三重ブロック)	危機管理部 危機管理課
愛知県 名古屋市	平成24年10月1日	東海・北陸支部 (愛知ブロック)	健康福祉局 総務課 調査統計係
岩手県 山田町	平成25年3月12日	東北支部 (岩手ブロック)	国保介護課 介護チーム 介護保険係
愛知県 愛西市	平成25年3月26日	東海・北陸支部 (愛知ブロック)	愛西市 福祉部 社会福祉課
大阪府 堺市	平成25年3月31日	近畿支部	堺市 危機管理室

(平成25年度)

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
静岡県 静岡市	平成25年4月16日	東海北陸支部 (静岡県ブロック)	保健福祉局 福祉部 介護保険課
愛知県 小牧市	平成25年5月31日	東海・北陸支部 (愛知県ブロック)	市長公室 危機管理課

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
福岡県	平成 25 年 10 月 9 日	九州・沖縄支部 (福岡県ブロック)	福祉労働部 福祉部 総務課 企画班
栃木県 日光市	平成 25 年 11 月 21 日	北関東支部 (栃木県ブロック)	都市防災部 防災対策課
京都府 京田辺市	平成 25 年 11 月 29 日	近畿支部 (京都府ブロック)	安心まちづくり室
千葉県 四街道市	平成 26 年 2 月 24 日	東京支部 (千葉県ブロック)	福祉サービス部 高齢者支援課

(平成 26 年度)

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
千葉県 成田市	平成 26 年 8 月 6 日	東京支部 (千葉県ブロック)	総務部 危機管理課
千葉県 浦安市	平成 26 年 9 月 17 日	東京支部 (千葉県ブロック)	健康福祉部 高齢者支援課
千葉県 千葉市	平成 26 年 10 月 17 日	東京支部 (千葉県ブロック)	高齢障害部 障害企画課
千葉県 船橋市	平成 26 年 11 月 21 日	北関東支部 (栃木県ブロック)	都市防災部 防災対策課
山口県 下関市	平成 26 年 12 月 18 日	中国支部 (山口県ブロック)	市民部 防災安全課
千葉県 横芝光町	平成 26 年 12 月 19 日	東京支部 (千葉県ブロック)	福祉課 介護班
千葉県 八千代市	平成 27 年 2 月 27 日	東京支部 (千葉県ブロック)	長寿支援課
千葉県 市原市	平成 27 年 3 月 26 日	東京支部 (千葉県ブロック)	防災課
千葉県 習志野市	平成 27 年 3 月 27 日	東京支部 (千葉県ブロック)	保健福祉調整課

(平成 27 年度)

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
山口県 周南市	平成 27 年 4 月 10 日	中国支部 (山口県ブロック)	防災危機管理課
千葉県 香取市	平成 27 年 5 月 27 日	東京支部 (千葉県ブロック)	社会福祉課
千葉県 松戸市	平成 27 年 5 月 27 日	東京支部 (千葉県ブロック)	危機管理課
千葉県 山武市	平成 27 年 6 月 18 日	東京支部 (千葉県ブロック)	総務部 消防防災課
千葉県 睦沢町	平成 27 年 7 月 3 日	東京支部 (千葉県ブロック)	安心まちづくり室
千葉県 多古町	平成 27 年 7 月 6 日	東京支部 (千葉県ブロック)	保健福祉課

協定先	締結日	協会実務担当	自治体担当部署
千葉県 我孫子市	平成 27 年 8 月 12 日	東京支部 (千葉県ブロック)	市民安全課 危機管理担当
佐賀県 上峰町	平成 27 年 9 月 28 日	九州・沖縄支部 (佐賀県ブロック)	総務課
愛知県 大府市	平成 27 年 10 月 16 日	東海・北陸支部 (愛知県ブロック)	福祉課子ども部 福祉課
徳島県 鳴門市	平成 27 年 11 月 13 日	四国支部 (徳島県ブロック)	危機管理課
東京都 練馬区	平成 27 年 12 月 15 日	東京支部 (東京都ブロック)	福祉部 管理課
千葉県 佐倉市	平成 27 年 12 月 25 日	東京支部 (千葉県ブロック)	福祉部 高齢者福祉課
香川県 高松市	平成 28 年 1 月 21 日	四国支部 (香川県ブロック)	危機管理課
岡山県 赤磐市	平成 28 年 2 月 19 日	中国支部 (岡山県ブロック)	総務部 くらし安全課 危機管理班
山形県 真室川町	平成 28 年 2 月 23 日	東京支部 (千葉県ブロック)	総務・危機管理担当
千葉県 木更津市	平成 28 年 2 月 25 日	東京支部 (千葉県ブロック)	総務部 総務課 危機管理室
青森県 むつ市	平成 28 年 3 月 10 日	東北支部 (青森県ブロック)	保健福祉部 介護福祉課 介護福祉グループ
徳島県 徳島市	平成 28 年 3 月 15 日	四国支部 (徳島県ブロック)	危機管理課
愛知県 東海市	平成 28 年 3 月 18 日	東海・北陸支部 (愛知県ブロック)	社会福祉課 福祉担当
山形県 酒田市	平成 28 年 3 月 25 日	東北支部 (山形県ブロック)	企画振興部 危機管理課
埼玉県 美里町	平成 28 年 3 月 28 日	北関東支部 (埼玉県ブロック)	総務課 自治防災担当

第6節 ― 協賛・後援事業

協賛事業・後援事業として、当協会名義の使用を許可した事業は次のとおりである。

(平成 14 年)

- ・「バリアフリー環境での福祉用具の役割」講演会（日赤振興会主催）
- ・ホームヘルスケア西日本 2002（社団法人日本能率協会）
- ・第 5 回国際福祉健康産業展ウェルフェア 2002（名古屋国際見本市委員会）
- ・第 3 回福祉・会議機器フェアはままつ（浜松商工会議所）
- ・第 2 回日本生活支援工学会大会（国立身体障害者リハビリテーション研究所）
- ・第 6 回研究発表大会（社団法人日本医業経営コンサルティング協会）
- ・「第 16 回日本リハ工学協会車いす SIG 講習会 in」横浜（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「車いすシーティング国際セミナー 2002」（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「第 8 回訪問看護・在宅ケア研究交流集会」（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・滋賀県健康福祉ビジネスクリエーションフォーラム 2002（滋賀県商工観光労働部）
- ・「HOSPEX JAPAN 2002」（日本医療福祉設備協会 社団法人日本能率協会）
- ・西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・平成 14 年度（第 26 回）東京電気大学 ME 講座（東京電機大学）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2002」（京都府）
- ・第 11 回平成 14 年度民間在宅サービス事例発表会（有限責任中間法人日本在宅介護協会）
- ・「福祉用具と介護報酬の見直し」講演会（日赤振興会）
- ・第 17 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「2003 車いすシーティング展」（車いす姿勢保持協会）

(平成 15 年度)

- ・「バリアフリー環境での福祉用具の役割」講演会（日赤振興会主催）
- ・ホームヘルスケア西日本 2002（社団法人日本能率協会）
- ・第 5 回国際福祉健康産業展ウェルフェア 2002（名古屋国際見本市委員会）
- ・第 3 回福祉・会議機器フェアはままつ（浜松商工会議所）
- ・第 2 回日本生活支援工学会大会（国立身体障害者リハビリテーション研究所）
- ・第 6 回研究発表大会（社団法人日本医業経営コンサルティング協会）

- ・「第16回日本リハビリ工学協会車いす SIG 講習会 in」横浜（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「車いすシーティング国際セミナー 2002」（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「第8回訪問看護・在宅ケア研究交流集会」（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・滋賀県健康福祉ビジネスクリエーションフォーラム 2002（滋賀県商工観光労働部）
- ・「HOSPEX JAPAN 2002」（日本医療福祉設備協会 社団法人日本能率協会）
- ・西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・平成14年度（第26回）東京電気大学 ME 講座（東京電機大学）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2002」（京都府）
- ・第11回平成14年度民間在宅サービス事例発表会（有限責任中間法人日本在宅介護協会）
- ・「福祉用具と介護報酬の見直し」講演会（日赤振興会）
- ・第17回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「2003 車いすシーティング展」（車いす姿勢保持協会）

（平成16年度）

- ・第5回福祉・介護機器フェアはままつ「HAMAMATSU モノづくり技術展 2004」（浜松商工会議所）
- ・第10回建築リフォーム・リニューアル & コンバージョン展
- ・社団法人日本医業経営コンサルタント協会 第8回研究発表会
- ・「アクティブひゅーまんライフ 2004」
- ・「P.P.C.2004 第6回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・東京電機大学第28回 ME 講座（東京電機大学）
- ・「JASPA 福祉用具・生活支援用具シンポジウム」
- ・第27回総合リハビリテーション研究大会（財団法人日本障害者リハビリテーション協会）
- ・第10回訪問看護・在宅ケア研究交流集会（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・講演会「介護保険制度の改革課題」（株式会社日赤振興会）
- ・「ケアマネジメントセミナー in 八王子」及び「ケアマネジメントセミナー in 東京」
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2004」（京都府）
- ・第33回日本医療福祉設備学会併設「HOSPEX JAPAN 2004」（日本医療福祉設備協会 社団法人日本能率協会）
- ・全国介護支援専門員連絡協議会第1回研究大会（全国介護支援専門員連絡協議会）
- ・第13回平成16年度民間在宅サービス事例発表会（有限責任中間法人日本在宅介護協会）
- ・バリアフリー 2005（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）

- ・第 20 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・「福祉用具の日」記念イベント第 2 回とちぎ福祉機器展（社会福祉法人とちぎ健康福祉協会）
- ・「HEALTHCARE2005」（日経 BP 社）
- ・「第 8 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2005 ～」（名古屋国際見本市委員会）
- ・平成 16 年度新市場創出支援事業～見本市「医療・健康福祉産業マッチングフェア 2005」（中小企業総合事業団）
- ・第 21 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・講演会「介護保険制度のめざす方向」（株式会社日赤振興会）
- ・第 15 回シルバーサービス展「福祉用具適正利用のための PR コーナー企画」

(平成 17 年度)

- ・第 11 回建築リフォーム & リニューアル展
- ・P.P.C.2005 第 7 回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・社団法人日本医業経営コンサルタント協会 第 9 回研究発表会
- ・第 22 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・東京電機大学第 29 回 ME 講座（東京電機大学）
- ・2005 国際ロボット展（社団法人日本ロボット工業会／日刊工業新聞社）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2005」（京都府）
- ・第 11 回訪問看護・宅ケア研究交流集会（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・「これからの介護のあり方を考えるセミナー 2005」（財団法人熊本さわやか長寿財団）
- ・第 26 回全国歯科保健大会（厚生労働事務次官）
- ・第 34 回日本医療福祉設備学会併設「HOSPEX JAPAN 2005」（日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会）
- ・講演会「新介護報酬への対応」（日赤振興会・福祉総研）
- ・平成 17 年度新市場創出支援事業～見本市「医療・健康福祉産業マッチングフェア 2006」（独立行政法人中小企業基盤整備機構）
- ・バリアフリー 2006（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・「福祉用具の日」記念イベント 第 3 回とちぎ福祉機器展（社会福祉法人とちぎ健康福祉協会）
- ・「シルバーサービス 2006」（シルバーサービス 2006 事務局）
- ・第 23 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）

- ・「第9回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2006～」(名古屋国際見本市委員会)
- ・第14回日赤振興会講習会(日赤振興会)
- ・第10回研究発表大会(社団法人日本医業経営コンサルタント協会)

(平成 18 年度)

- ・第12回建築リフォーム & リニューアル展(建築リフォーム & リニューアル展組織委員会)
- ・「ヘルスケア & アンチエイジング 2006」(日経 BP 社)
- ・P.P.C.2006 第8回西日本国際福祉機器展(西日本国際福祉機器展実行委員会)
- ・第35回日本医療福祉設備学会併設「HOSPEX Japan 2006」(日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会)
- ・障害児(者)のための福祉用具の体験イベント「ミプロキッズフェア 2006」(財団法人対日貿易投資交流促進協会)
- ・東京電機大学第30回ME講座(東京電機大学)
- ・「福祉用具国民会議」(車いす姿勢保持協会)
- ・第24回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会(日本リハビリテーション工学協会)
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2006」(京都府)
- ・第12回訪問看護・在宅ケア研究交流集会(財団法人日本訪問看護振興財団)
- ・第27回全国歯科保健大会(厚生労働事務次官)
- ・講演会「介護保険と在宅医療～介護保険における医療と福祉」(日赤振興会・福祉総研)
- ・「これからの介護のあり方を考えるセミナー 2006」(財団法人熊本さわやか長寿財団)
- ・「楽 & 楽モビリティデー 2006」((株) イント・コーポレーション)
- ・「シンポジウム」(社団法人関西シルバーサービス協会)
- ・バリアフリー 2007(社会福祉法人大阪府社会福祉協議会)
- ・「福祉用具の日」記念イベント 第4回とちぎ福祉機器展(社会福祉法人与ちぎ健康福祉協会)
- ・第25回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会(日本リハビリテーション工学協会)
- ・「第10回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2007～」(名古屋国際見本市委員会)
- ・「ミプロキッズフェア 2007」(財団法人対日貿易投資交流促進協会(ミプロ))

(平成 19 年度)

- ・第13回建築リフォーム & リニューアル展(建築リフォーム & リニューアル展組織委員会)
- ・HOSPEX Japan 2007(第36回日本医療福祉設備学会併設展示会)(日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会)

- ・講演会「新しい介護人材の養成と確保」(日赤振興会・福祉総研)
- ・第11回日本医業経営コンサルタント学会(社団法人日本医業経営コンサルタント協会)
- ・2007 国際ロボット展(社団法人日本ロボット工業会／日刊工業新聞社)
- ・P.P.C.2007 第9回西日本国際福祉機器展(西日本国際福祉機器展実行委員会)
- ・東京電機大学 第31回ME講座(東京電機大学)
- ・第26回日本リハビリテーション工学協会車いすSIG講習会(日本リハビリテーション工学協会)
- ・「福祉用具の日」記念イベント 第5回とちぎ福祉機器展(社会福祉法人与ちぎ健康福祉協会)
- ・第5回生活支援工学系連合大会(日本生活支援工学会)
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2007」(京都府)
- ・第13回訪問看護・在宅ケア研究交流集会(財団法人日本訪問看護振興財団)
- ・第28回全国歯科保健大会(厚生労働事務次官)
- ・「これからの介護のあり方を考えるセミナー 2007」(財団法人熊本さわやか長寿財団)
- ・講演会「介護保険と福祉用具～報酬単価・ハードケアマネ・福祉用具活用法等の見直し～」(日赤振興会・福祉総研)
- ・バリアフリー 2008(社会福祉法人大阪府社会福祉協議会)
- ・第27回日本リハビリテーション工学協会車いすSIG講習会(日本リハビリテーション工学協会)
- ・「第11回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2008～」(名古屋国際見本市委員会)
- ・「バリアフリーライフエキスポ 2008」((株)イント・コーポレーション)
- ・第14回建築リフォーム & リニューアル展(建築リフォーム & リニューアル展組織委員会)
- ・第12回日本医業経営コンサルタント学会(社団法人日本医業経営コンサルタント協会)

(平成 20 年度)

- ・HOSPEX Japan 2008(第37回日本医療福祉設備学会併設展示会)(日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会)
- ・講演会「介護保険の新たな課題」(株式会社日赤振興会)
- ・P.P.C.2008 第10回西日本国際福祉機器展(西日本国際福祉機器展実行委員会)
- ・東京電機大学 第32回ME講座(東京電機大学)
- ・第28回日本リハビリテーション工学協会車いすSIG講習会(日本リハビリテーション工学協会)
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2008」(京都府)
- ・「平成 20 年度海外視察研修」(財団法人テクノエイド協会)
- ・第14回訪問看護・在宅ケア研究交流集会(財団法人日本訪問看護振興財団)

- ・神戸すこやかライフ展 スマイルサポートメッセ神戸 2009（スマイルサポートメッセ神戸実行委員会 医療介護福祉 NW 事務局）
- ・第 29 回全国歯科保健大会（厚生労働事務次官）
- ・「福祉用具の日」記念事業 第 6 回とちぎ福祉機器展（社会福祉法人与ちぎ健康福祉協会）
- ・講演会（テーマ）「在宅医療と在宅介護の連携」（株式会社日赤振興会）
- ・「第 12 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2009～」（名古屋国際見本市委員会）
- ・第 29 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・バリアフリー 2009（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・第 13 回日本医業経営コンサルタント学会（社団法人日本医業経営コンサルタント協会）
- ・「そろそろ親のこと…オヤノコト．エキスポ 2009」（オヤノコト．エキスポ開催委員会）

（平成 21 年度）

- ・リジェネレーション・建築再生展（リジェネレーション・建築再生展組織委員会）
- ・2009 国際ロボット展（社団法人日本ロボット工業会／日刊工業新聞社）
- ・第 3 回リハビリテーション公開講座（千葉県作業療法士会）
- ・HOSPEX Japan 2009（第 38 回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会）
- ・訪問看護サミット（第 15 回訪問看護・在宅ケア研究交流集会）（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・第 30 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・P.P.C.2009 第 11 回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・東京電機大学 第 33 回 ME 講座（東京電機大学）
- ・「平成 21 年度海外視察研修」（財団法人テクノエイド協会）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2009」（京都府）
- ・第 30 回全国歯科保健大会（厚生労働事務次官）
- ・講習会（テーマ）「総選挙後の厚生政策」（株式会社日赤振興会）
- ・第 7 回とちぎ福祉機器展（社会福祉法人与ちぎ健康福祉協会）
- ・第 31 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・第 14 回日本医業経営コンサルタント学会（社団法人日本医業経営コンサルタント協会）
- ・「第 13 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2010～」（名古屋国際見本市委員会）
- ・バリアフリー 2010（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・「電動車いす安全運転講習会」（一般社団法人全国介護者支援協議会）

- ・「そろそろ親のこと…オヤノコ．エキスポ 2010」(オヤノコト．エキスポ開催委員会)
- ・スマイルサポートメッセ神戸 2010 神戸すこやかライフ展 (スマイルサポートメッセ神戸実行委員会 医療介護福祉 NW 事務局)
- ・講習会 (テーマ)「動き始めた厚生政策の行方」(株式会社日赤振興会)

(平成 22 年度)

- ・ P.P.C.2010 第 12 回西日本国際福祉機器展 (西日本国際福祉機器展実行委員会)
- ・ 第 32 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会 (日本リハビリテーション工学協会)
- ・ 東京電機大学 第 34 回 ME 講座 (東京電機大学)
- ・ HOSPEX Japan 2010 (第 39 回日本医療福祉設備学会 併設展示会) (一般社団法人日本医療福祉設備協会／社団法人日本能率協会)
- ・「平成 22 年度海外視察研修」(財団法人テクノエイド協会)
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2010」(京都府)
- ・ 第 31 回全国歯科保健大会 (厚生労働事務次官)
- ・ 訪問看護サミット 2010 (財団法人日本訪問看護振興財団)
- ・「第 14 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2011～」(名古屋国際見本市委員会)
- ・ 講習会「在宅医療の新展開」(株式会社日赤振興会)
- ・「車いす安全整備士」養成講座 (一般社団法人日本福祉用具評価センター)
- ・ 平成 22 年度第 2 回「介護の日」フェスティバル in とちぎ (栃木県老人福祉施設協議会)
- ・ 第 33 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会 (日本リハビリテーション工学協会)
- ・ 第 15 回日本医業経営コンサルタント学会 (社団法人日本医業経営コンサルタント協会)
- ・ バリアフリー 2011 (社会福祉法人大阪府社会福祉協議会)
- ・ 第 11 回 JAPAN ドラッグストアショー (千葉県ブロックにて福祉用具の展示を行う)

(平成 23 年度)

- ・「そろそろ親のこと…オヤノコト．エキスポ 2011」(オヤノコト．エキスポ開催委員会)
- ・「R&R 建築再生展 2011」(R&R 建築再生展 2011 組織委員会)
- ・「平成 23 年度海外視察研修」(財団法人テクノエイド協会)
- ・ 福祉用具個別援助計画書ファーストステップ研修 (株) バリオン 介護環境研究所)
- ・ 第 34 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会 (日本リハビリテーション工学協会)
- ・ P.P.C.2011 第 13 回西日本国際福祉機器展 (西日本国際福祉機器展実行委員会)
- ・ 東京電機大学 第 35 回 ME 講座 (東京電機大学)

- ・第1回港区福祉機器展（社会福祉法人 港区社会福祉協議会）
- ・HOSPEX Japan 2011（第40回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（一般社団法人日本医療福祉設備協会）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2011」（京都府）
- ・「2011 国際ロボット展」（社団法人日本ロボット工業会）
- ・「訪問看護サミット 2011」（財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・第32回全国歯科保健大会（厚生労働事務次官）
- ・「第15回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2012～」（名古屋国際見本市委員会）
- ・第3回「介護の日」フェスティバル in とちぎ（栃木県老人福祉施設協議会）
- ・バリアフリー 2012（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・第16回 日本医業経営コンサルタント学会（社団法人日本医業経営コンサルタント協会）

(平成 24 年度)

- ・日赤振興会 第26回講習会（株式会社日赤振興会）
- ・「そろそろ親のこと…オヤノコト エキスポ 2012」（オヤノコト エキスポ開催委員会）
- ・「R&R 建築再生展 2012」（R&R 建築再生展 2012 組織委員会）
- ・「平成 24 年度海外視察研修」（公益財団法人テクノエイド協会）
- ・東京電機大学 第36回 ME 講座（東京電機大学）
- ・P.P.C.2012 第14回 西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・HOSPEX Japan 2012（第41回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（一般社団法人日本医療福祉設備協会）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2012」（京都府）
- ・「訪問看護サミット 2012」（公益財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・第33回 全国歯科保健大会（厚生労働事務次官）
- ・第2回 港区福祉機器展（社会福祉法人 港区社会福祉協議会）
- ・第7回 千葉県福祉機器展（第7回千葉県福祉機器展事務局）
- ・日赤振興会 第27回講習会（株式会社日赤振興会）
- ・「第16回 国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2012～」（名古屋国際見本市委員会）
- ・第4回「介護の日」フェスティバル in とちぎ（栃木県老人福祉施設協議会）
- ・第37回 日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・第47回 日本作業療法学会（第47回作業療法学会）
- ・バリアフリー 2013（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・平成 24 年度 福祉用具・介護ロボット実用化シンポジウム（宮城県介護研修センター）
- ・第17回 日本医業経営コンサルタント学会（社団法人日本医業経営コンサルタント協会）

- ・日赤会館 第 28 号講習会（株式会社日赤振興会）

（平成 25 年度）

- ・「そろそろ親のこと…オヤノコト エキスポ 2013」（オヤノコト エキスポ開催委員会）
- ・「R&R 建築再生展 2013」（R&R 建築再生展 2013 組織委員会）
- ・「平成 25 年度 海外視察研修」（公益財団法人テクノエイド協会）
- ・東京電機大学 第 37 回 ME 講座（東京電機大学）
- ・P.P.C.2013 第 15 回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・HOSPEX Japan 2013（第 42 回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（一般社団法人日本医療福祉設備協会）
- ・「SKY ふれあいフェスティバル 2013」（京都府）
- ・「訪問看護サミット 2013」（公益財団法人日本訪問看護振興財団）
- ・第 34 回 全国歯科保健大会（一般社団法人大分県歯科医師会）
- ・第 34 回 全国歯科保健大会の後援について（厚生労働事務次官）
- ・第 3 回 港区福祉機器展（社会福祉法人 港区社会福祉協議会）
- ・第 8 回 千葉県福祉機器展（千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習普及センター）
- ・日赤振興会 第 29 回講習会（株式会社日赤振興会）
- ・「第 17 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2014～」(名古屋国際見本市委員会)
- ・第 5 回「介護の日」フェスティバル in とちぎ（栃木県老人福祉施設協議会）
- ・第 39 回 日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・バリアフリー 2014（社会福祉法人大阪府社会福祉協議会）
- ・第 18 回 日本医業経営コンサルタント学会（社団法人日本医業経営コンサルタント協会）
- ・2013 国際ロボット展（一般社団法人日本ロボット工業会／日刊工業新聞社）
- ・医療・福祉フォーラム 第 30 回講習会（医療・福祉フォーラム）
- ・第 1 回 福祉住環境サミット（特定非営利活動法人生活・福祉環境づくり 21）
- ・第 4 回 日本訪問リハビリテーション協会学術大会 in 熊本（日本訪問リハビリテーション協会学術大会）
- ・公益社団法人関西シルバーサービス協会 25 周年記念講演会（公益社団法人関西シルバーサービス協会）
- ・千葉県在宅サービス事業者協議会創立 20 周年記念講演会（千葉県在宅サービス事業者協議会）

（平成 26 年度）

- ・「訪問看護サミット 2014」（公益財団法人日本訪問看護財団）

- ・平成 26 年度海外視察研修（公益財団法人テクノエイド協会）
- ・「第 20 回全国の集い in 岡山 2014」（NPO 法人在宅ケアを支える診療所・市民ネットワーク）
- ・第 40 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会
- ・東京電機大学 第 38 回 ME 講座（東京電機大学 研究推進社会連携センター）
- ・第 9 回千葉福祉機器展」（千葉県福祉ふれあいプラザ介護実習普及センター）
- ・第 6 回日本訪問リハビリテーション協会学術大会 in 大阪（一般社団法人日本訪問リハビリテーション協会）
- ・第 35 回全国歯科保健大会（一般社団法人大分県歯科医師会）
- ・第 35 回全国歯科保健大会の後援について（厚生労働事務次官）
- ・SKY ふれあいフェスティバル 2014（京都府知事）
- ・P.P.C.2014 第 16 回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会）
- ・第 6 回「介護の日」フェスティバル in とちぎ（栃木県老人福祉施設協議会）
- ・HOSPEX Japan 2014（第 43 回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（一般社団法人日本医療福祉設備協会／一般社団法人日本能率協会）
- ・医療・福祉フォーラム第 31 回講習会（医療・福祉フォーラム）
- ・「いわてリハビリテーションフォーラム 2014」（いわてリハビリテーションセンター）
- ・第 4 回港区福祉機器展（社会福祉法人港区社会福祉協議会）
- ・第 22 回日本慢性期医療学会熊本大会（日本慢性期医療協会）
- ・平成 26 年度福祉用具適合講習会『南多摩福祉機器展』（南多摩保健医療圏地域リハビリテーション支援センター）
- ・第 18 回国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2015～（名古屋国際見本市委員会）
- ・バリアフリー 2015（社会福祉法人大阪府福祉協議会）
- ・「安心・安全部会研修会『福祉用具の安心安全を考える』研修会」（日本福祉用具・生活支援用具協会）
- ・第 41 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会
- ・第 18 回国際福祉健康産業展ウェルフェア 2015（名古屋国際見本市委員会）
- ・第 5 回脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会愛知大会（脳損傷者ケアリング・コミュニティ学会）
- ・第 1 回介護用品・介護施設産業展 CareTEX2015（ブディックス株式会社）
- ・第 19 回日本医業経営コンサルタント学会（公益財団法人日本医業経営コンサルタント協会）
- ・『R&R 建築再生展 2015』（R&R 建築再生展 2015 組織委員会）
- ・「第 32 回 医療・福祉フォーラム」（医療・福祉フォーラム実行委員会）
- ・「TAMA 介護福祉フェア」（TAMA 介護福祉フェアを開催する会）

(平成 27 年度)

- ・平成 27 年度 海外視察研修（公益財団法人 テクノエイド協会）
- ・第 42 回 日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会車いす SIG）
- ・第 21 回 全国の集い in 北海道 2015（NPO 法人 在宅ケアを支える診療所市民全国ネットワーク）
- ・福祉用具プランナー研究ネットワーク第一回研究大会（福祉用具プランナー研究ネットワーク）
- ・第 5 回 港区福祉機器展（社会福祉法人 港区社会福祉協議会）
- ・第 2 回 CareTEX2016（ブティックス株式会社）
- ・第 39 回（平成 27 年度）ME 講座（東京電機大学 研究推進社会連携センター 産官学交流センター）
- ・第 36 回 全国歯科保健大会（一般社団法人 山梨県歯科医師会）
- ・P.P.C2015 第 17 回西日本国際福祉機器展（西日本国際福祉機器展実行委員会（北九州市長））
- ・SKY ふれあいフェスティバル 2015（京都府 健康福祉部 高齢者支援課）
- ・訪問看護サミット 2015（公益財団法人 日本訪問看護財団）
- ・第 7 回 「介護の日」フェスティバル in けんちょう（栃木県 保険福祉部 高齢対策課）
- ・HOSPEX Japan 2015（第 44 回日本医療福祉設備学会 併設展示会）（一般社団法人 日本医療福祉設備協会、一般社団法人 日本能率協会）
- ・第 8 回 日本訪問リハビリテーション協会学術大会 in 東京（一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会）
- ・第 19 回 国際福祉健康産業展～ウェルフェア 2016～（名古屋国際見本市委員会（名古屋市長））
- ・第 33 回 医療・福祉フォーラム（医療・福祉フォーラム（元日赤振興会講習会））
- ・バリアフリー 2016（社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会）
- ・いわてリハビリテーションフォーラム 2015（いわてリハビリテーションセンター）
- ・2015 国際ロボット展（一般社団法人 日本ロボット工業会）
- ・第 43 回日本リハビリテーション工学協会車いす SIG 講習会（日本リハビリテーション工学協会）
- ・第 20 回 日本医業経営コンサルタント学会（公益財団法人日本医業経営コンサルタント協会）
- ・FUJISAN 地球フェスタ WA2016（FUJISAN 地球フェスタ WA2016 実行委員会）
- ・第 34 回 医療・福祉フォーラム（医療・福祉フォーラム）
- ・R&R 建築再生展 2016（R&R 建築再生展 2016 組織委員会）

- ・ バリアフリー 2016 におけるシンポジウム（公益財団法人関西シルバーサービス協会）
- ・ ADI2017 国際会議開催（公益社団法人認知症の人と家族の会）
- ・ 第 50 回日本作業療法学会（第 50 回日本作業療法学会）

第7節 — 要望書

社会福祉基礎構造改革に関する要望書を厚生省に提出

社会福祉基礎構造改革に関する要望書

平成 10 年 2 月 27 日

(社) シルバーサービス振興会

シルバーサービス関係団体連絡協議会

我が国では、昭和 60 年から本格的に、社会福祉の分野における民間活力の導入とその積極的活用を図るためのシルバーサービス振興策が進められてきている。特に介護基盤の整備においては、規制緩和の推進とも相まって民間参入の機会が拡大されてきている。特に、介護保険制度は、利用者の選択権を付与、サービス利用方式の「措置」から「契約」への変更、公民サービスの参入要件同一化が図られるなど、民間参入を一層推進するものとなっており、民間事業者の事業環境を大きく変化させることとなる。

今後、多様な供給主体間の適正な競争を通じた社会福祉の効率化及びサービスの質の向上を図るためには、民間参入をさらに進めていく必要があることから、この度の社会福祉基礎構造改革に関して以下の点を要望するものである。

なお、本要望については、民間の事業環境整備を図ることを目的として設立されたシルバーサービス関係団体連絡協議会（別紙 1 参照）とともにとりまとめたものである。

1. 社会福祉の基礎構造は多様な主体の参入を前提として、市場機構が適正に機能するものとすべきである。

社会福祉事業は行政責任に基づき提供されるものとされてきた。このため、民間は行政の委託先としての事業展開が中心であったといえる。今後の社会福祉事業については、提供されるサービスに着目し、サービス提供主体は個々の利用者の選択に任せ、行政は利用者の選択の幅を拡大する責務を重視すべきである。こ

のため、今後の社会福祉事業の基礎構造は多様な供給主体を前提として、市場機構が適正に機能するものとすべきである。

2. 規制緩和による民間参入の拡大を積極的に進めていただきたい。

多様なサービスを低コストで提供できる民間の積極的な参入を促し、適正な競争によってサービス供給の効率化と財源の節約を図っていく必要がある。このため、今後さらに社会福祉の各方面において積極的な民間参入促進が図られるよう規制緩和をさらに積極的に進めていただきたい。

3. 市場機構が適正に機能するよう供給主体間の競争環境を早急に改善していただきたい。

介護保険制度においては公民サービスの参入要件同一化が図られたが、他の供給主体と比較して、税制、補助金をはじめとして民間事業者を取り巻く競争環境は非常に不利な状況にある。これに加え、現在のサービスの対価は供給主体を問わず一定であることから、民間の採算性をさらに厳しいものとしている。こうした、供給主体間の競争条件の格差は、今後の社会福祉事業において市場機構を適正に機能させサービスの質と効率性を確保していく上での大きな障害となることから、係る事項については最優先課題として取り組んでいただきたい。

4. 自治体における「民間委託」から「民間活用」への意識改革の推進を図っていただきたい。

自治体における民間委託は、あくまで自治体のサービス提供義務の履行における効率化にとどまるが、今後、地域住民の福祉サービス需要に適切に応える環境整備のためには、企業や市民活動などの民間活用を積極的に進めていかなければならない。このため、民間委託から民間活用へと自治体の意識改革を積極的に進める必要がある。

5. 消費者の適正な選択支援のため総合的な情報提供への支援措置を講じていただきたい。

今後、消費者の適正な選択を支援する必要があることから、総合的な情報提供のしくみが必要となる。このため、多様な主体からの情報を相互に活用することが可能となるよう支援措置を講じていただきたい。

6. 民間参入促進のため事業者への資金調達支援を講じていただきたい。

今後の参入促進に伴い事業者の資金需要が増大することが予想されることから、資金調達に対しての支援策を講じていただきたい。特に在宅福祉サービスの場合、労働集約型の事業が多く不動産担保に乏しいなどの理由により民間金融機関からの調達が困難な状況にある。

以上

シルバーサービス関係団体連絡協議会が介護保険制度に対する要望書を提出

介護保険制度に関する要望書

平成 10 年 6 月 24 日

(1) 介護支援専門員に関する事項

- 民間事業者における介護支援専門実務研修受講試験の受験は相当数にのぼると見込まれている。その後の介護支援専門実務研修実施においては、合格者全てに等しく受講機会が与えられるように都道府県に対して指導していただきたい。
- 介護保険制度において、利用者選択による市場原理を適正に機能させるためには、保険者である市町村が利用者はもとより介護支援専門員に対して、当該地域内の介護保険施設・事業者等に関する情報を適正に提供できる体制を確保していただきたい。
- 指定居宅サービス事業者の選択及び決定にあたっては、介護支援専門員から利用者に対して提供される情報が非常に重要となる。このため、介護支援専門員が当該地域内の介護保険施設・事業者等に関する情報を適正に提供するとともに、中立性を保ち偏った情報を与えないような運営基準を定めていただきたい。
- さらに、現在、国民生活審議会消費者契約適正化委員会にて検討が進められている消費者契約法（仮称）においては、事業者に契約締結前の情報提供義務等が課せられようとしている。これに対しては、介護保険制度の下での契約締結までの手順が非常に重要になることから、この手順を整理されるとともに早急に明らかにしていただきたい。

(2) 指定居宅サービス事業者等の指定基準に関する事項

- 民間事業者が介護保険の実施までに十分なサービス供給量を確保するためには、新規参入や事業拡大などにおける人員・設備などの確保を急がねばならない。このため指定基準を早急に示していただきたい。
- 指定居宅介護支援事業者においても、民間事業者の参入を積極的に進めるべき

である。当該機関には、人員基準において介護支援専門員が必置であることから、(1) のとおり民間における介護支援専門員の確保が十分に行えるようにしていただきたい。

○規制緩和による民間活用が叫ばれる中、民間の創意工夫、事業効率化が十分に図れるよう設備運営基準については、過度な規制をかけず必要最小限にとどめるべきである。ただし、身体介護等については良質なサービスを確保する観点から、人員の配置基準について、現行ガイドライン（看護婦、ソーシャルワーカー）の水準維持と併せて、主任ヘルパーについては介護福祉士を必置するよう、特段の配慮をいただきたい。

○福祉用具賃貸サービスにおいては、福祉用具に関する適正な選択の支援及び適合性の確認等が非常に重要になることから、こうした専門的知識を有する者を配置していただきたい。この場合、福祉用具に関する一定のカリキュラムの研修を修了した者についても人員基準の中に位置づけていただきたい。

○居宅介護サービス計画の策定にあたっては、福祉用具に関する専門的知識を有する者が必要であることから、指定居宅介護支援事業者には、チームの中にこうした専門的知識を有する者を参画させるような運営基準を定めていただきたい。

○業務の再委託については、指定基準の策定及びその運用にあたってサービスごとに慎重な取り扱いをいただきたい。

身体介護等に関するサービスにおいては、指定を受けた事業者が業務の一部を再委託することに関して、原則これを禁止すべきである。他方、福祉用具賃貸サービスについては、メンテナンス等の委託が求められることから再委託が必要である。

(3) 介護報酬に関する事項

○介護報酬の設定にあたっては、利用者に対する質の高いサービスが十分かつ安定的に供給されるよう、サービス供給に必要なコストを適正に評価し、算定根拠を明確に示すとともに、サービス従事者が継続して就労するための賃金保障ができるようにしていただきたい。

○在宅サービスは、基本的に事業者側が利用者の居宅を訪問して提供するサービスであるため、介護報酬の設定にあたっては、サービス実施のみを時間あたりに換算して算定するのではなく、利用者の居宅への移動に係る諸経費（人件費、車両費等）を含めたものとしていただきたい。

- また、居宅介護サービス計画に従ってサービス提供を行う場合に、利用者の都合により当日のキャンセル等が発生することが予想される。こうした場合の介護報酬上の取り扱いについては、24時間巡回型をはじめ事業展開に大きく影響するため、これに対する特段の配慮を願いたい。
- 福祉用具賃貸サービスにおいては、福祉用具が量的・質的に多様に供給される中で、個々の高齢者の身体特性や多様なニーズに合致した福祉用具が適切に選定されることが望ましい。福祉用具は価格帯が広く、また、市場機構が機能しやすい分野であることから、利用者・介護支援専門員が選定した福祉用具の実際の賃貸価格を介護報酬とされたい。
- その際、実際に貸与した福祉用具の介護報酬は、福祉用具自体に係る経費（償却費、消毒・保管・メンテナンス費等を含む）と、地域性に影響される経費（配達、回収、自己負担徴収等を含む）の合算としたものとしていただきたい。
- 福祉用具賃貸サービスにおいては、対象となる福祉用具を厚生大臣が定めることとされている。対象となる福祉用具の範囲については、利用者の選択の幅を拡大するとともに、福祉用具の開発及び供給における福祉用具の普及促進を図る観点からも、緩やかなものとしていただきたい。
- 在宅入浴サービスの介護報酬の設定にあたっては、要介護度に応じた設定ではなく、利用者の地域性に配慮した一回あたりの設定としていただきたい。
- 介護報酬の上限のみを設定した自由競争をした場合、価格競争のみに流れてサービスの質の低下を招くことが懸念され、結果として利用者に不利益を生じさせる危険性がある。身体介護等のソフトサービスの分野にあっては、価格競争からサービスの質の低下を招かないよう、一定の幅（できるだけ狭い方がよい）を有した介護報酬を設定していただきたい。
- 居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費の支給については償還払いが予定されているが、一時的に全額自己負担となり、利用者の負担が重くなるため利用控えの懸念がある。このため、これに対して利用券制度や代理請求・代理受託等を認めるなど、利用者負担の軽減策を講じていただきたい。
- 一割の自己負担の徴収については、徴収コストが採算割れを引き起こすし、徴収されない可能性がある。こうしたことが事業者の事業採算性を圧迫することのないよう、自己負担分（他の事業者分も含める）を一括して徴収できることを認めていただきたい。なお、この場合にあっては、代理行為に対する意思決定の補完や連帯保証など徴収困難なケースが発生しないよう特段のご配慮をいただきたい。

(4) その他の事項

- 介護保険制度では、社会保険方式であることから、医療保険と同様に供給主体に対する法人税の課税がなされられると思われる。この場合、供給主体によって課税税率に格差のないようにしていただきたい。参入要件及び介護報酬が同一であるのに対し、現状では供給主体によって競争条件に格差が生じている部分が多い。このままでは民間事業者が不利な状況におかれることから、早期是正を図っていただきたい。
- また、介護保険制度下における消費税の取り扱いについて、行政委託等においては非課税措置が逆に事業者にとって実質損税となっていること、また、福祉用具においては非課税品目とそうでないものの事務処理が異なり煩雑および非効率になっていること等の実態があることから、特段のご配慮をいただきたい。
- 介護保険制度では、市場原理が適正に機能することにより、サービスの質の向上が図られること、事業の効率的な提供が行われることが期待されている。このためには、事業者選択においてサービスの質や事業効率性の向上を実現している事業者が適正に評価され選択されるような制度運営がなされるようご配慮いただきたい。
- サービスの質向上のため民間事業者がこれまで維持してきた研修制度は、介護保険制度の下でも評価していただくとともに運営上積極的に活かしていただきたい。特に、住宅改修サービスにおいては事業者の指定を行わないことから、サービスの質の確保にあたっては研修を位置づけるなど市町村への指導を行っていただきたい。

福祉用具供給事業者の指定要件に関する要望書を提出

福用協一11

平成10年8月7日

介護保険制度実施推進本部
事務局長殿

社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

介護保険における福祉用具供給事業者の指定要件に関わる要望書

弊協会は、介護保険における福祉用具供給事業者の指定要件に関しまして、別紙の事項についてご配慮頂きますよう要望致します。

平成 10 年 8 月 7 日

福祉用具供給事業の指定基準に関する要望書

社団法人日本福祉用具供給協会

1. 従事者の資格要件（これらに準ずる者）について

従事者の配置に関して、福祉用具に関する専門的知識を有する者については、福祉用具賃貸サービスガイドラインに定められている一定の研修を受けた者を専門的知識資格者としてお認めいただきたい。

例）（社）シルバーサービス振興会の実施する 54 時間研修修了者である福祉用具選定相談者

2. 運営基準の必要条件について

運営基準に関しては、福祉用具の相談、適合は要介護者の自立促進を図ることが重要であり、そのためには対面による相談、用具の選定から居住環境を考慮した居宅でのセッティング及び本人、介護者の試用による適合までのトータルな確認ができる仕組みが必要である。したがって、これ等の要件を満たす事業者を原則的に指定していただきたい。

3. 指定事業者間の公正な競争の確保について

福祉用具貸与事業においては、民間活力の活用により競争原理の導入によるサービスの質の向上、コストの効率化を図るためにも、営利法人と非営利法人が同等の条件に於いて指定の認定をしていただきたい。

4. 特定福祉用具の取扱いについて

福祉用具の販売に関する特定福祉用具の取扱いについて、福祉用具販売サービスガイドラインの基準を満たす事業者については、償還払い方式でなく、利用券制度や代理請求等ができる方途を講じていただきたい。

福祉用具貸与の介護報酬設定に対する要望書を厚生省に提出

福祉用具貸与の介護報酬設定に対する要望書

平成 11 年 6 月 11 日

社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

(1) 介護報酬設定の基本的考え方に関する事項

- 介護報酬の検討に当たっての主な論点では、公定価格を設定すれば、個別の機能の評価が不充分になり、価格が硬直するおそれがあることから、民間活力を生かした市場原理により利用者の選択にゆだね、従来の画一的な措置制度から完全な脱却を目指すこととしたことから、介護報酬の設定全体に対して、この基本的な考え方を踏襲していただきたい。

(2) 医療保険福祉審議会で論議されている介護報酬の骨格設定に関する事項

- 介護報酬を設定せず、実費の賃貸の額を基本とする。
厚生省案の通り設定していただきたい。
- 報酬算定の単位は暦月単位で算定する。
厚生省案の通り設定していただきたい。
- 搬入・搬出費等の評価については、搬入費・搬出費をレンタル料に含めず、介護報酬として初回月に一括して請求し、価格は実勢価格としていただきたい。
- 開始月及び終了月における一月未満の日数の取扱いについては、事業者の任意の計算方法とする。
厚生省案の通り設定していただきたい。
- 長期間利用の場合等における賃貸価格の減額については、レンタルシステムの否定となり良質な一定のサービスを継続的に提供するための適切な事業採算の確保が出来ないことから骨格の設定からはずしていただきたい。

(3) 搬入・搬出費の別途請求を強く要望する理由

利用者に対して透明性、公平性を確保するため

○「福祉用具のレンタルサービスのコスト構成要素とその地域差についての調査研究報告書」の示す通り、搬入・搬出費がレンタル費用の 20% 以上を占めることから、各月のレンタル料に加算すれば利用者の利用期間の長短により負担が異なり不公平となる。

○複数の福祉用具をレンタルしたとき、それら用具にそれぞれ搬入、搬出費が含まれている為、利用者の負担が大きくなる。

○利用者宅への納品した場合と、来店いただき持ち帰った場合に、価格を同一とすることに利用者の理解が得られない。

企業の継続性を確保するため

○レンタルサービスは貸与商品の調達資金や消毒、保管設備、展示ショップ、車両等への多額なイニシャルコストを要し、回収が長期に及ぶ事業である。

更に搬入・搬出費の回収が長期に及ぶことになれば、資金繰りが悪化し経営の継続に支障が起きる。

○搬入・搬出費が包括され一体で表示されたとき、商品の標準価格とレンタル料金との比較で割高感が生じ利用者の理解が得られない。

自由民主党と介護保険関係団体との懇談会開催

平成 11 年 8 月 23 日

自由民主党介護保険制度対策本部

本部長 亀井 善之 殿

社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

介護保険制度に対する要望

1. 福祉用具が介護サービス計画に必ず組み込まれるようなシステムとしていただきたい。

福祉用具は、要介護者の自立を支援するとともに、介護者の負担軽減、介護時間の短縮のためにも極めて重要であります。

従って、必要な福祉用具が介護サービス計画に組み込まれるシステムとしていただきたい。

2. 福祉用具供給事業者に対する資金調達支援を講じていただきたい。

福祉用具レンタル事業には、多額の資金が必要であり、尚かつ、技術等の進歩による商品の陳腐化が発生するリスクの高い事業であります。

当協会には約 700 社が加盟しておりますが、レンタル事業を実施している事業者数は約 200 社程度であります。

現在は低金利で融資を受けられるが、将来、高金利時代になった場合においても福祉用具レンタル事業に低利で融資していただけるよう特別の支援策を講じていただきたい。

3. 低額の福祉用具は介護保険のレンタル制度に馴染まないもので、除外していただきたい。

レンタル料金の定額なものについては、自己負担分の一割を回収するのに回収コストの方が高くなり、コスト割れが発生しますので除外していただきたい。

低額の福祉用品をレンタルするとなりますとレンタル料を高めに設定せざるをえず割高なものとなります。

4. 損税が発生しないよう「ゼロ税率」の適用をお願いしたい。

現行の消費税法では非課税取引と課税取引が混在する課税事業者にとっては、仕入税額控除が全額できません。控除しきれない消費税が課税事業者の損金として負担が生じます。

今後、非課税取引が増加すると損税が膨らみますし、消費税率が上がった場合には更に損税が大きくなります。

従いまして、「ゼロ税率」の適用をお願いしたい。

5. 福祉用具の搬入・搬出費用を個別に評価していただきたい。

現在、国の「福祉用具貸与の介護報酬設定の考え方（案）」によれば、「搬入・搬出費は個別に評価せず、月々のレンタル料に包括し、平準化した費用について評価する」と示されていますが、利用者の身体の変化による福祉用具の変更に対応できない等、サービスの低下につながりかねないので、個別に評価していただきたい。

○以上、レンタル事業は多額の資金を必要とすると共に、リスクが大きい事業であります。

現在、当協会会員の福祉用具レンタル事業によって供給している地域は、全国の7割程度であり、離島や遠隔地まで十分カバーできえない状況にあります。

又、事業が拡大すると損税が発生する等、事業としての魅力が薄く、この事業から撤退する事業者もあります。

全国津々浦々まで同一のサービスが供給されるためには、前述の要望事項を早急に検討いただきたいと思います。

以上

介護保険制度における福祉用具について厚生省に要望

平成 12 年 12 月 12 日

厚生省老人保健福祉局

振興課長 殿

社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

介護保険制度に対する要望書

1. 福祉用具貸与サービスに於ける福祉用具の選定・適合は、福祉用具専門相談員の責任で行うことが義務づけられているので、この趣旨が活かされるよう周知徹底していただきたい。

介護保険施行後の状況では、ケアマネージャーから交付された「サービス提供票」に基づき福祉用具を搬入したところ、利用者の心身の症状に合わない物や利用者が期待する用具でなかったり、極端な例では、家屋の構造上搬入できず持ち帰らざるをえないケースも発生している。

福祉用具貸与の提供に当たって、専門相談員が行うべきことは、「利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること」等が義務づけられている（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」第 199 条）ので、その趣旨が生かされるよう周知徹底していただきたい。

2. 福祉用具貸与の搬入・搬出費用を介護報酬として個別に評価するか、又は、別枠で公費負担をしていただきたい。

介護保険制度では搬入・搬出費は月々のレンタル料に包括・平準化して、個別には評価しないこととされているが、入退院等のため納品・引き上げの頻度が多くなっているのみならず、当月内に納品し、引き上げたケース等は、サービス提供が無かったことにされる場合もある。レンタル料の公平性を保つためにも搬入・

搬出費は個別に評価していただきたい。

3. 福祉用具貸与の種目のうち、杖等、低額な商品については貸与と購入を利用者が選択出来る仕組みとしていただきたい。
4. 国保連から支払われる介護報酬は、利用者別明細が添付されていないため、請求額との差異が生じても確認できないので改善していただきたい。

以上

介護保険における福祉用具給付判断基準に対する意見について

福用協一第 20 号
平成 16 年 5 月 21 日

厚生労働省老健局
振興課長 香取 照幸 殿

社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

介護保険における福祉用具給付判断基準に対する意見の提出について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から本協会の運営に関しましては、ご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日厚生労働省で行われました、福祉用具給付判断基準の説明会を踏まえ「福祉用具給付の判断基準」に対する意見募集について、別添のとおり取りまとめましたので、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

別添

介護保険における福祉用具給付判断基準に対する意見について 2 枚

個別事項

- 特殊寝台への意見
- 車いすへの意見

以上

別添

介護保険における「福祉用具給付判断基準」に対する意見について

1. 今回のガイドラインでは、福祉用具のみが対象となっているが、介護給付の適正化を目的とする以上全ての介護サービスでのガイドラインの提示が前提であるべきです。ケアマネジメントの質の確保が議論されている最中に、一つのサービスのみのガイドラインが提示される事で、総合的なケアマネジメントであるべきものが福祉用具のみが厳しい判断基準とされ、①ケアマネージャーによっては、使用の想定される状態像や要介護度にも拘わらず、十分な検証がされずに、徒に使用の抑制に繋がるのみならず、②本来必要な在宅の環境整備が供与されないことから、それに代わる人的サービスが適用され、③人的サービスと在宅環境整備の双方で効率的な支援サービスが成されない結果として、保険給付費の増大と介護度の改善遅延に繋がる懸念を強く抱くものです。
2. 介護保険におけるサービスの提供は、契約制度のもとで、利用者の意思が尊重され、ケアマネージャーがひとつひとつのケースによって異なる本人の介護度、生活環境などから解決すべき課題を設定し、ケアプランがたてられている。
このような状況の中で、対象者の状態像、介護度だけで、判断基準を設けることはかえって現場において適正な判断に制約がかかるなどの誤解を生じ易く、混乱を招くおそれがあると考えられるので、利用者の生活環境の実態に促してプランを立てるよう保険者、並びにケアマネに周知徹底されたい。
3. ケアマネージャーがケアプランを立てるにあたって、「介護保険における福祉用具給付の判断基準（案）」の「はしがき」のまた書き「本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされる場合であっても個々の利用者が生活環境や解決すべき課題などによっては、使用が考えられる場合がある」との記述がある。
この「場合がある」の表現は、さらに適用にあたっての解釈を狭めている。
この表現を、「…課題、などによっては使用ができるものとする」と改めて頂きたい。

4. 特殊寝台の使用が想定しにくい状態像として、「寝返り、起き上がり、立ち上がり」が、すべてつかまらないうでできると訂正頂きたい。
5. 種目別の基準の中で解釈のしづらい点については、Q アンド A か、事例集でフォローして頂きたい。
(例えば)
①既応症による足腰の痛みがあり、利用者自身で布団の上げ下ろしの出来ない人に対する特殊寝台の使用を認める具体的な事例をお示し頂きたい。
6. このまま判断基準を通知する場合には保険者、ケアマネージャー等（現場）に解釈上の温度差を生じる恐れがあり、それを調整する相談窓口が必要になると考えられる。
7. 今後とも、悪質な事業者等に対する厚生労働省、各保険者の取締り、指導徹底を行って頂きたい。

以上

個別事項

I. 特殊寝台への意見

1. ベッドの機能と要支援

「要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの（例えば平ベッド等は対象外）—介護保険制度における福祉用具の範囲の考え方等より（医療保険福祉審議会老人保健福祉部会）」

まず、平ベッドと比べ、特殊寝台の基本的な機能として押さえておかなければならないのは、平ベッドは寝るためのベッド（寝床）ですが、特殊寝台は寝ることはもちろんですが、重要なことは起きることに主眼をおいたベッドであり、介護を軽減させるためのベッドということです。そのために、上記のように平ベッドに「新たな価値（背上げ、ハイロー、サイドレール、ベッド用手すり等）付け」がなされたものであるということです。いわゆる寝床を主目的とした平ベッドとは存在意義がまったく違うということです。

すなわち、上記のとおり立ち上がりや移動に何らかの介助が必要な「要支援」については、寝たきりにならないため（介護予防の観点）には必要な道具といえます。（もちろん寝返り、起き上がり、立ち上がりが全てつかまらないでできる方は必要ないと思いますが）

2. 入浴補助用具や手すりとの関係

判断基準（案）では、入浴補助用具や手すりは「使用が想定しにくい状態象」に「要支援」は入っていないが、バズボード（入浴台）や手すりを使って移乗する行為と、ベッド短座位からベッド用手すりやサイドレールを使って車いすへ移乗する状態象はそれほど異なるとは思えません。つまり、「要支援」に入浴補助用具や手すりが認められているのであれば、特殊寝台やベッド用手すりが該当外になることは理解しにくいところです。

3. 福祉用具の適用理論体系の確立

要支援が想定しにくいなどとザックリした判断基準（案）を公開することによってどんな意味があるのでしょうか。本来やるべきことは、福祉用具の適用理論体系の確立です。

そういう意味でテクノエイド協会の事例集は理論を構築する一步としての的を得ていると言えます。適用のための具体的な方法論（考え方）がない中では、「必要な人に適切な福祉用具を」と国がいつても始まらないと思います。そのためには、共通の理論構築と人材育成（専門家）が必ず必要といえるでしょう。

Ⅱ．車いすへの意見

今回のガイドラインの表現では「要支援・要介護Ⅰの高齢者に車いすは原則的に不要」とのニュアンスが強い。現実には、新聞報道のすべてがこのニュアンスで伝えられている為に、利用者からケアマネージャーや行政の窓口で「車いすを返さなければならないのか」との不安と抗議の問い合わせがなされている。また、九州のある県では、既に、過剰な制限をかける形の指導文書がケアマネージャー向けに出されてしまった。

国民が介護保険を高く評価しているときに、この推移が放置されれば介護保険に対する国民の不信感が醸成されるのではないかと懸念を持たせる。

しかも、利用者もケアマネージャーも無原則に福祉用具の給付を選択する事はない。軽介護度の高齢者は「自分が障害者である事を認めたくない」との潜在意

識を有しており、その感覚から、車いすの利用そのものに対する拒否感を有している。その心理を持ちながらも、小額とは言え自己負担をしながら選択している実態をみれば、車いすの利用を選択した高齢者にとってその生活に如何に必要度が高いか、真摯な理解が必要であろう。

これらを踏まえて、以下のとおり、意見を提出致します。

1. 不必要の視点からの事例に加えて、利用が適切、または効果的な事例についても示して頂きたい。
2. 車いすを中心とした福祉用具の利用が、以下のように、結果として介護保険財政を助けている実態を認識し、むしろ福祉用具の利用を促進させる努力を重ねて頂きたい。
 - (1) 福祉用具の活用により自立度が高まり、かつ家族関係を含め居宅生活に積極的になり施設入所の必要性がなくなる。(施設サービス利用者の大半は施設入所を欲していないが、自立が困難、または家族介護の限界から入所を余儀なくされている。)
 - (2) 福祉用具の活用により居宅生活の中での訪問サービスの利用が縮小している。
3. 介護保険の主たる目的である「自立の促進」と「介護の軽減」の角度から、車いすを中心とした福祉用具の価値について積極的な検討を加えて頂きたい。
4. 福祉用具は、居宅においては結果としてリハビリ効果をもたらす事を認識して頂きたい。
 - (1) 外出できるから、歩く機会が増えている。
 - (2) 自立度が高まったから、積極的になり、身体機能の改善意欲が促進されている。
5. 介護認定を受けている高齢者で車いすを利用しているのは、要支援で 2.2%、要介護 1 で 5.8% と非常に限られた利用となっている事にも着目して頂きたい。

平成 16 年 6 月 10 日発行

福用協一第 21 号

厚生労働省健老局振興課

課長 香取 照幸 殿

社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

電動ベッド、車いすを利用している軽度の要介護者の実態調査について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素から当協会運営にご支援ご指導賜り厚く御礼申し上げます。

さて当協会では、全国の会員を通じ介護支援専門員や福祉用具専門職及び利用者の方にお申し、要支援・要介護 1 で電動ベッド、車いすの給付を受けている方々の実態調査を行い、取りまとめ致しました。

つきましては、結果についてご報告致しますとともに、調査結果から考察される事項について「福祉用具給付の判断基準」に反映頂きますようお願い申し上げます。

敬具

1. 実態調査の概要

- (1) 調査対象：社団法人日本福祉用具供給協会の全国の会員を通じ、軽度の要介護者の介護支援計画に組み入れられている電動ベッド、車いすのうち利用の効果が著しく認められるもの及び利用できないと困る理由について項目別に集計した。
- (2) 調査方法：社団法人日本福祉用具供給協会の調査部会において介護支援専門員等が利用者から聞き取り、調査票に記入したものを集計した。
- (3) 調査期間：平成 16 年 4 月 8 日～平成 16 年 4 月 20 日
- (4) 調査票の回収：利用者に聞き取りをした調査票…524 件
- (5) 調査票記入者の職種
 - ①介護支援専門員…358 件
 - ②理学療法士…3 件
 - ③福祉用具専門相談員…103 件
 - ④利用者又は家族他…60 件

2. 実態調査より考察される事項

(1) 車いすは閉じこもりを防止し自立意欲を改善することに役立っている。

①利用出来ない場合に困る理由のうち「全てに意欲力減退」が 40% を占めている。

②利用による生活機能の変化に於いては社会参加及び外出の改善が多くを占めている。

(2) 車いすは転倒の防止のために使用されている事例が多い。

利用出来ない場合に困る理由のうち 27% を占めている。

(3) 電動ベッドは介護負担の軽減は勿論のこと、転倒を防止することで使用している事例が多い。

利用できない場合に困る理由では、事故の危険性を上げる事例が多い。

(4) 電動ベッドは短時間で起床し自力でトイレに行ける事例が多く、ベッドがなくなると、部屋にポータブルトイレが必要との意見が多い。

3. 実態調査の要介護別機種別集計

要介護度	機種 車いす		電動ベッド			合計
	手動	電動	1 モーター	2 モーター	3 モーター	
要支援	21	－	6	101	16	144
要介護 1	70	46	14	250	－	380
合計	91	46	20	351	7	524

4. 機種別要介護別 利用できない場合に困る理由（複数回答可）

項目	機種 要介護			電動ベッド				
	手動		電動	1 モーター		2 モーター		3 モーター
	要支援	要介 1	要介 1	要支援	要介 1	要支援	要介 1	要支援
家族介護負担増	6	7	32	0	0	20	56	2
状況の悪化	0	0	4	1	1	18	20	6
生活に支障	5	0	9	0	2	0	15	1
事故の危険性	3	15	0	1	2	12	35	1
他サービスの増加	0	0	1	0	0	0	0	1
全てに意欲力減退	15	24	16	1	0	4	43	2
他用品が必要	29	46	62	3	9	8	31	1

5. 機種別、要介護別利用による生活機能等の変化（複数回答集計）

項目		機種 要介護			電動ベッド					
		車いす		電動	1 モーター		2 モーター		3 モーター	
		要支援	要介 1		要支援	要介 1	要支援	要介 1	要支援	要介 1
生活能力の改善	起居	0	2	1	10	12	57	217	16	0
	排泄	2	4	1	2	4	20	63	3	0
	入浴・整客	0	2	3	2	1	5	21	3	0
	移動・移乗	13	41	23	6	9	38	144	9	0
	外出	14	55	69	3	4	9	48	6	0
	喫食	0	1	4	2	0	0	3	1	0
	小 計	29	105	101	25	30	129	496	38	0
自立意欲の改善	家事遂行意欲	1	7	5	6	1	7	38	6	0
	生活能力改善意欲	8	18	13	8	10	35	150	12	0
	運動能力改善意欲	3	15	11	4	4	30	100	7	0
	自力外出意欲	8	23	73	5	5	11	56	9	0
	社会参加意欲	10	29	37	4	2	12	39	4	0
	その他	1	3	0	1	0	1	2	1	0
	小 計	31	95	139	28	22	96	385	39	0
家族介護の軽減	起居	0	2	0	7	7	33	155	8	0
	排泄	0	2	0	2	2	11	44	3	0
	入浴・整客	0	3	0	1	0	5	23	2	0
	移動・移乗	9	29	14	5	5	29	116	7	0
	外出	11	43	55	3	0	6	34	4	0
	喫食	0	1	1	0	0	1	6	0	0
	小 計	20	80	70	18	14	85	378	24	0
合 計		80	280	310	71	66	310	1259	101	0

福祉用具・住宅改修評価検討会に係る要望の提出について

福用協——第 38 号

平成 17 年 8 月 8 日

厚生労働省老健局

振興課長 香取 照幸 殿

社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

福祉用具・住宅改修評価検討会に係る要望の提出について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素から本協会の運営に関しましては、ご指導、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日ご依頼いただきました、標記検討会に係る要望事項について、別添のとおり取りまとめましたので、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

敬具

福祉用具・住宅改修評価検討会に係る要望

標記要望に関しましては、現行の貸与 12 品目・購入 5 品目に加え、以下の追加品目についてご検討をお願い申し上げます。加えて、福祉用具貸与に関しましては、新予防給付に於ける介護予防福祉用具貸与対象品目はこれまでのサービスの連続性の観点より、介護給付での福祉用具貸与対象品目と同一であることをご確認頂きたく、併せてお願い申し上げます。

1. 介護保険における福祉用具購入品目に対する要望

<入浴補助具>

(1) 浴室用滑り止めマット（クッション性のあるマット）を対象とされたい。

【理由】 浴室内転倒防止による骨折等の事故を未然に防止する。

例) 材質： ポリエステル補強塩ビ発砲体

価格： m² 19,950 円

(2) 踏み台（高さ調節付）を対象とされたい。

【理由】 浴槽と洗い場との段差を解消し、自立支援、介護負担の軽減を資するため。

例) TAIS コード： 00221-000146

材質： ポリプロピレン

価格： 12,600 円

<体位変換器>

介助ベルト（フレキシベルト）を対象とされたい。

【理由】 立ち上がり、移乗等が安定して行へ介護負担の軽減に役立つため。

例) TAIS コード： 00442-000001

材質： ポリプロピレン

価格： 20,475 円

2. 介護保険における福祉用具レンタル品目に対する要望

<住宅関連機器>

ワイヤレスコール（通報装置）を対象とされたい。

【理由】 歩行、移動が困難な方の屋内での家族との緊急連絡等の対応に資するため。

特徴： 受信機と送信機に分かれ、対象者が送信機のボタンを押すことで、緊急連絡時の対応を可能とする。

例) 製品： 松下電工

価格： 40,000 円

<移動車リフト>

階段昇降機を対象とされたい。

【理由】 2F 以上の高層階に住む障害者の外出の支援を行い積極的な社会参加の促進に資するため。

<治療訓練用具>

吸引・吸入器を対象とされたい。

【理由】 介護保険の改正により特定疾病として対象となる末期がん患者をはじめ、在宅要介護高齢者の介護負担ならびに経済的負担の軽減に資するため。

例) TAIS コード： NS-1400WB

価格： レンタル 5,670 円

<訓練用具>

介護予防訓練用具を対象とされたい。

【理由】 高齢からくる筋力低下に備える訓練用具として日常生活活動の自立を促し、社会参加の促進に資するため。

例) エアロバイク F2101

製品番号： LL163140010

価格： 10,000 円

3. 介護保険における住宅改修に対する要望

(1) 車いす昇降リフト、階段昇降機設置時に床の補強、下地舗装等の工事費用を対象とされたい。

【理由】 階段昇降機等の設置に殆どの場合、工事費用が必要となり利用者の自己負担となっているため。

(2) トイレの改修に伴う次の工事費用を対象とされたい。

- ・ 便器変更時の配水管工事費用
- ・ トイレ改修工事時電源工事費用
- ・ 暖房、洗浄機能付きウォシュレット費用

【理由】 利用者の自立、介護負担の軽減に資するため。

(3) 浴室の改修に伴う次の工事費用を対象とされたい。

- ・ 給湯器の変更（シャワー工事含む）費用
- ・ 浴槽交換工事費用
- ・ 蛇口の交換（レバー式）工事費用

【理由】 利用者の自立、介護負担の軽減につながるため。

(4) 全体として、住宅改修については、現在の対象種類のほか例えば、介護保険対象の福祉用具の利用のための付帯工事の際にも柔軟に活用できるようにされたい。

社会保障審議会介護給付費分科会ヒアリングに係る意見

平成 17 年 11 月 16 日
社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

社会保障審議会介護給付費分科会ヒアリングに係る意見

協会の概要

1. 目的

本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や、障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減の為に、福祉用具を供給する民間事業者が健全な経営を図りつつ倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2. 組織構成

- 全国 10 支部（北海道、東北、北関東、南関東、東京、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- 47 ブロック（47 都道府県）として組織化
- 役員 理事 33 名 監事 2 名
- 会員数 正会員 521 社 賛助会員 40 社（平成 17 年 10 月現在）

3. 活動内容

- (1) 福祉用具に関する調査研究
- (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
- (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
- (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

意見内容

○福祉用具の有用性について

- (1) 福祉用具は要介護高齢者等が住みなれた地域における、在宅での自立支援を支え、介護者の介護負担を軽減させる上で大切な役割を果たしている。
- (2) また、要介護者等が車いす等の福祉用具を自ら操作し、人の手を借りず地域社会で活動することを可能にするなど、生活の質（QOL）の向上に重要な役割を果たしている。
- (3) マンパワーの代替として有効活用を図ることにより、財源の削減効果にもつながる。
- (4) 介護家族や介護サービス従事者の腰痛予防となることから、労働安全衛生問題の防止に寄与できる。

具体的要望事項

1. 介護給付における福祉用具の対象種目について

「福祉用具選定の判断基準」をもって、要介護度別に一律給付外とすることは反対します。

- ①「福祉用具選定の判断基準」（通知）の「はしがき」では、「…本基準で示しているものは、福祉用具の選定を行う場合の標準的な目安（ガイドライン）であって、本基準に示す福祉用具の使用が想定しにくいとされている場合であっても、個別の利用者の環境や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある」とされています。このように福祉用具は利用者の身体状況、生活状況、住環境等を総合的に勘案して使用されるものであり、要介護度別に一律に給付対象外とすることは、本来、福祉用具を必要とする人にとって、利用が制限されることになります。

- ②「福祉用具選定の判断基準」（通知）により、福祉用具貸与給付の伸び率は明らかに減少しており、福祉用具給付の適正化は図られています。

2. 予防給付における福祉用具貸与の対象品目の見直しについて

予防給付においても、介護給付と同様の種目・品目を対象とすることが必要です。

- ①予防給付は、「していない生活行為」を「する生活行為」とするためのものと理解しています。福祉用具は補装具や日常生活用具としても公的給付の対象となっており、介護の状態像にかかわらず高齢者や障害者の自立支援に効果を発揮しています。
- ②サービス担当者会議の徹底や「福祉用具選定の判断基準」により給付の適正化が図られ、とくに現行の「要支援」「要介護1」においては不適切な使用事例はほとんど見られなくなっています。
- ③予防給付において、利用者の生活機能を向上させるためには、自立支援に有効な福祉用具を積極的に活用する必要がある、給付対象種目や品目を現状どおりとすることが必要と考えます。
- ④一方、不適切な福祉用具の使用による廃用症候群を防止するためには、関係職種によるサービス担当者会議で合議されたケアプラン及びサービス利用票に導入理由を明記することが必要と考えます。

3. 福祉用具の価格について

福祉用具に関する情報の公開をすすめ、利用者がより質の高い福祉用具貸与事業所を選択できるような環境整備を進めるべきである。

- ①福祉用具貸与のサービスコストにおける福祉用具減価償却費の占める割合は低く、コストのかなりの部分は人件費です。相談、配送・回収、消毒といった多くのプロセスを伴う福祉用具レンタルは、人件費率が高い業務形態であり、福祉用具の価格は、貸与事業所の事業規模、利用者数、立地条件等により異なるものです。(図参照)
- ②介護給付費実態調査においても福祉用具種目別貸与の平均費用額は減少しており、また、東京都の調査においても価格は画一化されておらず、市場原理が働いていると考えます。
- ③福祉用具に関して使用限度額を設けると、価格が硬直化するとともに、新たな福祉用具の開発が抑制されることが予想されます。

④したがって、利用者本位（自己選択）の視点からも、福祉用具の価格とともにサービス内容の情報公開を推進することがもっとも重要であり、福祉用具給付について上限価格の設定や給付率の変更には反対します。

4. 福祉用具専門相談員の関与について

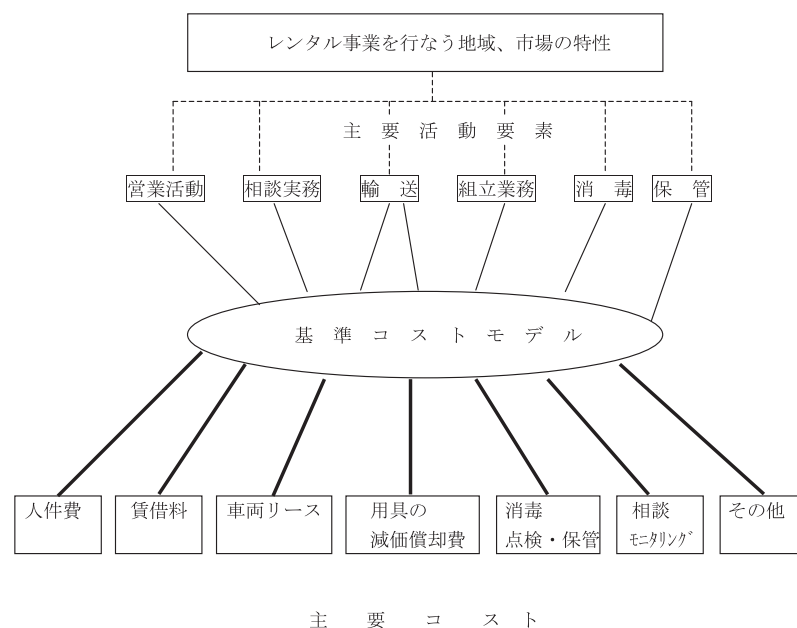
福祉用具貸与サービスの指定要件である、専門職の必置は厚生労働省で定める福祉用具専門相談員となっています。

現行の福祉用具専門相談員に、介護予防も含めた新たな個別ケアマネジメントに対応出来る上乗せの専門研修を実施し、介護予防におけるケアプラン及びサービス利用票の導入理由を明記するにあたっては福祉用具専門相談員との連携を密にする仕組みにして頂きたい。

5. 労働安全衛生に関する労災問題発生予防について

重度者の在宅生活支援が進むなか、介護従事者の腰痛等の発症などを防止することが不可欠で、介護従事者の労働災害防止や医療費削減の観点からも、一定以上の重量の持ち上げに関して移動・移乗用具の活用を義務づける基準等の整備をお願いします。

(図) 福祉用具レンタルサービス標準コストモデル



(出典：平成11年3月「福祉用具レンタルサービスのコスト構成要素とその地域差についての調査研究報告書」
社団法人日本福祉用具供給協会)

平成 18 年度介護報酬決定に関する審議報告（案）に対する要望

社会保障審議会介護給費分科会

平成 18 年度介護報酬決定に関する審議報告（案）に対する要望

平成 17 年 12 月 13 日の標記（案）の、Ⅱ「各サービスの報酬・基準見直しの基本的方向」（8）の福祉用具貸与・販売の中で、「状態像から見て利用が想定しにくい品目については、一定の例外を除き、保険給付の対象としないこととすることが考えられる」とされた点について、次の通り要望する。

1. 介護給付における福祉用具の対象種目について

使用が想定しにくいものについて例外を設け、要介護度別に一律給付外とすることは、反対致します。

福祉用具は、利用者の身体状況、生活状況に住環境等を総合的に勘案して、使用されるものであり、使用が想定しにくいものについて例外を設け、保険給付の対象としないことについては、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員等の本来の役割を否定する結果となるものであり、福祉用具導入、継続の必要性の判断については、ケアマネジメントプロセスの徹底により行われることとされたい。

2. 貸与実績のある福祉用具について

ガイドラインが出された以後、貸与実績のある福祉用具について引き続き保険給の対象とされたい。

ガイドラインが示され、見直しがされている中で、貸与実績のある福祉用具については、必要性が高いものと判断され、引き続き保険給の対象とされたい。

○一定の例外を除き、保険給付の対象外とした場合に想定される問題点

1. 仮に例外を設けるとして、その例外の対象とされた福祉用具の貸与実績が多い用具であった場合、改善するまで一定の経過期間を設けるとしても、当該搬出に要する諸経費、収納場所の確保等膨大な経費がかかり、経営を脅かす結果を生じかねないことが想定される。

2. ガイドラインが示され、見直しがされていく中で、多く利用されている福祉用具について対象外とすることについては、その引き上げ理由等について、供給現場において、相当の混乱を生ずることが予測される等その対策を講ずる必要が生ずる。

制度見直しに関する意見書

福用協一第 65 号
平成 17 年 12 月 26 日

厚生労働省老健局振興課
課長 古都 賢一 殿

社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

制度見直しに関する意見書

福祉用具貸与における要支援・要介護 1 に対して、ガイドラインに基づく使用が想定しにくい品目について、例外を除き保険給付の対象としないことについては、社団法人日本福祉用具供給協会の総意として反対いたします。

1. 制度運用に関する問題点

- ①福祉用具貸与は、介護保険制度において、個別の状態に応じて利用者の選択によりサービス担当者会議等において、適切にケアプランに位置づけられるものであり、一律に給付制限をすることは、制度設計の基本理念に外れるものであります。
- ②介護保険制度の適切な運用にあたっては、財源の効率的な活用が求められています。福祉用具貸与は人的サービスを代替するのみではなく、その適切な利用は介護力の軽減、自立支援、自立意欲の高揚等、将来にわたり制度全体の財源削減効果をもたらします。
- ③福祉用具を一律に引き上げた時に、新たなケアプランを作成する必要性が生じますが、他のサービスとの整合性の再構築が極めて困難であります。

2. 利用者の視点からの問題点

- ①現在利用されている福祉用具は、平成 16 年 6 月に示された、「ガイドライン」に基づき、適切なケアプランに位置づけられている利用者は、平成 17 年 9 月の厚生労働省統計資料によれば、要支援・要介護 1 で特殊寝台 263,000 人、車椅子 113,300 人となっています。この方々は、これらの福祉用具を活用することによって日常生活を送る上での介護基盤を構築しているのが実態であり、いきなり給付対象外とし、引き上げることは大きなトラブルが発生いたします。
- ②適正に給付されたものを、明確な理由がないにも関わらず引き上げることに對して、利用者の理解を得ることは極めて困難であります。

3. 事業者の視点からの問題点

- ①福祉用具貸与事業は、制度やガイドラインに対応した資源の投入が必然であり、今回の制度見直しで、貸与商品が大量に返却されることは、経営の継続が困難になる可能性が極めて高く、特に中小事業者を中心に破綻に追い込まれ結果として、利用者が不利益を被ることになります。
- ②平成 18 年 4 月 1 日に、一斉に貸与を終了した場合、引き上げ作業、用具の保管等に、短期間で対応する体制を整えることは物理的に不可能であります。
*別紙に引き上げに伴う発生費用の予測を添付してあります。
- ③現に活用している利用者の貸与商品の引き剥がしには、事業者として、説明し了解を得ることは、極めて困難であります。
- ④貸与中の利用者等から、引き剥がしを拒否された場合に、貸与事業者は、どのように対応すれば良いのか、利用者のニーズを考えればその困難さは想像を絶するものがあります。

以上

○特殊寝台、車いすを引き上げる時に掛かる費用の試算

要支援、要介護 1 で給付されている、特殊寝台 263,000 台、車いす 113,300 台を引き上げる為に掛かる費用を試算しました。
尚、保管料も発生しますが、当試算では加味しておりません。

単位：台、千円

項目	区分	対象台数	必要車両数	発生費用
要支援	特殊寝台	53,000	303	181,800
	車いす	18,000	60	36,000
	小計	71,000	363	217,800
介護 1	特殊寝台	210,000	1,200	720,000
	車いす	95,300	318	190,800
	小計	305,300	1518	910,800
合計	特殊寝台	263,000	1,503	901,800
	車いす	113,300	378	226,800
	合計	376,300	1,881	1,128,600

費用算出の条件

① 1 日の引き上げ可能台数

- ・ 特殊寝台：7 台
- ・ 車いす：12 台

② 1 ヶ月の稼働日を 25 日

③ 1 ヶ月のチャーター代金を 600 千円

「福祉用具貸与・販売に係る見直し」に対する要望書

福用協一第 86 号

平成 18 年 1 月 23 日

厚生労働省老健局振興課

課長 古都 賢一 殿

社団法人日本福祉用具供給協会

理事長 池田 茂

「福祉用具貸与・販売に係る見直し」に対する要望書

I. 特殊寝台及び特殊寝台付属品の対象について

福祉用具貸与、販売に係る見直しの中で、特殊寝台及び特殊寝台付属品の「厚生大臣が定める者」の対象として、厚生労働省が作成・発表されたガイドラインにおける判断基準にて指定された文言「日常的に立ち上がりが困難な者」を削除せず、残すことを強く要望させていただきたい。

(理由)

立ち上がりに困難を伴う場合、利用者本人が、必要以上に活動を制限する事態が起こりやすいと判断される。この事によって、介護予防の観点から見れば、マイナスが生じる可能性が極めて高い。これは、制度改定の中で、介護予防を付加した目的に照らしても、介護保険の目的を有効に機能させるために欠かせない重要な視点だと考える。

また、そのような実態に応じて、要支援の一部、及び要介護 1 のかなりの方が有効に利用されており、一律に対象外とすることについては、利用者の生活体系への影響、及びケアマネジャー等、供給現場の理解を得ることは極めて困難であると考えられる。

II. 経過措置の期間について

上記 I. が認められない場合には、施行後最低でも 12 ヶ月以上としていただきたい。また、新たな福祉用具の選定の判断基準の適用は、経過措置の期間が終了後、利用者の要介護認定更新時からとしていただきたい。

(理由)

①今回の制度見直しにより、現に福祉用具を利用している方で、利用が出来なくなる方が平成17年9月の厚生労働省統計資料によれば、車いすで約11万人、特殊寝台で約26万人にも及びます。激変緩和の観点から上記の経過措置期間をいただきたい。

②介護保険福祉用具貸与サービスの提供にあたっては、利用者と事業者の間で利用契約を締結しており、その契約書には契約期間を明記しております。契約期間はサービスを提供した年月日から利用者の要介護認定有効期間の終了年月日までとなっています。

従って、利用者とのトラブルを最小限に抑える為に、新たな福祉用具の選定の判断基準を適用するのは、経過措置期間が終了した後、利用者の要介護認定更新時からとしていただきたい。

Ⅲ．貸し剥しが発生しないよう通知時に考慮いただきたい

平成16年6月17日にガイドラインが発せられた時も、自治体によっては貸し剥しが行われました。

今回はこのようなことが発生しないよう、通知する際に前述しました内容を記載いただきたい。

福祉用具貸与・販売に係る見直しの概要

(基準)

- 貸与の条件として、専門家を含めたサービス担当者会議の開催とその結果を踏まえたケアマネジャーによる理由附記・定期的な検証を義務づける。
- 福祉用具販売については、事業者指定制度の導入に伴い、福祉用具専門相談員の配置や販売時におけるケアマネジャーの関与などに関する基準の設定を行う。

(報酬)

- 要支援者（要支援 1・要支援 2）及び要介護 1 の者に対する福祉用具の貸与については、要介護者等の自立支援に十分な効果を上げる観点から、現行の「福祉用具の選定の判断基準」を踏まえつつ、その状態から見て利用が想定しにくい次の品目については、一定の例外となる者（※）を除き保険給付の対象としないこととする。
 - ・ 特殊寝台（付属品を含む）
 - ・ 車いす（付属品を含む）
 - ・ 床ずれ予防用具及び体位変換器
 - ・ 認知症老人徘徊感知機器
 - ・ 移動用リフト※例外となる者の範囲については告示で定める。
- 施行日前に、現にこれらの種目の貸与を受けている者については一定期間の経過措置を講ずる。
- 別告示 厚生労働大臣が定める者

※別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

1. 車いす及び車いすの付属品

次のいずれかに該当する者

- (1) 日常的に歩行が困難な者
- (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者

2. 特殊寝台及び特殊寝台付属品

次のいずれかに該当する者

- (1) 日常的に起きあがりが困難な者
- (2) 日常的に寝返りが困難な者

3. 床ずれ予防用具及び体位変換器

日常的に寝返りが困難な者

4. 認知症老人徘徊感知機器

次のいずれかに該当する者

- (1) 意志の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者
- (2) 移動において全介助を必要としない者

5. 移動用リフト（つり具の部分を除く。）

次のいずれかに該当する者

- (1) 日常的に立ち上がりが困難な者
- (2) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者
- (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者

介護保険制度 4 月改正後の福祉用具貸与見直しに関する

厚生労働省老健局振興課
課長 古都 賢一 殿

福用協一第 40 号
平成 18 年 8 月 17 日

社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

介護保険制度 4 月改正後の福祉用具貸与見直しに関する緊急要望書

今般、制度全般にわたり改正されました介護保険制度について、4 ケ月が経過し、当協会の事業者と軽度者の福祉用具貸与ご利用者様との間にさまざまなトラブルが報告されております。平成 18 年 8 月 14 日付にて、円滑な移行が図れるよう「福祉用具貸与費及び介護予防福祉用具貸与費の取扱い等について」事務連絡をご配慮頂いておりますが、平成 12 年 4 月に国民の理解を得て施行されました「介護保険制度」が今後とも円滑に実施されていくよう、下記事項を強く要望いたします。

記

1. 介護保険制度改正の平成 18 年 4 月 1 日以前よりの福祉用具貸与利用者は、例外対象者として、希望者には現行福祉用具貸与を継続して利用できるようにして頂きたい。

(理由)

- ・ご利用者に既得権を主張され、引上げ時にトラブルが発生している。
- ・ベッドの使用を強く要望されているのに代替案がない。
- ・当初ベッド貸与時に廃棄した旧ベッドを戻して欲しいと言われ苦慮している。

2. 制度改正の経過措置を平成 19 年 3 月まで延長して頂きたい。

(理由)

- ・経過措置が 9 月末日をもって終了することについて、保険者から利用者に対しての通知が不十分であるため混乱が予想される。支障なく移行できるよう本年度末までの延長が必要である。

3. 車いす、移動用リフトに関して軽度者に対しても、サービス担当者会議で明確に必要性を明記できれば引き続き貸与できる（但し、主治医の意見書必ず必要とする）制度を特殊寝台、特殊寝台付属品にも適用して頂きたい。

（理由）

- ・ 本当にベッドの必要な軽度の利用者に対する救済措置が要望されている。

4. 用具の必要性は介護度では一律に判断できないので「対象外種目」の設定の見直しをして頂きたい。

以上

介護保険制度における軽度者に対する福祉用具貸与に関する意見

平成 19 年 3 月 27 日

介護保険制度における軽度者に対する福祉用具貸与に関する意見

社団法人 日本福祉用具供給協会
東京都千代田区三崎町 3-6-13

1. 病名を基準とした見直しに限定せず、以下の視点を含めた判断基準を追加されるよう要望致します。

① 家族を含めた介護環境（老々介護や独居等及び家屋や周囲の環境）を配慮した見直しをお願いします。

<理 由>

福祉用具を有効活用するためには、本人の身体機能や障害の状態だけでなく、家族の介護力や居住環境等の要素を加味して必要性を判断すべきケースもあると考えます。

② 本人の身体状況の変化（気候変動による変化等）を配慮した見直しをお願いします。

<理 由>

今回の改正文書での、病名等の事例表記によって、固定的な受け止めになる可能性が高いように感じられます。（ ）内の表現を追加することによって、もっと具体的な理解が進むと考えられます。

2. 要介護認定の更新で軽度になった場合においても、既存利用している福祉用具については継続して給付されるよう要望致します。

<理 由>

1) 要介護認定の更新で軽度になるケースがあり、日常生活の一部になっている福祉用具が給付されなくなった場合には、それまでの生活の持続性が失われ、精神的な苦痛も与えることになると考えます。

2) 福祉用具貸与サービスと介護予防福祉用具貸与サービスでは、利用の判断基準が異なり、既存利用している商品を引き剥がさなければならない事態が発生します。

3. サービス担当者会議において、福祉用具の利用を認める基準を拡大されるよう要望致します。

＜理 由＞

認定調査の結果のみで一律に制限される品目については、調査の手法、時間の制限、本人の状況変化の確認不足等により、一次調査では結果の把握が不十分なケースが見られます。それを補う視点で福祉用具専門相談員を含む「サービス担当者会議」での判断を重視する必要があると考えます。

4. 貴省の判断基準が示されているにも拘わらず、異なった判断や指導がなされている事例が見受けられます。都道府県のみならず、自治体（保険者）への指導を徹底して頂くよう要望致します。

＜理 由＞

包括支援センターの調査員等の調査レベルの低下、あるいは保険者自体の認識に齟齬が生じている為に、異常な介護度になるケースや、例外規定が活かされていないケースが相当数発生しています。

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に係る意見

平成 19 年 10 月 22 日
社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 池田 茂

「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」に係る意見

協会の概要

1. 目的

本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や、障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減の為に、福祉用具を供給する民間事業者が健全な経営を図りつつ倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

2. 組織構成

- 全国 10 支部（北海道、東北、北関東、南関東、東京、東海・北陸、近畿、中国、四国、九州・沖縄）
- 47 ブロック（47 都道府県）として組織化
- 役員 理事 33 名 監事 2 名
- 会員数 正会員 478 社 賛助会員 32 社（平成 19 年 10 月現在）

3. 活動内容

- (1) 福祉用具に関する調査研究
- (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
- (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
- (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
- (5) その他協会の目的を達成するために必要な事業

有用性等

○福祉用具の有用性

(1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は要介護高齢者等が住みなれた地域における、在宅での自立支援を支え、介護者の介護負担を軽減させる上で大切な役割を果たしています。

(2) 生活の質（QOL）の向上

また、要介護者等が車いす等の福祉用具を自ら操作し、人の手を借りず地域社会で活動することを可能にするなど、生活の質（QOL）の向上に重要な役割を果たしています。

(3) 介護サービスの生産性向上

少子高齢化の進行等の下で、介護サービスニーズは今後ますます拡大していくにもかかわらず、介護マンパワーの確保が深刻な問題となってきています。マンパワーの代替として福祉用具の有効活用を図ることにより、介護費用全体としての削減効果にもつながります。

(4) 介護従事者の腰痛予防

介護家族や介護サービス従事者の腰痛等の予防となることから、労働安全衛生問題の防止に寄与できます。

(5) 地域ケアの推進への対応

一部の療養型病床群の廃止により、在宅において医療との連携の重要性が増し、医療と連携した福祉用具の活用ニーズも増大いたします。

○レンタル制度の仕組みの有用性

福祉用具は、誰が、何処で、どのような方法で使用されるかによって、活用する効果は大変異なります。本人のADLの状況の変化、環境の変化、介護者の状況等によって変更することが数多くありその変化等に合わせて使用する必要があり、そのためにはレンタル制度が適しています。購入の場合にはこのような変化等があれば、再度購入し既存の用具は処分せざるを得ません。短期間での変更もしばしば見られます。

また、レンタル制度には下記のような利点もあります。

（レンタル制度の利点）

- ・ 必要な時に必要な期間だけ使用できます。
- ・ 不要になったときは、返却交換ができます。

- ・ 常時メンテナンス、情報の提供が受けられます。
- ・ ごみの排出を抑え、環境にやさしい方式です。
- ・ 社会コストの合理化と削減になります。

具体的意見

1. サービスの質の担保と更なる向上

サービスの質の担保と更なる向上のため、下記の点を推進いただきたい。

- ・ 福祉用具にかかわる衛生基準の明確化を促進していただきたい。
- ・ 利用者がより質の高いサービスを選択できる体制となるよう専門相談員のレベルアップを支援いただきたい。
- ・ 物のレンタルのみではなく、人が係るサービスの内容・質を重視する方向で制度を推進いただきたい。

2. 軽度者への対応

平成 19 年 4 月から、軽度者であっても特殊寝台等を利用できる仕組み（例外給付）としていただきましたが、厚生労働省が公表している資料によると、7 月審査分における特殊寝台の利用者は、10,700 人と少数にとどまっています。特殊寝台のように認定調査の結果のみで一律制限される品目については、調査の結果の把握が不十分なケースが見られます。それを補う視点で福祉用具専門相談員を含む「サービス担当者会議」での判断を重視していただきたい。

なお、軽度者で特殊寝台等の利用が中止された要介護者の、その後の介護の状況等実態を調査いただきたい。

3. 病院・施設向けへの福祉用具貸与の適用

病院・特別養護老人ホーム等の施設での福祉用具貸与サービスを適用していただきたい。病院・施設での福祉用具貸与を適用することで地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり利用者の自立・生活支援に更に貢献できます。

4. 3 品目（歩行器、杖、手すり）の貸与から購入への切替問題

これらの移動機器に関しては軽度者・中重度者を含めいずれも正に身体状況への対応が必要とされる用具です。従って、身体状況への対応等を配慮するとレンタル方式が望ましいと考えます。

5. 介護保険対象種目の見直し

介護予防と在宅介護を促進する上でも、現在の貸与種目では足りないのではないかと考えられます。今後、老々介護が多くなり他人の援助が難しくなると、なお更色々な福祉用具が必要になってきます。

たとえば、介護従事者の腰痛予防等健康管理に寄与する用具、介護状態にならないための介護予防的な用具、外出の意欲を増し転倒を防止するシルバーカー等の歩行補助具、階段昇降機、独居生活の不安が軽減される、安否を確認するための機器等を取り入れていただきたい。

6. 実態調査報告の継続とフォローアップ

初回調査であり、事業者の不慣れもあり、回収 1199、有効回答数 195 となっており、必ずしも業界全体の傾向を反映していない点もあるのではないかと危惧しております。特に、事業者の価格に関する意識、事業者の損益等（含給与・回収期間）に関しては、引き続きのフォローアップをお願いいたします。

以上

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

福用協一第1号

平成23年4月8日

厚生労働大臣

細川 律夫 殿

社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 山下 一平

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

平成12年に施行された介護保険制度に、画期的ともいえる福祉用具貸与の仕組みが導入されたことにより、福祉用具の普及と認知度は大幅に広がり、居宅介護サービス受給者の約4割という多くの方が福祉用具貸与を利用されています。なお、(財)テクノエイド協会が実施した、「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査」においても、福祉用具貸与による利用効果や利用者の満足度が高いこと等が明らかにされており、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとなっています。

平成8年に設立した(社)日本福祉用具供給協会は、福祉用具流通の国内唯一の公的に認められた業界団体であり、協会傘下の事業所ではそれぞれ職員の資質の向上を図り、きめの細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めると共に、多くの方に福祉用具を正しく認知されるよう普及活動等を行っています。

当協会として、介護保険制度における福祉用具については、下記1.及び2.の理由並びに現在貸与を主軸にした流通ネットワークが構築されており、更に利用者にも支持されていると思料されるので、貸与を原則とした現行制度を継続し、サービスの質の確保と更なる向上を目指すべきと考えています。なお、具体的な要望事項は3.のとおりです。

1. 福祉用具の有用性

(1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は、介護保険の基本理念となっている、要介護者等の自立を支援

し、介護者の介護負担を軽減させる上で極めて大きな役割を果たしています。介護者の高齢化がより深刻化するなかで、介護者の負担を軽減することは必要不可欠となり、福祉用具の役割が一層高まると考えられます。

(2) 生活の質（QOL）の向上

要介護者等が車いす等の福祉用具を利用することで、地域社会で活動することを可能にするなど、「生活の質」を向上させるためにも重要な役割を果たしています。また、身体機能の低下などで状態像が悪化した場合においても、福祉用具を活用することで、「生活の質」を維持することができます。

(3) 身体機能の維持・向上

要介護者の身体機能の低下を補うために、福祉用具を活用することで、ADLを維持・向上し、生活ニーズを拡大することができます。平成21年度に当協会で実施した、「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査」においても明らかになっています。

(4) 介護従事者の確保と腰痛予防等への寄与

介護サービスへのニーズが拡大することに伴い、介護従事者の確保が深刻な問題となっており、介護保険部会等でも検討課題として議論されているところです。福祉用具を有効活用することで、介護サービス従事者の介護負担の軽減や介護作業の省力化にも役立ち、介護従事者の腰痛予防等の環境整備に寄与できます。また、マンパワーの代替が可能となり、介護費用の削減効果も期待でき、持続可能な制度の構築につながります。

2. 貸与制度の有用性

福祉用具は、利用者の状態像の変化、環境の変化、介護者の状況等によって、変更することが多く、その変化に合わせる必要があり、加えて利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス等による安全性への対応が必要となるため貸与制度が原則とされており、飽くまでも購入は例外的な対応になっています。購入の場合にはこのような変化等に対して適時適切な対応ができないこと、並びに再度購入し既存の用具は廃棄処分せざるを得ず既存商品のリサイクルにつながらないこととなります。

(財) テクノエイド協会の調査においても、ほぼ全ての事業所で概ね 6 カ月に 1 回以上のメンテナンスが実施され、福祉用具の返却理由の約 53% が利用者本人の状態像の変化・介護環境の変化等によるものであり、また、利用期間の約 70% が利用開始から 1 年未満となっていることから、貸与制度が有効活用され、利用者の状態や意向の変化等に応じた柔軟な変更が行われていることが明らかになっています。貸与制度の利点は次のとおりです。

- (1) 必要に応じて何度でも適合調整するために、返却・交換することができます。
- (2) 種目内での交換や他種目間での交換をすることができます。
(自走式車いすから介助式車いすへの変更、車いすから歩行器への変更)
- (3) 必要な時に必要な期間だけ使用できます。
- (4) 不要になった時は、返却・交換ができます。
(リース契約では貸出期間は固定となり、容易に返却・交換が出来ない)
- (5) 福祉用具の納品後も、常時、利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス、商品やサービス内容の継続的な情報提供が受けられ、安全性が確保されます。
- (6) 廃棄物の排出抑制、資源消費の節約につながります。

3. 福祉用具制度への要望

(1) 軽度者への福祉用具の適用

平成 18 年度の改正により、軽度者の方については福祉用具の利用が制限され、自立に向けての拠り所をなくし不自由を余儀なくされています。福祉用具が必要か否かは介護度や疾病等だけではなく、身体状況、環境等も判断基準に加え、真に必要な場合には、軽度者であっても給付対象とされますようご検討をお願いいたします。

(2) 対象種目の追加

現行の貸与種目では、介護予防と居宅介護を促進するには不十分であると思われます。例えば、自立支援のための用具、身体機能の維持・向上や機能回復訓練のためのリハビリ用具、外出を支援し転倒を防止する歩行補助用具、介護従事者の腰痛予防等の介護負担の軽減に寄与する用具、介護力の省力化につながる用具、安否確認を行う見守り用具などを積極的に対象種目に取り

入れていただきますようお願いいたします。

(3) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与の適用

地域包括ケアで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠と思われます。病院や施設への福祉用具貸与を適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

(4) 消毒設備（衛生）基準等の見直し

居宅サービス等の運営基準第 203 条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒・・・」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安全性を確保するためにも、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されま

すようお願いいたします。

(5) 訪問による利用確認状況の見直し

福祉用具貸与の利用効果を高めるためには、原則として6ヶ月に1回以上の訪問による利用状況の確認・用具点検・安全指導等が必要と考えます。訪問による確認・用具点検・安全指導等を義務付けていただきますようお願いいたします。

(6) 介護給付費通知におけるサービス内容の明記

介護給付費通知を実施する場合、利用者の正しい選択のためには、単に価格のみの通知ではなく、事業者、事業所によりサービス内容に差異がある旨の記載もあるべきであると考えます。サービス内容に差異があることについても明記されるよう保険者への指導をお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与サービス計画の作成

居宅サービス等の運営基準第 199 条により、福祉用具貸与サービスもケアプランに基づき行われる以上、ケアプランの目標・目的に沿った計画と評価が伴います。福祉用具利用の必要性や適応については、福祉用具専門相談

員が判断し、その根拠を記録し、ケアマネジャーと共有すべきと考えます。サービスの質の向上のためにも、他のサービスと同様に、事業者や関係者の業務負担が過重にならないよう配慮され、福祉用具貸与サービス計画の作成を運営基準に明記されるようお願いいたします。

(8) 福祉用具専門相談員の質の確保

利用者へのより質の高いサービスが提供できるよう、当協会では福祉用具専門相談員の資質の向上のために「福祉用具選定士認定研修」を実施しておりますが、福祉用具専門相談員の質にばらつきがあることが指摘されていますので、福祉用具専門相談員のレベルアップのために、福祉用具専門相談員指定講習（いわゆる 40 時間講習）の終了後の試験制度の導入及び高度かつ専門的知識、技能等を備えた専門従事者（上級福祉用具専門相談員、主任福祉用具専門相談員等）の制度化、並びに福祉用具選定士等の資格保有者を介護支援専門員の受験資格である「実務の経験を有する者」として認定されること等についてご検討いただくようお願いいたします。

以上

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

福用協一第2号
平成23年4月8日

厚生労働省老健局長
宮島 俊彦 殿

社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 山下 一平

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

平成12年に施行された介護保険制度に、画期的ともいえる福祉用具貸与の仕組みが導入されたことにより、福祉用具の普及と認知度は大幅に広がり、居宅介護サービス受給者の約4割という多くの方が福祉用具貸与を利用されています。なお、(財)テクノエイド協会が実施した、「介護保険における福祉用具サービスの利用実態及び有効性に関する調査」においても、福祉用具貸与による利用効果や利用者の満足度が高いこと等が明らかにされており、高齢者の日常生活に欠かせないサービスとなっています。

平成8年に設立した(社)日本福祉用具供給協会は、福祉用具流通の国内唯一の公的に認められた業界団体であり、協会傘下の事業所ではそれぞれ職員の資質の向上を図り、きめの細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めると共に、多くの方に福祉用具を正しく認知されるよう普及活動等を行っています。

当協会として、介護保険制度における福祉用具については、下記1.及び2.の理由並びに現在貸与を主軸にした流通ネットワークが構築されており、更に利用者にも支持されていると思料されるので、貸与を原則とした現行制度を継続し、サービスの質の確保と更なる向上を目指すべきと考えています。なお、具体的な要望事項は3.のとおりです。

1. 福祉用具の有用性

(1) 自立支援と介護負担の軽減

福祉用具は、介護保険の基本理念となっている、要介護者等の自立を支援

し、介護者の介護負担を軽減させる上で極めて大きな役割を果たしています。介護者の高齢化がより深刻化するなかで、介護者の負担を軽減することは必要不可欠となり、福祉用具の役割が一層高まると考えられます。

(2) 生活の質（QOL）の向上

要介護者等が車いす等の福祉用具を利用することで、地域社会で活動することを可能にするなど、「生活の質」を向上させるためにも重要な役割を果たしています。また、身体機能の低下などで状態像が悪化した場合においても、福祉用具を活用することで、「生活の質」を維持することができます。

(3) 身体機能の維持・向上

要介護者の身体機能の低下を補うために、福祉用具を活用することで、ADLを維持・向上し、生活ニーズを拡大することができます。平成21年度に当協会で実施した、「状態像に応じた福祉用具の交換利用効果に関する調査」においても明らかになっています。

(4) 介護従事者の確保と腰痛予防等への寄与

介護サービスへのニーズが拡大することに伴い、介護従事者の確保が深刻な問題となっており、介護保険部会等でも検討課題として議論されているところです。福祉用具を有効活用することで、介護サービス従事者の介護負担の軽減や介護作業の省力化にも役立ち、介護従事者の腰痛予防等の環境整備に寄与できます。また、マンパワーの代替が可能となり、介護費用の削減効果も期待でき、持続可能な制度の構築につながります。

2. 貸与制度の有用性

福祉用具は、利用者の状態像の変化、環境の変化、介護者の状況等によって、変更することが多く、その変化に合わせる必要があり、加えて利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス等による安全性への対応が必要となるため貸与制度が原則とされており、飽くまでも購入は例外的な対応になっています。購入の場合にはこのような変化等に対して適時適切な対応ができないこと、並びに再度購入し既存の用具は廃棄処分せざるを得ず既存商品のリサイクルにつながらないこととなります。

(財) テクノエイド協会の調査においても、ほぼ全ての事業所で概ね 6 カ月に 1 回以上のメンテナンスが実施され、福祉用具の返却理由の約 53% が利用者本人の状態像の変化・介護環境の変化等によるものであり、また、利用期間の約 70% が利用開始から 1 年未満となっていることから、貸与制度が有効活用され、利用者の状態や意向の変化等に応じた柔軟な変更が行われていることが明らかになっています。貸与制度の利点は次のとおりです。

- (1) 必要に応じて何度でも適合調整するために、返却・交換することができます。
- (2) 種目内での交換や他種目間での交換をすることができます。
(自走式車いすから介助式車いすへの変更、車いすから歩行器への変更)
- (3) 必要な時に必要な期間だけ使用できます。
- (4) 不要になった時は、返却・交換ができます。
(リース契約では貸出期間は固定となり、容易に返却・交換が出来ない)
- (5) 福祉用具の納品後も、常時、利用者へのモニタリングや福祉用具のメンテナンス、商品やサービス内容の継続的な情報提供が受けられ、安全性が確保されます。
- (6) 廃棄物の排出抑制、資源消費の節約につながります。

3. 福祉用具制度への要望

(1) 軽度者への福祉用具の適用

平成 18 年度の改正により、軽度者の方については福祉用具の利用が制限され、自立に向けての拠り所をなくし不自由を余儀なくされています。福祉用具が必要か否かは介護度や疾病等だけではなく、身体状況、環境等も判断基準に加え、真に必要な場合には、軽度者であっても給付対象とされますようご検討をお願いいたします。

(2) 対象種目の追加

現行の貸与種目では、介護予防と居宅介護を促進するには不十分であると思われます。例えば、自立支援のための用具、身体機能の維持・向上や機能回復訓練のためのリハビリ用具、外出を支援し転倒を防止する歩行補助用具、介護従事者の腰痛予防等の介護負担の軽減に寄与する用具、介護力の省力化につながる用具、安否確認を行う見守り用具などを積極的に対象種目に取り

入れていただきますようお願いいたします。

(3) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与の適用

地域包括ケアで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠と思われます。病院や施設への福祉用具貸与を適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

(4) 消毒設備（衛生）基準等の見直し

居宅サービス等の運営基準第 203 条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒・・・」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安全性を確保するためにも、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されますようお願いいたします。

(5) 訪問による利用確認状況の見直し

福祉用具貸与の利用効果を高めるためには、原則として 6 ヶ月に 1 回以上の訪問による利用状況の確認・用具点検・安全指導等が必要と考えます。訪問による確認・用具点検・安全指導等を義務付けていただきますようお願いいたします。

(6) 介護給付費通知におけるサービス内容の明記

介護給付費通知を実施する場合、利用者の正しい選択のためには、単に価格のみの通知ではなく、事業者、事業所によりサービス内容に差異がある旨の記載もあるべきであると考えます。サービス内容に差異があることについても明記されるよう保険者への指導をお願いいたします。

(7) 福祉用具貸与サービス計画の作成

居宅サービス等の運営基準第 199 条により、福祉用具貸与サービスもケアプランに基づき行われる以上、ケアプランの目標・目的に沿った計画と評価が伴います。福祉用具利用の必要性や適応については、福祉用具専門相談

員が判断し、その根拠を記録し、ケアマネジャーと共有すべきと考えます。サービスの質の向上のためにも、他のサービスと同様に、事業者や関係者の業務負担が過重にならないよう配慮され、福祉用具貸与サービス計画の作成を運営基準に明記されるようお願いいたします。

(8) 福祉用具専門相談員の質の確保

利用者へのより質の高いサービスが提供できるよう、当協会では福祉用具専門相談員の資質の向上のために「福祉用具選定士認定研修」を実施しておりますが、福祉用具専門相談員の質にばらつきがあることが指摘されていますので、福祉用具専門相談員のレベルアップのために、福祉用具専門相談員指定講習（いわゆる 40 時間講習）の終了後の試験制度の導入及び高度かつ専門的知識、技能等を備えた専門従事者（上級福祉用具専門相談員、主任福祉用具専門相談員等）の制度化、並びに福祉用具選定士等の資格保有者を介護支援専門員の受験資格である「実務の経験を有する者」として認定されること等についてご検討いただくようお願いいたします。

以上

介護保険制度における福祉用具及び身体障害者用物品に関する消費税に対する要望書の提出について

福用協第 76 号
平成 25 年 1 月 24 日

厚生労働省
老健局長 殿
社会・援護局
障害保健福祉部長 殿

社団法人日本福祉用具供給協会
理事長 山下 一平

介護保険制度における福祉用具及び身体障害者用物品に関する 消費税に対する要望書の提出について

当協会は、福祉用具の健全な提供を図るため福祉用具供給事業業界の組織的な取り組みを行っております。

さて、当協会においては、平成 26 年度及び平成 27 年度に予定されております介護保険制度における福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に関する消費税改定に関し、以下の通り要望をまとめましたので、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

1 要望内容

- (1) 現行の福祉用具の一部が消費税非課税となっている物品を消費税課税とし、税率は 0% としていただきたい。
なお、税率 0% が認められない場合は、控除対象外消費税（いわゆる損税）負担を軽減する制度の創設等を図っていただきたい。

- (2) 現行の福祉用具の消費税課税となっている物品については、引き続き現行の消費税率となるよう軽減措置を図っていただきたい。また、この場合、損税が発生することになることから、税率5%を超える損税相当分については負担を軽減する制度の創設等を図っていただきたい。

2 理 由

(1) 要望内容の(1)について

- ア 特殊寝台の付属品（マットレス等）を単独で仕入れた場合や修理備品等の仕入れは課税であり、利用者への提供時には非課税となっていることから、事業者には損税が発生している。
- イ 福祉用具提供にかかる人件費以外の管理コストは課税であり、サービス提供時には非課税であるため、事業者には損税が発生している。

(2) 要望内容の(2)について

- ア 要介護者等の自立促進や介護者の介護負担の軽減を図るための介護保険制度における福祉用具貸与及び特定福祉用具販売において、利用者の経済的負担を軽減する措置を図っていただきたい。
- イ 現行の消費税率に軽減した場合、改正税率（8%、10%）と現行税率（5%）との差の相当分（人件費以外の管理コストを含む。）について、事業者には損税が発生することとなる。

次期介護保険制度改正に関する要望について

福用協第 63 号

平成 25 年 11 月 29 日

厚生労働省

老健局振興課長 殿

一般社団法人 日本福祉用具供給協会

理事長 末島 賢治

次期介護保険制度改正に関する要望について

当協会は、福祉用具の健全な提供を図るため福祉用具供給事業界において、組織的な取り組みを行っております。

次期介護保険制度の改正について、社会保障審議会等で検討されているところがありますが、当協会として、以下の通り要望をまとめましたので、是非ともご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

1 複数の福祉用具を貸与する場合の価格について

「複数の福祉用具を貸与する場合、効率化・適正化の観点から、減額する場合のルールを届け出ることにより、価格の減額を認める。」（以下、「セット価格」という。）について

セット価格について、導入しないこと。

（理由）

- ①セット価格が認められた場合、一物一価の原則に抵触するおそれがあるのではないと思われること。
- ②福祉用具の貸与価格については、自由価格により市場原理が機能しており、公正な価格競争により既に成果として十分に表れていること。

福祉用具貸与 1件あたり費用額（9月審査分）			単位：円
	平成 19 年	平成 22 年	平成 25 年
特殊寝台	9,890	9,390	9,142
車いす	7,396	6,954	6,600
手すり	3,007	2,818	2,771
全体	4,419	4,062	3,777

※全体は福祉用具全ての平均である。

- ③セット価格の組み合わせ及び減額は複雑多岐にわたり、効率化・適正化に結びつくとは思われないこと。また、無用な混乱を招くおそれがあるのではないかとと思われること。
- ④セット価格を行うか否かは、事業者の自由な選択とのことであるが、一方で、導入の理由が効率化・適正化ということであり、無理があるのではないかとと思われること。
- ⑤多種多様な価格設定が必要となり、多額な費用をかけたシステム変更や事務作業量が増大し、多大な負担となること。

2 福祉用具貸与のみのケースの介護支援専門員の在り方について

「福祉用具貸与のみの簡素なケースについては、モニタリングの在り方を見直すこと。」について

福祉用具の活用については、要介護者の自立支援のため今後ますます重要なものとなっていくものと認識しており、そのためには、従前にも増して、介護支援専門員と福祉用具専門相談員との連携が必要であり、適切な指導を行われないこと。

3 専門的知識及び経験を有する者の配置の促進について

「福祉用具に係るさらなる専門性向上等の観点から、福祉用具専門相談員の一部について、より専門的知識及び経験を有する者の配置の促進すること。（省令等改正）」について

福祉用具専門相談員の専門性の向上については、当協会としても極めて重要な課題であると認識しており、「福祉用具選定士認定研修」を実施するなど、資

質の向上に努めているところであります。また、当協会に「教育・研修事業検討委員会」を設置し、厚生労働省の意向等も踏まえ、現在、研修内容の充実等について検討しているところでもあります。

つきましては、適切な配置の促進の対象として「福祉用具選定士認定研修」を取り上げられますよう検討されたいこと。

また、配置の促進にあたっては、事業所の人員及び費用等に過重な負担とならないよう配慮されたいこと。

4 要支援者の地域支援事業への移行について

社会保障審議会介護保険部会にて検討されておりますが、福祉用具貸与・販売について、地域支援事業（総合事業）に移行することとされた場合、次の事項に配慮されたいこと。

- (1) 要支援者に対する福祉用具貸与については、地域支援事業に移行した場合でも、自立支援の観点から福祉用具サービス計画に基づき継続的にサービスが提供できるよう配慮されたいこと。
- (2) 保険者により福祉用具貸与サービスについて、著しい格差が生じることのないよう十分な配慮及び指導を行われたいこと。
- (3) 保険者による事業者指定の場合、入札制度の導入等により特定の福祉用具貸与事業者に限定されることのないよう指導されたいこと。

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

福用協第 48 号
平成 26 年 9 月 29 日

社会保障審議会
介護給付費分科会
会長 田中 滋 殿

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 末島 賢治

福祉用具における保険給付の在り方に関する要望

当協会は、平成 8 年に設立された福祉用具流通の国内唯一の業界団体であり、協会傘下の事業所では、それぞれ職員の資質の向上を図り、きめ細かい福祉用具サービスが提供できるよう努めるとともに、多くの方に福祉用具を正しく理解されるよう普及活動等を行っています。

現在、貴分科会において、平成 27 年度制度改正に向けた議論が進んでいるところでありますが、要介護者等の自立を支援し、介護者の介護負担を軽減させるうえで極めて大きな役割を果たしている福祉用具における保険給付の在り方について、下記のとおり要望いたします。

記

福祉用具における保険給付の在り方について

(1) 病院・施設の利用者への福祉用具貸与サービスの適用

地域包括ケアシステムで掲げる入院・退院、入所・退所、在宅復帰を通じて切れ目のないサービス提供を行うためには、病院・特別養護老人ホーム等の施設と在宅との環境の共有化は不可欠です。病院・施設へ福祉用具貸与サービスを適用することで、地域・在宅ケアとの連続したサービスが可能となり、利用

者の自立・生活支援が促進されます。このため病院・施設の利用者に対しても福祉用具貸与サービスが適用されますようご検討をお願いいたします。

(2) 軽度者への福祉用具の適用緩和

軽度者への福祉用具を一律的に制限する事は、ADL・IADLの低下を招き、中重度への移行を増進させる要因となります。軽度の状態であっても福祉用具を利用することで、利用者の自立・生活支援が促進されます。介護度による制限のある福祉用具についても身体状況だけではなく、退院後における機能訓練の継続実施、老々介護等介護者の負担軽減を図る場合の介護環境も判断基準に加えて必要性を検討いただきますようお願いいたします。

(3) 福祉用具貸与の組み合わせを前提とした包括報酬サービスの限度額設定について

包括報酬サービス（注）は、福祉用具貸与等との組み合わせによる利用が標準的ですが、これらの平均的費用額を合算すると、要介護度によっては区分支給限度基準額を超過してしまいます。限度額の水準が、サービスの利用実態に合わず、当該サービス普及の阻害要因となっています。在宅の限界点を高めるためには、サービスの利用実態を踏まえて、福祉用具貸与等の組み合わせを前提に、包括報酬サービスが適切に利用できる限度額の水準設定が望まれます。

貴分科会では、包括報酬サービスについて、独自の限度額設定を検討しているようですが、利用者が必要な福祉用具を適切に利用できる制度設計をお願いいたします。

（注）定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス、複合型サービス、小規模多機能型居宅介護サービス

(4) 消毒設備（衛生）基準等の見直し

福祉用具の多くは、レンタル方式により多くの人が使用しているため、返却後は点検のうえ、洗浄・消毒することが事業者には定められている。居宅サービス等の運営基準 203 条に、「回収した福祉用具を、その種類、材質等から見て適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒…」とされていますが、事業者ごとに大きな違いがあるのが現状です。利用者の安心・安全な用具の供給を確保するため、より具体的な消毒内容並びに工程等を明確化されますようお願いいたします。

(5) 住宅改修事業者の登録制の導入

手すりの設置やトイレの改修等住宅環境の整備は、要介護者の ADL・IADL を維持／向上させるために重要であります。現在、住宅改修は他のサービスと違い事業者の指定制度がないことから、「保険者は事業者に対する指導が難しい」、「事業者により技術・施工水準のバラツキが大きい」、としています。住宅改修の質を確保する観点から、例えば、市町村があらかじめ事業者の登録を行ったうえで、住宅改修費を支給する仕組みの導入できるような措置を検討されますようお願いいたします。

(6) 介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の種目、種類の追加・拡充

急速な少子高齢化の進展を背景に、福祉用具のニーズが多様化してまいりました。核家族化・介護者の高齢化等により在宅における介護環境が変化しており、それらを補うための介助者の負担を軽減する新たな福祉用具も開発されております。また、高齢者の自立を支援するための福祉用具に対する研究開発も進んでおります。高齢者及び介護者の生活の質を向上することを目的に「介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会」に追加・拡充要望を提出させて頂いておりますので、ご承知の上、宜しくご検討頂けます様お願いいたします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課長に提出

財政制度分科会資料に対する意見

平成 27 年 10 月 23 日
(一社) 日本福祉用具供給協会

平成 27 年 10 月 9 日に開催された財政制度分科会資料に引用された事例につきましては、当協会の会員事業者の個別サービス計画、重要事項等の説明と同意による貸与の実態から見て、福祉用具レンタル市場の実態とは大きくかけ離れていると言わざるを得ません。ぜひとも、下記の点につきご留意いただきたいと存じます。

記

1. 図 2 の個別貸与品の取引価格の分布

(スロープの平均貸与価格 597 円が最高価格 7,180 円 12.0 倍の事例)

室内の段差を解消するスロープの貸与価格は、600 円前後が実態であります。

(ベッドの平均貸与価格 8,803 円が最高価格 100,000 円 11.4 倍の事例)

ベッドについては、3 モーターの高機能のベッドでも貸与価格は、1 万円前後が実態であります。

このような外れ値は、全国で何件あるとみておられるのか。この使用例についてぜひとも教えていただきたい。仮に、このような事例があるとすれば、個別サービス計画書に基づき、その使用の仕方が正しいか、正しくないか行政指導として適正化していただいてもいいのではないのでしょうか。

2. 図 4 の価格ごとの貸与取引に占める重度者・軽度者の割合

(一部の品目では、軽度者(要介護 2 以下)の方が重度者よりも高価格帯を利用している事例が存在する。)

手すりにつきましては、ベッド回り、廊下、トイレ、入浴用など多様にありますが、利用する者は、手すりがあれば自力で移動できる者であります。寝たきりなどの重度者は利用しません。従って高価格のものについても軽度者の利用割合

が高いのは当然であり、逆に手すりを多く活用することが自立支援に役立っているといえるのではないのでしょうか。(参考資料 1)

3. 貸与価格の推移について

車いす、特殊寝台、手すり、歩行器、つえ等の製品は、品質、性能、デザインなど製品そのものは、メーカーの努力により良くなっています。しかし、貸与価格は、市場競争原理のなかで決定されており、結果として厚生労働省の介護給付費実態調査でも明らかな通り、3年に1回の介護報酬の見直しとは関係なく、毎年下がっているのが現状であります。(参考資料 2)

以上

自由民主党「地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟幹部会」に提出

予算・税制等に関する要望事項

平成 27 年 11 月 5 日

(一社) 日本福祉用具供給協会

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」について、下記理由により、軽度者の福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

記

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具は、転倒予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の社会生活の維持につながります。

福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになります。また、福祉用具、住宅改修を利用せず、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、給付費用の増大を招きます。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなります。

以上の理由から、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

以上

自由民主党「予算・税制等に関する政策懇談会」に提出

平成 27 年 11 月 17 日

予算・税制等に関する要望事項

(一社) 日本福祉用具供給協会

理事長 小野木 孝二

平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2015」について、下記理由により、軽度者の福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

記

現行の介護保険制度による福祉用具、住宅改修のサービスは、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。手すりや歩行器などの軽度者向けの福祉用具は、転倒予防や自立した生活の継続を実現し、重度化を防ぎ遅らせることに役立っています。また、安全な外出を保障することによって、特に一人暮らしの高齢者の社会生活の維持につながります。

福祉用具、住宅改修の利用が原則自己負担になれば、低所得世帯等弱者の切り捨てになります。また、福祉用具、住宅改修を利用せず、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、結果として給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費用の増大を招きます。さらに介護人材不足に拍車をかけることにもなります。

以上の理由から、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具、住宅改修の利用を、現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

以上

自由民主党「懇談会」に提出

介護保険制度の平成 30 年改正に対する要望

平成 28 年 3 月 8 日

(一社) 日本福祉用具供給協会

一般社団法人日本福祉用具供給協会は、以下の理由により軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の利用を現行どおり介護保険の給付対象とすることを要望します。

1. 福祉用具サービスは高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしています。軽度者こそ福祉用具サービスが必要です。
 - (1) 軽度者に対する福祉用具サービスを原則自己負担にすると、サービスの利用を諦める方が増えます。軽度者が福祉用具を利用なくなると、外出の頻度が減り、引きこもりが増加し、不活発な状態を増進させます。さらに転倒が増加し、骨折による入院や介護度の悪化が懸念されます。
 - (2) さらに、訪問介護等の人的サービスの利用が増大し、給付費の抑制という目的に反して、逆に給付費の増大を招き、介護人材不足に拍車をかけることになります。
 - (3) また、生活援助サービスに対する原則自己負担化を提言されていますが、生活援助サービスを受けられなくなる際の主な代替手段は福祉用具サービスとなります。この両方が同時に介護サービスから外れると、サービスが必要な高齢者は自立した生活を送れなくなります。
 - (4) 一億総活躍社会の実現では介護離職ゼロが掲げられています。その環境整備として、在宅や施設における福祉用具の活用は介護労働者の負担軽減の観点からも効果的と考えます。
2. 福祉用具サービスは、他の人的サービスに比べて費用対効果の高いサービスであることに加え、介護者の負担軽減となることが、当協会が実施した調査からも裏付けられました。

- (1) 歩行器や車いすの利用に慣れた軽度者に対して、これが利用できなくなると介助者を依頼するか、その行動はあきらめる、といった回答が 80% を超えています。
- (2) その回答について、生活行動別の内訳を見ますと、通院や買い物といった日常生活に必須である行動は介助者を依頼するとの回答が 60% を超え、一方、散歩や飲食店、文化・娯楽施設への外出といった生活の楽しみにつながる行動はあきらめるとの回答が 75% を超えています。
- (3) 介助者を依頼する場合の約 50% は家族など身内であり、残る約 50% は訪問介護を利用するとの回答でした。
- (4) また、福祉用具を利用する前に転倒した経験のある方は 60% を超えており、さらに、福祉用具を利用することによって、転倒に対する不安が軽減したとの回答は 90% を超えています。

3. 軽度者に対する福祉用具サービスの原則自己負担化に反対するケアマネジャーの署名は 5 万 2 千人を超えています。

以上

第 3 章 資 料



資料 1 — 一般社団法人 日本福祉用具供給協会定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本協会は、日常生活を営むのに支障のある全ての高齢者や障害者の自立支援・生活支援及び介護負担の軽減のために福祉用具を供給する民間事業者等が、健全な経営を図りつつ、倫理的自覚に基づき、関係する公的機関や関係団体と連携、協力しながら、利用者を尊重した総合的供給体制の強化を図っていく。また、供給する各種サービスの質的向上に努めるとともに、福祉用具の普及促進、利用者情報の研究開発への反映など、事業を通じて総合的な介護システムの増進に資すること、ひいては地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福祉用具に関する調査研究
 - (2) 福祉用具供給事業従事者に対する教育・研修
 - (3) 福祉用具に関する知識の普及啓発
 - (4) 行政機関、関係団体等との連携及び協力並びに協会組織の強化充実
 - (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第 3 章 会員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人、法人又は団体
 - (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人、法人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第 6 条 本協会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第 7 条 本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員及び賛助会員になった時及び毎年、正会員及び賛助会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退会）

第 8 条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（会員の資格喪失）

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払い義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

（抛出金品の不返還）

第 11 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 理事長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

- 第20条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は議決権を証明する書面を本協会に提出しなければならない。
- 2 前項の代理権の授与は総会ごとに行わなければならない。

(議事録)

- 第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議長及び出席した専務理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

- 第22条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事 20名以上26名以内
 - (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち 1 名を理事長、2 名以内を副理事長、1 名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって法人法第 90 条第 3 項の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会にて別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、理事会にて別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び専務理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、その職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 26 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事にはその職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により定める。

第6章 理事会

(構成)

第29条 本協会に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解職

(招集等)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日の7日前までに会議の日時、場所、目的及びその他の必要な記載した書面をもって、各理事及び各監事に通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数

が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 34 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合は、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第 24 条第 5 項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 委員会

(委員会の設置)

第 36 条 本協会に、第 4 条に定める事業を達成するために必要に応じて、理事会の決議を経て、委員会を設けることができる。

- 2 委員会の委員は、正会員及び学識経験者等から理事会にて、定数、任期等を定め、選出する。
- 3 委員会は理事会等の諮問に応え、必要な参考意見を提示する。
- 4 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 8 章 支部・ブロック

(支部・ブロックの設置)

第 37 条 本協会に第 4 条に定める事業を地域において円滑に達成するために、理事会の決議にて別に定める支部及びブロックを置くことができる。

- 2 支部の構成は、ブロックに登録した正会員とする。
- 3 支部及びブロックの運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。
- 4 支部長・副支部長及びブロック長・副ブロック長は、正会員から理事会の承認を得て理事長が任免する。

第 9 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第39条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第40条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(残余財産の帰属)

- 第42条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の分配)

- 第43条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

- 第44条 本協会は、総会の決議及びその他法令で定められた事由により解散する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 12 章 事務局

(設置等)

第 46 条 本協会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。ただし、事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

第 13 章 雑則

(委任)

第 47 条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第 38 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事（理事長）は山下一平とし、最初の業務執行理事（副理事長）は末島賢治及び小野木孝二、業務執行理事（専務理事）は長井充良とする。

資料 2 — 現役員一覧

一般社団法人日本福祉用具供給協会 役員名簿

(平成 28 年 5 月 27 日)

氏 名	役職名	支部役員名
(理事長)		
小 野 木 孝 二	(株) トーカイ 代表取締役社長 (岐阜県)	東海・北陸副支部長
(副理事長)		
岩 元 文 雄	(株) カクイックスウィング 代表取締役社長 (鹿児島県)	九州・沖縄支部長
(専務理事)		
本 村 光 節	(一社) 日本福祉用具供給協会 事務局長	
(理事)		
長 谷 川 豊	エア・ウォーター・ハローサポート (株) 代表取締役社長	北海道支部長
今 野 雅 隆	(株) ジェー・シー・アイ 常務取締役	東北支部長
阿 部 京 三	(株) かんきょう 代表取締役	東北副支部長
田 中 博 文	(株) ロングライフ 代表取締役	北関東副支部長
前 田 博 司	フランスベッド (株) 東日本事業部 副事業部長	東京支部長
三 村 幸 司	(株) タカサ 取締役副社長	東京副支部長
平 林 利 康	(有) クモイエージェンシー 代表取締役	南関東支部長
柴 橋 和 弘	(株) 柴橋商会 代表取締役	南関東副支部長
山 下 和 洋	(株) ヤマシタコーポレーション 代表取締役社長	東海・北陸支部長
酒 井 博 人	総合メディカル (株) 取締役会長	近畿支部長
大 廣 秀 紀	(株) 大黒ヘルスケアサービス 顧問	近畿副支部長
末 島 賢 治	(株) ホームケアサービス山口 代表取締役	中国支部長
生 本 覚	(株) アイルリンク 代表取締役	中国副支部長
井 上 裕 三	四国医療サービス (株) 取締役	四国支部長
海 田 尚 広	(有) アイフルケア 代表取締役	九州・沖縄副支部長
金 子 博 臣	(株) 日本ケアサプライ 代表取締役社長	学識経験者
重 森 裕 之	(株) フロンティア 代表取締役社長	//
中 井 孝 之	(一社) シルバーサービス振興会 常務理事	//
佐 藤 美 穂 子	(公財) 日本訪問看護財団 常務理事	//
長 田 信 一	(公財) テクノエイド協会 常務理事	//
助 川 未 枝 保	(一社) 日本介護支援専門員協会 常任理事	//
(監事)		
穴 戸 均	(株) 同仁社 専務取締役	
住 本 和 司	(株) ダスキン 取締役	
(顧問)		
野 村 歡	元国際医療福祉大学大学院 教授	

(敬称略)

資料3 — 特別委員会等委員一覧

平成 27 年度～ 28 年度 各種委員会 委員名簿

平成 27 年 6 月 19 日現在

委員会名	特に注力すべき検討事項	担当者名
特別委員会	平成 30 年度改正への対応 ・自主事業調査報告の活用方法 ・議連、議員への働きかけ ・署名活動の活用方法 協会収支健全化に向けた検討	○岩 元 文 雄 副理事長 小野木孝二 理事長 大 廣 秀 紀 理事 金 子 博 臣 理事 中 井 孝 之 理事 小 林 毅 理事 佐藤美穂子 理事 長 田 信 一 理事 野 村 歡 顧問
災害対策委員会	生協事業の実施 ・新マニュアルの作成 ・行政等新委員による意見反映 支部、ブロック単独での対応環境構築	○酒 井 博 人 理事 今 野 雅 隆 理事 三 村 幸 司 理事 平 林 利 康 理事
教育研修委員会	上位資格カリキュラム、指定基準等改正内容の把握上記を反映したカリキュラムの検討 ・対応可能な講師の検討 ・研修運営の効率化	○渡 邊 慎 一 様 加 島 守 様 東 島 弘 子 様 海 田 尚 広 理事 助川未枝保 理事
広報・組織活性委員会	ブロック活動マニュアルの充実 ・支部会計廃止への対応 支部長、ブロック長会議内容検討 きずな発行企画	○生 本 覚 理事 長 谷 川 豊 理事 阿 部 京 三 理事
経営・調査研究委員会	第 1 回経営者研究会の内容検討 ・パネルディスカッション内容 老健テーマ検討 ・シームレス、代替手段、住宅改修 ・今後の方向性 経営者研究会検討	○山 下 和 洋 理事 前 田 博 司 理事 柴 橋 和 弘 理事 重 森 裕 之 理事 田 中 博 文 理事 井 上 裕 三 理事
予算委員会	主要事業の検討 収支健全化の反映	○本 村 光 節 専務理事 小野木孝二 理事長 岩 元 文 雄 副理事長 末 島 賢 治 理事

資料4 ― 正会員・賛助会員一覧

正会員

平成28年7月1日現在

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
北海道	(株) アクティブ・ケア	007-0834	札幌市東区北34条東27丁目5-1	011-781-1294	011-781-7295
北海道	(株) 伊藤医科器械店	060-0006	札幌市中央区北6条西23丁目1番24号	011-643-0670	011-631-5545
北海道	エア・ウォーター・ハローサポート (株)	064-0919	札幌市中央区南19条西6丁目3番5号	011-531-1313	011-531-1323
北海道	(株) エンパイアー	007-0805	札幌市東区東苗穂5条2丁目7番14号539ビル	011-786-7474	011-786-7878
北海道	(株) 釧路ケア企画 介護ショップほほえみ	084-0909	釧路市昭和南3丁目15番10号	0154-51-5991	0154-51-5991
北海道	札幌福祉医療器 (株)	004-0012	札幌市厚別区もみじ台南6丁目1番5号	011-897-7074	011-897-9779
北海道	(株) 特殊衣料	063-0834	札幌市西区発寒14条14丁目2-40	011-663-0761	011-663-0955
北海道	(有) ナースショップふれ愛	040-0014	函館市中島町38-1 あけぼのマンション1F	0138-53-4755	0138-53-7750
北海道	(株) マルベリー	060-0006	札幌市東区北6条西16丁目1番地5 ほくたけビル8階	011-611-2381	011-611-2387
北海道	(株) ムトウ ウェルネス事業部	001-0011	札幌市北区北11条西4丁目1番15号	011-728-6123	011-726-8430
北海道	(株) メルプ	085-0053	釧路市豊川町10番2号	0154-25-8788	0154-25-8821
北海道	(株) モロオ	060-0003	札幌市中央区北3条西15丁目	011-618-2345	011-618-2344
青 森	(株) シルバーサービス	035-0033	むつ市横迎町二丁目9-13	0175-22-9511	0175-23-9111
秋 田	秋田基準寝具 (株)	010-0975	秋田市八橋字イサノ6-1	018-862-4525	018-823-6484
秋 田	(株) かんきょう	011-0918	秋田市泉南三丁目1番28号	018-896-5822	018-883-5031
秋 田	(有) サンショウ	010-0954	秋田市山王沼田町6-29 カルディア山王1階	018-874-7441	018-863-9870
秋 田	(株) みらい みらい工房	010-0947	秋田市川尻上野町1-19	018-896-6450	018-896-6420
岩 手	(株) 小田島アクティ	025-0088	花巻市東町1番5号	0198-21-1036	0198-23-7988
岩 手	(有) ケアサポートホソタ	028-0014	久慈市旭町10-63	0194-61-3030	0194-61-3032
岩 手	(株) ケア・テック	020-0013	盛岡市愛宕町10-27	019-654-3638	019-654-3678
岩 手	(有) 幸和産業	024-0004	北上市村崎野15-354-1	0197-81-4440	0197-81-4441
岩 手	(有) コミュニティワークス 介護センターカシオペア	028-6105	二戸市堀野字大川原毛92-9	0195-25-4878	0195-25-4889
岩 手	(株) サンメディカル	020-0891	岩手県紫波郡矢巾町流通センター南 1丁目7-8	019-614-2131	019-614-2132
岩 手	第一商事 (株) レディース・アイ事業部	020-0807	盛岡市加賀野1-19-29	019-651-0121	019-651-0052
岩 手	(株) ライフケア幸成堂	021-0881	一関市大町4番23号	0191-21-2002	0191-21-2020
宮 城	(株) ジェー・シー・アイ	981-3494	宮城県黒川郡大和町松坂平2-5-2	022-344-3222	022-344-3229

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
宮 城	東北グレーダー（株） 「いきいき生活工房」	981-3111	仙台市泉区松森字中道 81	022-772-6031	022-772-6035
宮 城	(有) 東日本福祉機器商会	981-3117	仙台市泉区市名坂字御釜田 144 番地の 5	022-374-1132	022-375-5144
宮 城	(株) マルイチ	986-0873	石巻市山下町 1-7-23	0225-93-1871	0225-22-8801
宮 城	菱光リフト東北（株）	981-3122	仙台市泉区加茂 3-16-8	022-378-5733	022-378-8432
山 形	(株) あっぷるケアサービス	990-2482	山形市久保田 1 丁目 7-7	023-624-7171	023-624-7191
山 形	(株) 医療救急サービス ヘルスケアショップシーブ	996-0026	新庄市大町 3-31	0233-22-1199	0233-22-0199
山 形	(株) 蔵王サプライズ	990-0051	山形市銅町 2 丁目 21 番 4 号	023-674-9600	023-674-9311
山 形	(株) サン十字	992-0011	米沢市中田町 751-1	0238-37-6011	0238-37-6222
山 形	(株) 多田木工製作所 ウェルフェア事業部	994-0044	天童市一日町四丁目 2 番 3 号	023-653-5629	023-674-9525
山 形	(株) タマツ	997-0857	鶴岡市美咲町 32-7	0235-23-6333	0235-25-3889
山 形	(株) ニュー東北	992-0045	米沢市中央六丁目 1-219 ニュー東北 3F	0238-24-2791	0238-24-2790
山 形	山形小木医科器械（株）	990-0821	山形市北町 3-8-20	023-681-3633	0236-81-3630
福 島	(株) 同仁社 第二営業部 ヘルスケア営業	960-0408	福島県伊達市岡沼 22	024-583-5354	024-583-5086
福 島	(株) ハッピーケア	960-0102	福島市鎌田字卸町 11 番地 2	024-552-1516	024-553-4140
福 島	(株) ファミリーケア	960-8107	福島市浜田町 6 番 5 号	024-534-8858	024-534-8850
福 島	ホートク物産（株）	973-8407	いわき市内郷宮町町田 57 番地の 1	0246-26-1161	0246-26-1169
福 島	(有) 矢吹薬局 介護部 アルプ	974-8223	いわき市佐糠町東 1 丁目 10 番地 9	0246-63-0816	0246-63-6745
栃 木	(株) は一とらいふ	321-0911	宇都宮市問屋町 3172-18	028-657-5500	028-657-7222
群 馬	(株) エスアール	371-0858	前橋市総社町桜が丘 1035-3	027-251-0180	027-251-0220
群 馬	関東メディカル（株）	373-0303	太田市新田小金井町 312	0276-55-6888	0276-55-6889
群 馬	ソネット（株）	371-0847	前橋市大友町 2-6-1	027-251-4165	027-251-9900
群 馬	東洋ケアサービス（株）	370-3602	群馬県北群馬郡吉岡町大久保 582	0279-30-5205	0279-30-5207
群 馬	パナケア真中（株）	370-3531	高崎市足門町 150-1	027-373-5095	027-372-1260
群 馬	丸善テクノ（株） テクノエイドセンター	370-0826	高崎市連雀町 7	027-328-4165	027-328-4164
新 潟	(株) ケンブリッジ	945-0064	柏崎市中央町 7 番 7 号	0257-35-6005	0257-24-3269
新 潟	さくらメディカル（株）	943-0141	上越市子安 1378 番地	025-522-3391	025-522-2755
新 潟	新潟県基準寝具（株）	950-0886	新潟市東区中木戸 382	025-273-1595	025-273-3821
新 潟	(株) 新潟県厚生事業協同公社	940-0004	長岡市高見町 4343 番地	0258-24-8936	0258-24-7414
新 潟	(株) はあとふる あたご	950-0806	新潟市東区海老ヶ瀬 987 番地 1	025-282-7072	025-282-7073
埼 玉	(株) 小松医療商会	350-1131	川越市岸町 2-2-2	049-244-1121	049-242-6781
埼 玉	(株) 三笑	347-0001	加須市大越 3391	0480-68-6033	0480-68-6577
埼 玉	(株) シルバーホクソン	332-0032	川口市中青木 2-22-34	048-256-5252	048-255-0646
埼 玉	(株) 高橋医科器械店	360-0014	熊谷市箱田 6 丁目 14 番 38 号	048-521-0552	048-521-0958
埼 玉	(有) トータル・メディカル あいふれんど	362-0075	上尾市柏座 1-12-2	048-776-0355	048-776-0397

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
埼 玉	日科ミクロン (株)	341-0018	三郷市早稲田 3-8-1	048-958-7161	048-958-7596
埼 玉	日本シルバーケア (株)	335-0003	蕨市南町 3-29-11	048-432-7733	048-431-0600
埼 玉	(株) 日本ケーアシステム	334-0013	鳩ヶ谷市南 3-19-27	048-286-1188	048-284-5310
埼 玉	ハピネスケア (株)	337-0042	さいたま市見沼区南中野 57 番地	048-685-5163	048-685-9494
埼 玉	(株) ふれあい広場	352-0001	新座市東北 2-29-12	048-471-2940	048-474-3107
埼 玉	(株) 輔仁 サン & グリーン	336-0918	さいたま市緑区松木 3-16-11	048-875-6360	048-875-0229
埼 玉	(株) マツオメディカル	336-0033	さいたま市南区曲本 2-11-25	048-862-0401	048-866-8661
茨 城	(株) 茨城福祉サービス	315-0033	石岡市東光台 4 丁目 9 番 3 号	0299-28-1829	0299-26-8001
茨 城	(株) 門井商会 春さんさん館	300-1222	牛久市南 1-4-20	029-874-5015	029-874-8917
茨 城	(株) 土浦メディカル	300-0815	土浦市中高津 3-14-3	029-824-6151	029-824-6152
茨 城	(株) ミカ	311-4153	水戸市河和田町 3330-10	029-254-1981	029-255-0672
茨 城	(有) ロイエル商会	310-0853	水戸市平須町 1828 番地 254	029-244-9531	029-244-1053
茨 城	(株) ロングライフ	311-4164	水戸市谷津町細田 1-8	029-257-2345	029-257-2567
千 葉	(有) アドラップ	289-2511	旭市イー4644 小松屋シーズ 2F	0479-64-1245	0479-64-1202
千 葉	(有) アルファメディカル	271-0046	松戸市西馬橋蔵元町 174-1	047-374-5621	047-374-5623
千 葉	(株) エイゼット	262-0014	千葉市花見川区さつきが丘 1-44-24	043-306-2220	043-216-6333
千 葉	エンジョイ・ライフケアサポート ケアリストン (有)	270-0034	松戸市新松戸 3-150-102	047-343-0177	047-343-0216
千 葉	(株) かねたや家具店	264-0025	千葉市若葉区都賀 4-3-1	043-234-2811	043-234-5811
千 葉	亀田産業 (株)	296-0041	鴨川市東町 1374 番地	04-7093-2026	04-7093-6377
千 葉	社会福祉法人生活クラブ風の 村福祉用具事業部	261-0051	千葉市稲毛区園生 1107-7	043-207-9130	043-207-9131
千 葉	(株) タカサ	290-0055	市原市五井東 1-1-1	0436-23-3351	0436-23-3352
千 葉	日本パムコ (株)	272-0023	市川市南八幡 4-2-5 いちかわ情報プラザ 301 号室	047-377-8210	047-377-8215
千 葉	パラメディカル (株)	283-0005	東金市市間 3-54-9	0475-52-1121	0475-52-0051
千 葉	ピップケアウエル安心 (株)	266-0005	千葉市緑区誉田町 1-392-6	043-292-7491	043-293-6740
千 葉	(株) フロンティア	261-0002	千葉市美浜区新港 42-4	043-301-8338	043-301-7887
東 京	(株) アバサプライ メーメーペア	182-0024	調布市布田 3-1-1	0424-83-7500	0424-85-6803
東 京	カシダス (株)	103-0022	中央区日本橋室町 4-3-18 東京建物室町ビル 3 階	03-3275-5210	03-6895-1922
東 京	キヨタ (株)	108-0023	港区芝浦 4-3-4 田町きよたビル 3 階	03-3798-3612	03-3798-3610
東 京	(株) ケアサービス伊東	179-0085	練馬区早宮 2-16-26	03-3934-1322	03-3934-1368
東 京	(有) ケア・フレンド	116-0012	荒川区東尾久 3-4-5	03-3809-2714	03-5901-4181
東 京	(株) サカイ・ヘルス케어	181-0013	三鷹市下連雀 9-3-15	0422-42-6811	0422-41-2722
東 京	佐々木ケアサービス (株) (まごの手)	120-0015	足立区足立 4-37-11	03-3852-2611	03-3840-0258
東 京	(株) 千代田サービスセンター	116-0013	荒川区西日暮里 2-17-8	03-3805-0136	03-3805-0176
東 京	(有) ティー・オー・ピー	183-0025	府中市矢崎町 4-1 大東京総合卸売センター 456	042-367-0660	042-367-0530

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
東 京	(株) 東基 介護福祉部	176-0021	練馬区貫井 3-41-1	03-3998-1191	03-3998-1192
東 京	(株) 日本ケアサプライ	105-0012	港区芝大門 1-1-30 芝 NBF タワー 9 階	03-5733-0532	03-5733-0382
東 京	(株) 日本サービスセンター	136-0071	江東区亀戸 1-43-9 コープ野村 1F	03-3636-1197	03-3636-2814
東 京	(株) 日本ドライ	116-0001	東京都荒川区町屋 1-27-5	03-3895-4197	03-3895-4198
東 京	野口 (株)	136-0071	江東区亀戸 7 丁目 24 番地 7 号	03-3637-0711	03-3637-6036
東 京	(株) ハンドベル・ケア	174-0051	板橋区小豆沢 2-9-7 小豆沢 2 パレス 101 号	03-3967-6102	03-3967-7813
東 京	(有) 福祉の家	121-0832	足立区古千谷本町 2-2-13	03-3857-2941	03-3897-8813
東 京	フランスベッド (株)	163-1105	新宿区西新宿 6 丁目 22-1 新宿スクエアタワー 2 階	03-6894-2261	03-6894-2432
東 京	(株) プロトメディカルケア	146-0095	東京都大田区多摩川 1-4-8	03-3758-6521	03-3758-6522
東 京	(株) ホームケアセンターイワサキ	204-0003	清瀬市中里 3 丁目 1118-1	042-492-3522	042-492-8889
東 京	(株) 三鷹ナース・ヘルパーセンター	181-0012	三鷹市上連雀 7-8-28	0422-47-6850	0422-47-4901
東 京	(株) みとも商会	205-0011	羽村市五ノ神 1-8-5	042-555-2275	042-555-3384
東 京	(株) ライコム・コーポレーション	136-0074	東京都江東区東砂 5-14-19	03-3699-6751	03-3699-6753
長 野	(株) IHI ビジネスサポート 介護ショップまつもと	390-0847	松本市笹部二丁目 12-19	0263-24-0025	0263-24-1025
長 野	(株) 石川医科器械店	399-4117	長野県駒ヶ根市赤穂 1388-3	0265-82-2281	0265-82-2294
長 野	エフビー介護サービス (株)	385-0021	佐久市長土呂 159-2	0267-66-3339	0267-65-8809
長 野	(有) クモイエージェンシー	390-1401	松本市波田 10069-3	0263-92-2280	0263-92-5939
長 野	タカサワ通商 (株)	390-0842	松本市征矢野 2-12-46	0263-27-1181	0263-27-1188
長 野	タカノ (株)	399-4301	長野県上伊那郡宮田村 359-5	0265-85-5117	0265-85-5230
長 野	長野リネンサプライ (株) シルバー介護ショップピュアケア	383-0021	中野市西 1-5-24	026-922-5997	0269-22-5944
長 野	メディカルケア (株)	387-0013	千曲市小島 3171-5	026-273-0720	026-273-4074
山 梨	(株) サンカイゴ	409-3801	中央市中橋 91-1	055-274-1152	055-274-1153
山 梨	(株) やさしい手甲府	400-0115	甲斐市篠原 2173-6	055-260-7704	055-260-7702
神奈川	(株) ケープ	238-0013	横須賀市平成町 2-7	046-821-5511	046-821-5522
神奈川	(有) サンワ通商 サンワヘルス	248-0014	鎌倉市由比が浜 2-1-18	0467-23-8021	0467-23-6514
神奈川	(株) 柴橋商会	232-0052	横浜市南区井土ヶ谷中町 123	045-711-8014	045-711-7880
神奈川	十全堂 (株)	257-0035	秦野市本町 2 丁目 5 番 6 号	0463-81-6681	0463-81-6681
神奈川	(株) セレモニア	213-0033	川崎市高津区下作延 2-7-41 コロナーデ溝口 206 号	044-870-8191	044-870-8190
神奈川	(株) ハーツエイコー	226-0026	横浜市緑区長津田町 3179 番地	045-984-1882	045-984-0616
神奈川	(株) ヘルスケア	252-0242	相模原市中央区横山 2-15-8	042-756-5758	042-730-5155
神奈川	(株) 北全	231-0811	横浜市中区本牧ふ頭 1 番地の 1	045-625-4031	045-625-4026
神奈川	(株) メディケアー メディケアセンター	251-0052	藤沢市藤沢 1027	0466-23-2311	0466-23-1551
神奈川	(株) 横浜ハウネス	222-0011	横浜市港北区菊名 3-22-15	045-433-8816	045-433-0208

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
神奈川	ライフケアサービス (株)	252-0232	相模原市矢部 4-12-2	042-759-0325	042-759-5426
富 山	オークス (株) ライフケア事業部	930-0801	富山市中島 4-2-14	076-432-1199	076-442-5096
富 山	小野医療器 (株) 介護ショップらぁーく	939-1343	砺波市新富町 2 番 14 号	0763-33-1011	0763-33-3702
富 山	(株) 富山県義肢製作所	930-0042	富山市泉町 1-2-16	076-425-4279	076-425-4587
石 川	(株) ケアプラス	923-0851	小松市北浅井町舟津 26 番地	0761-22-0531	0761-22-6163
石 川	(株) 桜町商事 ホームケアショップさくら	920-0923	金沢市桜町 24-30	076-223-7888	076-223-7715
石 川	(有) さわやか金沢	920-0062	金沢市割出町 718-1	076-239-3377	076-239-3461
石 川	(株) トミキライフケア	920-0061	金沢市問屋町 2-74	076-237-0708	076-237-1901
石 川	(有) めでいかるもっちーず	927-0433	鳳珠郡能登町宇出津夕字 61 番 16 号	0768-62-0373	0768-62-1981
石 川	(株) メディベック	920-0024	金沢市西念 3 丁目 1 番 5 号	076-224-5600	076-224-6116
石 川	(株) ライフワン	923-0864	小松市有明町 71 番地	0761-23-2329	0761-23-2218
福 井	伊藤医療器 (株)	910-0016	福井市大宮 4 丁目 11-5	0776-21-6100	0776-24-6416
福 井	(株) 端野メディカル	910-0002	福井市町屋 3 丁目 12-12	0776-24-4639	0776-24-4036
福 井	福井医療 (株)	918-8556	福井市問屋町 4 丁目 901	0776-24-0509	0776-24-0021
福 井	福井トータルケア (株)	916-0022	鯖江市水落町 1-5-35	0778-51-7811	0778-51-7886
福 井	(有) フデモト介護堂	910-0362	福井県坂井市丸岡町上安田 5-1	0776-67-5155	0776-67-5201
静 岡	ケア・フリー静岡 (株)	420-0816	静岡市葵区荻谷 5 丁目 2-1	054-267-6655	054-267-6654
静 岡	(株) 静岡旅の企画室 介護事業部ゆうプラン小笠店	437-1514	静岡県菊川市下手川 6418	0537-73-8181	0537-73-8887
静 岡	(株) セリオ	431-1103	浜松市西区湖東町 3472-2	053-486-6868	053-486-6088
静 岡	セントケア静岡 (株)	422-8067	静岡市駿河区南町 6-16 パレ・ルネッサンス 304 号	054-202-8660	054-202-8661
静 岡	ベルメディカルケア (株)	424-0065	静岡市清水区長崎 322	054-346-8855	054-346-3452
静 岡	(株) ホームケアコミュニケー ション あっぷる沼津店	410-0822	沼津市下香貫七面 1160-1	055-932-0093	055-932-1825
静 岡	(株) ヤマシタコーポレーション	422-8033	静岡市駿河区登呂 5-6-17	054-202-3348	054-202-3431
静 岡	レタスワールド (株)	413-0231	静岡県伊東市富戸 1309-24	0557-33-1294	0557-33-1295
愛 知	(株) アンプリライブ	467-0806	名古屋市瑞穂区瑞穂通り 1-4 LIVE 桜山 3 階	052-852-6207	052-852-3217
愛 知	(株) 一宮福祉サポート	491-0908	一宮市深坪町 33 番地 2	0586-44-6781	0586-44-0294
愛 知	近藤産興 (株)	457-8535	名古屋市南区浜田町 1-10	052-614-5773	052-614-2800
愛 知	(有) シルバーアテンダ	441-8111	豊橋市江島町 145-2	0532-47-2241	0532-47-2825
愛 知	東海エイド (株) 東海エイド西尾	445-0071	西尾市熊味町大通北 46 番地	0563-57-8786	0563-57-8787
愛 知	(株) ニシワキ	462-0042	名古屋市北区水草町 1-68	052-919-6032	052-919-1417
愛 知	ニック (株)	457-0863	名古屋市南区豊 3-38-7	052-692-3330	052-692-3380
愛 知	(株) 松本義肢製作所 ハートフルショップエイド	461-0001	名古屋市東区飯田町 51 番地	052-939-3577	052-939-3578
愛 知	光田屋 (株)	441-1386	新城市字南畑 74 番地	0536-23-2131	0536-23-4811
愛 知	(株) メディ . ケア	463-0090	名古屋市守山区瀬古東二丁目 333 番地	052-792-9211	052-792-9212

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
愛 知	(有) 毛受 介護生活用品の専門店ふれあい	470-1151	豊明市前後町鎗ヶ名 1841	0562-92-0350	0562-97-7341
愛 知	(株) モリトー	491-0074	一宮市東島町 3-36	0586-71-6151	0586-72-4555
愛 知	(株) 八神製作所	460-8318	名古屋市中区千代田 2-16-30	052-251-6669	052-251-8244
岐 阜	(株) アイボリー医療住設	500-8384	岐阜市藪田南 3-7-17	058-273-4795	058-273-4849
岐 阜	合資会社イング	502-0858	岐阜市下土居 749-1	058-260-7080	058-260-7081
岐 阜	カネコ (株)	501-5121	郡上市白鳥町白鳥 1063 番地 14	05758-2-2344	05758-2-5283
岐 阜	(株) ケア	502-0848	岐阜市早田本町 1-9	058-233-7981	058-233-8534
岐 阜	(株) 五月商店	509-0133	各務原市鵜沼古市場町 2 丁目 56 番地の 3	0583-84-0231	0583-84-0037
岐 阜	(株) トーカイ	500-8828	岐阜市若宮町 9 丁目 16 番地	058-263-0157	058-263-0151
岐 阜	(株) ナイスワーク	500-8281	岐阜市東鵜 3 丁目 76 番地 2	058-277-4135	058-277-4136
岐 阜	(株) 松永製作所	503-1272	岐阜県養老郡養老町大場 484	0584-35-1180	0584-35-1270
岐 阜	(株) 美濃庄	500-8359	岐阜市六条北 2 丁目 12-8	058-275-4123	058-275-4186
岐 阜	(有) メディックス	509-0143	各務原市鵜沼小伊木町 1-70	058-384-8407	058-384-4727
三 重	中京医療 (株) 介護福祉事業部 エバークリーン中京	511-0838	桑名市大字和泉 524 番地	0594-25-1050	0594-25-2100
三 重	日本ケアシステム (株)	510-0834	四日市市ときわ 2 丁目 12 番 23 号	059-355-5125	059-355-5540
三 重	(株) ライフ・テクノサービス	514-0032	津市中央 4-19 LTS 中央ビル	059-226-8217	059-226-8240
滋 賀	医療法人 輝生会	520-2144	滋賀県大津市大萱 1 丁目 17 番 35 号	077-547-3385	077-547-3386
滋 賀	(有) セイファ	526-0031	長浜市八幡東町 308-4	0749-65-2822	0749-65-3322
滋 賀	(有) びわこメディカル	524-0012	守山市播磨田町 107 番地 1	077-583-3352	077-583-3595
滋 賀	(株) ヤサカ	520-1621	高島郡今津町今津 1970-1	0740-22-2751	0740-22-1564
滋 賀	(株) ライフ	521-0074	米原市高溝 236-8	0749-52-5591	0749-52-2519
京 都	(有) アーク	603-8427	京都市北区紫竹上緑町 29-5	075-494-3877	075-494-3866
京 都	(株) アート・ドゥ ビブレ	615-0883	京都市右京区西京極南大入町 86-1	075-326-2245	075-326-7336
京 都	アリス (株)	603-8363	京都市北区衣笠総門町 31-1 フリーズⅢ	075-464-5332	075-464-5334
京 都	安心ライフ (株)	612-8464	京都市伏見区中島前山町 55-2	075-602-3288	075-602-3382
京 都	(株) 石坪	620-0055	京都府福知山市篠尾新町 2-88	0773-22-4181	0773-22-4440
京 都	(有) いなふ	622-0041	南丹市園部町小山東町水無 12	0771-62-2882	0771-62-3998
京 都	ウエジメディカル (株)	601-1351	京都市伏見区醍醐和泉町 12	075-573-3359	075-573-3396
京 都	(株) ケアネット	629-2402	与謝郡与謝野町字算所 100	0772-43-1606	0772-43-1695
京 都	(株) コスモ コスモライフ北京都	620-0933	福知山市東羽合町 173	0773-25-1877	0773-25-2626
京 都	(株) 三笑堂	601-8121	京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 2 番地 SMG ビル 4F	075-681-4339	075-681-7213
京 都	(有) スマイルケア	617-0833	長岡京市神足麦生 11	075-951-2340	075-955-1890
京 都	(株) 豊通オールライフ	601-8216	京都市下京区東塩小路町 608-9	075-353-1701	075-353-1702
京 都	中川薬品 (株)	620-0036	福知山市中ノ 52 番地	0773-22-2117	0773-22-1501
京 都	(有) 西陣おたっしや本舗	603-8313	京都市北区紫野下柏野町 50 番地の 4	075-462-0050	075-462-0053

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
京 都	(有) 樋口衛生材料商店	612-8427	京都市伏見区竹田真幡木町 89	075-611-5116	075-611-5289
大 阪	(有) アキウェーブ ケアショップ堺	599-8232	堺市中区新家町 462-11	072-239-3067	072-239-3085
大 阪	(株) ウィズ	550-0012	大阪市西区立売堀 1-9-33	06-6536-9990	06-6536-9980
大 阪	川村義肢 (株)	574-0064	大東市御領 1 丁目 12-1	072-875-8020	072-875-8041
大 阪	ケアライフ・ メディカルサプライ (株)	592-8333	大阪府堺市西区浜寺石津町西 2-1-6	072-241-8181	072-241-8139
大 阪	(株) シモヤマ	552-0022	大阪市港区市岡元町 1 丁目 2 番 13 号	06-6581-4861	06-6581-4040
大 阪	総合メディカル (株)	562-0011	箕面市如意谷 2-10-35	072-723-9121	072-723-4033
大 阪	(株) ダスキン	564-0051	大阪府吹田市豊津町 1-33	06-6821-5476	06-6821-5302
大 阪	(株) トップコーポレーション (パナソニック エイジフリーショップ高槻)	569-0071	高槻市城北町 1-5-25 土屋第 3 ビル 2F	072-672-0819	072-670-5887
大 阪	西川リビング (株) ネーブルハウス箕面店	562-0036	箕面市船場西 1-14-16	072-729-0835	072-729-2148
大 阪	(有) 阪南メディカル	599-8271	堺市中区深井北町 3100-3 スカイスイート 101	0722-78-5602	0722-78-5603
大 阪	(株) リクサス	550-0021	大阪市西区川口 2-6-21	06-6583-0511	06-6583-0630
兵 庫	(株) あっぷる 神戸店	650-0023	神戸市中央区栄町通 7-1-4	078-361-4165	078-361-9019
兵 庫	(株) あっぷる (姫路)	670-0836	姫路市神屋町 6-71	079-281-1133	079-288-7799
兵 庫	(株) イズミ 介護用品の店すぶりんぐ	673-0434	三木市別所町小林 678-1	0794-85-6944	0794-85-6547
兵 庫	関西医療 (株)	675-0032	加古川市加古川町備後 394	079-423-0151	079-423-0487
兵 庫	(株) ゴトウ・アズ・プランニング	679-2122	姫路市豊富町御蔭 500-93	079-265-3310	079-265-3110
兵 庫	生活協同組合コープこうべ	658-0084	神戸市東灘区甲南町 2-1-20 コープリビング甲南内	078-412-0351	078-412-2077
兵 庫	(株) 高城 タカジョウメディカル東山店	652-0042	神戸市兵庫区東山町 2-4-2	078-511-6052	078-511-7340
兵 庫	(株) たんぽぽ	651-2144	神戸市西区小山 3 丁目 13 番 11 号	078-924-3015	078-924-3066
兵 庫	(有) 日昇堂ホームケア	669-2335	篠山市乾新町 26 番地	079-552-0855	079-552-8088
兵 庫	(株) ひまわり	650-0033	神戸市中央区江戸町 95 番地 井門神戸ビル 9F	078-327-5353	078-334-3877
兵 庫	(株) ポート・ リハビリサービス	650-0004	神戸市中央区中山手通 3-4-6 エイコー山手プラザ 3F	078-392-1101	078-392-3101
兵 庫	前山医療器 (株)	656-0013	洲本市下加茂 2 丁目 2-55	0799-22-2722	0799-24-6037
兵 庫	(有) 松岡医療器	679-2204	神埼郡福崎町西田原 219 番地 1	0790-22-2210	0790-22-6443
兵 庫	(有) まつもと テツコの部屋	655-0861	神戸市垂水区下畑町小坂 71	078-753-3205	078-753-3206
兵 庫	マリヤ医科興業 (株)	668-0024	豊岡市寿町 10 番 10 号	0796-22-6155	0796-22-6158
兵 庫	八千代ケアサポート (株)	669-3465	兵庫県丹波市柏原町柏原 1393-2	0795-72-3888	0795-72-3335
奈 良	(株) イカリトンボ	636-0152	生駒郡斑鳩町龍田 3-2-46	0745-75-2028	0745-74-6023
奈 良	(株) エム・シー富士	637-0004	五條市今井 4-5-37	07472-5-2941	07472-5-3789
奈 良	幸福商事 (株) 奈良ハピネス	639-1016	大和郡山市城南町 256-25	0743-53-4382	0743-53-8225

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
奈良	小山 (株)	630-8141	奈良市南京終町 5-377-5	0742-50-5566	0742-50-5557
奈良	大和興産 (株)	639-2273	御所市池之内 1064 番地	0745-63-1961	0745-62-1092
奈良	(有) ハヤシ	632-0072	奈良県天理市富堂町 320-1	0743-63-0308	0743-62-0055
和歌山	(株) イサミ	649-6221	岩出市溝川 201 番地の 1	0736-63-3133	0736-63-5077
和歌山	(有) 河西メディカルサービス パナサンプル	640-8413	和歌山市島橋東ノ丁 1-11	073-453-7454	073-456-1882
和歌山	サンハート (有)	648-0087	橋本市吉原 612 番地	0736-33-2538	0736-33-2539
和歌山	(有) 新和	640-8392	和歌山市中之島 710 番地の 3 グランドハイツサンシャイン 201	073-432-8873	073-402-0911
和歌山	(株) すまいるケアサービス	640-8137	和歌山市吹上 3 丁目 1-65	073-435-3222	073-435-3223
和歌山	(株) 大黒ヘルスケアサービス	641-0014	和歌山市毛見 1111 番地 1	073-446-8111	073-446-8018
和歌山	東洋特殊工事 (株) ケアシステム事業部	640-8255	和歌山市舟津町三丁目 22 番地の 2	073-402-0311	073-431-4870
和歌山	(株) 丸昌 HOT SPACE ポプラ	641-0004	和歌山市和田 115 番地	073-472-1294	073-474-2464
鳥取	(株) ウィードメディカル	680-0903	鳥取県鳥取市南隈 715	0857-30-6464	0857-30-6465
鳥取	エージーライフ	683-0014	米子市永江 201 番地 15	0859-26-5649	0859-26-5651
鳥取	鳥取医療器 (株)	680-0811	鳥取市西品治 815 番地の 8	0857-23-1741	0857-27-7082
鳥取	(株) ハピネライフケア	683-0853	米子市目久美町 34-12	0859-24-9588	0859-24-5586
島根	(株) 岩多屋	697-0006	浜田市下府町 388-27 (卸団地内)	0855-24-8088	0855-28-2188
島根	(有) 介護ショップもちだ	693-0067	出雲市矢尾町 885-1	0853-25-2016	0853-25-2028
島根	(有) げんき堂	692-0011	安来市安来町 1083	0854-22-3652	0854-22-4222
山口	(株) ササキコーポレーション	755-0027	山口県宇部市港町 1-13-5	0836-21-8181	0836-21-5001
山口	(有) ひまわり	758-0025	萩市大字土原字川島沖田 490 番地の 3	0838-22-2612	0838-25-5527
山口	(株) ホームケアサービス山口	752-0928	下関市長府才川一丁目 35 番 21 号	083-248-4877	083-248-6688
岡山	(株) アイルリンク	700-0971	岡山市北区野田 3-16-1 下電開発ビル 2F	086-238-1517	086-238-1519
岡山	岡山リハビリ機器販売 (有)	700-0906	岡山市大学町 4-11	086-232-6610	086-221-2883
岡山	西日本メディカルリンク (株)	700-8503	岡山市南区西市 114-2	086-241-8776	086-243-3886
岡山	(株) 舟木義肢 江波支店	702-8004	岡山市中区江並 100-7	086-200-0634	086-200-0624
広島	(株) アリスジャパン	721-0964	福山市港町 1 丁目 1 番 14 号	084-922-8530	084-922-8568
広島	因の島ガス (株)	722-2323	尾道市因島土生町 1809-35	0845-22-2221	0845-22-2234
広島	(株) ウェルウェル	733-0833	広島市西区商工センター 3-4-25	082-277-7719	082-277-7841
広島	(有) ケアサービス わかば	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原 641 番地 15	0847-22-2851	0847-22-2853
広島	(有) 寛間 (ソワン ハザマ)	730-0044	広島市中区宝町 8-2	082-541-0110	082-541-0160
広島	竹の子の里 (株) 小田光グループ	739-0611	大竹市新町 1-7-3	0827-54-1062	0827-54-1072
広島	(有) 中央リハビリ・サービス	729-3431	府中市上下町上下 2054 の 9	0847-62-4806	0847-62-4813
広島	ニコー (有) えがおのニコー	729-0141	尾道市高須町 5072 番 1	0848-20-3488	0848-20-3487
広島	日本基準寝具 (株)	731-0124	広島市安佐南区大町東 1-18-44	082-877-1079	082-877-1323
広島	(株) はるかぜ	720-0082	福山市木之庄町 3-3-15	084-923-0772	084-922-0910

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
広 島	(株) 福祉スタジオ	732-0047	広島市東区尾長西 2-7-6	082-568-5302	082-261-3462
広 島	(有) 福山リハビリサービス	720-0092	福山市山手町 4 丁目 18 番 25 号	084-951-6330	084-951-6371
広 島	(株) ふじハートサービス	727-0014	庄原市板橋町 4-1	0824-72-2001	0824-72-2082
広 島	(有) プロスパ	732-0031	広島市東区馬木八丁目 528-37	082-847-2637	082-847-3232
広 島	(株) BANDS	737-0003	呉市阿賀中央五丁目 8 番 25 号	0823-76-5257	0823-76-5124
広 島	三原福祉サービス (株)	723-0017	広島県三原市港町 1 丁目 13-38	0848-63-5083	0848-63-5092
広 島	(株) メディカルマサモリ	736-0083	広島市安芸区矢野東 2-9-5	082-888-2627	082-888-2649
徳 島	(株) 旭木工 ケアサービス事業部	770-0873	徳島市東沖洲 2 丁目 7	088-664-6622	088-664-6615
香 川	(株) イシカワ	766-0004	香川県仲多度郡琴平町榎井 34 番地 1	0877-75-2750	0877-75-2798
香 川	(有) ゴトー商事高松	761-0446	高松市東植田町 812 番地 3	087-840-4030	087-840-4020
香 川	総合福祉サービス (株) 福祉プラザ	762-0025	香川県坂出市川津町 3921-1	0877-44-0006	0877-44-0018
香 川	高松中央医療器 (株) 介護ショップライン	761-0301	高松市林町 2032-2	087-868-6353	087-868-0628
香 川	(株) 翼	760-0080	高松市木太町 490-1	087-815-0321	087-815-0301
香 川	(株) 日協堂医療器	768-0040	観音寺市柞田町甲 43 番地 1	0875-57-5757	0875-57-5770
愛 媛	四国医療サービス (株)	790-1101	松山市久米窪田町 425 番地 8-1	089-976-6680	089-976-6677
愛 媛	西日本商事 (株)	791-8016	松山市久万ノ台 1195 番地	089-996-6303	089-996-6338
高 知	(株) マサキ・ウェルフェア	781-0312	高知市春野町平和 3393-11	088-841-4723	088-841-4727
福 岡	麻生介護サービス (株)	811-2207	福岡県糟屋郡志免町南里 11-5	092-285-6202	092-285-1148
福 岡	(株) 有蘭製作所 テクノエイドショップ北九州	805-8538	北九州市八幡東区東田 1-7-5	093-661-1010	093-661-1670
福 岡	(有) アルフ・ケア	815-0031	福岡市南区清水 4 丁目 6 番 6 号	092-554-2231	092-554-2351
福 岡	ウェルフェアー	830-0003	久留米市東櫛原町 2044	0942-39-5117	0942-32-7990
福 岡	(株) エヴァ・ライフ	802-0978	北九州市小倉南区蒲生 4-5-6	0942-23-3920	0942-23-3921
福 岡	(有) おおつか 宮田介護用具サービス	823-0011	宮若市宮田 53 番地 8	0949-32-1234	0949-32-9580
福 岡	九州ホームケアサービス (株)	839-0851	久留米市御井町 1684-9	0942-45-3815	0942-45-3816
福 岡	(株) クローバー	814-0153	福岡市城南区桶井川 2 丁目 2-29	092-872-7131	092-872-7133
福 岡	(株) ケアテックサービス	802-0985	北九州市小倉南区志井 6 丁目 23-3	093-961-0506	093-962-4386
福 岡	ケア・ルートサービス (株) ハート & ハート	816-0906	大野城市 1-2-1	092-504-5766	092-504-3281
福 岡	(株) サンコー	832-0077	柳川市筑紫町 406-1	0944-74-4707	0944-74-3216
福 岡	(株) 新和メディカル	811-1314	福岡市南区の場 1 丁目 27-4	092-502-7244	092-502-7245
福 岡	太陽シルバーサービス (株)	838-0814	朝倉郡筑前町高田 585-1	0946-21-4700	0946-21-4701
福 岡	(株) ニシケン 福祉事業部	839-0804	久留米市宮ノ陣町若松 1 番地 9	0942-35-8612	0942-39-2707
福 岡	(株) 西日本医療センター	836-0843	大牟田市不知火町 2-10-7	0944-43-4818	0944-56-1254
福 岡	横尾器械 (株)	803-0835	北九州市小倉北区井堀 3 丁目 22-10	093-561-5724	093-591-1847
佐 賀	(株) 大平	845-0021	小城市三日月町長神田 2234	0952-72-2225	0952-72-3049

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
長 崎	(有) アイフルケア	857-0851	佐世保市稲荷町 31-8	0956-33-3320	0956-33-3517
熊 本	アメックス熊本 (株)	862-0913	熊本市東区尾ノ上 1-3-9	096-384-6565	096-384-6594
熊 本	(有) グッドヘルス	860-0073	熊本市島崎 2-22-15	096-353-2788	096-353-2788
熊 本	(株) ミタカ	861-3107	熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間 850 番地 2	096-237-2257	096-237-2259
大 分	(有) 大分タキ	874-0011	別府市大字内竈字中無田 1392 番地 2	0977-67-6538	0977-66-5910
大 分	ケアバンク (株)	870-0843	大分市元町 5-29	097-545-8787	097-545-8767
宮 崎	(株) 池部医療器	880-0024	宮崎市祇園 3 丁目 26 番地	0985-26-5405	0985-26-5281
宮 崎	(株) ウェルライフ	885-0037	都城市花操町 11 街区 5 号	0986-26-0317	0986-26-0318
宮 崎	(株) エミング	880-2101	宮崎市跡江 3557	0985-47-6011	0985-47-8587
宮 崎	(株) ミナヨシ	885-1103	都城市上水流町 1663-5	0986-36-0037	0986-36-3131
鹿児島	(株) カクイックスウィング	891-0131	鹿児島市谷山港 1-2-7	099-261-4114	099-261-4800
鹿児島	(有) 義福	891-3101	西之表市西之表 7765 番地 3	0997-22-2811	0997-22-2388
鹿児島	(有) 南州メディカル	899-2201	日置市東市来町湯田 3607	099-274-7273	099-274-7275
鹿児島	(有) 平成メディカル	891-1305	鹿児島市宮之浦町 1424-1	099-293-7688	099-293-7677
鹿児島	メイワ医科工業 (株)	891-0132	鹿児島市七ツ島 1-4-8	099-261-1123	099-261-1274
鹿児島	リパティウェルネス (株)	899-5421	姶良市東餅田 1749	0995-67-7801	0995-66-5900
沖 縄	(有) 愛介護センター	904-2141	沖縄市池原 2-14-14	098-934-1790	098-934-1791
沖 縄	サトウ (株)	901-2224	宜野湾市真志喜 2 丁目 13 番 12 号	098-898-8703	098-898-8701
沖 縄	(株) シルバーサービス沖縄 あっぱる沖縄店	902-0071	豊見城市字翁長 869 番地	098-891-6699	098-891-6636

賛助会員

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
東 京	あいおいニッセイ同和 損害保険 (株)	150-8488	渋谷区恵比寿 1-28-1	03-5789-6484	03-5789-6530
東 京	アロン化成 (株)	105-0003	港区西新橋 2-8-6 住友不動産ビル 8 階	03-3502-1448	03-3502-1452
東 京	(株) イーストアイ	123-0864	足立区鹿浜 1-4-14	03-3897-9393	03-3897-9535
大 阪	(株) ウェルファン	572-0085	寝屋川市香里新町 28-32	050-2018-0956	072-834-5731
東 京	(株) カワムラサイクル	651-2411	神戸市西区上新地 3-9-1	078-969-2800	078-969-2844
大 阪	クマリフト (株)	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀 1-12-20	06-6445-6700	06-6445-6780
埼 玉	(株) 幸和製作所	330-0856	さいたま市大宮区三橋 1 丁目 1201 日本ビルド三橋ビル 2F	048-650-2451	048-650-2452
東 京	小宮山印刷 (株)	104-0028	中央区八重洲 2-11-3	03-5204-2461	03-3273-2182
東 京	サトーヘルスケア (株)	153-0064	目黒区下目黒 1 丁目 7 番 1 号	03-5745-7481	03-5487-8501
大 阪	シーホネンス (株)	537-0001	大阪府大阪市東成区深江北 3-10-17	06-6973-3471	06-6973-3440

県名	会社名	〒	住所	TEL	FAX
香 川	(株) シコク	811-2308	福岡県糟屋郡糟屋町内橋 797-4	092-652-1755	092-652-1756
東 京	(一社) シルバーサービス 振興会	105-0003	東京都港区西新橋 3-25-33 NP 御成門ビル 6 階	03-5402-4880	03-5402-4884
長 野	(株) JINRIKI	399-4601	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1536 番地	050-5835-1000	0265-98-8921
東 京	住友三井オートサービス (株)	163-1434	新宿区西新宿 3 丁目 20 番 2 号	03-5302-5529	03-5302-6057
愛 知	住友理工 (株)	485-8550	小牧市東 3 丁目 1 番地	0568-77-4955	0568-77-2976
大 阪	(株) 星光医療器製作所	578-0901	東大阪市加納 5-11-6	072-870-1912	072-870-1915
東 京	(株) タイカ	108-0074	東京都港区高輪 2-18-10 高輪泉岳寺駅前ビル 3F	03-5648-6630	03-5648-6640
大 阪	大和ハウス工業 (株)	530-8241	大阪府大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 5 号	06-6342-1565	06-6342-1438
東 京	(公財) テクノエイド協会	162-0823	新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ 4 階	03-3266-6880	03-3266-6885
東 京	(株) 東海日動パートナーズ TOKIO	151-8560	渋谷区代々木 2-11-15 新宿東京海上日動ビル 8F	03-3375-8468	03-3375-8470
東 京	東京エンゼル 本社	120-0001	足立区大谷田 5-4-9	03-3606-7177	03-3620-2200
東 京	東京海上日動火災保険 (株)	420-8585	静岡市葵区紺屋町 17 番 1 葵タワー 13 階	03-3515-4144	03-3515-4145
東 京	東リ (株)	105-0021	東京都港区東新橋 2-10-4 東リ東京ビル 5F	03-5403-2073	03-5403-2085
愛 知	日進医療器 (株)	481-8681	北名古屋市沖村権現 35-2	0568-21-0635	0568-23-2787
東 京	日本在宅医療福祉協会	113-8570	文京区湯島 2-31-20 フクダ電子春木町ビル 9F	03-3818-6047	03-3818-6047
東 京	白十字 (株)	171-8552	東京都豊島区高田 3-23-12	03-3987-6117	03-3987-6551
東 京	パラマウントベッド (株)	136-8670	江東区東砂 2-14-5	03-3648-1129	03-5635-2125
福 岡	(株) プラッツ	816-0921	大野城市仲畑 2-8-39	092-584-3433	092-584-3436
東 京	(株) 三菱総合研究所	100-0014	千代田区永田町 2-10-3	03-6705-6025	03-5157-2143
東 京	(株) モルテン	130-0003	墨田区横川 5 丁目 5-7	03-3625-7590	03-3625-8538
静 岡	矢崎化工 (株)	422-8519	静岡県静岡市駿河区小鹿 2-24-1	04-2944-7113	04-2944-7007
埼 玉	(株) ランダルコーポレーション	351-0034	朝霞市西原 1-7-1	048-475-3662	048-475-3712

資料 5 — 日本福祉用具供給協会年表

年	月 日	事 項
平成 8 年	5 月 9 日	日本福祉用具供給事業者協会平成 7 年度臨時総会・社団法人日本福祉用具供給協会設立総会（東條会館）
	5 月 22 日	厚生省より社団法人許可
	5 月 29 日	法人設立登記
		厚生年金基金打合せ
	5 月 30 日	モデル事業終期打合せ（第 1 回）
	5 月 31 日	平成 8 年度各部会予算責任者委員会
	6 月 11 日	研修部会
	6 月 18 日	公的介護保険勉強会
	6 月 19 日	第 1 回運営委員会
		広報部会
	7 月 4 日	平成 8 年度第 1 回通常総会（ホテル日航東京）
		平成 8 年度第 1 回理事会（ホテル日航東京）
	7 月 17 日	第 2 回運営委員会
	7 月 18 日	モデル事業終期（周期予告通知発信）
	7 月 23 日	第 1 次持回理事会
	7 月 24 日	研修部会
	7 月 29 日	第 4 回厚生年金基金設立検討部会
	8 月 5 日	モデル事業終期打合せ（第 2 回）
	8 月 7 日	公的介護保険勉強会
	8 月 21 日	第 3 回運営委員会
	8 月 23 日	第 2 次持回理事会
	8 月 26 日	公的介護保険勉強会
	9 月 2 日	会員総合保障制度研究会
	9 月 16 日 ～ 21 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（仙台市 参加者 126 名）
	9 月 25 日	第 4 回運営委員会
	10 月 1 日	研修部会
	10 月 2 日	会員総合保障制度研究会
	10 月 14 日	広報部会
	10 月 17 日	管理者研修会（新高輪プリンスホテル 参加者 163 名）
	10 月 18 日	資質向上講習会（北海道支部）
	10 月 23 日	第 5 回運営委員会
	11 月 8 日 ～ 10 日	第 9 回全国健康福祉祭・宮崎ねんりんピック（宮崎県総合運動場）
	11 月 13 日	研修部会
	11 月 21 日 ～ 22 日	経営者研修会（箱根・湯本富士屋ホテル 参加者 143 名）
	11 月 25 日	資質向上講習会（東北支部）

年	月 日	事 項
平成8年	11月27日	第6回運営委員会
	12月2日	資質向上講習会（近畿支部1回目）
	12月10日 ～12日	シルバーサービス総合フェアイン大阪96（マイドームおおさか）
	12月10日	資質向上講習会（東京支部）
	12月11日	第3次持回理事会
	12月18日	第7回運営委員会
平成9年	1月18日	資質向上講習会（東海北陸支部 北陸）
	1月22日	第8回運営委員会
		広報部会
	1月24日	新年賀詞交換会
	1月28日	平成9年度第1回予算委員会
		資質向上講習会（南関東支部）
	2月6日	平成9年度第2回予算委員会
	2月12日	第9回運営委員会
	2月14日	資質向上講習会（近畿支部2回目）
	2月15日	資質向上講習会（九州沖縄支部）
	2月17日	第5回厚生年金基金設立検討部会
	2月18日	資質向上講習会（中国支部）
	2月19日	モデル事業終期（終期確定通知発信）
	2月24日	過疎地域モデル事業検討委員会（1）
	2月25日	資質向上講習会（東海北陸支部 東海）
	2月28日	過疎地域モデル事業検討委員会（2）
	3月7日	協会事業計画に関わる特別委員会
	3月6日 ～8日	97シルバーサービス展
	3月11日	第10回運営委員会
	3月21日	資質向上講習会（北関東支部）
	3月22日	資質向上講習会（四国支部）
	3月24日	平成8年度第2回通常総会（新高輪プリンスホテル）
		第2回理事会（新高輪プリンスホテル）
	4月10日	渉外部会
	4月16日	第11回運営委員会
		広報調査部会
	4月23日	研修部会
	4月30日	広報調査部会
	5月7日	広報調査部会
	5月13日	研修部会
	5月14日	第12回運営委員会
	5月20日	第4次持回理事会
	5月23日	部会代表者会

年	月 日	事 項
平成 9 年	6 月 9 日	厚生年金基金設立検討打合せ
	6 月 11 日	第 13 回運営委員会
	6 月 20 日	平成 9 年度第 1 回第 1 回通常総会（新高輪ホテル）
		通常理事会（新高輪ホテル）
		臨時運営委員会
		広報調査部会
	6 月 30 日 ～ 7 月 5 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	7 月 9 日	研修部会
	7 月 16 日	第 14 回運営委員会
		広報調査部会
	7 月 24 日	支部長・ブロック長会議（虎ノ門パストラル）
	8 月 4 日	広報調査部会
	8 月 5 日	研修部会
	8 月 29 日	経営研究会（三井海上火災保険株式会社 参加者 164 名）
	9 月 5 日	広報調査部会
	9 月 8 日 ～ 13 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（仙台会場）
	9 月 17 日	第 15 回運営委員会
	9 月 20 日	第 5 次持回理事会
	9 月 21 日 ～ 23 日	渉外部会
		第 10 回健康福祉祭・山形ねんりんピック（山形国際交流プラザ）
	9 月 26 日	資質向上研修会（四国支部）
	9 月 27 日 ～ 29 日	97 シルバーサービス総合展・京都（京都府総合見本市会館）
	9 月 30 日	部会代表者会
	10 月 7 日	資質向上研修会（近畿支部）
	10 月 16 日	研修部会
	10 月 30 日	渉外部会
	11 月 7 日	資質向上研修会（東北支部）
	11 月 10 日 ～ 15 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（大阪会場）
	11 月 12 日	研修部会
	11 月 18 日	資質向上研修会（北海道支部）
	11 月 19 日	第 16 回運営委員会
	11 月 21 日	資質向上研修会（中国支部）
	11 月 29 日	資質向上研修会（東海北陸支部 北陸会場）
	12 月 5 日	介護保険に関する要望書検討委員会
	12 月 11 日	協会年会費検討委員会
	12 月 17 日	第 17 回運営委員会
	1 月 20 日	第 6 次持回理事会

年	月 日	事 項
平成 10 年	1 月 23 日	平成 9 年度臨時理事会（虎ノ門パストラル） 新年賀詞交換会
	1 月 26 日	介護保険における福祉用具サービスのあり方に関する要望書を厚生省に提出
	2 月 4 日	研修事業部会
	2 月 5 日	広報調査部会
	2 月 12 日	予算検討委員会
	2 月 13 日	資質向上研修会（東海北陸支部 北陸会場）
	2 月 15 日	資質向上研修会（九州沖縄支部）
	2 月 16 日 ～ 21 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（博多会場）
	2 月 18 日	第 18 回運営委員会
	2 月 19 日	資質向上研修会（近畿支部）
	2 月 20 日 ～ 21 日	資質向上研修会（東京支部）
	3 月 2 日	渉外部会
	3 月 3 日	研修部会
	3 月 5 日 ～ 6 日	98 シルバーサービス展（池袋サンシャインシティー）
	3 月 9 日	資質向上講習会（南関東支部）
	3 月 11 日	第 19 回運営委員会
	3 月 24 日	第 2 回通常総会（虎ノ門パストラル） 第 2 回通常理事会（虎ノ門パストラル） 臨時理事会（虎ノ門パストラル） 臨時運営委員会
	4 月 6 日	研修部会
	4 月 7 日	調査部会
	4 月 15 日	第 20 回運営委員会 広報部会
	4 月 20 日	研修部会
	4 月 21 日	第 7 次持回理事会
	5 月 8 日	調査部会
	5 月 20 日	第 21 回運営委員会
	6 月 9 日	研修部会
	6 月 10 日	調査部会 第 22 回運営委員会
	6 月 17 日	第 1 回通常総会（弘済会館） 第 1 回通常理事会（弘済会館） 第 1 回支部長・ブロック長会議（弘済会館）
	6 月 24 日	シルバーサービス関係団体連絡協議会として要望書提出
	7 月 1 日	調査部会
	7 月 7 日	研修部会

年	月 日	事 項
平成10年	7 月 14 日	東京福祉産業連絡会総会
	7 月 15 日	第 1 回介護保険対策委員会
	7 月 30 日	第 2 回介護保険対策委員会
	8 月 5 日	調査部会
	8 月 6 日	第 1 回協会年会費検討委員会
	8 月 7 日	厚生省に協会としての要望書提出
	8 月 21 日	第 8 次持回り理事会
	8 月 25 日	調査部会
		第 3 回介護保険対策委員会
	9 月 1 日	シルバーサービス関係団体連絡協議会厚生省ヒアリング
	9 月 16 日	第 23 回運営委員会
	10 月 2 日	研修部会
	10 月 14 日	第 24 回運営委員会
	10 月 16 日	調査部会
	10 月 20 日	第 2 回支部長・ブロック長会議
	10 月 31 日 ～ 11 月 3 日	第 11 回全国健康福祉祭（愛知ねりんピック）
	11 月 4 日	研修部会
	11 月 21 日	資質向上研修会（東海北陸支部 北陸会場）
	12 月 1 日 ～ 3 日	シルバーサービス総合フェアイン大阪 98（大阪府マイドーム総合見本市会館）
	12 月 4 日	調査部会
平成11年	12 月 11 日	第 9 次持回り理事会
	12 月 16 日	第 25 回運営委員会
		第 2 回協会年会費検討委員会
		第 1 回収支予算策定委員会
	1 月 13 日	第 2 回収支予算策定委員会
	1 月 19 日	第 1 回レンタル事業在り方委員会
	1 月 22 日	臨時理事会（弘済会館）
		新年賀詞交換会（弘済会館）
	2 月 9 日	資質向上研修会（北関東支部）
	2 月 13 日	資質向上研修会（九州沖縄支部）
	2 月 17 日	第 26 回運営委員会
		第 2 回レンタル事業在り方委員会
	2 月 19 日	資質向上研修会（四国支部）
	2 月 26 日	資質向上研修会（中国支部）
	3 月 9 日	介護保険に対する質問および要望書を厚生省村上老人福祉振興課長に提出
	3 月 9 日 ～ 10 日	資質向上研修会（南関東支部）
	3 月 11 日 ～ 13 日	98 シルバーサービス展（池袋サンシャインシティー）

年	月 日	事 項
平成 11 年	3 月 16 日	第 2 回レンタル事業在り方委員会
		第 2 回通常総会（弘済会館）
		第 2 回通常理事会（弘済会館）
	3 月 18 日	第 2 回支部長・ブロック長会議（弘済会館）
		調査部会
		第 3 回レンタル事業在り方委員会
	3 月 19 日	資質向上研修会（近畿支部）
	3 月 19 日 ～ 20 日	資質向上研修会（東京支部）
	4 月 15 日	調査部会
		第 4 回レンタル在り方委員会
	4 月 21 日	第 10 次持回理事会
		第 27 回運営委員会
	5 月 18 日	第 28 回運営委員会
	5 月 24 日	広報部会
	6 月 16 日	平成 11 年度第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
		第 1 回支部長・ブロック長会議
		市場拡大部会
	6 月 23 日	支部・ブロック運営マニュアル作成委員会
	6 月 24 日	介護保険事業者申請用運営規程（協会モデル）作成委員会
	7 月 5 日 ～ 10 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	7 月 21 日	第 29 回運営委員会
	7 月 28 日	支部・ブロック運営マニュアル作成委員会
	7 月 29 日	東京福祉産業連絡会
	8 月 5 日	協会ホームページ作成委員会
	8 月 23 日	「福祉用具貸与の介護報酬に対する要望書」の厚生省への提出
	8 月 24 日	第 11 次持回理事会
		介護保険契約書（協会モデル）作成委員会
		介護保険対象福祉用具の範囲確認委員会
	8 月 27 日	市場拡大部会（福祉用具商品券開発検討）
	9 月 3 日	第 5 回レンタル在り方委員会
	9 月 10 日	研修部会（経営研究打合せ）
	9 月 14 日 ～ 19 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（仙台会場）
	9 月 16 日	「福祉用具貸与に関わる福祉用具」及び「特定福祉用具」の種目別範囲の解釈についての確認書の厚生省への提出
	9 月 22 日	第 30 回運営委員会
		研修部会（経営研究打合せ）
	9 月 29 日	第 1 回介護関連事業振興政策会議

年	月 日	事 項
平成11年	10月3日 ～ 8日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（博多会場）
	10月4日 ～ 9日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	10月9日 ～ 12日	第12回全国健康福祉祭（福井ねんりんピック）
	10月12日	研修部会（経営研究打合せ）
	10月19日	「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて要望書」の厚生省への提出
	11月4日	第2回介護関連事業振興政策会議
	11月14日	経営研究会（品川プリンスホテル）
	11月17日	第31回運営委員会
	11月30日 ～ 12月2日	シルバーサービス総合フェアイン大阪99（大阪マイドーム総合見本市会館）
	12月7日	平成12年度予算作成委員会
	12月10日	第3回介護関連事業振興政策会議
	12月14日	第12次持回理事会
	12月15日	第32回運営委員会
平成12年	1月21日	第2回支部長・ブロック長会議 新年賀詞交歓会
	1月31日	第4回介護関連事業振興政策会議
	2月7日	平成12年度予算作成委員会 介護保険に関する厚生省との意見交換会
	2月14日 ～ 19日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	2月21日 ～ 26日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（高松会場）
	2月16日	第33回運営委員会 第5回介護関連事業振興政策会議
	3月9日 ～ 11日	99シルバーサービス展（池袋サンシャインシティー）
	3月10日	第13次持回理事会
	3月13日 ～ 18日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（仙台会場）
	3月13日	研修部会（福祉用具供給事業者レベルアップ研修検討）
	3月14日	第2回通常総会（弘済会館）
	3月16日	第2回通常理事会（弘済会館） 臨時理事会（弘済会館） 臨時運営委員会
	4月11日	研修部会
	4月13日	調査部会
	4月14日	研修部会

年	月 日	事 項
平成 12 年	4 月 19 日	第 34 回運営委員会
		調査部会
	5 月 12 日	調査部会
	5 月 17 日	第 35 回運営委員会
	5 月 23 日	調査部会
	5 月 26 日	介護関連事業振興政策会議（厚生省）
	5 月 30 日	介護保険意見交換会（厚生省）
	6 月 1 日	第 14 次持回理事会
	6 月 13 日	組織対策部会
	6 月 14 日	研修部会
	6 月 20 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
	6 月 22 日	調査部会
	6 月 26 日 ～ 7 月 1 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	7 月 4 日	福祉用具展示場在り方委員会（テクノエイド協会）
	7 月 5 日	第 15 次持回理事会
	7 月 6 日	福祉用具展示場在り方委員会（テクノエイド協会）
	7 月 19 日	第 36 回運営委員会
		研修部会
	7 月 24 日	介護保険対策委員会
	8 月 3 日	組織対策部会
	8 月 9 日	第 16 次持回理事会
		第 17 次持回理事会
	8 月 21 日 ～ 26 日	福祉用具供給事業従事者現任研修会
	8 月 22 日	介護保険対策委員会
	8 月 29 日	調査部会
	8 月 30 日	研修部会
	9 月 14 日	第 1 回支部長・副支部長会議
	9 月 20 日	第 37 回運営委員会
	9 月 27 日	調査部会
	9 月 29 日	研修部会
	10 月 3 日	調査部会
	10 月 17 日	調査部会
	10 月 19 日	第 1 回支部長・ブロック長会議
		経営研究会（東京海上火災保険）
	11 月 4 日 ～ 6 日	第 13 回全国健康福祉祭（ねんりんピック 2000 大阪）
		シルバーサービス総合フェアイン大阪 2000
	11 月 14 日	第 18 次持回理事会
	11 月 15 日	第 38 回運営委員会

年	月 日	事 項
平成12年	12月4日	組織対策部会
	12月5日	第19次持回理事会
	12月12日	「介護保険制度に関する要望書」を厚生省へ提出
	12月13日	経理部会
	12月14日	調査部会
	12月20日	第39回運営委員会
平成13年	1月12日	調査部会
	1月15日	第20次持回理事会
	1月24日	「レンタルされる介護用電動ベッドに関するSG制度運用についての要望書」を厚生労働省、経済産業省、製品安全協会へ提出
	1月26日	第2回支部長・ブロック長会議
		新年賀詞交換会
	2月1日	調査部会
	2月7日	平成13年度予算作成小委員会
	2月9日	平成13年度予算作成委員
	2月21日	第40回運営委員会
	3月8日 ～10日	第11回シルバーサービス展（池袋サンシャインシティ）
	3月22日	第2回通常総会（弘済会館）
		第2回通常理事会（弘済会館）
	4月4日	第21次持回理事会
	4月9日 ～14日	福祉用具供給事業者現任研修会（大阪会場）
	5月9日	第22次持回理事会
	5月16日	第41回運営委員会
	6月20日	第1回通常総会（弘済会館）
		第1回通常理事会
		第1回支部長・副支部長会議
	6月26日	調査部会
	6月29日	SGマークに関する意見交換会（製品安全協会）
	7月17日	調査部会
	7月18日	第42回運営委員会
	7月23日 ～28日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	7月25日	調査部会
	8月5日	調査部会
	8月6日	第23次持回理事会
	8月29日	調査部会
	9月11日	第24次持回理事会
	9月13日	調査部会
	9月19日	第43回運営委員会

年	月 日	事 項
平成13年	9 月 26 日	経営研究会（大阪 KKR ホテル）
	10 月 6 日 ～ 9 日	第 13 回全国健康福祉祭（ねんりんピック 2001 広島）
	10 月 29 日	組織対策部会
	11 月 5 日	第 25 次持回理事会
	11 月 14 日	第 44 回運営委員会
	11 月 21 日	第 1 回支部長・副支部長会議
	11 月 29 日	意見交換会（厚生省）
	12 月 4 日 ～ 6 日	シルバーサービス総合フェアイン大阪 2001
	12 月 10 日	第 26 次持回理事会
	12 月 11 日	広報部会
	12 月 12 日	予算委員会
		意見交換会（厚生省）
	12 月 19 日	第 45 回運営委員会
平成14年	2 月 6 日	予算委員会
	2 月 27 日	第 46 回運営委員会
	3 月 7 日	第 27 次持回理事会
	3 月 14 日 ～ 16 日	第 12 回シルバーサービス展（池袋サンシャインシティ）
	3 月 20 日	第 2 回通常理事会（弘済会館）
		第 2 回支部長・副支部長会議
	3 月 29 日	意見交換会（厚生省）
	4 月 9 日	第 28 次持回理事会
	4 月 17 日	第 47 回運営委員会
	4 月 22 日	意見交換会（厚生省）
	4 月 25 日	第 5 回「福祉用具の日」創設連絡会
	5 月 20 日	第 6 回「福祉用具の日」創設連絡会
	6 月 7 日	第 29 次持回理事会
	6 月 9 日	調査部会
	6 月 11 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回理事会（弘済会館）
		第 1 回支部長・副支部長会議
	7 月 2 日	第 7 回「福祉用具の日」創設連絡会
	7 月 8 日	第 2 回「福祉用具の日」創設実行委員会
	7 月 10 日	第 30 次持回理事会
	7 月 17 日	第 48 回運営委員会
	7 月 23 日	第 7 回「福祉用具の日」創設連絡会企画委員会
	8 月 2 日	調査部会
	8 月 5 日	第 8 回「福祉用具の日」創設連絡会
	8 月 19 日	調査部会

年	月 日	事 項
平成14年	9 月 3 日	第 9 回「福祉用具の日」創設連絡会
	9 月 9 日	第 31 次持回理事会
	9 月 25 日	第 49 回運営委員会
	10 月 19 日 ～ 22 日	第 14 回全国健康福祉祭（ねんりんピック 2002 福島）
	11 月 19 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会
	12 月 10 日	調査部会
	12 月 18 日	第 50 回運営委員会
平成15年	1 月 29 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	2 月 4 日	調査部会
	2 月 12 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	2 月 19 日	第 51 回運営委員会
	2 月 24 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	3 月 4 日	第 32 次持回理事会
	3 月 13 日 ～ 15 日	第 13 回シルバーサービス展（池袋サンシャインシティ）
	3 月 20 日	第 2 回通常総会（弘済会館） 第 2 回通常理事会（弘済会館）
	4 月 3 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	4 月 11 日	第 33 次持回理事会
	4 月 14 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会
	4 月 16 日	第 52 回運営委員会
	4 月 25 日	意見交換会（国民健康保険中央会）
	4 月 30 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	5 月 9 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	5 月 19 日	第 34 次持回理事会
	6 月 11 日	第 1 回通常総会 第 1 回通常理事会 第 1 回支部長・副支部長会議
	6 月 18 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	7 月 4 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 14 日 ～ 19 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修（東京会場）
	7 月 16 日	第 53 回運営委員会
	8 月 8 日	第 1 回ワーキンググループ会議
	8 月 22 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	9 月 3 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会
	9 月 17 日	第 54 回運営委員会
	9 月 26 日	調査部会
	10 月 9 日	調査部会
	10 月 10 日	調査部会

年	月 日	事 項
平成 15 年	10月18日 ～21日	第15回全国健康福祉祭（ねんりんピック 2003 徳島）
	10月21日	調査部会
	10月31日	意見交換会（厚生労働省）
	11月14日	調査部会
	11月18日	調査部会
	11月19日	第55回運営委員会
	11月20日	「福祉用具の日」打合せ
	11月27日 ～12月1日	第15回全国生涯学習フェスティバル（まなびピア沖縄 2003）
	12月1日	第5回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	12月22日	調査部会
	12月24日	第6回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
平成 16 年	1月15日	予算小委員会
	1月21日	第56回運営委員会
	2月5日	第5回「福祉用具の日」推進協議会
	2月12日	日割計算についての打合せ
	2月24日	第7回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	3月3日	第6回「福祉用具の日」推進協議会
	3月5日	第2回通常総会
		第2回通常理事会
		第2回支部長・副支部長会議
	3月5日	調査部会
	3月11日 ～13日	第14回シルバーサービス展（池袋サンシャインシティ）
	3月12日	第35次持回理事会
	3月18日	調査部会
	3月19日	調査部会
	3月24日	第8回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	3月26日	第57回運営委員会
	3月29日	第7回「福祉用具の日」推進協議会
	4月6日	「介護保険における福祉用具の判断基準」に対する検討委員会
	4月15日	第36次持回理事会
	4月19日	第1回「福祉用具の日」企画協議会
	4月21日	第58回運営委員会
	4月27日	第1回「福祉用具の日」推進協議会
	5月10日	第59回運営委員会
	5月11日	第37次持回理事会
	5月26日	第60回運営委員会
	5月31日	第1回支部長・副支部長会議
		支部長・副支部長会議

年	月 日	事 項
平成16年	6 月 15 日	第 38 次持回理事会
	6 月 16 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
		第 2 回支部長・副支部長会議（弘済会館）
	6 月 22 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	6 月 24 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 6 日	研修部会
	7 月 14 日	第 61 回運営委員会
	7 月 16 日	第 39 次持回理事会
	7 月 29 日	協会運営健全化対策特別委員会
	8 月 9 日	調査部会
		研修部会
	8 月 19 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	8 月 31 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	9 月 9 日	研修部会
	9 月 15 日	第 62 回運営委員会
	10 月 9 日 ～ 13 日	第 15 回全国生涯フェスティバル（まなびピア愛媛 2004）
	10 月 14 日	第 40 次持回理事会
	10 月 16 日 ～ 19 日	第 16 回全国健康福祉祭（ねんりんピック 2004 群馬）
	10 月 27 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	10 月 28 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会
	10 月 29 日	会員スキルアップ研修ワーキング委員会
	11 月 1 日	第 41 次持回理事会
	11 月 17 日	第 63 回運営委員会
		会員スキルアップ研修ワーキング委員会
	12 月 1 日	第 42 次持回理事会
	12 月 10 日	会員スキルアップ研修ワーキング委員会
		情報開示標準化マニュアル検討委員会
平成17年	1 月 5 日	第 2 回通常総会
	1 月 18 日	第 5 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	1 月 21 日	第 43 次持回理事会
	1 月 26 日	第 5 回「福祉用具の日」推進協議会
	2 月 2 日	会員スキルアップ研修ワーキング委員会
	2 月 3 日	経理・総務部会
	2 月 4 日	新潟県中越地震義援金贈呈（新潟県）
	2 月 9 日	厚生労働省との意見交換会
	2 月 10 日	協会運営健全化対策特別委員会
	2 月 21 日 ～ 26 日	福祉用具選定相談者に対する採用時研修

年	月 日	事 項
平成 17 年	3 月 1 日	第 64 回運営委員会
	3 月 10 日 ～ 12 日	第 15 回シルバーサービス展（池袋サンシャインシティ）
	3 月 16 日	第 44 次持回理事会
	3 月 17 日	第 6 回「福祉用具の日」推進協議会企画委員会
	3 月 25 日	第 65 回運営委員会
		第 2 回通常理事会（弘済会館）
		第 3 回支部長・副支部長会議（弘済会館）
	3 月 28 日	第 6 回「福祉用具の日」推進協議会
	4 月 4 日	第 4 回スキルアップワーキング委員会
	4 月 11 日	第 1 回「福祉用具の日」企画委員会
	4 月 12 日	第 45 次持回理事会
	4 月 13 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会
	5 月 11 日	第 46 次持回理事会
	5 月 16 日	JASPA との合同ミーティング
	5 月 18 日	第 66 回運営委員会
		福祉用具選定技能士ワーキング委員会
	6 月 2 日	第 47 次持回理事会
	6 月 14 日	第 2 回「福祉用具の日」企画委員会
	6 月 15 日	第 5 回スキルアップワーキング委員会
	6 月 16 日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打ち合わせ
	6 月 21 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会
		第 1 回支部長・副支部長会議
	6 月 24 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 13 日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打ち合わせ
	7 月 14 日	第 48 次持回理事会
	7 月 16 日	JASPA との情報交換会
	7 月 20 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 22 日	第 67 回運営委員会
	8 月 1 日	第 49 次持回理事会
	8 月 2 日	独立行政法人福祉医療機構助成事業第 1 回委員会
	9 月 1 日	第 50 次持回理事会
	9 月 2 日	介護予防福祉用具貸与・販売の対応について打合せ
	9 月 6 日	老健事業打ち合わせ
	9 月 13 日	介護予防ワーキング中間報告（案）に対する要望書の打合
	9 月 21 日	第 68 回運営委員会
	9 月 22 日	老健事業第 1 回検討委員会
	10 月 9 日 ～ 15 日	第 15 回全国生涯学習フェスティバル（まなびピア鳥取 2005）
	10 月 13 日	研修部会

年	月 日	事 項
平成17年	10月25日	第3回「福祉用具の日」企画委員会
	10月27日	第4回「福祉用具の日」推進協議会
	11月2日	第51次持回理事会 老健事業第2回検討委員会
	11月18日	第69回運営委員会
	11月22日	独立行政法人福祉医療機構助成事業第2回委員会
	11月27日 ～28日	経営研究会（熱海）
	12月9日	厚生労働省との意見交換会
	12月19日	健全化対策特別委員会
	12月21日	改正介護保険に対する要望書（案）作成について打合せ
平成18年	1月6日	第52次持回理事会
	1月17日	厚生労働省への意見書提出打合せ
	1月20日	独立行政法人福祉医療機構助成事業第3回委員会
	1月23日	厚生労働省への意見書提出打合せ
	1月26日	予算委員会
	1月31日	第4回「福祉用具の日」企画委員会
	2月1日	第5回「福祉用具の日」推進協議会
	2月3日	介護保険見直しに関する打合せ
	2月16日	第70回運営委員会
	3月1日	「平成18年度介護保険の改訂」に係る検討会
	3月8日	老健事業第3回検討委員会
	3月15日	第71回運営委員会
	3月20日	第5回「福祉用具の日」企画委員会
	3月24日	第2回通常総会（弘済会館）
		第2回通常理事会
		臨時理事会
		第2回支部長・副支部長会議
	3月28日	第6回「福祉用具の日」推進協議会
	4月4日	第53次持回理事会
	5月2日	第54次持回理事会
	5月10日	補助金・助成金事業打ち合せ
	5月16日	第72回運営委員会
		福祉用具選定技能士認定B研修について打合せ
	5月18日	第55次持回理事会
	5月23日	第1回「福祉用具の日」推進協議会
	6月1日	第56次持回理事会
	6月9日	独立行政法人福祉医療機構助成事業委員会打合せ
	6月13日	第1回「福祉用具の日」企画委員会
	6月23日	第1回通常総会（弘済会館）
		第1回通常理事会（弘済会館）

年	月 日	事 項
平成18年		第1回支部長・副支部長会議（弘済会館）
	7月3日	第57次持回理事会
	7月7日	老健事業打合せ
	7月13日	第2回「福祉用具の日」企画委員会
	7月18日	第1回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	7月19日	第73回運営委員会
	7月25日	第2回「福祉用具の日」推進協議会
	8月4日	第1回老健事業検討委員会
	8月18日	第1回臨時理事会（テクノエイド協会会議室）
	9月1日	第58次持回理事会
	9月11日	調査部会
	9月20日	第2回支部長・副支部長会議（テクノエイド協会会議室）
		第74回運営委員会
	9月22日	第3回「福祉用具の日」推進協議会
	10月2日	第59次持回理事会
	10月5日 ～9日	第16回全国生涯学習フェスティバル（まなびピア茨城 2006）
	10月26日	第2回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	11月1日	第60次持回理事会
	11月21日	第4回「福祉用具の日」推進協議会
	11月29日	第75回運営委員会
平成19年	12月1日	第61次持回理事会
	12月8日	第2回老健事業委員会
	12月14日	予算委員会
	1月17日	第76回運営委員会
		研修部会
	1月24日	第5回「福祉用具の日」推進協議会
	2月6日	調査部会
	2月14日	予算委員会
	2月15日	第3回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	3月7日	第77回運営委員会
	3月8日	第3回老健事業検討委員会
	3月15日	第2回通常総会（弘済会館）
		第2回臨時理事会（弘済会館）
		第3回支部長・副支部長会議（弘済会館）
	3月22日	第6回「福祉用具の日」推進協議会
	4月2日	第62次持回理事会
	5月1日	第63次持回理事会
	5月16日	第78回運営委員会
	5月23日	第1回「福祉用具の日」推進協議会
	6月7日	実態調査検討委員会

年	月 日	事 項
平成19年	6 月 21 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
	7 月 4 日 ～ 6 日	福祉用具選定技能士 A 研修（東京会場）
	7 月 6 日	第 1 回臨時（緊急）理事会
	7 月 12 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 18 日	第 79 回運営委員会
	7 月 26 日	老健事業打合せ
	8 月 1 日	第 64 次持回理事会
	8 月 7 日 ～ 9 日	福祉用具選定士 A 研修（東海・北陸会場）
	8 月 24 日	老健事業打合せ
	8 月 30 日 ～ 9 月 1 日	福祉用具選定士 A 研修（九州・沖縄会場）
	9 月 3 日	第 65 次持回理事会
	9 月 13 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	9 月 14 日	第 1 回老健事業検討委員会
	9 月 19 日	第 80 回運営委員会
	9 月 25 日	第 1 回支部長・副支部長会議（弘済会館）
	9 月 26 日	第 1 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	10 月 10 日 ～ 12 日	福祉用具選定士 A 研修（近畿会場）
	10 月 12 日	保険給付のあり方に関する検討会に対する対応について打合せ
	11 月 1 日	第 66 次持回理事会
	11 月 5 日 ～ 6 日	福祉用具選定士 B 研修（東京会場）
	11 月 15 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会
	11 月 16 日	第 2 回支部長・副支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	11 月 21 日	第 81 回運営委員会
	11 月 27 日 ～ 28 日	福祉用具選定士 B 研修（東海・北陸会場）
	12 月 3 日	第 67 次持回理事会
	12 月 12 日	予算委員会
	12 月 18 日 ～ 19 日	福祉用具選定士 B 研修（九州・沖縄会場）
	12 月 27 日	第 2 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
平成20年	1 月 16 日	第 82 回運営委員会
	1 月 17 日	第 3 回支部長・副支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	1 月 18 日	第 2 回老健事業検討委員会
	1 月 22 日 ～ 23 日	福祉用具選定士 B 研修（近畿会場）

年	月 日	事 項
平成 20 年	1 月 29 日	予算委員会
	2 月 14 日	第 5 回「福祉用具の日」推進協議会
	2 月 22 日	第 3 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	2 月 29 日	第 68 次持回理事会
	3 月 12 日	第 83 回運営委員会
	3 月 14 日	第 3 回老健事業検討委員会
	3 月 19 日	第 2 回通常総会（弘済会館）
		第 2 回通常理事会（弘済会館）
		臨時理事会（弘済会館）
	4 月 1 日	第 69 次持回理事会
	5 月 1 日	第 70 次持回理事会
	5 月 13 日 ～ 15 日	福祉用具選定士 A 研修（東京会場）
	5 月 21 日	第 84 回運営委員会
	5 月 29 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会
	6 月 2 日	第 71 次持回理事会
	6 月 24 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
	7 月 9 日	第 85 回運営委員会
	7 月 13 日 ～ 15 日	福祉用具選定士 A 研修（東海・北陸会場）
	7 月 18 日	老健事業打合せ
	7 月 24 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 30 日	電動車いすの PSC マーク制度打合せ
	8 月 1 日	第 72 次持回理事会
	8 月 8 日	第 1 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	8 月 19 日	電動車いすの PSC マーク制度打合せ
	8 月 27 日	第 1 回老健事業検討委員会（あり方検討・効果測定）
	9 月 3 日	第 86 回運営委員会
	9 月 9 日 ～ 11 日	福祉用具選定士 A 研修（近畿会場）
	9 月 11 日	介護給付費分科会ヒアリング打合せ
	9 月 12 日	第 2 回老健事業検討委員会（あり方検討）
	9 月 17 日	第 1 回支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	9 月 19 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	10 月 1 日	第 73 次持回理事会
	10 月 6 日 ～ 7 日	福祉用具選定士 B 研修（東海・北陸会場）
	11 月 12 日 ～ 13 日	福祉用具選定士 B 研修（東京会場）
	11 月 19 日	第 87 回運営委員会

年	月 日	事 項
平成20年	11月28日	第4回「福祉用具の日」推進協議会
	12月9日 ～10日	福祉用具選定士B研修（近畿会場）
	12月16日	第1回予算委員会
	12月17日	第2回支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	12月24日	第2回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
平成21年	1月21日	第88回運営委員会
	2月3日	第2回老健事業検討委員会（効果測定）
		第3回老健事業検討委員会（あり方検討）
	2月6日	広報・組織活性部会
	2月13日	第2回予算委員会
	2月18日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打合せ
	2月19日	第5回「福祉用具の日」推進協議会
	2月23日	第3回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	3月4日	教育・研修部会
	3月9日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打合せ
	3月11日	第89回運営委員会
	3月13日	第3回老健事業検討委員会（効果測定）
	3月18日	第2回通常総会（弘済会館）
		第2回通常理事会（弘済会館）
	4月23日	「福祉用具の日」企画委員会
	5月13日	第1回教育・研修部会
	5月14日	「福祉用具の日」企画委員会
	5月19日 ～21日	福祉用具選定士A研修（東京会場）
	5月20日	第90回運営委員会
	5月28日	第1回「福祉用具の日」推進協議会
	6月3日 ～5日	福祉用具選定士A研修（鹿児島会場）
	6月19日	第1回通常総会（弘済会館）
		第1回通常理事会（弘済会館）
	7月1日	第74次持回理事会
	7月6日	在り方検討へ向けての打合せ
	7月6日 ～8日	福祉用具選定士A研修（東海・北陸会場）
	7月15日	第91回運営委員会
	7月30日	老健事業打合せ
		第2回「福祉用具の日」推進協議会
	8月5日	第4回在り方検討事前打ち合わせ
	8月6日	第1回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	8月18日	老健事業打合せ

年	月 日	事 項
平成 21 年	9 月 9 日 ～ 10 日	福祉用具選定士 B 研修（東海・北陸会場）
	9 月 16 日	第 92 回運営委員会
	9 月 18 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	10 月 6 日 ～ 8 日	福祉用具選定士 A 研修（近畿会場）
	10 月 9 日	老健事業打合せ
	10 月 14 日	第 2 回教育・研修部会
	10 月 21 日	広報・組織活性部会
	10 月 22 日	第 1 回老健事業検討委員会
	10 月 26 日	調査・研究部会
	11 月 4 日	老健事業打合せ
	11 月 5 日 ～ 6 日	福祉用具選定士 B 研修（鹿児島会場）
	11 月 6 日	第 75 次持回理事会
	11 月 11 日 ～ 12 日	福祉用具選定士 B 研修（東京会場）
	11 月 18 日	第 93 回運営委員会
	11 月 25 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会
	11 月 26 日	第 1 回支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	12 月 9 日 ～ 10 日	福祉用具選定士 B 研修（近畿会場）
	12 月 17 日	第 1 回予算委員会
平成 22 年	1 月 14 日	第 2 回老健事業検討委員会
	1 月 20 日	第 94 回運営委員会
	1 月 26 日	老健事業打合せ
	1 月 27 日	第 2 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	2 月 10 日	第 2 回支部長会議（テクノエイド協会会議室）
	2 月 12 日	社会福祉法人中央共同募金会事業打合せ
	2 月 17 日	第 2 回予算委員会
	2 月 18 日	第 3 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	2 月 24 日	第 5 回「福祉用具の日」推進協議会
	3 月 3 日	第 3 回老健事業検討委員会
	3 月 10 日	第 95 回運営委員会
	3 月 18 日	第 2 回通常理事会（弘済会館）
	3 月 25 日	老健事業打合せ
	4 月 6 日	第 76 次持回理事会
	4 月 22 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会
	5 月 7 日	第 77 次持回理事会
	5 月 11 日 ～ 13 日	福祉用具選定士 A 研修（東京会場）

年	月 日	事 項
平成22年	5 月 14 日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打合せ
	5 月 19 日	第 96 回運営委員会
	6 月 1 日	第 78 次持回り理事会
	6 月 8 日 ～ 10 日	福祉用具選定士 A 研修（近畿会場）
	6 月 9 日	独立行政法人福祉医療機構助成事業打合せ
	6 月 18 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
	6 月 30 日	第 1 回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	7 月 1 日	第 79 次持回り理事会
		第 2 回「福祉用具の日」推進協議会
	7 月 5 日 ～ 7 日	福祉用具選定士 A 研修（東海・北陸会場）
	7 月 7 日	老人保健事業推進費等補助金事業打合せ
	7 月 21 日 ～ 23 日	福祉用具選定士 A 研修（九州・沖縄会場）
	7 月 28 日	第 97 回運営委員会
	7 月 30 日	老人保健事業推進費等補助金事業打合せ
	8 月 2 日	第 80 次持回り理事会
	8 月 3 日 ～ 5 日	福祉用具選定士 A 研修（東北会場）
	8 月 26 日	運営委員による「福祉用具における保険給付のあり方に関する検討会」に対する要望書等の提出に係る打合せ
	9 月 6 日 ～ 7 日	福祉用具選定士 B 研修（東京会場）
	9 月 14 日	第 98 回運営委員会
	9 月 16 日	第 3 回「福祉用具の日」推進協議会
	9 月 17 日	第 1 回老人保健事業推進費等補助金事業検討委員会
	10 月 5 日 ～ 6 日	福祉用具選定士 B 研修（近畿会場）
	10 月 13 日	第 2 回老人保健事業推進費等補助金事業検討委員会
	10 月 20 日 ～ 21 日	福祉用具選定士 B 研修（九州・沖縄会場）
	10 月 27 日	第 1 回臨時理事会（テクノエイド協会会議室）
	11 月 1 日 ～ 2 日	福祉用具選定士 B 研修（東海・北陸会場）
	11 月 15 日	第 4 回「福祉用具の日」推進協議会
	11 月 17 日	第 99 回運営委員会
	11 月 29 日	第 2 回臨時理事会（アンフェリション）
	12 月 2 日 ～ 3 日	福祉用具選定士 B 研修（東北会場）

年	月 日	事 項
平成23年	12月9日	第2回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	12月13日	第1回予算委員会
	1月19日	第100回運営委員会
	1月24日	第5回「福祉用具の日」推進協議会
	2月2日	第3回老人保健事業推進費等補助金事業検討委員会
	2月9日	第2回予算委員会
	2月10日	第3回独立行政法人福祉医療機構助成事業検討委員会
	2月25日	第6回「福祉用具の日」推進協議会
	3月1日	第81次持回理事会
	3月2日	第4回老人保健事業推進費等補助金事業検討委員会
	3月9日	第101回運営委員会
	3月31日	第2回通常総会（テクノエイド協会会議室）
		第2回通常理事会（テクノエイド協会会議室）
	5月18日	第102回運営委員会
		資質向上研修会（北関東）
	5月24日 ～26日	福祉用具選定士A研修（近畿会場）
	6月7日 ～9日	福祉用具選定士A研修（九州・沖縄会場）
	6月16日	資質向上研修会（近畿）
	6月17日	資質向上研修会（南関東）
	6月23日	第1回通常総会（弘済会館）
		第1回通常理事会（弘済会館）
	7月5日 ～7日	福祉用具選定士A研修（東海・北陸会場）
	7月19日 ～21日	福祉用具選定士A研修（東京会場）
	7月28日	第103回運営委員会
	8月5日	資質向上研修会（北関東）
	8月24日	資質向上研修会（南関東）
	9月14日 ～15日	福祉用具選定士B研修（東京会場）
	9月15日	福祉用具サービス計画研修（東京会場）
	10月1日	「福祉用具の日」制定10周年記念式典（丸の内三菱ビル）
	10月8日	資質向上研修会（九州・沖縄）
	10月10日	資質向上研修会（九州・沖縄）
	10月12日 ～13日	福祉用具選定士B研修（東海・北陸会場）
	10月13日	福祉用具サービス計画研修
	10月21日	第104回運営委員会
	10月27日	資質向上研修会（東北）

年	月 日	事 項
平成23年	11月9日 ～10日	福祉用具選定士B研修（九州・沖縄会場）
	11月10日	福祉用具サービス計画研修（九州・沖縄会場）
	12月7日 ～8日	福祉用具選定士B研修（近畿会場）
	12月8日	福祉用具サービス計画研修（近畿会場）
	12月13日	第105回運営委員会
	12月15日	企画・予算部会教育・研修部会合同会議
	12月16日	資質向上研修会（北関東）
平成24年	1月26日	資質向上研修会（近畿）
	2月4日	資質向上研修会（東海・北陸）
	2月13日	福祉用具サービス計画研修（山形）
	2月15日	資質向上研修会（東京）
	2月16日	福祉用具サービス計画研修（群馬）
	2月17日	福祉用具サービス計画研修（長野）
	2月20日	第106回運営委員会
	2月21日	福祉用具サービス計画研修（岐阜）
	2月22日	福祉用具サービス計画研修（三重）
	2月23日	資質向上研修会（南関東）
	2月24日	福祉用具サービス計画研修（広島）
	2月25日	資質向上研修会（四国）
	2月27日	福祉用具サービス計画研修（秋田）
		資質向上研修会（北関東）
	2月29日	福祉用具サービス計画研修（栃木）
	3月3日	福祉用具サービス計画研修（和歌山）
		福祉用具サービス計画研修（大阪）
	3月6日	福祉用具サービス計画研修（滋賀1回目）
	3月7日	福祉用具サービス計画研修（石川）
	3月10日	資質向上研修会（北海道）
	3月12日	福祉用具サービス計画研修（山口）
	3月13日	福祉用具サービス計画研修（滋賀2回目）
	3月14日	福祉用具サービス計画研修（静岡）
	3月17日	福祉用具サービス計画研修（福島）
		福祉用具サービス計画研修（宮城）
	3月18日	福祉用具サービス計画研修（富山）
	3月21日	福祉用具サービス計画研修（奈良）
	3月22日	資質向上研修会（中国）
	3月26日	第2回通常理事会（弘済会館）
		福祉用具サービス計画研修（福岡）
	4月10日	福祉用具サービス計画研修会（東京）

年	月 日	事 項
平成 24 年	4 月 11 日 ～ 13 日	福祉用具選定士 A 研修（東京）
	4 月 18 日	経営研究会（ホテル大阪ベイタワー）
	4 月 24 日	福祉用具サービス計画研修会（東海・北陸）
	4 月 25 日 ～ 27 日	福祉用具選定士 A 研修（東海・北陸）
	5 月 15 日	福祉用具サービス計画研修会（近畿）
	5 月 16 日 ～ 18 日	福祉用具選定士 A 研修（近畿）
	5 月 24 日	第 107 回運営委員会
	5 月 29 日	福祉用具サービス計画研修会（九州・沖縄）
	5 月 30 日 ～ 6 月 1 日	福祉用具選定士 A 研修（九州・沖縄）
	6 月 21 日	第 1 回通常総会（弘済会館）
		第 1 回通常理事会（弘済会館）
	7 月 9 日	第 108 回運営委員会
	8 月 6 日	資質向上研修会（南関東）
	8 月 8 日	福祉用具サービス計画研修会（東京）
	8 月 30 日	第 109 回運営委員会
	9 月 12 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（近畿）
	9 月 12 日 ～ 13 日	福祉用具選定士 B 研修（近畿）
	9 月 14 日	第 1 回在り方検討委員会
		資質向上研修会（北関東）
		第 1 回災害時における福祉用具提供協力検討委員会
	9 月 26 日	第 39 回国際福祉機器展プレゼンテーション（東京ビッグサイト）
	10 月 11 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（東京）
	10 月 13 日	福祉用具サービス計画研修会（和歌山）
	10 月 14 日	資質向上研修会（九州・沖縄）
		第 1 回災害時における福祉用具提供協力検討委員会
	10 月 26 日	資質向上研修会（東北）
	10 月 31 日 ～ 11 月 1 日	福祉用具選定士 B 研修（東京）
	11 月 9 日	第 110 回運営委員会
	11 月 9 日 ～ 11 日	資質向上研修会（九州・沖縄）
	11 月 10 日	福祉用具サービス計画研修会（福島）
		資質向上研修会（東海・北陸）
	11 月 12 日	福祉用具サービス計画研修会（石川）
	11 月 14 日	福祉用具サービス計画研修会（青森）
	11 月 16 日	資質向上研修会（中国）

年	月 日	事 項
平成24年	11月27日	福祉用具サービス計画研修会（広島）
	11月28日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（東海・北陸）
	11月28日～29日	福祉用具選定士B研修（東海・北陸）
	12月11日	福祉用具サービス計画研修会（山形）
	12月12日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（九州・沖縄）
	12月12日～13日	福祉用具選定士B研修（九州・沖縄）
	12月20日	福祉用具サービス計画研修会（静岡）
	12月21日	資質向上研修会（北関東）
平成25年	1月11日	臨時理事会（フクラシア浜松町）
	1月16日	福祉用具サービス計画研修会（宮城）
	1月29日	広報・組織活性部会教育・研修部会及び企画・予算部会を合同開催
	2月2日	資質向上研修会（近畿）
	2月8日	第111回運営委員会
	2月13日	資質向上研修会（北関東）
	2月20日	第2回在り方検討委員会 第2回災害時における福祉用具提供協力検討委員会
	2月21日	資質向上研修会（東京）
	2月26日	資質向上研修会（東海・北陸）
	2月28日	資質向上研修会（南関東）
	3月22日	会計検査院実地検査
	3月26日	第2回通常総会（弘済会館） 第2回通常理事会（弘済会館） 支部長会議（弘済会館）
	4月17日	経営研究会（ホテル大阪ベイツタワー）
	5月14日～16日	福祉用具選定士A研修（東海・北陸）
	5月22日	第112回運営委員会
	6月6日	第1回理事会（テクノエイド協会会議室）
	6月10日	福祉用具サービス研修会（近畿）
	6月11日～13日	福祉用具選定士A研修（近畿）
	6月22日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（滋賀県）
	6月24日	第1回総会（弘済会館）
	7月9日～11日	福祉用具選定士A研修（東京）
	7月10日	第1回教育・研修事業検討委員会
	7月24日	福祉用具サービス研修会（東京）
	8月5日	福祉用具サービス研修会（九州・沖縄） 資質向上研修会（南関東）

年	月 日	事 項
平成25年	8 月 6 日 ～ 8 日	福祉用具選定士 A 研修（九州・沖縄）
	8 月 21 日	第 2 回理事会（テクノエイド協会会議室）
		第 113 回運営委員会
	9 月 10 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（名古屋）
	9 月 11 日 ～ 12 日	福祉用具選定士 B 研修（東海・北陸）
	9 月 18 日	第 40 回国際福祉機器展出展者プレゼンテーション（東京ビッグサイト）
	9 月 28 日	資質向上研修会（四国）
	10 月 4 日	厚生労働省との意見交換会
	10 月 8 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（大阪）
	10 月 9 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（横浜市）
	10 月 9 日 ～ 10 日	福祉用具選定士 B 研修（近畿）
	10 月 14 日	資質向上研修会（九州・沖縄）
	10 月 19 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（和歌山市）
	10 月 22 日	資質向上研修会（岩手）
		介護支援専門員に対する福祉用具研修会（盛岡市）
		介護支援専門員に対する福祉用具研修会（広島市）
	10 月 23 日	第 2 回教育・研修事業検討委員会
	11 月 8 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（酒田市）
	11 月 12 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（岐阜市）
	11 月 12 日 ～ 13 日	福祉用具選定士 B 研修（東京）
	11 月 15 日 ～ 16 日	資質向上研修会（東北）
	11 月 16 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（福島市）
	11 月 20 日	資質向上研修会（東京）
	11 月 22 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（静岡市）
	11 月 22 日 ～ 24 日	資質向上研修会（九州・沖縄）
	11 月 25 日	第 3 回理事会（テクノエイド協会会議室）
	11 月 26 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（山口市）
	11 月 27 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（東京）
	12 月 7 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（福岡県若宮市）
	12 月 10 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（沖縄）
	12 月 11 日 ～ 12 日	福祉用具選定士 B 研修（九州・沖縄）
	12 月 15 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（八戸市）
	12 月 17 日	教育・研修部会及び企画・予算委員会合同開催
	1 月 15 日	第 114 回運営委員会

年	月 日	事 項
平成26年	1 月 23 日	資質向上研修会（北海道）
	2 月 1 日	資質向上研修会（近畿）
	2 月 12 日	在り方検討委員会 災害時における福祉用具提供協力検討委員会
	2 月 22 日	資質向上研修会（東海・北陸）
	3 月 5 日	第 115 回運営委員会
	3 月 8 日	資質向上研修会（東海・北陸）
	3 月 11 日	資質向上研修会（中国）
	3 月 12 日	資質向上研修会（北関東）
	3 月 24 日	第 4 回理事会（テクノエイド協会会議室）
	4 月 10 日	資質向上研修会（東京）
	4 月 19 日	教育・研修事業（ホテルグランビア大阪）
	4 月 22 日 ～ 24 日	福祉用具選定士認定 A 研修（仙台）
	4 月 29 日	資質向上研修会（中国）
	5 月 13 日 ～ 15 日	福祉用具選定士認定 A 研修（名古屋）
	5 月 20 日 ～ 22 日	福祉用具選定士認定 A 研修（松山）
	5 月 29 日	第 116 回運営委員会
	6 月 4 日	第 1 回理事会（アンフェリシオン）
	6 月 10 日 ～ 12 日	福祉用具選定士認定 A 研修（大阪）
	6 月 17 日	福祉用具サービス計画研修会（福岡）
	6 月 23 日	第 1 回総会（弘済会間） 第 1 回臨時理事会（弘済会館）
	7 月 4 日	第 4 回災害時における福祉用具提供協力検討委員会
	7 月 8 日 ～ 10 日	福祉用具選定士認定 A 研修（東京）
	7 月 15 日 ～ 17 日	福祉用具選定士認定 A 研修（広島）
	7 月 23 日	福祉用具サービス計画研修会（東京）
	7 月 24 日	福祉用具サービス計画研修会（大阪）
	8 月 1 日	資質向上研修会（南関東）
	8 月 9 日 ～ 11 日	福祉用具選定士認定 A 研修（宮崎）
	8 月 27 日	第 4 回在り方検討委員会
	9 月 9 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（名古屋）
	9 月 10 日 ～ 11 日	福祉用具選定士認定 B 研修（名古屋）

年	月 日	事 項
平成26年	9 月 17 日 ～ 18 日	福祉用具選定士認定 B 研修（松山）
	9 月 19 日	資質向上研修会（北関東）
	9 月 26 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（山口県）
	10 月 1 日	第 41 回国際福祉機器展出展者プレゼンテーション（東京ビッグサイト）
	10 月 8 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（東京）
	10 月 10 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（岩手県）
	10 月 11 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（宮城県）
	10 月 14 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（広島）
	10 月 15 日 ～ 16 日	福祉用具選定士認定 B 研修（広島）
	10 月 16 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（神奈川県）
	10 月 21 日 ～ 22 日	福祉用具選定士認定 B 研修（仙台）
	10 月 25 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（和歌山県）
	10 月 28 日	第 5 回在り方検討委員会
	11 月 5 日 ～ 6 日	福祉用具選定士認定 B 研修（東京）
	11 月 10 日	認知症・高齢者に多い病気・障害に関する研修会（大阪）
	11 月 11 日	資質向上研修会（北海道）
	11 月 11 日 ～ 12 日	福祉用具選定士認定 B 研修（大阪） 資質向上研修会（九州・沖縄）
	11 月 13 日	資質向上研修会（東北）
	11 月 19 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（山形県）
	11 月 22 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（福島県）
	11 月 25 日	資質向上研修会（中国）
	11 月 29 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（茨城県）
	12 月 3 日	第 2 回理事会（TKP 浜松町ビジネスセンター）
	12 月 12 日 ～ 13 日	福祉用具選定士認定 B 研修（宮崎）
	12 月 17 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（静岡県）
平成27年	1 月 22 日	教育・研修部会
	1 月 26 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（岐阜県）
	1 月 30 日	広報・組織活性部会
	2 月 4 日	資質向上研修会（近畿）
	2 月 13 日	調査・研究部会
	2 月 16 日	第 6 回在り方検討委員会
	2 月 20 日	資質向上研修会（南関東）
	2 月 21 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（福岡県）
	2 月 23 日	資質向上研修会（東海・北陸）
	3 月 11 日	企画・予算部会

年	月 日	事 項
平成27年	3 月 18 日	介護支援専門員に対する福祉用具研修会（京都府）
	3 月 19 日	資質向上研修会（東海・北陸）
	4 月 10 日	災害協定締結式（山口県周南市）
	4 月 18 日	第 3 回理事会（テクノエイド協会会議室）
	4 月 20 日 ～ 21 日	経営者研究会（尼崎市） 災害対策委員会作業部会
	5 月 19 日 ～ 21 日	福祉用具選定士認定 A 研修（仙台）
	5 月 27 日	災害協定締結式（千葉県香取市） 災害協定締結式（千葉県松戸市）
	6 月 2 日	第 1 回理事会（フクラシア東京ステーション）
	6 月 9 日 ～ 11 日	福祉用具選定士認定 A 研修（広島）
	6 月 18 日	災害協定締結式（千葉県山武市）
	6 月 19 日	第 1 回総会（フクラシア東京ステーション） 第 1 回臨時理事会（フクラシア東京ステーション） 第 1 回支部長・ブロック長会議（フクラシア東京ステーション）
	6 月 23 日 ～ 25 日	福祉用具選定士認定 A 研修（大阪）
	7 月 3 日	災害協定締結式（千葉県睦沢町）
	7 月 6 日	災害協定締結式（千葉県多古町）
	7 月 7 日 ～ 9 日	福祉用具選定士認定 A 研修（松山）
	7 月 14 日 ～ 16 日	福祉用具選定士認定 A 研修（東京）
	7 月 23 日	第 1 回広報・組織活性小委員会
	7 月 30 日	第 1 回「福祉用具の日」推進協議会（TKP 浜松町ビジネスセンター）
	8 月 6 日 ～ 8 日	福祉用具選定士認定 A 研修（北九州）
	8 月 12 日	災害協定締結式（千葉県我孫子市）
	8 月 18 日	第 1 回調査・研究小委員会
	8 月 19 日	第 1 回災害対策委員会
	8 月 25 日	第 1 回自主事業特別委員会 第 1 回老健事業委員会
	9 月 8 日 ～ 10 日	福祉用具選定士認定 A 研修（名古屋）
	9 月 16 日	第 2 回理事会（フクラシア東京ステーション）
	9 月 17 日	第 2 回「福祉用具の日」推進協議会（TKP 浜松町ビジネスセンター） 自主事業調査委員会
	9 月 24 日	第 1 回経営研究小委員会 公明党厚生労働部会長ヒアリング（衆議院第 2 議員会館）

年	月 日	事 項
平成 27 年	9 月 28 日	災害協定調印式（佐賀県上峰町）
	10 月 1 日	日本介護支援専門員協会 10 周年記念式典
	10 月 2 日 ～ 3 日	福祉用具選定士認定 B 研修（北九州）
	10 月 8 日	第 42 回国際福祉機器展「福祉用具の日」出展者プレゼンテーション（東京ビッグサイト）
	10 月 14 日 ～ 15 日	災害対策作業部会
	10 月 16 日	災害協定調印式（愛知県大府市）
	10 月 18 日	自主事業調査委員会
	10 月 20 日	認知症と福祉用具サービス計画に関する研修会（松山）
	10 月 21 日 ～ 22 日	福祉用具選定士認定 B 研修（松山）
	10 月 23 日	厚生労働省老健局高齢者支援課長との意見交換（厚生労働省）
	10 月 27 日 ～ 28 日	支部・ブロック運営マニュアル作成作業部会
	10 月 29 日 ～ 30 日	福祉用具相談・研修機関協議会（大阪 ATC エイジレスセンター）
	11 月 4 日	第 2 回自主事業特別委員会
	11 月 10 日	認知症と福祉用具サービス計画に関する研修会（広島）
	11 月 11 日 ～ 12 日	福祉用具選定士認定 B 研修（広島）
	11 月 13 日	災害協定調印式（徳島県鳴門市）
	11 月 17 日	自由民主党予算・税制等に関する政策懇談会（自民党本部）
		認知症とサービス計画書に関する研修会（東京）
	11 月 18 日 ～ 19 日	福祉用具選定士認定 B 研修（東京）
	11 月 20 日	資質向上研修会（東北支部）
	11 月 27 日	第 2 回広報・組織活性小委員会
	12 月 2 日	第 3 回理事会（フクラシア東京ステーション）
	12 月 8 日	地域包括ケアシステム・介護推進議員連盟幹部会（衆議院第一議員会館）
		認知症と福祉用具サービス計画書に関する研修会（仙台）
	12 月 9 日	第 2 回老健事業委員会
		全国生活協同組合連合会助成金贈呈式
	12 月 9 日 ～ 10 日	福祉用具選定士認定 B 研修（仙台）
	12 月 15 日	災害協定調印式（東京都練馬区）
		認知症と福祉用具サービス計画に関する研修会（大阪）
	12 月 16 日 ～ 17 日	福祉用具選定士認定 B 研修（大阪）
	12 月 22 日	福祉用具サミット（テクノエイド協会）
	12 月 24 日	第 2 回経営研究小委員会

年	月 日	事 項
	12 月 25 日	災害協定調印式（千葉県佐倉市）
平成 28 年	1 月 8 日	「軽度者への福祉用具貸与・住宅改修の原則自己負担化」に反対する全国署名活動実施
	1 月 19 日	認知症と福祉用具サービス計画に関する研修会（名古屋） 福祉用具関係者新年交流会（アルカディア市ヶ谷）
	1 月 20 日	賛助会員意見交換会（メルパルク）
	1 月 20 日 ～ 21 日	福祉用具選定士認定 B 研修（名古屋）
	1 月 21 日	災害協定調印式（香川県高松市）
	1 月 28 日	第 3 回自主事業特別委員会 第 1 回予算委員会
	2 月 3 日	第 127 回介護給付費分科会（ベルサール半蔵門）
	2 月 17 日	第 55 回介護保険部会（ベルサール九段）
	2 月 19 日	災害協定調印式（岡山県赤磐市）
	2 月 23 日	災害協定調印式（山形県真室川町）
	2 月 25 日	第 3 回老健事業委員会
	2 月 29 日	第 2 回災害対策委員会
	3 月 8 日	自由民主党懇談会（都市センターホテル）
	3 月 10 日	災害協定締結式（青森県むつ市）
	3 月 11 日	自主事業調査検討委員会
	3 月 15 日	福祉用具サミット（テクノエイド協会） 第 4 回理事会（フクラシア東京ステーション）
	3 月 16 日	第 3 回中国国際シルバー産業博覧会とフォーラム（国際展示場東館）
	3 月 17 日	介護労働懇談会（中野サンプラザ）
	3 月 18 日	災害協定締結式（愛知県東海市）
	3 月 24 日	「福祉用具の日」推進協議会（TKP）浜松町ビジネスセンター
	3 月 25 日	第 6 回介護保険部会（東海大学校友会館） 災害協定調印式（山形県酒田市）
	3 月 28 日	災害協定締結式（埼玉県美里市）
	3 月 30 日	第 128 回介護給付費分科会（ベルサール九段）

特集

福祉用具の日のこれまで



2004 年度 ― フォトコンテスト入賞作品発表

福祉用具のある風景

フォトコンテスト 入賞作品発表

全国 47 都道府県、応募総数 222 の中から最優秀賞、経済産業大臣賞、厚生労働大臣賞の各1作品、特選6作品、入選9作品を選ばせていただきました。

 10月1日は「福祉用具の日」



審査委員長	京極 高宣 氏（日本社会事業大学学長）
審査委員	内田 洋司 氏（フォトジャーナリスト・元朝日新聞社カメラマン）
	清水 鳩子 氏（主婦連合会参与）
	中村 春基 氏（社団法人日本作業療法士協会副会長）
	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課（社会参加推進室）室長 江波戸 一敏 氏
	経済産業省 商務情報政策局 サービス産業課医療・福祉機器産業室室長 藤本 康二 氏 主催者代表

最優秀賞



「ゴールをめざして」

東京都 辻川 吉夫さん（45 歳）

マラソン大会で懸命に走る子供と、それを見守る人たちを撮りました。

厚生労働大臣賞



「雪にも安心」

愛知県 奥野 喜久雄さん (64 歳)

雪の外出に、これさえあれば自由に歩行できる。



経済産業大臣賞



「ふれあい」

大阪府 才脇 信吾さん (75 歳)

音楽を通じてふれあいを大切に
と電動車椅子を自分の足として
活躍する人。たくましく感じた。

特選



「車いすの人と一緒に入れる」

大阪府 大向 藍さん (25 歳)



「納涼のひとつき」

埼玉県 新井 信一郎さん (83 歳)



「妹とおでかけ」

青森県 白戸 恵さん (32 歳)



「表現は自由自在！」

東京都 種村 潔さん (48 歳)



「ナイスキャッチ!!」

兵庫県 杉江 輝美さん (59 歳)



「看板親爺」

宮崎県 井口 克宣さん (50 歳)



「私の自家用車」

神奈川県 佐藤 繁美さん (69 歳)



「手作りの車椅子」

香川県 美藤 明さん (60 歳)



「優しさ」

長野県 宮沢 千春さん (41 歳)



「祭り」

鹿児島県 山田 宏作さん (44 歳)



「かつこ e ~自閉症児 With 箸蔵くん」

大阪府 小田 多佳子さん (41 歳)



「ファミリー」

茨城県 朝香 俊雄さん (72 歳)



「通勤風景」

大阪府 吉川 勝磨さん (55 歳)



「日光浴～ぼくにぴったりカタツムリハウス～」

兵庫県 本田 真由美さん (34 歳)



「いい天気だね」

東京都 伊藤 純子さん (36 歳)

2005 年度 ― フォトコンテスト入賞作品発表

福祉用具のある風景
フォトコンテスト2005

全国47都道府県、応募総数113点の中から
最優秀賞、厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞の
各1作品、特選4作品、入選8作品、特別賞1作品
を選ばせていただきました。

福祉用具が私たちの生活に
溶け込んでいる様子を、写真で伝えてください。



審査委員長	千野 直一氏（慶應義塾大学 名誉教授）
審査委員	木村 恵一氏（社団法人日本写真家協会常務理事）
	清水 鳩子氏（主婦連合会参与）
	中村 春基氏（社団法人日本作業療法士協会副会長）
	厚生労働省担当者様
	経済産業省担当者様
	主催者代表

最優秀賞



「福祉用具に感謝。」

岡山県 花 一彦さん（60 歳）

老夫婦の外出には福祉用具が必ず必要。このご夫婦も奥様は足が悪く電動車椅子が無ければ長時間外出できず又、ご主人も歩けるものの杖が必要。福祉用具に感謝している…と言っていた。

厚生労働大臣賞



「よいしょ!よいしょ!」

東京都 嶋崎 眞治さん (36 歳)

初めての小学校の運動会での綱引き。担任の先生の見守る中、車いすから落ちそうになりながらも精一杯引っ張る息子、見ている側も力が入ってしまいました。皆の力を合わせ、この勝負は勝ちました。



経済産業大臣賞



「動物大好き」

東京都 長田 京子さん (62 歳)

毎月1回のリハビリを兼ねてアニマルセラピー（ロボット）を実施しています。皆さん楽しく過ごし時間がたつのも忘れるほどです。

特選



「きれいに写るかな」

徳島県 樋口 康男さん (57 歳)



「春に誘われて」

秋田県 高橋 寿さん (47 歳)



「介助犬と共に」

京都府 中野 豊さん (57 歳)



「縁側にて」

熊本県 勝木 進さん (44 歳)



「人にやさしいまちづくりはあたし達の手で」
愛知県 種井 武朗さん (71 歳)



「八十一歳のバリアフリーマラソン」
東京都 箕輪 一夫さん (56 歳)



「これは、楽ちんだー!」
徳島県 藤沢 俊夫さん (60 歳)



「ふれあい」
群馬県 若尾 秀次さん (44 歳)



「いっしょにお遊戯」
大分県 坂本 智弘さん (42 歳)



「気持ちのいい朝」
埼玉県 片桐 勇治さん (43 歳)

入選



「坂道を。」

福岡県 宮原 典子さん (44 歳)



「夕陽の頃」

埼玉県 早川 英夫さん (62 歳)

特別賞



「一筋の芸」

徳島県 東路 功さん (74 歳)

2011 年度 ― フォトコンテスト入賞作品発表

10月1日は
「福祉用具の日」

10周年
記念

「福祉用具のある風景」 フォトコンテスト 2011 受賞作品発表

福祉用具の普及・啓発を目的とした「福祉用具の日」も、今年の 10 月 1 日で 10 周年を迎える事になります。フォトコンテストはこの記念事業として行なわれているものです。前回 2005 年から 6 年ぶりの開催となり前回に引き続き「福祉用具のある風景」というテーマで募集し、全国より幅広い年齢層から、過去最高となる 296 作品もの応募がありました。

▼ Download

- ▶ プレスリリース (PDF:200kb)
- ▶ 広告用 B2ポスター (PDF:1.10mb)
- ▶ 作品集 A4 リーフ (PDF:1.08mb)

どちらも
すばらしい!



厚生労働大臣賞、経済産業大臣賞は
全受賞作品 18 点の中から選ばれました。

最優秀賞〈1 点選出〉



**最優秀
賞**

**厚生労働
大臣
賞**

「ひととき」

三重県津市 加藤 和弘さん

優秀賞〈2点選出〉

「散歩の途中で」

沖縄県石垣市 中西 康治さん

元気自慢のばあちゃんのたのしみは晴れた日のお散歩。昔とかわりなく愛犬をつれて。こんな普通の幸福をくれる車椅子に感謝しています。



「力の限り」

和歌山県和歌山市 中村 幸雄さん

陸上競技大会での1コマです。選手が力の限り自分の限界に挑戦している風景を撮りました。

特選〈5点選出〉



「お出迎え」

山形県新庄市 戸塚 喜八さん

祭りのみこしを待っていると空が急に変わってきました。「環水平アーチ」と言われる水平の虹が出現しました。



「満開の桜の下で」

福岡県北九州市 太田 美恵さん

花見を終え、ホームに戻るおばあちゃん。公園で遊ぶ娘たちにも優しく声をかけてくれました。



「オフロサイコー」

埼玉県日高市 村松 峻介さん

「いつまでも大好きなお風呂に浸かっていたい」と笑顔。



「あとは頼むぞ」

京都府京都市 小巻 真司さん

第22回全国車いす駅伝競走大会にて撮影。優勝した「大阪 A チーム」です。



「祝 完走」

大阪府摂津市 川邊 敏仁さん

夏の自転車レース!!二輪車の中をハンドサイクルで激走!

入選〈10点選出〉



「笑顔満開」

埼玉県日高市 村松 峻介さん

90歳になる方と散歩に行きました。桜に負けない満面の笑みです。



「笑顔満開」

広島県福山市 東 絃未さん

歩行困難な方も色々な福祉用具を使用し外出できます。心も晴れ張れ笑顔満開です。



「俺達の YOSAKOI ソーラン」

北海道小樽市 紅露 雅之さん

不自由な体を精一杯動かして踊るこのチームに大きな拍手と声援がとんだ。



体験「学習と訓練」

神奈川県横浜市 柴山 洋さん

水戸から田舎（棚倉／福島県）へは水郡線利用。途中の太子駅で見たホームでの様子。真剣な中にも心のかよう訓練の様子が好感をもてました。百聞は一動にしかず。



「いただきます」

埼玉県富士見市 阪井 之哉さん



「頑張れケンちゃん」

鹿児島県霧島市 山田 宏作さん



「道を尋ねて」

千葉県習志野市 後藤 榮子さん

雨が落ち相な夕方、二人の良いムードに思わずシャッターを押した。



「歓び」

島根県松江市 安達 寛さん

夕映に遭遇し、感動を身体で表現している車椅子利用者の姿にひかれてシャッターを切りました。



「魔法の水」

新潟県妙高市
特別養護老人ホーム 名香山苑



「新学期」

埼玉県川越市 酒井 太郎さん

2年生になった新学期の写真です。
桜を背景に笑顔でピースです。

2011 年度 ― 「福祉用具の日」 10 周年記念式典



10 月 1 日は「福祉用具の日」10 周年記念 「福祉用具のある風景」フォトコンテスト表彰式 記念講演会&座談会

日 時：2011 年 10 月 1 日（土） 14：00～16：00
場 所：東京丸の内 三菱ビル（コンファレンススクエア M+）



「福祉用具の日」制定 10 周年の記念事業の一環として行なわれた「福祉用具のある風景」フォトコンテストの表彰式が、東京駅にほど近いコンファレンススクエアエムプラスにて行われました。

当日会場入り口には受賞作 18 点のパネルが展示され、それぞれの作品の前で足を止めて見入る来場者の姿が見られました。



▲作品展示風景

編集後記



編集後記

日本福祉用具供給協会が平成8年5月に設立されて以来、早くも20周年を迎えることになりました。昨年9月、事務局に在籍する現在の我々には、20年の足跡を取りまとめる責務があるという思いを共有し、20年誌の作成に取り掛かりました。執筆にあたり定時総会資料、協会の情報誌である「きずな」などの資料を読むと、全国福祉機器・介護用品事業者協議会（全レン協）と全国介護用品販売店協会（介販協）が、業界発展のために大同団結し、社団法人として社会的信頼に応えていくことを明確に打ち出し、教育研修の充実、サービスの質の向上を最重点課題とされたことが分かります。創設時の池田理事長初め、役職員、運営委員の皆様の熱い思いが伝わってまいりました。そして、創立1年目の正会員は最大747社を数えるに至りました。平成8年は時あたかも介護保険法の成立前年であります。当時の厚生省に対しては、福祉用具貸与に関わる要望書の提出などを行うとともに、連携してモデル事業を実施し、介護保険制度の円滑なスタートに努めました。しかし、平成18年には福祉用具貸与価格の「外れ値」の問題が指摘され、また、要介護1までの軽度者については、原則給付対象外とする見直しが行われたことは記憶に新しいところです。

平成22年4月、2代目理事長に就任された山下氏は「福祉用具の日」推進協議会の設立に尽力され、福祉用具の普及をより進められました。また福祉用具専門相談員の質の向上、福祉用具サービス計画の義務化にも取り組まれました。しかし、平成25年7月13日に急逝されたのは、痛恨の極みであります。その後を、末島氏が急遽3代目理事長として後を引き継がれ、協会本部と全国各ブロックの連携強化と会員の増加を図るための改革に取り組まれたのは、ついこの間のことであります。

平成27年6月19日の定時総会で、小野木氏が4代目理事長に就任され、平成18年に次ぐ介護保険制度の平成30年改正に向けた荒波に直面することになります。要介護2までを原則自己負担にすべきとする財務省の提言に対し、小野木理事長は、平成27年度に、自主事業により特別委員会を設置し、多くの利用者にとって福祉用具は転倒を予防し、重度化を防ぎ遅らせることにより介護費の抑制効果があることを実証する報告書を取りまとめ、先頭に立って国会議員、財務省、厚生労働省及びマスコミ等に説明し、理解を求める活動を展開しています。

福祉用具サービスは24時間、365日利用でき、高齢者自身の自立意欲を高め、介護負担の軽減ができるサービスです。また、少ないコストで多くの方に利用され、離島や過疎地のような人的サービスが行き届かないところにも行き渡るサービスです。当協会は、福祉用具を必要とする方が利用しやすく、また長く利用していただけるような介護保険制度であることを望みます。当協会としても利用者のための適正かつ質の高い福祉用具サービスを提供す

るための努力は、惜しまないつもりです。

20年間の日本福祉用具供給協会の歴史は、我が国の福祉用具サービスの歴史でもあります。歴代正副理事長、役職員並びに運営委員の皆様のご尽力に感謝しつつ編集後記といたします。

平成 28 年 6 月

一般社団法人日本福祉用具供給協会
専務理事・事務局長 本村光節

日本福祉用具供給協会

—20 年の歩み

発行日 2016 年 8 月

発 行 一般社団法人日本福祉用具供給協会
〒105-0013
東京都港区浜松町 2-7-15 三電舎ビル 4 階
TEL. 03-6721-5222 FAX. 03-3434-3414

制 作 小宮山印刷株式会社
〒104-0028
東京都中央区八重洲 2-11-3
